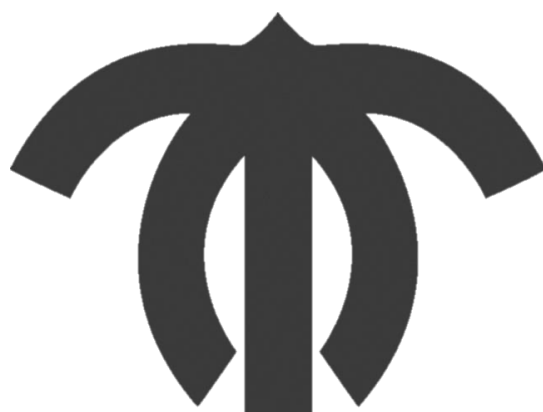


市原市地域防災計画

【資料編】



令和6年4月

市原市防災会議

市原市地域防災計画【資料編】

資料 1	過去の主な災害一覧表（震災、風水害）	1
資料 2	急傾斜崩壊危険区域一覧表	18
資料 3	土砂災害警戒区域等一覧表（急傾斜・土石流）	19
資料 4	山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）	43
資料 5	山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）	45
資料 6	千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	46
資料 7	被災状況報告（庁内用）	67
資料 8	防災行政無線（同報系）・IP無線機 設置状況一覧表	68
資料 9	備蓄倉庫・備蓄品一覧表	77
資料 10	指定緊急避難場所及び指定避難所の種類等	85
資料 11	緊急輸送道路・補完道路・災害対策拠点分布図	96
資料 12	重要物流道路分布図	97
資料 13	気象観測及び水位観測施設一覧	98
資料 14	市原市水道復旧体制	101
資料 15	消防機関一覧表	104
資料 16	消防車軸配置状況	106
資料 17	消防水利の状況	107
資料 18	消防通信設備状況	108
資料 19	消防団員配置状況	109
資料 20	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	110
資料 21	大規模特殊災害時における広域航空消防応援市原市事前計画	131
資料 22	消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱	134
資料 23	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援事前計画	138
資料 24	災害協定一覧表	139
資料 25	市原市防災会議条例	149
資料 26	市原市防災会議委員名簿	152
資料 27	市原市災害対策本部条例	154
資料 28	市原市災害対策本部規則	155
資料 29	市原市災害対策本部規程	159
資料 30	市原市災害復旧対策本部設置規程	161
資料 31	市原市防災行政無線管理運用規程	166
資料 32	市原市防災行政無線管理運用規程細目	170
資料 33	市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	172
資料 34	市原市自主防災組織補助金交付要綱	175
資料 35	市原市自主防災組織の訓練に関する指導要領	178
資料 36	市原市災害時における協力井戸の登録に関する事務取扱要領	180
資料 37	市原市災害見舞金支給に関する要綱	182
資料 38	市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱	184
資料 39	市原市防災ラジオ等の配布に関する要綱	190
資料 40	災害時連絡先一覧表（防災関係機関）	192
資料 41	洪水・高潮浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧	195

資料 4 2	ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表	212
資料 4 3	市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧	215
資料 4 4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	216
資料 4 5	気象警報・注意報発表基準一覧	221
資料 4 6	異常気象時通行規制区間及び基準雨量	223
資料 4 7	令和元年における一連の災害に係る主な支援制度	224
資料 4 8	千葉県知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う指定河川・海岸 水防	233
資料 4 9	水防本部の連絡系統 水防	234
資料 5 0	水防指令様式集 水防	241
資料 5 1	重要水防区域 水防	252
資料 5 2	水防工法 水防	258
資料 5 3	水防標識・信号 水防	259
資料 5 4	水防用資材計画一覧表 水防	260
資料 5 5	水門・ため池・排水機場等一覧 水防	261
資料 5 6	水防顛末報告 水防	264

資料 1 過去の主な災害一覧表（震災、風水害）

1. 市原市における過去の主な震災

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
大正12年 (1923)	地震・津波 (関東大震災)	9月1日、午前11時58分関東大地震起こる。震源は、神奈川県平塚郊外金目付近の地下約30kmと推定される。(マグニチュード7.9) 被害区域は、東京・神奈川・千葉・埼玉・静岡・山梨・茨城の1府6県にわたり、地震により東京・横浜は未曾有の大火となり地震による被害よりも火災による被害が大きい。また、房総部より市川に及ぶ地域及び三浦半島を中心として地盤が隆起し、これに反し、東京及び伊豆大島は沈下した。この地震による死者・行方不明者142,807名、家屋全壊128,266棟、焼失447,128棟に上る。 市原郡においては、死傷者88名、家屋全壊2,477棟の被害に及んだ。
昭和62年 (1987)	地震 (千葉県東方沖地震)	12月17日、午前11時08分ごろ千葉県東方沖(北緯35度21分、東経140度29分、一宮沖20km、震源の深さ58km)でマグニチュード6.7の地震が発生し、県内では銚子・千葉・勝浦で震度5の強震、(震度6・市原市消防局観測)館山で震度4の中震を観測した。この地震により、家屋の全壊10棟、半壊4棟、屋根瓦の損壊約11,000棟に及ぶ被害を受けた。また、ブロック塀の倒壊による死亡1名、重傷者1名、その他水道管の亀裂、道路の亀裂等市民生活に甚大な影響を与えた。
平成17年 (2005)	地震 (千葉県北西部)	7月23日16時35分、北緯35.5度、東経140.2度、マグニチュード5.7の地震が発生し、震度5弱(市川市・船橋市・木更津市・浦安市)震度4(市原市他)を観測した。市内の被害は特になし。
平成23年 (2011)	地震 (東北地方太平洋沖地震)	3月11日14時46分、三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)を震源地とするマグニチュード9.0の地震が発生し、最大震度は宮城県栗原市で震度7を記録し、本市では震度5弱を観測した。

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
平成23年 (2011)		この地震により、家屋の半壊1棟、一部損壊161棟の被害を受けた。また、臨海部での液化石油ガスタンクの火災爆発により、重傷者1名、軽症者4名の人的被害を受け、一時は1,000名を超える住民が避難した。

2. 市原市における過去の主な風水害

年号 (西暦)	災害種別	災害概要
明治3年 (1870)	暴風雨	7月暴風雨にて潮水漲り、姉崎浦塩浜の堤防ごとごとく破損す。
明治4年 (1871)	暴風雨・高潮	7月22日、(9月6日) 暁より、暴風雨にて、市原郡岩崎新田海外の堤防20間余崩壊し、海水漲溢して田圃を浸す。
明治13年 (1880)	暴風・高潮	10月3日、暴風のため海嘯を起こし、八幡町において家屋の破損流失するもの多し、4名溺死。
明治33年 (1900)	降灰	1月22日6時30分の浅間山の噴火に伴い、吹き上げられた噴煙は北北西の気流にのせられ、降灰は千葉郡の大部分と市原郡・山武郡・長生郡の約半分をおおい、8時30分頃より始まり30分ないし4時間続いた。
明治34年 (1901)	雷雨・降雹・龍巻	群馬県下に発生。埼玉県・東京府を通過して、千葉県に侵入した雷雨は各地で落雷、降雹、龍巻による被害を起こした。 千葉・八幡から茂原・大多喜に至る、幅3里・長さ10里の間15時頃より雹が降って被害が甚だしかった。 市原郡字平田から村上・柳原・引田・権現堂・佐是付近までの各地区に15時50分から17時頃まで龍巻が起こり、圧死1、重傷1、家屋全潰9、半潰2及び落雷による感電死1を生じた。また、この龍巻に降雹も加わり、農作物の被害も多かった。
明治35年 (1902)	龍巻	1月8日、早朝、静岡県沼津南方に発生し、雨・雪・雹を降らせながら東進した小低気圧に付随して、5時30分頃神奈川県久里浜西方に龍巻が起こった。この龍巻は本県に侵入し、君津郡富田・市場・久留里及び市原郡古敷谷の各地区において強烈を極め、死者1、家屋倒壊2、大破4、小破70余の被害を出した。
明治36年 (1903)	雷雨・降雹	5月26日、関東地方北部より本県に侵入した雹雨に伴い、八幡では落雷による死傷者を出し、木更津では2寸に達する降雹があった。
大正5年 (1916)	暴風雨 (台風)	7月26日～30日、29日朝房総南部に上陸し、能登半島より日本海に入った台風がある。この台風接近前の26日朝より暴風雨となり30日夜ま

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		で続く。29日の降水量特に多く鶴舞では280mmを観測する。
大正6年 (1917)	風雨－高潮 (台風)	9月30日～10月1日、30日夜半駿河湾へ上陸し10月1日3時浦和付近を経て奥羽東部を北上、北海道中部を縦断してオホーツク海に入った台風がある。9月30日夜半より暴風雨となり1日正午まで続き、浦安より五井に至る沿岸一帯は、未曾有の高潮に襲われた。
大正13年 (1924)	旱害	6月末より8月初めまで雨少なく旱害となる。被害は甚だしく市原郡で植付不能反別は124町歩に上る。
大正14年 (1925)	大雨 (台風)	8月16日から17日、四国はるか沖合において1週間にわたり低回し、17日朝和歌山付近を経て、日本海を北上し、沿海州に去った台風がある。このため本県では13日から17日まで大雨となり、養老川堤防決壊す。
昭和7年 (1932)	暴風雨 (台風)	九州南方海上より北東に進み、14日夜半より15日早朝にかけて房総沿岸をかすめて三陸沖に去った台風がある。市原郡は、死傷3名をはじめ家屋、道路等の被害は甚大であった。
昭和27年 (1952)	大雪 (前線)	2月18日～19日、17日夕刻日本海沿岸にあった寒冷前線が南下して、夜半より雪に変わり、19日夕刻まで続いた。 最深積雪は、内陸部において30～40cmに達した。 千葉～木更津線にブルドーザーが出動し、鶴舞付近では積雪40cmに及び交通が途絶した。
昭和36年 (1961)	水害 (梅雨前線雨)	6月24日、四国及び紀南に始まった梅雨前線のため、23日に降り出した雨は29日まで続き、養老川の氾濫により流域に水害を起こした。
昭和39年 (1964)	暴風雨 (台風20号)	マリアナ方面より北西に進み屋久島付近において、北東に転向した台風20号は、24日夕刻より25日早朝にかけて九州南部から三陸沖に去った。このため本県では、25日朝より夕刻まで暴風となり、雨より暴風による被害が多かった。
昭和41年 (1966)	低気圧・龍巻	1月3日、午後九州南西海上に発生し、4日12時から15時にかけて、房総半島を縦断して三陸沖

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		沿岸から北海道東方海上に去った。 この為4日午前より、県内各地に雷雨が起こり一部では雹も降ったが12時48分ころ市原郡加茂村久保の山間部に龍巻が発生し、13時10分ころ南総町真ヶ谷部落に達して消滅した。通過経路は幅30から100m、延長約6kmに及び大きな被害を生じた。
昭和45年 (1970)	集中豪雨 (昭和45年7月1日関東地方南部の大雨)	7月1日、未明から房総半島を襲った局地的な集中豪雨は、大きな人的、物的被害をもたらした。白鳥小学校の雨量観測によると総雨量は1日の0時から16時30分までの間324mm、最大雨量10時から11時までの1時間で96.4mmにも達した。 被害は養老川の氾濫、がけ崩れ等により、死者4名、行方不明1名、重軽傷者は10名、田畑の流出、埋没家屋の全半壊20棟など、加茂・南総をはじめ大きな被害を生じた。
昭和46年 (1971)	台風23号	8月31日、死者1名、床下浸水8戸、水田流失3ha、水田冠水1,310ha、果樹被害62ha、飼料畑被害20ha、道路決壊19箇所
	秋雨前線及び台風25号	9月7～9日、半壊1戸、一部破損3戸、床上浸水11戸、床下浸水274戸、水田流失109ha、水田冠水283.5ha、道路決壊105箇所、橋梁被害8箇所、河川決壊8箇所、がけ崩れ7箇所
昭和47年 (1972)	大雨及び台風20号	9月15～16日、床上浸水3戸、床下浸水124戸、非住家公共建物被害2戸、道路決壊19箇所、橋梁被害1箇所、河川決壊1箇所、がけ崩れ6箇所、公共下水道調整池決壊1箇所、水田流失0.12ha、畑冠水79.4ha
	大雨	12月23～24日、床上浸水1戸、床下浸水3戸、水田流失20ha、道路決壊8箇所、橋梁被害1箇所、河川決壊1箇所、がけ崩れ1箇所
昭和48年 (1973)	大雨	10月28日、床下浸水24戸、道路決壊8箇所、河川決壊7箇所、がけ崩れ2箇所、鉄道不通1箇所
昭和49年 (1974)	台風8号及び低気圧に	7月8日、軽傷1名、家屋半壊1戸、床上浸水6戸、床下浸水124戸、水田冠水148.5ha、文教

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	よる大雨	施設被害9箇所、道路決壊41箇所、河川決壊10箇所、がけ崩れ20箇所
昭和50年 (1975)	梅雨前線による大雨 台風6号 台風13号	7月4日、床下浸水41戸、道路決壊15箇所 8月23日、床下浸水3戸 10月5日、床上浸水5戸、床下浸水24戸、文教施設被害3箇所、水道施設被害2箇所
昭和51年 (1976)	大雨 梅雨前線による大雨 大雨	6月16日、床下浸水1戸 7月11日、道路決壊2箇所、河川決壊2箇所 10月20日、床下浸水1戸、道路決壊4箇所、道路決壊33箇所、河川決壊1箇所
昭和52年 (1977)	大雨 大雨及び龍巻	7月7日、床下浸水19戸 8月18～19日、住家一部破損11戸、床上浸水3戸、床下浸水61戸、鉄道不通牛久～養老溪谷間、農林業被害81箇所、稲冠水及び倒伏435ha、道路決壊87箇所、がけ崩れ23箇所、文教施設被害6箇所、通信回線被害238回線
昭和52年 (1977)	台風11号 大雨	9月19日、稲冠水0.5ha、道路決壊61箇所、水道施設被害1箇所 11月27日、床下浸水10戸
昭和53年 (1978)	林野火災 梅雨前線による大雨	2月23日、焼失面積31.7ha 6月23日、道路決壊6箇所、河川決壊1箇所
昭和54年 (1979)	強風 大雨 大雨 台風18号	3月30日、家屋一部破損6戸、公共建物被害9戸、その他1戸、文教施設被害34箇所、通信施設被害11回線 4月8日、床上浸水4戸、床下浸水55戸、住家一部破損2戸、道路決壊45箇所、水道施設被害1箇所、下水道施設被害1箇所、農林業被害14箇所、保育所被害6箇所、文教施設被害6箇所、市民病院宿舎被害1箇所 7月27日、死者1名、床下浸水1戸、道路決壊6箇所 10月7日、住家一部破損9戸、床下浸水46戸、公共建物被害1戸、道路決壊35箇所、河川決壊2箇所、がけ崩れ1箇所

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	台風 20 号 大雨	10月19日、軽傷2名、家屋全壊1戸、家屋半壊7戸、家屋一部破損9戸、床上浸水58戸、床下浸水463戸、非住家公共建物11戸、その他8戸、文教施設被害18戸、道路決壊90箇所、河川決壊4箇所 11月28日、床下浸水4戸、道路決壊9箇所
昭和55年 (1980)	大雨 大雨 大雨	4月14日、床下浸水17戸、がけ崩れ2箇所 8月3日、水田流失0.03ha、道路決壊29箇所、がけ崩れ1箇所 9月8日、家屋一部破損3戸、非住家(その他)1戸、道路決壊7箇所、がけ崩れ9箇所
昭和55年 (1980)	台風19号 異常潮位	10月14日、道路決壊3箇所、河川決壊1箇所 10月26日、床下浸水12戸
昭和56年 (1981)	大雨 台風15号 台風24号	4月19日、道路決壊7箇所 8月22～23日、家屋一部破損1戸、非住家(その他)1戸、道路決壊6箇所、がけ崩れ1箇所 10月22～23日、床下浸水13戸、道路決壊44箇所、河川決壊19箇所、橋梁破損1箇所、水道施設被害1箇所、がけ崩れ2箇所
昭和57年 (1982)	大雨 大雨 台風10号 台風18号 大雨	4月15日、下浸水1戸 7月26日、床下浸水4戸 8月1日、住家半壊1戸、住家一部破損3戸 9月10日、床下浸水93戸、床上浸水33戸、住家一部破損5戸 9月15日、床下浸水1戸
昭和58年 (1983)	雷雨・降雹 大雨 降雹・突風	6月9日、床下浸水4戸、床上浸水6戸、住家破損1戸 6月21日、床下浸水10戸 7月27日、姉崎地区に特に被害が激しく、また五井地区海保、南総地区の戸田、加茂地区の白鳥地域で目立った被害が多く、主たる被害は窓ガラスの破損や雨樋等の欠損、ビニールトタン板の破損・落下等の被害が多くあった。住家破損25戸、床下浸水12戸、文教施設被害10箇所、公共建物被害2棟
昭和58年 (1983)	台風5号 台風10号	8月16日、道路決壊7箇所、河川決壊13箇所 9月29日、床下浸水11戸

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	大雨	10月11日、床下浸水4戸
昭和59年 (1984)	大雨 大雨	6月23日、床下浸水5戸 8月13日、床下浸水5戸
昭和60年 (1985)	大雨 台風6号	2月19日、農業用水路決壊8箇所、道路決壊1箇所 6月30日～7月1日、道路の損壊、がけ崩れ、住家の損壊、浸水、農作物にも大きな被害を受け人的被害は軽傷者3名であった。 住家全壊1戸、住家半壊3戸、一部破損5戸、床上浸水17戸、床下浸水119戸、農地流失10箇所、用排水路の決壊81箇所
昭和61年 (1986)	台風10号	8月4日、床上浸水11戸、床下浸水42戸、水田冠水159ha、道路決壊55箇所、道路冠水10箇所、河川決壊10箇所、がけ崩れ16箇所、鉄道不通1箇所、農地法面崩壊8箇所、用排水路決壊10箇所
昭和62年 (1987)	強風 大雪	2月12日、強風により送電線(6,000V)が切断され停電した。停電世帯700戸 3月7～8日、林産被害4.7ha、農林施設3箇所
昭和63年 (1988)	大雨 大雨	3月22日、がけ崩れ箇所 8月10日～13日、10から12日、日本の南海上は熱帯低気圧を含む大きな低圧場となり、一方オホーツク海に中心をもつ高気圧が東海上に張り出し、この高気圧縁辺流と熱帯低気圧に吹き込む暖湿気流が重なり、関東地方には、南海上から発達した積乱雲が次々と流れ込んだ。このため10日昼頃から断続的に強い雨が降り、軽傷3人、家屋一部破損2戸、床上浸水8戸、床下浸水37戸、水田冠水65ha、畑冠水0.4ha、そのほか、道路200箇所、橋梁2箇所、河川3箇所、がけ崩れ125箇所、鉄道不通11箇所、水道6戸の被害が発生した。
昭和63年 (1988)	大雨	9月25日～26日、非住家(その他)1戸、その他の被害がけ崩れ1箇所
平成元年 (1989)	梅雨前線の南下による	7月10日、その他の被害、用水路1箇所

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	大雨	
平成元年 (1989)	台風12号 の影響による 大雨	<p>7月31日～8月1日、7月31日、九州の南海上にほぼ停滞する台風12号及び父島の南西海上にある熱帯低気圧の影響で、関東地方に南から湿った暖かい空気が入り、また、上空には冷たい空気が入り大気の状態が不安定となり、1日午前3時頃から時間10mmを超える雨が降り始め、夕刻にかけて市内の中小河川は警戒水位を超え、河川の氾濫による床上浸水やがけ崩れなどが多発した。</p> <p>このため、1,000人を超える市民が避難施設、町会の施設等に避難するなど多くの被害が発生した。</p> <p>住家被害全壊1戸、一部損壊9戸、床上浸水144戸、床下浸水118戸、非住家(公共建物1)、その他1、そのほかの被害、田流失・埋没等1,400ha、畑流失・埋没等1箇所、文教施設9箇所、道路357箇所、橋梁5箇所、河川40箇所、水道9箇所、がけ崩れ202箇所、鉄道不通1箇所、農道414箇所、林道150箇所、宅地17箇所、水路・溜池246箇所、停電1箇所、ブロック塀2箇所、道路冠水33箇所の被害が発生した。</p>
	台風13号	<p>8月6日、4日15時、父島の南東にあった、台風13号が発達しながら北上し、6日15時頃、銚子付近に上陸、さらに北上し、7日には日本海北部に抜けた、このため避難者1世帯3名、樹木の倒壊1箇所、宅地冠水1箇所の被害が発生した。</p>
平成2年 (1990)	雷雨	7月26日、道路1箇所、がけ崩れ1箇所、非住家その他1
	台風19号	9月19日～20日、軽傷者1名
	台風20号	9月30日、床下浸水12戸、道路63箇所、河川8箇所、がけ崩れ10箇所
	雷雨 台風28号	<p>11月15日、床上浸水1戸</p> <p>11月30日、床下浸水1戸、がけ崩れ2箇所、鉄道不通1箇所、停電605戸、水路9箇所、農道4箇所</p>
	突風	12月11日、家屋一部損壊1戸、非住家その他1
平成3年	台風15号	9月8日～9日、床下浸水22戸、田冠水123h

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
(1991)	台風18号	a 道路29箇所、河川1箇所、農林業施設17箇所 9月19日、道路1箇所、農林業施設4箇所
平成3年 (1991)	秋雨前線及び台風21号	10月11日～13日、10月6日から日本の南岸に秋雨前線が停滞し、また日本の南海上には台風21号があり13日房総半島沖を通過し、東海上に抜けた。このため、前線の活発化と台風の影響で10月6日から15日まで連日降雨となり家屋全壊1戸、床上浸水29戸、床下浸水26戸、非住家その他1、道路36箇所、道路冠水・土砂崩落91箇所、河川4箇所、文教施設4箇所、がけ崩れ54箇所、水道施設4箇所、農林業施設175箇所、農産被害13,877千円
平成4年 (1992)	大雪 大雨 大雨	2月1日、軽傷者2名 5月30日、床下浸水2戸 10月9日、道路1箇所
平成5年 (1993)	大雨 台風4号	7月5日、道路3箇所 7月25～26日、床下浸水39戸、がけ崩れ2箇所
	台風11号	8月26～27日、床上浸水12戸、床下浸水78戸 田冠水7.4ha、畑冠水10.4ha、道路15箇所、河川2箇所、がけ崩れ4箇所、鉄道不通1箇所、停電770戸
平成6年 (1994)	大雪 雷雨	2月12日～13日、軽傷者2名 8月20日～21日、床下浸水82戸、道路被害42箇所、公共土木施設被害額72,950千円
平成7年 (1995)	強風	4月23日、農林業施設被害8箇所、水道施設被害1箇所、文教施設被害13箇所、農産被害額11,000千円
	台風12号	9月17日、文教施設被害22箇所、農産被害額86,808千円
平成8年 (1996)	大雨	7月8日～10日、床下浸水34戸、非住家被害(全壊1戸)、道路被害11箇所、がけ崩れ8箇所、農林業施設被害額60,320千円
	台風17号	9月21日～22日、死者1名、軽傷者4名、床上浸水140戸、床下浸水228戸、道路被害5箇所、河川被害27箇所、がけ崩れ13箇所、文教施設

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		設被害額16,674千円、農林水産業施設被害額160,000千円、公共土木施設被害額189,535千円、その他公共施設被害額126,824千円、農業被害額149,183千円、水産被害額15,972千円
平成9年 (1997)	大雨	8月23日～24日、床上浸水19戸、床下浸水153戸、がけ崩れ2箇所
平成10年 (1998)	台風5号	9月15日～16日、重傷者1名(強風により倒れた門扉の下敷き)、軽傷者1名(突風で開いた鉄扉が側頭部に当たり転倒)、床下浸水11戸、がけ崩れ1箇所、公共土木施設被害額3,400千円、農産被害額7,690千円、文教施設被害額3,197千円
平成11年 (1999)	大雨	4月24日、土砂崩れ11箇所、道路被害13箇所、公共土木施設被害額1,500千円、農産被害額2,500千円
	暴風	5月27日、前線を伴った発達中の低気圧が北陸地方を北東に進む影響で千葉県北西部では陸上で20m以上の強風が吹き被害をもたらした。軽傷者1名(風に煽られ転倒)、道路被害12箇所、文教施設被害2箇所、文教施設被害額330千円
	大雨	7月13日、床下浸水10戸、がけ崩れ1箇所、道路被害21箇所、河川堤防崩落11箇所、公共土木施設被害額118,606千円、その他公共施設被害額15,500千円
	大雨	10月27日、発達した低気圧の接近による大雨で光風台クリーンセンターが浸水し被害を受けた。 その他公共施設被害額26,100千円
	暴風雨	11月1日低気圧が能登半島沖を東北東に進む影響で風雨ともに非常に強く被害をもたらした。 死者1名(工事現場で点検員が突風により崩壊した工事資材の下敷きになった)。
平成12年 (2000)	暴風	6月9日、前線を伴った発達中の低気圧が甲信地方を東北東に進む影響で南西の風が非常に強く被害をもたらした。軽傷者1名(塀の上で作業中に突風に煽られ路上に転落)

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	降雹 台風3号	7月3日、14時30分頃、有秋地区に降雹があり、特に深城地域に被害が激しく、西瓜や里芋などの農作物に被害を与えた。農産被害額8,148千円 7月7日～8日、台風3号は銚子市の南約40km海上を通過し東海上へ抜けたが、関東地方への接近に伴い被害をもたらした。床上浸水2戸、床下浸水61戸、断水2戸、自主避難3世帯、がけ崩れ3箇所、道路被害14箇所、公共土木施設被害額42,150千円、その他公共施設被害額50,600千円、農産被害額106,690千円
平成13年 (2001)	雷雨	6月7日、夕刻から大気の状態が不安定になり、千葉県の広い範囲で雷を伴った強い雨が降り、有秋地区への落雷により停電が発生、380戸が停電
平成13年 (2001)	台風11号	8月22日、台風は、21日夜半に紀伊半島に上陸した台風は時速15kmのゆっくりとした速度で北東へ進み、22日午後4時前に千葉市に接近。その後勢力を弱め、速度を速めながら三陸沿岸を通過して北海道へ抜けた。停電150世帯、道路冠水1箇所
	台風15号	9月11日、台風は、午前9時30分頃神奈川県鎌倉市付近に上陸し、速度を速めながら関東地方を北北東へ進み、三陸沖へ抜けた。床下浸水1戸、道路冠水2箇所、田冠水1箇所
	大雨	10月10日、日本海の低気圧に吹き込む南からの暖かな湿った空気の影響で午後から降雨量が増加し、被害をもたらした。床下浸水4戸、がけ崩れ3箇所
平成14年 (2002)	台風6号	7月11日、台風は、午前0時30分頃富津市付近に上陸し、未明にかけて房総半島を通過し、海上へ抜けた。倒木による停電15戸、道路被害4箇所。西瓜等農産被害額1,600千円
	台風7号	7月16日、台風は、午前9時過ぎに伊豆半島南部に上陸し、11時前に房総半島南部に再上陸し、銚子沖海上に抜けた。道路冠水2箇所、高滝変電所の停止で停電1,050世帯

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
	台風 2 1 号	<p>1 0 月 1 日、台風は、午後 8 時 3 0 分頃川崎市付近に上陸し、茨城県西部から東北地方を縦断した。人的被害（手首骨折）1 名、床下浸水 3 戸、がけ崩れ 1 箇所、家屋の損壊（非住宅）5 件、道路・住宅の冠水 2 1 箇所、道路崩壊 1 5 箇所、河川被害 5 箇所。</p> <p>（被害額 1 5, 0 0 0 千円）倒木被害 1 2 4 箇所、電線切断 1 5 箇所、停電 5, 4 7 0 世帯、農産被害額 3 9, 7 0 0 千円</p>
平成 1 5 年 (2 0 0 3)	大雨	<p>8 月 1 5 日、床下浸水 1 戸、がけ崩れ 2 箇所（自主避難 3 世帯）、道路崩壊 7 箇所、道路冠水 1 2 箇所（内通行止め 3 箇所）、小湊鉄道運休（上総牛久～上総中野間）</p>
平成 1 6 年 (2 0 0 4)	大雨	<p>9 月 4 日、宵の内から夜遅くにかけて、秋雨前線と台風からの湿った空気の影響で関東地方南部に、雷を伴う激しい雨を観測した。床下浸水 9 世帯</p>
平成 1 6 年 (2 0 0 4)	台風 2 2 号	<p>1 0 月 9 日、台風は、1 6 時頃に伊豆半島に上陸し、横須賀市、千葉市付近を北東に進み、2 0 時頃には鹿島灘の海上に進んだ。台風の接近に伴う大雨により 7 時頃、養老川が警戒水位を超える。月出地区の雨量（時間降水量 3 5 mm（8 日 2 3 時から 9 日 0 時）、累積降水量 2 9 0 mm（8 日 1 4 時から 9 日 1 7 時））</p> <p>避難勧告 2 地区（五井中周辺 1 1 5 世帯、菊間地区 1 世帯）、自主避難（市原小 4 世帯、京葉小、若宮小、三和保健福祉センター各 1 世帯）、床下浸水 9 戸、がけ崩れ 8 箇所、道路崩壊 1 2 箇所、河川被害 1 1 箇所、道路冠水等による通行止め 2 3 箇所、小湊鉄道全線運休、停電 1 2, 3 0 0 世帯、公共土木施設被害額 1 4 0, 0 0 0 千円</p>
	台風 2 3 号	<p>1 0 月 2 0 日、台風は 1 3 時頃高知県に上陸、1 8 時前に大阪市に再上陸した。再上陸後は勢力を弱めながら 2 0 時頃に岐阜県を通過、その後、甲信から関東地方を東進後、2 1 日 6 時頃には銚子沖に抜けた。</p> <p>がけ崩れ 1 箇所、道路被害 4 箇所、道路冠水等による通行止め 4 箇所、小湊鉄道不通（上総牛久～上総</p>

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		中野間)、停電500世帯
	暴風	12月4日、暴風により人的被害1名(頭部打撲の軽傷)、住宅一部損壊1棟、倒木(保護樹木2本を含む)や屋根が飛んだことによる停電2,000世帯
平成18年 (2006)	低気圧(豪雨)	4月11日、低気圧の停滞により東海地方から関東南部にかけて集中豪雨となった。市道の法面崩壊など15箇所、河川の法面崩落1箇所、がけ崩れ2箇所、林道の法面崩壊7箇所、通行止め5箇所
	秋雨前線(豪雨)	9月26日、東海沖の秋雨前線上を低気圧が通過し、市津地区を中心に集中豪雨となった。特に道路冠水とマンホール蓋の浮上が集中、道路排水路決壊1箇所
	雷雨(豪雨)	10月6日、太平洋沿岸に雷雲が通過し、豪雨となった。市道法面の崩壊9箇所、がけ崩れ2箇所、農業用排水路崩壊7箇所、道路冠水等による通行止め8路線、自主避難1戸
平成18年 (2006)	低気圧(豪雨)	12月26日、紀伊半島沖の前線に伴う低気圧が発達し、関東沿岸を通過したため豪雨となった。市道崩落等22箇所、河川崩落3箇所、林道崩落4箇所、農道決壊7箇所、排水路決壊4箇所、農地1箇所、床下浸水3戸、がけ崩れ3箇所
平成19年 (2007)	台風4号	7月15日、20時頃房総半島に最接近し、東海上を通過した。床下浸水2戸、ガケ崩れ2箇所、道路被害23箇所、河川被害3箇所、農業施設被害18件、林道施設被害4箇所、小湊鉄道一部区間(里見～中野)運行中止
	台風9号	9月7日、2時前に神奈川県小田原市付近に上陸し、北北東に進み、7日早朝、埼玉県北部を通過する。台風の特徴としては強風が長時間続き、倒木の被害が多かった。自主避難1名、道路冠水6箇所、倒木による停電2,200世帯
	台風20号	10月27日、20時頃北海道の東海上の低気圧からのびる前線が八丈島の北北西の海上から北東に進み、銚子の東海上へ進む台風により、前線の活動が活発化した。冠水2箇所、通行止め2路線、停

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		電 5 戸
平成 20 年 (2008)	低気圧 低気圧 大雨 大雨	2月4日から2月5日、東海上の低気圧による大雪。市内5cm～15cmの積雪により市道の3路線が通行止め 6月29日、低気圧の活動が活発化し、この降雨のため、17時15分頃、池和田～鶴舞路線の市道6246号線が、長さ約20m、幅約5.5mに渡り崩落し、6月29日から12月25日の間、全面通行止めとなった。 8月29日、床下浸水7戸 9月22日、床下浸水3戸、落雷によりテレビ・ビデオ焼損1戸
平成 22 年 (2010)	台風 9 号 大雨 大雨	9月8日、台風により市内各所で900戸が停電、床上浸水7戸、床下浸水21戸 10月10日、土砂災害により一部損壊1戸 11月1日、大雨により床下浸水7戸
平成 23 年 (2011)	台風 15 号	9月20日、台風により市内西部地区の2400戸が停電、一部損壊11戸
平成 24 年 (2012)	低気圧 大雨	1月23日、落雷により一部損壊2戸 8月6日、落雷により負傷者4名
平成 25 年 (2013)	台風 18 号 台風 26 号	9月16日、台風の接近・通過に伴い大荒れの天候により軽傷者1名、住家の一部損壊4棟 10月15日、非常に激しい雨により床上浸水46棟、床下浸水112棟
平成 26 年 (2014)	大雪 台風 18 号	2月8日、大雪により、軽傷者28名。翌週14日も大雪 10月5日、台風18号に伴う大雨や暴風により、がけ崩れ1件、道路冠水7件、停電5,900件
平成 27 年 (2015)	台風 18 号	9月8日、台風18号に伴う大雨により、床下浸水20棟、がけ崩れ7件、道路被害39件
平成 28 年 (2016)	大雨・洪水	7月15日、1時間に100mmを超える大雨により、「千葉県記録的短時間大雨情報第1号」が発表された。また、土砂災害の危険度が高まったため、本市と長柄町に「千葉県土砂災害警戒情報」が発表された。主な被害は、床上浸水8棟、

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
		床下浸水 20 棟、がけ崩れ 1 件、道路被害 4 件
平成 29 年 (2017)	台風 21 号 台風 22 号	10 月 22 日、台風 21 号に伴う大雨と暴風により、半壊 1 棟、がけ崩れ 7 件、法面崩落 17 件、道路陥没 2 件、道路冠水 5 件、通行止め 10 路線、断水被害 173 戸、停電 6,000 件 10 月 29 日、台風 22 号に伴う大雨により、床下浸水 2 棟、法面崩落 4 件、道路冠水 7 件、通行止め 4 路線、停電 900 戸
令和元年 (2019)	台風 15 号 台風 19 号 大雨	9 月 9 日、台風 15 号に伴う大雨や暴風により、重傷者 2 名、軽傷者 15 名、全壊 49 棟、大規模半壊 26 棟、半壊 195 棟、一部損壊 6,601 棟、床上浸水 6 棟、がけ崩れ 3 件、河川被害 42 件、道路被害 196 件、法定外施設被害 233 件、公共施設被害 96 件、学校施設被害 63 件、停電 66,800 戸、断水被害 1,216 戸、通行止め 150 路線、農業被害 532 件 (1,615,644 千円) 10 月 12 日、台風 19 号に伴う大雨と突風により、死者 1 名、重傷者 3 名、軽傷者 10 名、全壊 32 棟、大規模半壊 50 棟、半壊 199 棟、一部損壊 3,469 棟、河川被害 13 件、道路被害 122 件、道路冠水 1 件、法定外施設被害 33 件、公共施設被害 29 施設、学校施設 41 施設、停電 29,900 戸、断水被害 211 戸、通行止め 23 路線、農業被害 10 件 (45,654 千円) 10 月 25 日、死者 1 名、軽傷者 1 名、全壊 13 棟、大規模半壊 3 棟、半壊 52 棟、一部損壊 99 棟、床上浸水 73 棟、床下浸水 103 棟、がけ崩れ 146 件、河川被害 100 件、道路被害 433 件、道路冠水 94 件、法定外施設被害 527 件、公共施設被害 14 施設、学校施設 36 施設、停電 1,600 戸、通行止め 163 路線、農業被害 19 件 (71,557 千円)

年号 (西暦)	災害種別	災 害 概 要
令和3年 (2021)	台風10号 大雪	8月8日、台風により道路被害1件(弁天池法面の崩落)、床下浸水1件(新田川の氾濫) 1月6日、大雪により人的被害23名 (重傷者3名、軽傷者20名)
令和4年 (2022)	台風8号	8月13日、台風により住家被害5件(床上浸水1件、床下浸水4件)、非住家被害1件
令和5年 (2023)	台風13号	9月8日、台風による大雨により、人的被害2名(軽症2名)、住家等被害20件(中規模半壊1件、半壊3件、準半壊6件、一部損壊10件)、床上浸水9件、床下浸水25件、河川被害62件(越水6件、護岸崩落24件、河積阻害23件、その他9件)、道路被害323件(冠水等32件、土砂崩れ85件、倒木等17件、路肩崩落等169件、その他20件)、農林施設被害(揚水機施設17件、農道111件、水路125件、林道12件、治山1件)、農業被害(被災農家数:15、被害金額:30,438千円)、通行止め路線23路線(25箇所)

令和6年3月現在

資料2 急傾斜崩壊危険区域一覧表

番 号	地 区 名	所 在 地	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日
115	辰 巳 台	辰巳台東2丁目	36,842.76	千第 945号 S58.11.29
263	潤 井 戸	潤井戸1833	3,367.04	千第 712号 H 2. 8.31
264	勝 間 の 1	勝間885	15,815.01	千第 712号 H 2. 8.31
265	勝 間 の 2	勝間813	7,605.82	千第 712号 H 2. 8.31
315	大 厩	大厩890	11,091.55	千第 117号 H 6. 2.18
372	奉 免	奉免1286-1	12,452.60	千第 209号 H10. 3.13
456	奥 野	奥野270	20,136.00	千第 470号 H15. 5. 9
515	片 又 木	片又木319	30,418.08	千第 438号 H23. 6. 7
529	吉 沢	吉沢	17,891.32	千第 707号 H26.11.7

資料3 土砂災害警戒区域等一覧表（急傾斜・土石流）

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地区	自然現象の種類
1	H20.6.17	I - 0185	米沢	南総	急傾斜地の崩壊
2	H20.6.17	I - 0187	宿	南総	急傾斜地の崩壊
3	H20.6.17	I - 0189	奥野2	南総	急傾斜地の崩壊
4	H20.6.17	I - 1441	真ヶ谷6	南総	急傾斜地の崩壊
5	H20.6.17	I - 1442	堀越5	南総	急傾斜地の崩壊
6	H20.6.17	I - 1443	奥野9	南総	急傾斜地の崩壊
7	H21.2.20	I - 0179	大桶	三和	急傾斜地の崩壊
8	H21.2.20	I - 1434	土宇4	三和	急傾斜地の崩壊
9	H21.2.20	I - 1435	川在7	三和	急傾斜地の崩壊
10	H21.5.22	I - 0194	米原	南総	急傾斜地の崩壊
11	H21.5.22	I - 0195	小草畑	南総	急傾斜地の崩壊
12	H21.5.22	I - 1459	平蔵4	南総	急傾斜地の崩壊
13	H21.5.22	I - 1468	米原15	南総	急傾斜地の崩壊
14	H22.3.9	I - 0153	瀬又	市津	急傾斜地の崩壊
15	H22.3.9	I - 1410	山木8	市原	急傾斜地の崩壊
16	H22.3.9	I - 1411	高田3	市津	急傾斜地の崩壊
17	H22.3.9	I - 1412	潤井戸2	市津	急傾斜地の崩壊
18	H22.3.9	I - 1413	犬成2	市津	急傾斜地の崩壊
19	H22.3.9	I - 1414	犬成6	市津	急傾斜地の崩壊
20	H22.3.9	I - 1415	金剛地12	市津	急傾斜地の崩壊
21	H22.3.9	I - 1428	豊成6	有秋	急傾斜地の崩壊
22	H22.3.9	I - 1429	豊成8	有秋	急傾斜地の崩壊
23	H22.3.9	I - 1430	立野1	有秋	急傾斜地の崩壊
24	H22.3.9	I - 1431	立野2	有秋	急傾斜地の崩壊
25	H22.3.23	I - 0193	吉沢	加茂	急傾斜地の崩壊
26	H22.3.23	I - 0200	高滝	加茂	急傾斜地の崩壊
27	H22.3.23	I - 1453	山口1	加茂	急傾斜地の崩壊
28	H22.3.23	I - 1454	山口2	加茂	急傾斜地の崩壊
29	H22.3.23	I - 1455	山口3	加茂	急傾斜地の崩壊
30	H22.3.23	I - 1456	養老1	加茂	急傾斜地の崩壊
31	H22.3.23	I - 1457	大和田2	加茂	急傾斜地の崩壊
32	H22.3.23	I - 1458	本郷2	加茂	急傾斜地の崩壊
33	H22.3.23	I - 1460	大戸2	加茂	急傾斜地の崩壊
34	H22.3.23	I - 1462	吉沢2	加茂	急傾斜地の崩壊
35	H22.3.23	I - 1463	万田野3	加茂	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
36	H22. 3. 23	I - 1464	飯給 1	加茂	急傾斜地の崩壊
37	H22. 3. 23	I - 1465	徳氏 1	加茂	急傾斜地の崩壊
38	H22. 3. 23	I - 1466	徳氏 2	加茂	急傾斜地の崩壊
39	H22. 3. 23	I - 1467	古敷谷 22	加茂	急傾斜地の崩壊
40	H22. 3. 23	I - 1469	田淵 5	加茂	急傾斜地の崩壊
41	H22. 3. 23	I - 1473	石塚 5	加茂	急傾斜地の崩壊
42	H22. 3. 23	I - 1474	折津 6	加茂	急傾斜地の崩壊
43	H22. 3. 23	I - 1475	石神 3	加茂	急傾斜地の崩壊
44	H22. 10. 29	I - 0164	姉崎	姉崎	急傾斜地の崩壊
45	H22. 10. 29	I - 1416	姉崎 8	姉崎	急傾斜地の崩壊
46	H22. 10. 29	I - 1461	古敷谷 12	加茂	急傾斜地の崩壊
47	H22. 10. 29	II - 0417	姉崎 9	姉崎	急傾斜地の崩壊
48	H23. 3. 11	II - 0654	奥野 3	南総	急傾斜地の崩壊
49	H23. 3. 11	II - 0655	奥野 4	南総	急傾斜地の崩壊
50	H23. 3. 11	II - 0656	奥野 5	南総	急傾斜地の崩壊
51	H23. 3. 11	II - 0657	奥野 6	南総	急傾斜地の崩壊
52	H23. 3. 11	II - 0658	奥野 7	南総	急傾斜地の崩壊
53	H23. 3. 11	II - 0659	奥野 8	南総	急傾斜地の崩壊
54	H23. 3. 11	II - 0661	奥野 10	南総	急傾斜地の崩壊
55	H23. 3. 11	II - 0662	奥野 11	南総	急傾斜地の崩壊
56	H23. 3. 11	II - 0663	奥野 12	南総	急傾斜地の崩壊
57	H23. 3. 11	II - 0709	奥野 13	南総	急傾斜地の崩壊
58	H23. 3. 11	II - 0710	奥野 14	南総	急傾斜地の崩壊
59	H23. 3. 11	II - 0711	奥野 15	南総	急傾斜地の崩壊
60	H23. 3. 11	II - 0712	奥野 16	南総	急傾斜地の崩壊
61	H23. 3. 11	II - 0713	奥野 17	南総	急傾斜地の崩壊
62	H23. 3. 11	II - 0714	奥野 18	南総	急傾斜地の崩壊
63	H23. 3. 11	III - 0030	奥野 19	南総	急傾斜地の崩壊
64	H23. 3. 11	III - 0031	奥野 20	南総	急傾斜地の崩壊
65	H23. 3. 11	III - 0032	奥野 21	南総	急傾斜地の崩壊
66	H23. 3. 11	III - 0033	奥野 22	南総	急傾斜地の崩壊
67	H23. 3. 18	I - 0186	真ヶ谷	南総	急傾斜地の崩壊
68	H23. 3. 18	II - 0613	宿 2	南総	急傾斜地の崩壊
69	H23. 3. 18	II - 0614	堀越 1	南総	急傾斜地の崩壊
70	H23. 3. 18	II - 0625	米沢 2	南総	急傾斜地の崩壊
71	H23. 3. 18	II - 0626	米沢 3	南総	急傾斜地の崩壊
72	H23. 3. 18	II - 0627	米沢 4	南総	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
73	H23. 3. 18	Ⅱ - 0628	米沢 5	南総	急傾斜地の崩壊
74	H23. 3. 18	Ⅱ - 0629	米沢 6	南総	急傾斜地の崩壊
75	H23. 3. 18	Ⅱ - 0632	真ヶ谷 2	南総	急傾斜地の崩壊
76	H23. 3. 18	Ⅱ - 0633	真ヶ谷 3	南総	急傾斜地の崩壊
77	H23. 3. 18	Ⅱ - 0634	真ヶ谷 4	南総	急傾斜地の崩壊
78	H23. 3. 18	Ⅱ - 0635	真ヶ谷 5	南総	急傾斜地の崩壊
79	H23. 3. 18	Ⅱ - 0637	宿 3	南総	急傾斜地の崩壊
80	H23. 3. 18	Ⅱ - 0638	宿 4	南総	急傾斜地の崩壊
81	H23. 3. 18	Ⅱ - 0639	宿 5	南総	急傾斜地の崩壊
82	H23. 4. 19	Ⅰ - 0178	大桶 2	三和	急傾斜地の崩壊
83	H23. 4. 19	Ⅰ - 1417	海保 5	五井	急傾斜地の崩壊
84	H23. 4. 19	Ⅰ - 1427	引田 5	五井	急傾斜地の崩壊
85	H23. 4. 19	Ⅱ - 0553	土宇 1	三和	急傾斜地の崩壊
86	H23. 4. 19	Ⅱ - 0554	土宇 2	三和	急傾斜地の崩壊
87	H23. 4. 19	Ⅱ - 0555	土宇 3	三和	急傾斜地の崩壊
88	H23. 4. 19	Ⅱ - 0560	川在 1	三和	急傾斜地の崩壊
89	H23. 4. 19	Ⅱ - 0563	川在 4	三和	急傾斜地の崩壊
90	H23. 4. 19	Ⅱ - 0564	川在 5	三和	急傾斜地の崩壊
91	H23. 4. 19	Ⅱ - 0567	大桶 3	三和	急傾斜地の崩壊
92	H23. 4. 19	Ⅱ - 0568	大桶 4	三和	急傾斜地の崩壊
93	H23. 4. 19	Ⅱ - 0590	川在 8	三和	急傾斜地の崩壊
94	H23. 4. 19	Ⅱ - 0593	川在 9	三和	急傾斜地の崩壊
95	H23. 4. 19	Ⅱ - 0594	川在 10	三和	急傾斜地の崩壊
96	H24. 3. 2	Ⅰ - 0169	不入斗	有秋	急傾斜地の崩壊
97	H24. 3. 2	Ⅰ - 0170	不入斗 2	有秋	急傾斜地の崩壊
98	H24. 3. 2	Ⅰ - 0171	迎田	有秋	急傾斜地の崩壊
99	H24. 3. 2	Ⅰ - 0172	不入斗 3	有秋	急傾斜地の崩壊
100	H24. 3. 2	Ⅰ - 0173	豊成	有秋	急傾斜地の崩壊
101	H24. 3. 2	Ⅰ - 0183	大蔵	南総	急傾斜地の崩壊
102	H24. 3. 2	Ⅰ - 0190	水沢	南総	急傾斜地の崩壊
103	H24. 3. 2	Ⅰ - 0191	田尾	南総	急傾斜地の崩壊
104	H24. 3. 2	Ⅰ - 1420	不入斗 4	有秋	急傾斜地の崩壊
105	H24. 3. 2	Ⅰ - 1421	不入斗 5	有秋	急傾斜地の崩壊
106	H24. 3. 2	Ⅰ - 1422	不入斗 8	有秋	急傾斜地の崩壊
107	H24. 3. 2	Ⅰ - 1424	不入斗 12	有秋	急傾斜地の崩壊
108	H24. 3. 2	Ⅰ - 1425	不入斗 14	有秋	急傾斜地の崩壊
109	H24. 3. 2	Ⅰ - 1426	不入斗 25	有秋	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地区	自然現象の種類
110	H24. 3. 2	I - 1446	大蔵 5	南総	急傾斜地の崩壊
111	H24. 3. 2	I - 1449	田尾 2	南総	急傾斜地の崩壊
112	H24. 3. 2	I - 1450	田尾 3	南総	急傾斜地の崩壊
113	H24. 3. 2	I - 1451	水沢 3	南総	急傾斜地の崩壊
114	H24. 3. 2	I - 1452	水沢 4	南総	急傾斜地の崩壊
115	H24. 3. 2	II - 0409	迎田 12	有秋	急傾斜地の崩壊
116	H24. 3. 2	II - 0410	迎田 13	有秋	急傾斜地の崩壊
117	H24. 3. 2	II - 0411	迎田 14	有秋	急傾斜地の崩壊
118	H24. 3. 2	II - 0434	迎田 2	有秋	急傾斜地の崩壊
119	H24. 3. 2	II - 0462	迎田 15	有秋	急傾斜地の崩壊
120	H24. 3. 2	II - 0466	迎田 3	有秋	急傾斜地の崩壊
121	H24. 3. 2	II - 0468	迎田 5	有秋	急傾斜地の崩壊
122	H24. 3. 2	II - 0469	迎田 6	有秋	急傾斜地の崩壊
123	H24. 3. 2	II - 0470	迎田 7	有秋	急傾斜地の崩壊
124	H24. 3. 2	II - 0471	迎田 8	有秋	急傾斜地の崩壊
125	H24. 3. 2	II - 0472	迎田 9	有秋	急傾斜地の崩壊
126	H24. 3. 2	II - 0473	迎田 10	有秋	急傾斜地の崩壊
127	H24. 3. 2	II - 0474	迎田 11	有秋	急傾斜地の崩壊
128	H24. 3. 2	II - 0475	不入斗 9	有秋	急傾斜地の崩壊
129	H24. 3. 2	II - 0476	不入斗 10	有秋	急傾斜地の崩壊
130	H24. 3. 2	II - 0477	不入斗 11	有秋	急傾斜地の崩壊
131	H24. 3. 2	II - 0479	不入斗 13	有秋	急傾斜地の崩壊
132	H24. 3. 2	II - 0481	不入斗 15	有秋	急傾斜地の崩壊
133	H24. 3. 2	II - 0482	不入斗 16	有秋	急傾斜地の崩壊
134	H24. 3. 2	II - 0483	不入斗 17	有秋	急傾斜地の崩壊
135	H24. 3. 2	II - 0484	不入斗 18	有秋	急傾斜地の崩壊
136	H24. 3. 2	II - 0485	不入斗 19	有秋	急傾斜地の崩壊
137	H24. 3. 2	II - 0486	不入斗 20	有秋	急傾斜地の崩壊
138	H24. 3. 2	II - 0487	不入斗 21	有秋	急傾斜地の崩壊
139	H24. 3. 2	II - 0488	不入斗 22	有秋	急傾斜地の崩壊
140	H24. 3. 2	II - 0489	不入斗 23	有秋	急傾斜地の崩壊
141	H24. 3. 2	II - 0490	不入斗 24	有秋	急傾斜地の崩壊
142	H24. 3. 2	II - 0492	不入斗 26	有秋	急傾斜地の崩壊
143	H24. 3. 2	II - 0493	不入斗 27	有秋	急傾斜地の崩壊
144	H24. 3. 2	II - 0494	不入斗 28	有秋	急傾斜地の崩壊
145	H24. 3. 2	II - 0501	豊成 3	有秋	急傾斜地の崩壊
146	H24. 3. 2	II - 0518	不入斗 30	有秋	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
147	H24. 3. 2	Ⅱ - 0534	豊成 5	有秋	急傾斜地の崩壊
148	H24. 3. 2	Ⅱ - 0536	豊成 7	有秋	急傾斜地の崩壊
149	H24. 3. 2	Ⅱ - 0538	豊成 9	有秋	急傾斜地の崩壊
150	H24. 3. 2	Ⅱ - 0539	豊成 10	有秋	急傾斜地の崩壊
151	H24. 3. 2	Ⅱ - 0715	大蔵 2	南総	急傾斜地の崩壊
152	H24. 3. 2	Ⅱ - 0716	大蔵 3	南総	急傾斜地の崩壊
153	H24. 3. 2	Ⅱ - 0717	大蔵 4	南総	急傾斜地の崩壊
154	H24. 3. 2	Ⅱ - 0738	田尾 4	南総	急傾斜地の崩壊
155	H24. 3. 2	Ⅱ - 0739	田尾 5	南総	急傾斜地の崩壊
156	H24. 3. 2	Ⅱ - 0740	田尾 6	南総	急傾斜地の崩壊
157	H24. 3. 2	Ⅱ - 0741	水沢 2	南総	急傾斜地の崩壊
158	H24. 3. 2	Ⅱ - 0744	水沢 5	南総	急傾斜地の崩壊
159	H24. 3. 2	Ⅱ - 0745	水沢 6	南総	急傾斜地の崩壊
160	H24. 3. 2	Ⅲ - 0038	水沢 8	南総	急傾斜地の崩壊
161	H24. 3. 2	Ⅲ - 0039	水沢 9	南総	急傾斜地の崩壊
162	H24. 3. 2	Ⅲ - 1050	大蔵 1	南総	急傾斜地の崩壊
163	H24. 5. 22	Ⅰ - 0184	金沢	南総	急傾斜地の崩壊
164	H24. 5. 22	Ⅰ - 1447	皆吉 8	南総	急傾斜地の崩壊
165	H24. 5. 22	Ⅱ - 0682	皆吉 4	南総	急傾斜地の崩壊
166	H24. 5. 22	Ⅱ - 0683	皆吉 5	南総	急傾斜地の崩壊
167	H24. 5. 22	Ⅱ - 0684	皆吉 6	南総	急傾斜地の崩壊
168	H24. 5. 22	Ⅱ - 0685	金沢 2	南総	急傾斜地の崩壊
169	H24. 5. 22	Ⅱ - 0686	金沢 3	南総	急傾斜地の崩壊
170	H24. 5. 22	Ⅱ - 0687	金沢 4	南総	急傾斜地の崩壊
171	H24. 5. 22	Ⅱ - 0688	金沢 5	南総	急傾斜地の崩壊
172	H24. 5. 22	Ⅱ - 0689	金沢 6	南総	急傾斜地の崩壊
173	H24. 5. 22	Ⅱ - 0690	金沢 7	南総	急傾斜地の崩壊
174	H24. 5. 22	Ⅱ - 0719	皆吉 7	南総	急傾斜地の崩壊
175	H24. 5. 22	Ⅲ - 0034	金沢 12	南総	急傾斜地の崩壊
176	H24. 5. 22	Ⅲ - 0036	金沢 13	南総	急傾斜地の崩壊
177	H25. 3. 1	Ⅰ - 0165	椎津 1	姉崎	急傾斜地の崩壊
178	H25. 3. 1	Ⅰ - 0174	椎津 3	姉崎	急傾斜地の崩壊
179	H25. 3. 1	Ⅰ - 1423	椎津 14	姉崎	急傾斜地の崩壊
180	H25. 3. 1	Ⅱ - 0401	椎津 6	姉崎	急傾斜地の崩壊
181	H25. 3. 1	Ⅱ - 0402	椎津 7	姉崎	急傾斜地の崩壊
182	H25. 3. 1	Ⅱ - 0406	椎津 11	姉崎	急傾斜地の崩壊
183	H25. 3. 1	Ⅱ - 0412	青葉台 2	姉崎	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
184	H25. 3. 1	Ⅱ - 0413	青葉台 3	姉崎	急傾斜地の崩壊
185	H25. 3. 1	Ⅱ - 0420	青葉台 5	姉崎	急傾斜地の崩壊
186	H25. 3. 1	Ⅱ - 0464	椎津 13	姉崎	急傾斜地の崩壊
187	H25. 3. 26	Ⅰ - 1432	風戸 2	南総	急傾斜地の崩壊
188	H25. 3. 26	Ⅰ - 1437	上高根 3	南総	急傾斜地の崩壊
189	H25. 3. 26	Ⅰ - 1439	妙香 1	南総	急傾斜地の崩壊
190	H25. 3. 26	Ⅰ - 1440	栢橋 2	南総	急傾斜地の崩壊
191	H25. 3. 26	Ⅰ - 1448	岩 4	南総	急傾斜地の崩壊
192	H25. 3. 26	Ⅱ - 0543	風戸 1	南総	急傾斜地の崩壊
193	H25. 3. 26	Ⅱ - 0545	風戸 3	南総	急傾斜地の崩壊
194	H25. 3. 26	Ⅱ - 0546	風戸 4	南総	急傾斜地の崩壊
195	H25. 3. 26	Ⅱ - 0547	風戸 5	南総	急傾斜地の崩壊
196	H25. 3. 26	Ⅱ - 0609	妙香 3	南総	急傾斜地の崩壊
197	H25. 3. 26	Ⅱ - 0611	奉免 3	南総	急傾斜地の崩壊
198	H25. 3. 26	Ⅱ - 0612	奉免 4	南総	急傾斜地の崩壊
199	H25. 3. 26	Ⅱ - 0615	堀越 2	南総	急傾斜地の崩壊
200	H25. 3. 26	Ⅱ - 0616	堀越 3	南総	急傾斜地の崩壊
201	H25. 3. 26	Ⅱ - 0618	栢橋 3	南総	急傾斜地の崩壊
202	H25. 3. 26	Ⅱ - 0619	栢橋 4	南総	急傾斜地の崩壊
203	H25. 3. 26	Ⅱ - 0620	栢橋 5	南総	急傾斜地の崩壊
204	H25. 3. 26	Ⅱ - 0640	堀越 4	南総	急傾斜地の崩壊
205	H25. 3. 29	Ⅰ - 1444	池和田 1	南総	急傾斜地の崩壊
206	H25. 3. 29	Ⅰ - 1445	池和田 7	南総	急傾斜地の崩壊
207	H25. 3. 29	Ⅱ - 0702	池和田 2	南総	急傾斜地の崩壊
208	H25. 3. 29	Ⅱ - 0706	池和田 6	南総	急傾斜地の崩壊
209	H25. 3. 29	Ⅱ - 0727	外部田 3	加茂	急傾斜地の崩壊
210	H25. 3. 29	Ⅱ - 0729	外部田 5	加茂	急傾斜地の崩壊
211	H25. 3. 29	Ⅱ - 0730	外部田 6	加茂	急傾斜地の崩壊
212	H25. 3. 29	Ⅱ - 0733	池和田 9	南総	急傾斜地の崩壊
213	H25. 3. 29	Ⅱ - 0734	池和田 10	南総	急傾斜地の崩壊
214	H25. 3. 29	Ⅱ - 0735	池和田 11	南総	急傾斜地の崩壊
215	H25. 3. 29	Ⅱ - 0769	本郷 1	加茂	急傾斜地の崩壊
216	H25. 3. 29	Ⅱ - 0771	本郷 3	加茂	急傾斜地の崩壊
217	H25. 3. 29	Ⅱ - 0847	小草畑 3	南総	急傾斜地の崩壊
218	H25. 3. 29	Ⅱ - 0850	小草畑 6	南総	急傾斜地の崩壊
219	H25. 3. 29	Ⅱ - 0851	小草畑 7	南総	急傾斜地の崩壊
220	H25. 3. 29	Ⅱ - 0852	小草畑 8	南総	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
221	H25. 3. 29	Ⅱ - 0853	小草畑 9	南総	急傾斜地の崩壊
222	H25. 3. 29	Ⅱ - 0854	小草畑 10	南総	急傾斜地の崩壊
223	H25. 5. 7	Ⅱ - 0293	高田 1	市津	急傾斜地の崩壊
224	H25. 5. 7	Ⅱ - 0294	高田 2	市津	急傾斜地の崩壊
225	H25. 5. 7	Ⅱ - 0296	高田 4	市津	急傾斜地の崩壊
226	H25. 5. 7	Ⅱ - 0297	高田 5	市津	急傾斜地の崩壊
227	H25. 5. 7	Ⅱ - 0340	犬成 3	市津	急傾斜地の崩壊
228	H25. 5. 7	Ⅱ - 0341	犬成 4	市津	急傾斜地の崩壊
229	H25. 5. 7	Ⅱ - 0342	犬成 5	市津	急傾斜地の崩壊
230	H25. 5. 7	Ⅱ - 0344	犬成 7	市津	急傾斜地の崩壊
231	H26. 9. 19	Ⅰ - 0192	古敷谷	加茂	急傾斜地の崩壊
232	H26. 9. 19	Ⅱ - 0256	瀬又 6	市津	急傾斜地の崩壊
233	H26. 9. 19	Ⅱ - 0310	潤井戸 4	市津	急傾斜地の崩壊
234	H26. 9. 19	Ⅱ - 0358	金剛地 11	市津	急傾斜地の崩壊
235	H26. 9. 19	Ⅱ - 0360	金剛地 13	市津	急傾斜地の崩壊
236	H26. 9. 19	Ⅱ - 0361	金剛地 14	市津	急傾斜地の崩壊
237	H26. 9. 19	Ⅱ - 0414	姉崎 6	姉崎	急傾斜地の崩壊
238	H26. 9. 19	Ⅱ - 0415	姉崎 7	姉崎	急傾斜地の崩壊
239	H26. 9. 19	Ⅱ - 0430	片又木 3	有秋	急傾斜地の崩壊
240	H26. 9. 19	Ⅱ - 0431	片又木 4	有秋	急傾斜地の崩壊
241	H26. 9. 19	Ⅱ - 0433	片又木 6	有秋	急傾斜地の崩壊
242	H26. 9. 19	Ⅱ - 0440	海保 6	五井	急傾斜地の崩壊
243	H26. 9. 19	Ⅱ - 0441	海保 7	五井	急傾斜地の崩壊
244	H26. 9. 19	Ⅱ - 0442	海保 8	五井	急傾斜地の崩壊
245	H26. 9. 19	Ⅱ - 0443	海保 9	五井	急傾斜地の崩壊
246	H26. 9. 19	Ⅱ - 0448	引田 1	五井	急傾斜地の崩壊
247	H26. 9. 19	Ⅱ - 0502	海保 12	五井	急傾斜地の崩壊
248	H26. 9. 19	Ⅱ - 0642	島田 1	南総	急傾斜地の崩壊
249	H26. 9. 19	Ⅱ - 0643	島田 2	南総	急傾斜地の崩壊
250	H26. 9. 19	Ⅱ - 0755	養老 2	加茂	急傾斜地の崩壊
251	H26. 9. 19	Ⅱ - 0768	高滝 2	加茂	急傾斜地の崩壊
252	H26. 9. 19	Ⅱ - 0778	平蔵 5	南総	急傾斜地の崩壊
253	H26. 9. 19	Ⅱ - 0780	平蔵 7	南総	急傾斜地の崩壊
254	H26. 9. 19	Ⅱ - 0781	平蔵 8	南総	急傾斜地の崩壊
255	H26. 9. 19	Ⅱ - 0786	大戸 1	加茂	急傾斜地の崩壊
256	H26. 9. 19	Ⅱ - 0788	大戸 3	加茂	急傾斜地の崩壊
257	H26. 9. 19	Ⅱ - 0789	大戸 4	加茂	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
258	H26. 9. 19	Ⅱ - 0794	古敷谷 8	加茂	急傾斜地の崩壊
259	H26. 9. 19	Ⅱ - 0795	古敷谷 9	加茂	急傾斜地の崩壊
260	H26. 9. 19	Ⅱ - 0796	古敷谷 10	加茂	急傾斜地の崩壊
261	H26. 9. 19	Ⅱ - 0797	古敷谷 11	加茂	急傾斜地の崩壊
262	H26. 9. 19	Ⅱ - 0804	吉沢 5	加茂	急傾斜地の崩壊
263	H26. 9. 19	Ⅱ - 0811	平蔵 16	南総	急傾斜地の崩壊
264	H26. 9. 19	Ⅱ - 0812	万田野 1	加茂	急傾斜地の崩壊
265	H26. 9. 19	Ⅱ - 0819	万田野 8	加茂	急傾斜地の崩壊
266	H26. 9. 19	Ⅱ - 0824	飯給 2	加茂	急傾斜地の崩壊
267	H26. 9. 19	Ⅱ - 0825	飯給 3	加茂	急傾斜地の崩壊
268	H26. 9. 19	Ⅱ - 0826	飯給 4	加茂	急傾斜地の崩壊
269	H26. 9. 19	Ⅱ - 0827	飯給 5	加茂	急傾斜地の崩壊
270	H26. 9. 19	Ⅱ - 0830	徳氏 3	加茂	急傾斜地の崩壊
271	H26. 9. 19	Ⅱ - 0831	徳氏 4	加茂	急傾斜地の崩壊
272	H26. 9. 19	Ⅱ - 0833	徳氏 6	加茂	急傾斜地の崩壊
273	H26. 9. 19	Ⅱ - 0839	古敷谷 18	加茂	急傾斜地の崩壊
274	H26. 9. 19	Ⅱ - 0840	古敷谷 19	加茂	急傾斜地の崩壊
275	H26. 9. 19	Ⅱ - 0841	古敷谷 20	加茂	急傾斜地の崩壊
276	H26. 9. 19	Ⅱ - 0842	古敷谷 21	加茂	急傾斜地の崩壊
277	H26. 9. 19	Ⅱ - 0844	古敷谷 23	加茂	急傾斜地の崩壊
278	H26. 9. 19	Ⅱ - 0845	古敷谷 24	加茂	急傾斜地の崩壊
279	H26. 9. 19	Ⅱ - 0860	米原 2	南総	急傾斜地の崩壊
280	H26. 9. 19	Ⅱ - 0861	米原 3	南総	急傾斜地の崩壊
281	H26. 9. 19	Ⅱ - 0862	米原 4	南総	急傾斜地の崩壊
282	H26. 9. 19	Ⅱ - 0863	米原 5	南総	急傾斜地の崩壊
283	H26. 9. 19	Ⅱ - 0866	米原 8	南総	急傾斜地の崩壊
284	H26. 9. 19	Ⅱ - 0940	石塚 3	加茂	急傾斜地の崩壊
285	H26. 9. 19	Ⅲ - 0028	妙香 4	南総	急傾斜地の崩壊
286	H28. 1. 26	Ⅰ - 0159	勝間	市津	急傾斜地の崩壊
287	H28. 1. 26	Ⅱ - 0274	能満 1	市原	急傾斜地の崩壊
288	H28. 1. 26	Ⅱ - 0275	能満 2	市原	急傾斜地の崩壊
289	H28. 1. 26	Ⅱ - 0346	喜多 3	市津	急傾斜地の崩壊
290	H28. 1. 26	Ⅱ - 0347	喜多 4	市津	急傾斜地の崩壊
291	H28. 1. 26	Ⅱ - 0356	金剛地 9	市津	急傾斜地の崩壊
292	H28. 1. 26	Ⅱ - 0357	金剛地 10	市津	急傾斜地の崩壊
293	H28. 1. 26	Ⅱ - 0369	勝間 4	市津	急傾斜地の崩壊
294	H28. 1. 26	Ⅱ - 0375	勝間 7	市津	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
295	H28. 1. 26	Ⅱ - 0376	勝間 8	市津	急傾斜地の崩壊
296	H28. 1. 26	Ⅱ - 0377	勝間 9	市津	急傾斜地の崩壊
297	H28. 1. 26	Ⅱ - 0378	勝間 10	市津	急傾斜地の崩壊
298	H28. 1. 26	Ⅱ - 0379	勝間 11	市津	急傾斜地の崩壊
299	H28. 1. 26	Ⅱ - 0380	勝間 12	市津	急傾斜地の崩壊
300	H28. 1. 26	Ⅱ - 0454	勝間 14	市津	急傾斜地の崩壊
301	H28. 1. 26	Ⅱ - 0455	勝間 15	市津	急傾斜地の崩壊
302	H28. 1. 26	Ⅱ - 0456	勝間 16	市津	急傾斜地の崩壊
303	R1. 5. 31	Ⅰ - 0175	深城	有秋	急傾斜地の崩壊
304	R1. 5. 31	Ⅰ - 0176	安須	三和	急傾斜地の崩壊
305	R1. 5. 31	Ⅰ - 0177	安須 2	三和	急傾斜地の崩壊
306	R1. 5. 31	Ⅰ - 0180	櫃狭	三和	急傾斜地の崩壊
307	R1. 5. 31	Ⅰ - 0197	大久保	加茂	急傾斜地の崩壊
308	R1. 5. 31	Ⅰ - 1277	奉免	南総	急傾斜地の崩壊
309	R1. 5. 31	Ⅱ - 0382	大作 2	市津	急傾斜地の崩壊
310	R1. 5. 31	Ⅱ - 0383	大作 3	市津	急傾斜地の崩壊
311	R1. 5. 31	Ⅱ - 0384	大作 4	市津	急傾斜地の崩壊
312	R1. 5. 31	Ⅱ - 0385	大作 5	市津	急傾斜地の崩壊
313	R1. 5. 31	Ⅱ - 0386	大作 6	市津	急傾斜地の崩壊
314	R1. 5. 31	Ⅱ - 0391	大作 8	市津	急傾斜地の崩壊
315	R1. 5. 31	Ⅱ - 0392	大作 9	市津	急傾斜地の崩壊
316	R1. 5. 31	Ⅱ - 0422	畑木 1	姉崎	急傾斜地の崩壊
317	R1. 5. 31	Ⅱ - 0423	畑木 2	姉崎	急傾斜地の崩壊
318	R1. 5. 31	Ⅱ - 0424	畑木 3	姉崎	急傾斜地の崩壊
319	R1. 5. 31	Ⅱ - 0425	畑木 4	姉崎	急傾斜地の崩壊
320	R1. 5. 31	Ⅱ - 0426	畑木 5	姉崎	急傾斜地の崩壊
321	R1. 5. 31	Ⅱ - 0427	畑木 6	姉崎	急傾斜地の崩壊
322	R1. 5. 31	Ⅱ - 0428	畑木 7	姉崎	急傾斜地の崩壊
323	R1. 5. 31	Ⅱ - 0429	片又木 2	有秋	急傾斜地の崩壊
324	R1. 5. 31	Ⅱ - 0432	片又木 5	有秋	急傾斜地の崩壊
325	R1. 5. 31	Ⅱ - 0436	海保 2	五井	急傾斜地の崩壊
326	R1. 5. 31	Ⅱ - 0437	海保 3	五井	急傾斜地の崩壊
327	R1. 5. 31	Ⅱ - 0438	海保 4	五井	急傾斜地の崩壊
328	R1. 5. 31	Ⅱ - 0496	片又木 7	有秋	急傾斜地の崩壊
329	R1. 5. 31	Ⅱ - 0497	片又木 8	有秋	急傾斜地の崩壊
330	R1. 5. 31	Ⅱ - 0498	片又木 9	有秋	急傾斜地の崩壊
331	R1. 5. 31	Ⅱ - 0499	片又木 10	有秋	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
332	R1. 5. 31	Ⅱ - 0500	豊成 2	有秋	急傾斜地の崩壊
333	R1. 5. 31	Ⅱ - 0506	高坂 3	三和	急傾斜地の崩壊
334	R1. 5. 31	Ⅱ - 0509	松崎 1	三和	急傾斜地の崩壊
335	R1. 5. 31	Ⅱ - 0515	深城 2	有秋	急傾斜地の崩壊
336	R1. 5. 31	Ⅱ - 0516	深城 3	有秋	急傾斜地の崩壊
337	R1. 5. 31	Ⅱ - 0520	深城 5	有秋	急傾斜地の崩壊
338	R1. 5. 31	Ⅱ - 0521	深城 6	有秋	急傾斜地の崩壊
339	R1. 5. 31	Ⅱ - 0522	深城 7	有秋	急傾斜地の崩壊
340	R1. 5. 31	Ⅱ - 0523	深城 8	有秋	急傾斜地の崩壊
341	R1. 5. 31	Ⅱ - 0525	深城 10	有秋	急傾斜地の崩壊
342	R1. 5. 31	Ⅱ - 0526	深城 11	有秋	急傾斜地の崩壊
343	R1. 5. 31	Ⅱ - 0527	深城 12	有秋	急傾斜地の崩壊
344	R1. 5. 31	Ⅱ - 0528	深城 13	有秋	急傾斜地の崩壊
345	R1. 5. 31	Ⅱ - 0529	深城 14	有秋	急傾斜地の崩壊
346	R1. 5. 31	Ⅱ - 0531	深城 16	有秋	急傾斜地の崩壊
347	R1. 5. 31	Ⅱ - 0532	深城 17	有秋	急傾斜地の崩壊
348	R1. 5. 31	Ⅱ - 0533	深城 18	有秋	急傾斜地の崩壊
349	R1. 5. 31	Ⅱ - 0552	松崎 2	三和	急傾斜地の崩壊
350	R1. 5. 31	Ⅱ - 0557	松崎 3	三和	急傾斜地の崩壊
351	R1. 5. 31	Ⅱ - 0558	松崎 4	三和	急傾斜地の崩壊
352	R1. 5. 31	Ⅱ - 0559	磯ヶ谷 1	三和	急傾斜地の崩壊
353	R1. 5. 31	Ⅱ - 0569	新巻 1	三和	急傾斜地の崩壊
354	R1. 5. 31	Ⅱ - 0576	中高根 4	南総	急傾斜地の崩壊
355	R1. 5. 31	Ⅱ - 0577	上高根 1	南総	急傾斜地の崩壊
356	R1. 5. 31	Ⅱ - 0578	上高根 2	南総	急傾斜地の崩壊
357	R1. 5. 31	Ⅱ - 0581	上高根 5	南総	急傾斜地の崩壊
358	R1. 5. 31	Ⅱ - 0582	上高根 6	南総	急傾斜地の崩壊
359	R1. 5. 31	Ⅱ - 0583	上高根 7	南総	急傾斜地の崩壊
360	R1. 5. 31	Ⅱ - 0584	上高根 8	南総	急傾斜地の崩壊
361	R1. 5. 31	Ⅱ - 0585	上高根 9	南総	急傾斜地の崩壊
362	R1. 5. 31	Ⅱ - 0586	上高根 10	南総	急傾斜地の崩壊
363	R1. 5. 31	Ⅱ - 0587	上高根 11	南総	急傾斜地の崩壊
364	R1. 5. 31	Ⅱ - 0596	上高根 13	南総	急傾斜地の崩壊
365	R1. 5. 31	Ⅱ - 0597	上高根 14	南総	急傾斜地の崩壊
366	R1. 5. 31	Ⅱ - 0598	上高根 15	南総	急傾斜地の崩壊
367	R1. 5. 31	Ⅱ - 0600	上高根 17	南総	急傾斜地の崩壊
368	R1. 5. 31	Ⅱ - 0601	南岩崎 1	南総	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地区	自然現象の種類
369	R1. 5. 31	Ⅱ - 0602	南岩崎 2	南総	急傾斜地の崩壊
370	R1. 5. 31	Ⅱ - 0603	南岩崎 3	南総	急傾斜地の崩壊
371	R1. 5. 31	Ⅱ - 0604	南岩崎 4	南総	急傾斜地の崩壊
372	R1. 5. 31	Ⅱ - 0605	南岩崎 5	南総	急傾斜地の崩壊
373	R1. 5. 31	Ⅱ - 0606	南岩崎 6	南総	急傾斜地の崩壊
374	R1. 5. 31	Ⅱ - 0610	奉免 2	南総	急傾斜地の崩壊
375	R1. 5. 31	Ⅱ - 0622	西国吉 2	南総	急傾斜地の崩壊
376	R1. 5. 31	Ⅱ - 0630	安久谷 1	南総	急傾斜地の崩壊
377	R1. 5. 31	Ⅱ - 0631	江子田 1	南総	急傾斜地の崩壊
378	R1. 5. 31	Ⅱ - 0644	原田 1	南総	急傾斜地の崩壊
379	R1. 5. 31	Ⅱ - 0645	原田 2	南総	急傾斜地の崩壊
380	R1. 5. 31	Ⅱ - 0649	市場 1	南総	急傾斜地の崩壊
381	R1. 5. 31	Ⅱ - 0650	市場 2	南総	急傾斜地の崩壊
382	R1. 5. 31	Ⅱ - 0651	市場 3	南総	急傾斜地の崩壊
383	R1. 5. 31	Ⅱ - 0652	市場 4	南総	急傾斜地の崩壊
384	R1. 5. 31	Ⅱ - 0664	栢橋 6	南総	急傾斜地の崩壊
385	R1. 5. 31	Ⅱ - 0665	栢橋 7	南総	急傾斜地の崩壊
386	R1. 5. 31	Ⅱ - 0666	栢橋 8	南総	急傾斜地の崩壊
387	R1. 5. 31	Ⅱ - 0668	栢橋 10	南総	急傾斜地の崩壊
388	R1. 5. 31	Ⅱ - 0670	栢橋 12	南総	急傾斜地の崩壊
389	R1. 5. 31	Ⅱ - 0671	栢橋 13	南総	急傾斜地の崩壊
390	R1. 5. 31	Ⅱ - 0672	栢橋 14	南総	急傾斜地の崩壊
391	R1. 5. 31	Ⅱ - 0673	栢橋 15	南総	急傾斜地の崩壊
392	R1. 5. 31	Ⅱ - 0674	栢橋 16	南総	急傾斜地の崩壊
393	R1. 5. 31	Ⅱ - 0675	栢橋 17	南総	急傾斜地の崩壊
394	R1. 5. 31	Ⅱ - 0676	栢橋 18	南総	急傾斜地の崩壊
395	R1. 5. 31	Ⅱ - 0680	皆吉 2	南総	急傾斜地の崩壊
396	R1. 5. 31	Ⅱ - 0681	皆吉 3	南総	急傾斜地の崩壊
397	R1. 5. 31	Ⅱ - 0691	江子田 2	南総	急傾斜地の崩壊
398	R1. 5. 31	Ⅱ - 0692	下矢田 1	南総	急傾斜地の崩壊
399	R1. 5. 31	Ⅱ - 0693	下矢田 2	南総	急傾斜地の崩壊
400	R1. 5. 31	Ⅱ - 0694	下矢田 3	南総	急傾斜地の崩壊
401	R1. 5. 31	Ⅱ - 0695	下矢田 4	南総	急傾斜地の崩壊
402	R1. 5. 31	Ⅱ - 0696	下矢田 5	南総	急傾斜地の崩壊
403	R1. 5. 31	Ⅱ - 0697	藪 1	南総	急傾斜地の崩壊
404	R1. 5. 31	Ⅱ - 0699	下矢田 6	南総	急傾斜地の崩壊
405	R1. 5. 31	Ⅱ - 0700	下矢田 7	南総	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
406	R1. 5. 31	Ⅱ - 0705	池和田 5	南総	急傾斜地の崩壊
407	R1. 5. 31	Ⅱ - 0732	藪 2	南総	急傾斜地の崩壊
408	R1. 5. 31	Ⅱ - 0762	田尾 7	南総	急傾斜地の崩壊
409	R1. 5. 31	Ⅱ - 0763	田尾 8	南総	急傾斜地の崩壊
410	R1. 5. 31	Ⅱ - 0941	大久保 2	加茂	急傾斜地の崩壊
411	R1. 5. 31	Ⅱ - 0942	大久保 3	加茂	急傾斜地の崩壊
412	R1. 5. 31	Ⅱ - 0957	朝生原 1	加茂	急傾斜地の崩壊
413	R1. 5. 31	Ⅱ - 0961	朝生原 5	加茂	急傾斜地の崩壊
414	R1. 5. 31	Ⅱ - 0962	大久保 4	加茂	急傾斜地の崩壊
415	R1. 5. 31	Ⅱ - 0963	大久保 5	加茂	急傾斜地の崩壊
416	R1. 5. 31	Ⅱ - 0964	大久保 6	加茂	急傾斜地の崩壊
417	R1. 5. 31	Ⅱ - 7020	大作 11	市津	急傾斜地の崩壊
418	R1. 9. 10	Ⅰ - 0181	寺谷	南総	急傾斜地の崩壊
419	R1. 9. 10	Ⅰ - 0188	奥野	南総	急傾斜地の崩壊
420	R1. 9. 10	Ⅰ - 0196	国本	加茂	急傾斜地の崩壊
421	R1. 9. 10	Ⅰ - 0198	折津	加茂	急傾斜地の崩壊
422	R1. 9. 10	Ⅱ - 0399	椎津 4	姉崎	急傾斜地の崩壊
423	R1. 9. 10	Ⅱ - 0400	椎津 5	姉崎	急傾斜地の崩壊
424	R1. 9. 10	Ⅱ - 0403	椎津 8	姉崎	急傾斜地の崩壊
425	R1. 9. 10	Ⅱ - 0404	椎津 9	姉崎	急傾斜地の崩壊
426	R1. 9. 10	Ⅱ - 0418	姉崎 10	姉崎	急傾斜地の崩壊
427	R1. 9. 10	Ⅱ - 0421	青葉台 6	姉崎	急傾斜地の崩壊
428	R1. 9. 10	Ⅱ - 0511	椎津 16	姉崎	急傾斜地の崩壊
429	R1. 9. 10	Ⅱ - 0512	椎津 17	姉崎	急傾斜地の崩壊
430	R1. 9. 10	Ⅱ - 0513	椎津 18	姉崎	急傾斜地の崩壊
431	R1. 9. 10	Ⅱ - 0514	椎津 19	姉崎	急傾斜地の崩壊
432	R1. 9. 10	Ⅱ - 0517	天羽田 1	有秋	急傾斜地の崩壊
433	R1. 9. 10	Ⅱ - 0570	天羽田 2	有秋	急傾斜地の崩壊
434	R1. 9. 10	Ⅱ - 0571	天羽田 3	有秋	急傾斜地の崩壊
435	R1. 9. 10	Ⅱ - 0572	天羽田 4	有秋	急傾斜地の崩壊
436	R1. 9. 10	Ⅱ - 0573	天羽田 5	有秋	急傾斜地の崩壊
437	R1. 9. 10	Ⅱ - 0621	寺谷 2	南総	急傾斜地の崩壊
438	R1. 9. 10	Ⅱ - 0624	佐是 1	南総	急傾斜地の崩壊
439	R1. 9. 10	Ⅱ - 0646	石川 1	南総	急傾斜地の崩壊
440	R1. 9. 10	Ⅱ - 0647	石川 2	南総	急傾斜地の崩壊
441	R1. 9. 10	Ⅱ - 0648	石川 3	南総	急傾斜地の崩壊
442	R1. 9. 10	Ⅱ - 0653	市場 5	南総	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
443	R1. 9. 10	Ⅱ - 0698	石川 4	南総	急傾斜地の崩壊
444	R1. 9. 10	Ⅱ - 0723	岩 3	南総	急傾斜地の崩壊
445	R1. 9. 10	Ⅱ - 0725	外部田 1	加茂	急傾斜地の崩壊
446	R1. 9. 10	Ⅱ - 0726	外部田 2	加茂	急傾斜地の崩壊
447	R1. 9. 10	Ⅱ - 0731	久保 1	加茂	急傾斜地の崩壊
448	R1. 9. 10	Ⅱ - 0749	山口 4	加茂	急傾斜地の崩壊
449	R1. 9. 10	Ⅱ - 0750	久保 2	加茂	急傾斜地の崩壊
450	R1. 9. 10	Ⅱ - 0751	久保 3	加茂	急傾斜地の崩壊
451	R1. 9. 10	Ⅱ - 0759	不入 1	加茂	急傾斜地の崩壊
452	R1. 9. 10	Ⅱ - 0760	不入 2	加茂	急傾斜地の崩壊
453	R1. 9. 10	Ⅱ - 0761	不入 3	加茂	急傾斜地の崩壊
454	R1. 9. 10	Ⅱ - 0765	山小川 1	南総	急傾斜地の崩壊
455	R1. 9. 10	Ⅱ - 0766	平蔵 1	南総	急傾斜地の崩壊
456	R1. 9. 10	Ⅱ - 0767	平蔵 2	南総	急傾斜地の崩壊
457	R1. 9. 10	Ⅱ - 0772	本郷 4	加茂	急傾斜地の崩壊
458	R1. 9. 10	Ⅱ - 0776	平蔵 3	南総	急傾斜地の崩壊
459	R1. 9. 10	Ⅱ - 0779	平蔵 6	南総	急傾斜地の崩壊
460	R1. 9. 10	Ⅱ - 0805	平蔵 10	南総	急傾斜地の崩壊
461	R1. 9. 10	Ⅱ - 0806	平蔵 11	南総	急傾斜地の崩壊
462	R1. 9. 10	Ⅱ - 0944	石神 2	加茂	急傾斜地の崩壊
463	R1. 9. 10	Ⅱ - 0952	石塚 6	加茂	急傾斜地の崩壊
464	R1. 9. 10	Ⅱ - 7023	岩 5	南総	急傾斜地の崩壊
465	R1. 9. 10	Ⅲ - 0029	宿 6	南総	急傾斜地の崩壊
466	R1. 9. 10	Ⅲ - 0042	山口 5	加茂	急傾斜地の崩壊
467	R1. 9. 10	Ⅲ - 0059	古敷谷 5	加茂	急傾斜地の崩壊
468	R2. 3. 27	Ⅰ - 0149	大厩 1	市原	急傾斜地の崩壊
469	R2. 3. 27	Ⅰ - 0151	潤井戸 1	市津	急傾斜地の崩壊
470	R2. 3. 27	Ⅰ - 0154	瀬又 3	市津	急傾斜地の崩壊
471	R2. 3. 27	Ⅰ - 0156	金剛地 19	市津	急傾斜地の崩壊
472	R2. 3. 27	Ⅰ - 0157	金剛地 20	市津	急傾斜地の崩壊
473	R2. 3. 27	Ⅰ - 0160	勝間 1	市津	急傾斜地の崩壊
474	R2. 3. 27	Ⅰ - 0161	勝間 2	市津	急傾斜地の崩壊
475	R2. 3. 27	Ⅰ - 0162	山倉 1	三和	急傾斜地の崩壊
476	R2. 3. 27	Ⅰ - 0163	山倉 2	三和	急傾斜地の崩壊
477	R2. 3. 27	Ⅰ - 0168	片又木 1	有秋	急傾斜地の崩壊
478	R2. 3. 27	Ⅰ - 1419	今富 3	五井	急傾斜地の崩壊
479	R2. 3. 27	Ⅰ - 1436	天羽田 6	有秋	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
480	R2. 3. 27	I - 1438	上高根 12	南総	急傾斜地の崩壊
481	R2. 3. 27	I - 1472	米原 28	南総	急傾斜地の崩壊
482	R2. 3. 27	II - 0257	瀬又 7	市津	急傾斜地の崩壊
483	R2. 3. 27	II - 0258	瀬又 8	市津	急傾斜地の崩壊
484	R2. 3. 27	II - 0259	瀬又 9	市津	急傾斜地の崩壊
485	R2. 3. 27	II - 0260	瀬又 10	市津	急傾斜地の崩壊
486	R2. 3. 27	II - 0262	瀬又 12	市津	急傾斜地の崩壊
487	R2. 3. 27	II - 0263	瀬又 13	市津	急傾斜地の崩壊
488	R2. 3. 27	II - 0264	瀬又 14	市津	急傾斜地の崩壊
489	R2. 3. 27	II - 0266	瀬又 16	市津	急傾斜地の崩壊
490	R2. 3. 27	II - 0267	瀬又 17	市津	急傾斜地の崩壊
491	R2. 3. 27	II - 0268	瀬又 18	市津	急傾斜地の崩壊
492	R2. 3. 27	II - 0269	瀬又 19	市津	急傾斜地の崩壊
493	R2. 3. 27	II - 0270	瀬又 20	市津	急傾斜地の崩壊
494	R2. 3. 27	II - 0291	瀬又 21	市津	急傾斜地の崩壊
495	R2. 3. 27	II - 0350	金剛地 3	市津	急傾斜地の崩壊
496	R2. 3. 27	II - 0352	金剛地 5	市津	急傾斜地の崩壊
497	R2. 3. 27	II - 0353	金剛地 6	市津	急傾斜地の崩壊
498	R2. 3. 27	II - 0354	金剛地 7	市津	急傾斜地の崩壊
499	R2. 3. 27	II - 0363	金剛地 16	市津	急傾斜地の崩壊
500	R2. 3. 27	II - 0364	金剛地 17	市津	急傾斜地の崩壊
501	R2. 3. 27	II - 0367	山倉 4	三和	急傾斜地の崩壊
502	R2. 3. 27	II - 0368	山倉 5	三和	急傾斜地の崩壊
503	R2. 3. 27	II - 0373	勝間 5	市津	急傾斜地の崩壊
504	R2. 3. 27	II - 0374	勝間 6	市津	急傾斜地の崩壊
505	R2. 3. 27	II - 0864	米原 6	南総	急傾斜地の崩壊
506	R2. 3. 27	II - 0865	米原 7	南総	急傾斜地の崩壊
507	R2. 3. 27	II - 0867	米原 9	南総	急傾斜地の崩壊
508	R2. 3. 27	II - 0868	米原 10	南総	急傾斜地の崩壊
509	R2. 3. 27	II - 0870	米原 12	南総	急傾斜地の崩壊
510	R2. 3. 27	II - 0871	米原 13	南総	急傾斜地の崩壊
511	R2. 3. 27	II - 0872	米原 14	南総	急傾斜地の崩壊
512	R2. 3. 27	II - 0896	米原 17	南総	急傾斜地の崩壊
513	R2. 3. 27	II - 0897	米原 18	南総	急傾斜地の崩壊
514	R2. 3. 27	II - 0898	米原 19	南総	急傾斜地の崩壊
515	R2. 3. 27	II - 0899	米原 20	南総	急傾斜地の崩壊
516	R2. 3. 27	II - 0900	米原 21	南総	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
517	R2. 3. 27	Ⅱ - 0901	米原 22	南総	急傾斜地の崩壊
518	R2. 3. 27	Ⅱ - 0902	米原 23	南総	急傾斜地の崩壊
519	R2. 3. 27	Ⅱ - 0904	米原 25	南総	急傾斜地の崩壊
520	R2. 3. 27	Ⅲ - 1046	金剛地 1	市津	急傾斜地の崩壊
521	R2. 9. 11	Ⅰ - 0155	東国吉	市津	急傾斜地の崩壊
522	R2. 9. 11	Ⅰ - 0158	小田部 9	市津	急傾斜地の崩壊
523	R2. 9. 11	Ⅱ - 0284	番場 1	市津	急傾斜地の崩壊
524	R2. 9. 11	Ⅱ - 0285	番場 2	市津	急傾斜地の崩壊
525	R2. 9. 11	Ⅱ - 0288	永吉 1	市津	急傾斜地の崩壊
526	R2. 9. 11	Ⅱ - 0289	永吉 2	市津	急傾斜地の崩壊
527	R2. 9. 11	Ⅱ - 0290	永吉 3	市津	急傾斜地の崩壊
528	R2. 9. 11	Ⅱ - 0292	中野 1	市津	急傾斜地の崩壊
529	R2. 9. 11	Ⅱ - 0298	高田 6	市津	急傾斜地の崩壊
530	R2. 9. 11	Ⅱ - 0300	郡本 2	市原	急傾斜地の崩壊
531	R2. 9. 11	Ⅱ - 0312	永吉 4	市津	急傾斜地の崩壊
532	R2. 9. 11	Ⅱ - 0314	東国吉 2	市津	急傾斜地の崩壊
533	R2. 9. 11	Ⅱ - 0315	東国吉 3	市津	急傾斜地の崩壊
534	R2. 9. 11	Ⅱ - 0316	東国吉 4	市津	急傾斜地の崩壊
535	R2. 9. 11	Ⅱ - 0317	東国吉 5	市津	急傾斜地の崩壊
536	R2. 9. 11	Ⅱ - 0318	東国吉 6	市津	急傾斜地の崩壊
537	R2. 9. 11	Ⅱ - 0319	東国吉 7	市津	急傾斜地の崩壊
538	R2. 9. 11	Ⅱ - 0320	東国吉 8	市津	急傾斜地の崩壊
539	R2. 9. 11	Ⅱ - 0321	東国吉 9	市津	急傾斜地の崩壊
540	R2. 9. 11	Ⅱ - 0322	高倉 1	市津	急傾斜地の崩壊
541	R2. 9. 11	Ⅱ - 0323	高倉 2	市津	急傾斜地の崩壊
542	R2. 9. 11	Ⅱ - 0324	高倉 3	市津	急傾斜地の崩壊
543	R2. 9. 11	Ⅱ - 0325	高倉 4	市津	急傾斜地の崩壊
544	R2. 9. 11	Ⅱ - 0331	小田部 2	市津	急傾斜地の崩壊
545	R2. 9. 11	Ⅱ - 0332	小田部 3	市津	急傾斜地の崩壊
546	R2. 9. 11	Ⅱ - 0333	小田部 4	市津	急傾斜地の崩壊
547	R2. 9. 11	Ⅱ - 0335	小田部 6	市津	急傾斜地の崩壊
548	R2. 9. 11	Ⅱ - 0348	奈良 1	市津	急傾斜地の崩壊
549	R2. 9. 11	Ⅱ - 0349	奈良 2	市津	急傾斜地の崩壊
550	R2. 9. 11	Ⅱ - 0398	奈良 3	市津	急傾斜地の崩壊
551	R2. 9. 11	Ⅲ - 0012	永吉 1	市津	急傾斜地の崩壊
552	R2. 9. 11	Ⅲ - 1036	小田部 7	市津	急傾斜地の崩壊
553	R2. 12. 25	Ⅰ - 010019	誉田町	市津	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
554	R3. 3. 12	I - 0152	瀬又 2	市津	急傾斜地の崩壊
555	R3. 3. 12	I - 0166	椎津 2	姉崎	急傾斜地の崩壊
556	R3. 3. 12	I - 0167	青葉台	姉崎	急傾斜地の崩壊
557	R3. 3. 12	I - 0182	栢橋	南総	急傾斜地の崩壊
558	R3. 3. 12	I - 0199	戸面	加茂	急傾斜地の崩壊
559	R3. 3. 12	I - 1470	米原 24	南総	急傾斜地の崩壊
560	R3. 3. 12	I - 1471	米原 26	南総	急傾斜地の崩壊
561	R3. 3. 12	I - 21900301	勝間沢	市津	土石流
562	R3. 3. 12	I - 21900901 - a	小草畑沢 1	南総	土石流
563	R3. 3. 12	I - 21900901 - b	小草畑沢 2	南総	土石流
564	R3. 3. 12	I - 21901501	宿沢	南総	土石流
565	R3. 3. 12	I - 21901701	別所沢 1	南総	土石流
566	R3. 3. 12	I - 21901801	奉免沢	南総	土石流
567	R3. 3. 12	I - 21901901	栢橋沢	南総	土石流
568	R3. 3. 12	I - 21902001	寺谷沢 1	南総	土石流
569	R3. 3. 12	I - 21902101	寺谷沢 2	三和	土石流
570	R3. 3. 12	I - 21902201	寺谷沢 3	三和	土石流
571	R3. 3. 12	I - 21902601	大桶沢 1	三和	土石流
572	R3. 3. 12	I - 21902701	大桶沢 2	市津	土石流
573	R3. 3. 12	I - 21902801	大桶沢 3	市津	土石流
574	R3. 3. 12	II - 020001	西国吉 8	南総	急傾斜地の崩壊
575	R3. 3. 12	II - 0248	瀬又 4	市津	急傾斜地の崩壊
576	R3. 3. 12	II - 0249	瀬又 5	市津	急傾斜地の崩壊
577	R3. 3. 12	II - 0250	草刈 1	市原	急傾斜地の崩壊
578	R3. 3. 12	II - 0251	草刈 2	市原	急傾斜地の崩壊
579	R3. 3. 12	II - 0254	ちはら台東	ちはら台	急傾斜地の崩壊
580	R3. 3. 12	II - 0255	押沼 4	市津	急傾斜地の崩壊
581	R3. 3. 12	II - 0271	門前 1	市原	急傾斜地の崩壊
582	R3. 3. 12	II - 0272	門前 2	市原	急傾斜地の崩壊
583	R3. 3. 12	II - 0273	山木 1	市原	急傾斜地の崩壊
584	R3. 3. 12	II - 0276	山木 2	市原	急傾斜地の崩壊
585	R3. 3. 12	II - 0277	山木 3	市原	急傾斜地の崩壊
586	R3. 3. 12	II - 0278	山木 4	市原	急傾斜地の崩壊
587	R3. 3. 12	II - 0279	山木 5	市原	急傾斜地の崩壊
588	R3. 3. 12	II - 0283	草刈 3	市原	急傾斜地の崩壊
589	R3. 3. 12	II - 0287	押沼 5	市津	急傾斜地の崩壊
590	R3. 3. 12	II - 0299	郡本 1	市原	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
591	R3. 3. 12	Ⅱ - 0302	藤井	市原	急傾斜地の崩壊
592	R3. 3. 12	Ⅱ - 0303	能満 4	市原	急傾斜地の崩壊
593	R3. 3. 12	Ⅱ - 0305	能満 6	市原	急傾斜地の崩壊
594	R3. 3. 12	Ⅱ - 0306	能満 7	市原	急傾斜地の崩壊
595	R3. 3. 12	Ⅱ - 0307	神崎 1	市津	急傾斜地の崩壊
596	R3. 3. 12	Ⅱ - 0311	下野 1	市津	急傾斜地の崩壊
597	R3. 3. 12	Ⅱ - 0313	喜多 1	市津	急傾斜地の崩壊
598	R3. 3. 12	Ⅱ - 0326	山田橋 1	市原	急傾斜地の崩壊
599	R3. 3. 12	Ⅱ - 0327	荻作 1	市津	急傾斜地の崩壊
600	R3. 3. 12	Ⅱ - 0328	荻作 2	市津	急傾斜地の崩壊
601	R3. 3. 12	Ⅱ - 0329	荻作 3	市津	急傾斜地の崩壊
602	R3. 3. 12	Ⅱ - 0330	荻作 4	市津	急傾斜地の崩壊
603	R3. 3. 12	Ⅱ - 0336	荻作 5	市津	急傾斜地の崩壊
604	R3. 3. 12	Ⅱ - 0338	犬成 1	市津	急傾斜地の崩壊
605	R3. 3. 12	Ⅱ - 0345	喜多 2	市津	急傾斜地の崩壊
606	R3. 3. 12	Ⅱ - 0355	金剛地 8	市津	急傾斜地の崩壊
607	R3. 3. 12	Ⅱ - 0370	葉木 1	市津	急傾斜地の崩壊
608	R3. 3. 12	Ⅱ - 0371	葉木 2	市津	急傾斜地の崩壊
609	R3. 3. 12	Ⅱ - 0372	葉木 3	市津	急傾斜地の崩壊
610	R3. 3. 12	Ⅱ - 0387	滝口 1	市津	急傾斜地の崩壊
611	R3. 3. 12	Ⅱ - 0388	滝口 2	市津	急傾斜地の崩壊
612	R3. 3. 12	Ⅱ - 0389	滝口 3	市津	急傾斜地の崩壊
613	R3. 3. 12	Ⅱ - 0393	大作 10	市津	急傾斜地の崩壊
614	R3. 3. 12	Ⅱ - 0394	犬成 8	市津	急傾斜地の崩壊
615	R3. 3. 12	Ⅱ - 0395	犬成 9	市津	急傾斜地の崩壊
616	R3. 3. 12	Ⅱ - 0396	滝口 4	市津	急傾斜地の崩壊
617	R3. 3. 12	Ⅱ - 0397	滝口 5	市津	急傾斜地の崩壊
618	R3. 3. 12	Ⅱ - 0450	引田 3	五井	急傾斜地の崩壊
619	R3. 3. 12	Ⅱ - 0451	宮原 1	三和	急傾斜地の崩壊
620	R3. 3. 12	Ⅱ - 0510	椎津 15	姉崎	急傾斜地の崩壊
621	R3. 3. 12	Ⅱ - 0548	中高根 1	南総	急傾斜地の崩壊
622	R3. 3. 12	Ⅱ - 0551	光風台 1	三和	急傾斜地の崩壊
623	R3. 3. 12	Ⅱ - 0667	栢橋 9	南総	急傾斜地の崩壊
624	R3. 3. 12	Ⅱ - 0678	西国吉 3	南総	急傾斜地の崩壊
625	R3. 3. 12	Ⅱ - 0773	古敷谷 2	加茂	急傾斜地の崩壊
626	R3. 3. 12	Ⅱ - 0774	古敷谷 3	加茂	急傾斜地の崩壊
627	R3. 3. 12	Ⅱ - 0775	新井 1	加茂	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
628	R3. 3. 12	Ⅱ - 0782	平蔵 9	南総	急傾斜地の崩壊
629	R3. 3. 12	Ⅱ - 0783	本郷 5	加茂	急傾斜地の崩壊
630	R3. 3. 12	Ⅱ - 0784	本郷 6	加茂	急傾斜地の崩壊
631	R3. 3. 12	Ⅱ - 0785	平野 1	加茂	急傾斜地の崩壊
632	R3. 3. 12	Ⅱ - 0790	古敷谷 4	加茂	急傾斜地の崩壊
633	R3. 3. 12	Ⅱ - 0791	古敷谷 28	加茂	急傾斜地の崩壊
634	R3. 3. 12	Ⅱ - 0792	古敷谷 6	加茂	急傾斜地の崩壊
635	R3. 3. 12	Ⅱ - 0793	古敷谷 7	加茂	急傾斜地の崩壊
636	R3. 3. 12	Ⅱ - 0800	古敷谷 14	加茂	急傾斜地の崩壊
637	R3. 3. 12	Ⅱ - 0802	吉沢 3	加茂	急傾斜地の崩壊
638	R3. 3. 12	Ⅱ - 0803	吉沢 4	加茂	急傾斜地の崩壊
639	R3. 3. 12	Ⅱ - 0807	平蔵 12	南総	急傾斜地の崩壊
640	R3. 3. 12	Ⅱ - 0808	平蔵 13	南総	急傾斜地の崩壊
641	R3. 3. 12	Ⅱ - 0809	平蔵 14	南総	急傾斜地の崩壊
642	R3. 3. 12	Ⅱ - 0810	平蔵 15	南総	急傾斜地の崩壊
643	R3. 3. 12	Ⅱ - 0813	万田野 2	加茂	急傾斜地の崩壊
644	R3. 3. 12	Ⅱ - 0815	万田野 4	加茂	急傾斜地の崩壊
645	R3. 3. 12	Ⅱ - 0816	万田野 5	加茂	急傾斜地の崩壊
646	R3. 3. 12	Ⅱ - 0817	万田野 6	加茂	急傾斜地の崩壊
647	R3. 3. 12	Ⅱ - 0818	万田野 7	加茂	急傾斜地の崩壊
648	R3. 3. 12	Ⅱ - 0820	万田野 9	加茂	急傾斜地の崩壊
649	R3. 3. 12	Ⅱ - 0822	柿木台 7	加茂	急傾斜地の崩壊
650	R3. 3. 12	Ⅱ - 0832	徳氏 5	加茂	急傾斜地の崩壊
651	R3. 3. 12	Ⅱ - 0834	柿木台 1	加茂	急傾斜地の崩壊
652	R3. 3. 12	Ⅱ - 0835	柿木台 2	加茂	急傾斜地の崩壊
653	R3. 3. 12	Ⅱ - 0836	古敷谷 15	加茂	急傾斜地の崩壊
654	R3. 3. 12	Ⅱ - 0837	古敷谷 16	加茂	急傾斜地の崩壊
655	R3. 3. 12	Ⅱ - 0838	古敷谷 17	加茂	急傾斜地の崩壊
656	R3. 3. 12	Ⅱ - 0846	小草畑 2	南総	急傾斜地の崩壊
657	R3. 3. 12	Ⅱ - 0848	小草畑 4	南総	急傾斜地の崩壊
658	R3. 3. 12	Ⅱ - 0849	小草畑 5	南総	急傾斜地の崩壊
659	R3. 3. 12	Ⅱ - 0855	小草畑 11	南総	急傾斜地の崩壊
660	R3. 3. 12	Ⅱ - 0856	小草畑 12	南総	急傾斜地の崩壊
661	R3. 3. 12	Ⅱ - 0857	小草畑 13	南総	急傾斜地の崩壊
662	R3. 3. 12	Ⅱ - 0858	小草畑 14	南総	急傾斜地の崩壊
663	R3. 3. 12	Ⅱ - 0859	小草畑 15	南総	急傾斜地の崩壊
664	R3. 3. 12	Ⅱ - 0875	月崎 1	加茂	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
665	R3. 3. 12	Ⅱ - 0876	田淵旧日竹	加茂	急傾斜地の崩壊
666	R3. 3. 12	Ⅱ - 0877	田淵 9	加茂	急傾斜地の崩壊
667	R3. 3. 12	Ⅱ - 0878	田淵 3	加茂	急傾斜地の崩壊
668	R3. 3. 12	Ⅱ - 0879	田淵 4	加茂	急傾斜地の崩壊
669	R3. 3. 12	Ⅱ - 0881	月崎 2	加茂	急傾斜地の崩壊
670	R3. 3. 12	Ⅱ - 0882	月崎 3	加茂	急傾斜地の崩壊
671	R3. 3. 12	Ⅱ - 0883	月崎 4	加茂	急傾斜地の崩壊
672	R3. 3. 12	Ⅱ - 0884	月出 1	加茂	急傾斜地の崩壊
673	R3. 3. 12	Ⅱ - 0885	月出 2	加茂	急傾斜地の崩壊
674	R3. 3. 12	Ⅱ - 0886	月出 3	加茂	急傾斜地の崩壊
675	R3. 3. 12	Ⅱ - 0887	月出 4	加茂	急傾斜地の崩壊
676	R3. 3. 12	Ⅱ - 0888	古敷谷 25	加茂	急傾斜地の崩壊
677	R3. 3. 12	Ⅱ - 0889	古敷谷 26	加茂	急傾斜地の崩壊
678	R3. 3. 12	Ⅱ - 0890	古敷谷 27	加茂	急傾斜地の崩壊
679	R3. 3. 12	Ⅱ - 0891	小草畑 16	南総	急傾斜地の崩壊
680	R3. 3. 12	Ⅱ - 0892	小草畑 17	南総	急傾斜地の崩壊
681	R3. 3. 12	Ⅱ - 0893	月出 5	加茂	急傾斜地の崩壊
682	R3. 3. 12	Ⅱ - 0894	月出 6	加茂	急傾斜地の崩壊
683	R3. 3. 12	Ⅱ - 0895	月出 7	加茂	急傾斜地の崩壊
684	R3. 3. 12	Ⅱ - 0906	米原 27	南総	急傾斜地の崩壊
685	R3. 3. 12	Ⅱ - 0908	菅野 1	加茂	急傾斜地の崩壊
686	R3. 3. 12	Ⅱ - 0909	菅野 2	加茂	急傾斜地の崩壊
687	R3. 3. 12	Ⅱ - 0910	菅野 3	加茂	急傾斜地の崩壊
688	R3. 3. 12	Ⅱ - 0911	菅野 4	加茂	急傾斜地の崩壊
689	R3. 3. 12	Ⅱ - 0912	菅野 5	加茂	急傾斜地の崩壊
690	R3. 3. 12	Ⅱ - 0913	菅野 6	加茂	急傾斜地の崩壊
691	R3. 3. 12	Ⅱ - 0914	菅野 7	加茂	急傾斜地の崩壊
692	R3. 3. 12	Ⅱ - 0915	柳川 1	加茂	急傾斜地の崩壊
693	R3. 3. 12	Ⅱ - 0916	柳川 2	加茂	急傾斜地の崩壊
694	R3. 3. 12	Ⅱ - 0917	柳川 3	加茂	急傾斜地の崩壊
695	R3. 3. 12	Ⅱ - 0918	田淵 6	加茂	急傾斜地の崩壊
696	R3. 3. 12	Ⅱ - 0919	田淵 7	加茂	急傾斜地の崩壊
697	R3. 3. 12	Ⅱ - 0920	田淵 8	加茂	急傾斜地の崩壊
698	R3. 3. 12	Ⅱ - 0921	国本 2	加茂	急傾斜地の崩壊
699	R3. 3. 12	Ⅱ - 0922	国本 3	加茂	急傾斜地の崩壊
700	R3. 3. 12	Ⅱ - 0923	月出 8	加茂	急傾斜地の崩壊
701	R3. 3. 12	Ⅱ - 0924	月出 9	加茂	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
702	R3. 3. 12	Ⅱ - 0925	月出 10	加茂	急傾斜地の崩壊
703	R3. 3. 12	Ⅱ - 0926	月出 11	加茂	急傾斜地の崩壊
704	R3. 3. 12	Ⅱ - 0927	月出 12	加茂	急傾斜地の崩壊
705	R3. 3. 12	Ⅱ - 0928	月出 13	加茂	急傾斜地の崩壊
706	R3. 3. 12	Ⅱ - 0929	月出 14	加茂	急傾斜地の崩壊
707	R3. 3. 12	Ⅱ - 0930	月出 15	加茂	急傾斜地の崩壊
708	R3. 3. 12	Ⅱ - 0931	月出 16	加茂	急傾斜地の崩壊
709	R3. 3. 12	Ⅱ - 0932	月出 17	加茂	急傾斜地の崩壊
710	R3. 3. 12	Ⅱ - 0933	月出 18	加茂	急傾斜地の崩壊
711	R3. 3. 12	Ⅱ - 0934	月出 19	加茂	急傾斜地の崩壊
712	R3. 3. 12	Ⅱ - 0935	月出 20	加茂	急傾斜地の崩壊
713	R3. 3. 12	Ⅱ - 0936	月出 21	加茂	急傾斜地の崩壊
714	R3. 3. 12	Ⅱ - 0937	月出 22	加茂	急傾斜地の崩壊
715	R3. 3. 12	Ⅱ - 0938	石塚 1	加茂	急傾斜地の崩壊
716	R3. 3. 12	Ⅱ - 0939	石塚 2	加茂	急傾斜地の崩壊
717	R3. 3. 12	Ⅱ - 0945	折津 2	加茂	急傾斜地の崩壊
718	R3. 3. 12	Ⅱ - 0946	折津 3	加茂	急傾斜地の崩壊
719	R3. 3. 12	Ⅱ - 0947	月出 23	加茂	急傾斜地の崩壊
720	R3. 3. 12	Ⅱ - 0948	月出 24	加茂	急傾斜地の崩壊
721	R3. 3. 12	Ⅱ - 0949	月出 25	加茂	急傾斜地の崩壊
722	R3. 3. 12	Ⅱ - 0953	折津 4	加茂	急傾斜地の崩壊
723	R3. 3. 12	Ⅱ - 0954	折津 5	加茂	急傾斜地の崩壊
724	R3. 3. 12	Ⅱ - 0958	朝生原 2	加茂	急傾斜地の崩壊
725	R3. 3. 12	Ⅱ - 0959	朝生原 3	加茂	急傾斜地の崩壊
726	R3. 3. 12	Ⅱ - 0960	朝生原 4	加茂	急傾斜地の崩壊
727	R3. 3. 12	Ⅱ - 0965	朝生原 6	加茂	急傾斜地の崩壊
728	R3. 3. 12	Ⅱ - 0966	戸面 2	加茂	急傾斜地の崩壊
729	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900102	高田沢	加茂	土石流
730	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900202	滝口沢	加茂	土石流
731	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900402	折津沢	加茂	土石流
732	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900502	月出沢 1	加茂	土石流
733	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900602	月出沢 2	加茂	土石流
734	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900702	月出沢 3	南総	土石流
735	R3. 3. 12	Ⅱ - 21900802	山口沢	加茂	土石流
736	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901002	小草畑沢 3	南総	土石流
737	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901102	新井沢	南総	土石流
738	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901202	田尾沢	南総	土石流

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地区	自然現象の種類
739	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901302 - a	奥野沢	南総	土石流
740	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901302 - b	奥野沢 2	南総	土石流
741	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901402	市場沢	南総	土石流
742	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901602 - a	金沢沢 1	南総	土石流
743	R3. 3. 12	Ⅱ - 21901602 - b	金沢沢 2	南総	土石流
744	R3. 3. 12	Ⅱ - 21902302	柳作沢	南総	土石流
745	R3. 3. 12	Ⅱ - 21902402	金沢沢 3	南総	土石流
746	R3. 3. 12	Ⅱ - 21902502	別所沢 2	南総	土石流
747	R3. 3. 12	Ⅱ - 21902902	豊成沢 1	有秋	土石流
748	R3. 3. 12	Ⅱ - 21903002	豊成沢 2	有秋	土石流
749	R3. 3. 12	Ⅱ - 21903102	不入斗沢	有秋	土石流
750	R3. 3. 12	Ⅱ - 7019	ちはら台西	ちはら台	急傾斜地の崩壊
751	R3. 3. 12	Ⅱ - 7021	深城 19	有秋	急傾斜地の崩壊
752	R3. 3. 12	Ⅱ - 7022	鶴舞 1	南総	急傾斜地の崩壊
753	R3. 3. 12	Ⅱ - 7024	新井 2	加茂	急傾斜地の崩壊
754	R3. 3. 12	Ⅲ - 0020	喜多 5	市津	急傾斜地の崩壊
755	R3. 3. 12	Ⅲ - 0021	土宇 5	三和	急傾斜地の崩壊
756	R3. 3. 12	Ⅲ - 0023	金剛地 18	市津	急傾斜地の崩壊
757	R3. 3. 12	Ⅲ - 0024	西国吉 4	南総	急傾斜地の崩壊
758	R3. 3. 12	Ⅲ - 0025	西国吉 5	南総	急傾斜地の崩壊
759	R3. 3. 12	Ⅲ - 0037	水沢 7	南総	急傾斜地の崩壊
760	R3. 3. 12	Ⅲ - 0041	平蔵 18	南総	急傾斜地の崩壊
761	R3. 3. 12	Ⅲ - 0043	山口 6	加茂	急傾斜地の崩壊
762	R3. 3. 12	Ⅲ - 0045	山口 8	加茂	急傾斜地の崩壊
763	R3. 3. 12	Ⅲ - 0047	古敷谷 33	加茂	急傾斜地の崩壊
764	R3. 3. 12	Ⅲ - 0048	新井 3	加茂	急傾斜地の崩壊
765	R3. 3. 12	Ⅲ - 0049	平蔵 20	南総	急傾斜地の崩壊
766	R3. 3. 12	Ⅲ - 0050	古敷谷 1	加茂	急傾斜地の崩壊
767	R3. 3. 12	Ⅲ - 0051	古敷谷 29	加茂	急傾斜地の崩壊
768	R3. 3. 12	Ⅲ - 0053	万田野 12	加茂	急傾斜地の崩壊
769	R3. 3. 12	Ⅲ - 0054	菅野 8	加茂	急傾斜地の崩壊
770	R3. 3. 12	Ⅲ - 0055	平野 2	加茂	急傾斜地の崩壊
771	R3. 3. 12	Ⅲ - 0056	古敷谷 30	加茂	急傾斜地の崩壊
772	R3. 3. 12	Ⅲ - 0057	徳氏 7	加茂	急傾斜地の崩壊
773	R3. 3. 12	Ⅲ - 0062	古敷谷 35	加茂	急傾斜地の崩壊
774	R3. 3. 12	Ⅲ - 0064	田淵 10	加茂	急傾斜地の崩壊
775	R3. 3. 12	Ⅲ - 0066	田淵 11	加茂	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
776	R3. 3. 12	Ⅲ - 0067	月崎 5	加茂	急傾斜地の崩壊
777	R3. 3. 12	Ⅲ - 0068	国本 1	加茂	急傾斜地の崩壊
778	R3. 3. 12	Ⅲ - 0069	柳川 4	加茂	急傾斜地の崩壊
779	R3. 3. 12	Ⅲ - 0070	大久保 1	加茂	急傾斜地の崩壊
780	R3. 3. 12	Ⅲ - 0071	大久保 7	加茂	急傾斜地の崩壊
781	R3. 3. 12	Ⅲ - 0073	石神 1	加茂	急傾斜地の崩壊
782	R3. 3. 12	Ⅲ - 0074	大久保 10	加茂	急傾斜地の崩壊
783	R3. 3. 12	Ⅲ - 0075	石神 5	加茂	急傾斜地の崩壊
784	R3. 3. 12	Ⅲ - 0081	石塚 7	加茂	急傾斜地の崩壊
785	R3. 3. 12	Ⅲ - 0314	吉沢 1	加茂	急傾斜地の崩壊
786	R3. 3. 12	Ⅲ - 1028	青葉台 7	姉崎	急傾斜地の崩壊
787	R3. 3. 12	Ⅲ - 1029	青葉台 8	姉崎	急傾斜地の崩壊
788	R3. 3. 12	Ⅲ - 1030	姉崎 11	姉崎	急傾斜地の崩壊
789	R3. 3. 12	Ⅲ - 1031	椎津 20	姉崎	急傾斜地の崩壊
790	R3. 3. 12	Ⅲ - 1032	海保 13	五井	急傾斜地の崩壊
791	R3. 3. 12	Ⅲ - 1034	海保 14	五井	急傾斜地の崩壊
792	R3. 3. 12	Ⅲ - 1037	能満 8	市原	急傾斜地の崩壊
793	R3. 3. 12	Ⅲ - 1038	犬成 10	市津	急傾斜地の崩壊
794	R3. 3. 12	Ⅲ - 1039	滝口 6	市津	急傾斜地の崩壊
795	R3. 3. 12	Ⅲ - 1043	新巻 4	三和	急傾斜地の崩壊
796	R3. 3. 12	Ⅲ - 1044	新巻 5	三和	急傾斜地の崩壊
797	R3. 3. 12	Ⅲ - 1047	栢橋 1	南総	急傾斜地の崩壊
798	R3. 3. 12	Ⅲ - 1048	西国吉 6	南総	急傾斜地の崩壊
799	R3. 3. 12	Ⅲ - 1049	栢橋 11	南総	急傾斜地の崩壊
800	R3. 3. 12	Ⅲ - 1052	岩 6	南総	急傾斜地の崩壊
801	R3. 3. 12	Ⅲ - 1054	古敷谷 34	加茂	急傾斜地の崩壊
802	R3. 3. 12	Ⅲ - 1056	柿木台 4	加茂	急傾斜地の崩壊
803	R3. 3. 12	Ⅲ - 1058	小草畑 18	南総	急傾斜地の崩壊
804	R3. 3. 12	Ⅲ - 1059	小草畑 19	南総	急傾斜地の崩壊
805	R3. 3. 12	Ⅲ - 1060	柿木台 3	加茂	急傾斜地の崩壊
806	R3. 3. 12	Ⅲ - 1061	柿木台 6	加茂	急傾斜地の崩壊
807	R3. 3. 12	Ⅲ - 1062	折津 1	加茂	急傾斜地の崩壊
808	R3. 3. 12	Ⅲ - 1212	平蔵 19	南総	急傾斜地の崩壊
809	R3. 5. 11	I - 020001	瀬又 22	市津	急傾斜地の崩壊
810	R3. 5. 11	I - 020002	東国吉 10	市津	急傾斜地の崩壊
811	R5. 10. 24	I - 151K2010	ちはら台南 1	ちはら台	急傾斜地の崩壊
812	R5. 10. 24	I - 151K2017	磯ヶ谷 2	三和	急傾斜地の崩壊

NO	告示日	箇所番号	箇所名	地区	自然現象の種類
813	R5. 10. 24	I - 151K2044	海士有木 1	三和	急傾斜地の崩壊
814	R5. 10. 24	I - 151K2048	海保 15	五井	急傾斜地の崩壊
815	R5. 10. 24	I - 151K2049	海保 16	五井	急傾斜地の崩壊
816	R5. 10. 24	I - 151K2050	海保 17	五井	急傾斜地の崩壊
817	R5. 10. 24	I - 151K2051	海保 18	五井	急傾斜地の崩壊
818	R5. 10. 24	I - 151K2052	海保 19	五井	急傾斜地の崩壊
819	R5. 10. 24	I - 151K2053	海保 20	五井	急傾斜地の崩壊
820	R5. 10. 24	I - 151K2055	海保 21	五井	急傾斜地の崩壊
821	R5. 10. 24	I - 151K2086	菊間 1	市原	急傾斜地の崩壊
822	R5. 10. 24	I - 151K2101	吉沢 6	加茂	急傾斜地の崩壊
823	R5. 10. 24	I - 151K2104	辰巳台東 1	辰巳台	急傾斜地の崩壊
824	R5. 10. 24	I - 151K2112	牛久 1	南総	急傾斜地の崩壊
825	R5. 10. 24	I - 151K2126	駒込 1	加茂	急傾斜地の崩壊
826	R5. 10. 24	I - 151K2253	山倉 6	三和	急傾斜地の崩壊
827	R5. 10. 24	I - 151K2255	山田橋 2	五井	急傾斜地の崩壊
828	R5. 10. 24	I - 151K2256	山木 9	市原	急傾斜地の崩壊
829	R5. 10. 24	I - 151K2264	姉崎 12	姉崎	急傾斜地の崩壊
830	R5. 10. 24	I - 151K2268	姉崎 13	姉崎	急傾斜地の崩壊
831	R5. 10. 24	I - 151K2269	姉崎 14	姉崎	急傾斜地の崩壊
832	R5. 10. 24	I - 151K2274	姉崎 15	姉崎	急傾斜地の崩壊
833	R5. 10. 24	I - 151K2362	諏訪 1	五井	急傾斜地の崩壊
834	R5. 10. 24	I - 151K2382	西広 1	五井	急傾斜地の崩壊
835	R5. 10. 24	I - 151K2383	西広 2	五井	急傾斜地の崩壊
836	R5. 10. 24	I - 151K2384	西広 3	五井	急傾斜地の崩壊
837	R5. 10. 24	I - 151K2385	西広 4	五井	急傾斜地の崩壊
838	R5. 10. 24	I - 151K2391	青葉台 9	姉崎	急傾斜地の崩壊
839	R5. 10. 24	I - 151K2425	川在 11	三和	急傾斜地の崩壊
840	R5. 10. 24	I - 151K2433	惣社 2	五井	急傾斜地の崩壊
841	R5. 10. 24	I - 151K2434	惣社 1	五井	急傾斜地の崩壊
842	R5. 10. 24	I - 151K2435	惣社 3	五井	急傾斜地の崩壊
843	R5. 10. 24	I - 151K2436	辰巳台東 3	辰巳台	急傾斜地の崩壊
844	R5. 10. 24	I - 151K2469	辰巳台西 1	辰巳台	急傾斜地の崩壊
845	R5. 10. 24	I - 151K2473	辰巳台東 2	辰巳台	急傾斜地の崩壊
846	R5. 10. 24	I - 151K2497	椎の木台 1	有秋	急傾斜地の崩壊
847	R5. 10. 24	I - 151K2506	椎津 21	姉崎	急傾斜地の崩壊
848	R5. 10. 24	I - 151K2517	鶴舞 2	南総	急傾斜地の崩壊
849	R5. 10. 24	I - 151K2519	石川 5	南総	急傾斜地の崩壊

N0	告示日	箇所番号	箇所名	地 区	自然現象の種類
850	R5. 10. 24	I - 151K2531	田尾 9	南総	急傾斜地の崩壊
851	R5. 10. 24	I - 151K2607	能満 9	市原	急傾斜地の崩壊
852	R5. 10. 24	I - 151K2635	不入斗 31	有秋	急傾斜地の崩壊
853	R5. 10. 24	I - 151K2642	福増 1	三和	急傾斜地の崩壊
854	R5. 10. 24	I - 151K2700	北国分寺台 1	五井	急傾斜地の崩壊
855	R5. 10. 24	I - 151K2701	北国分寺台 2	五井	急傾斜地の崩壊
856	R5. 10. 24	I - 151K2728	有秋台西 1	有秋	急傾斜地の崩壊
857	R5. 10. 24	I - 151K2738	養老 3	三和	急傾斜地の崩壊

資料4 山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊）

令和2年3月31日現在

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
1	草	刈本郷	51	迎	田神ノ木
3	瀬	又萩ノ台	52	深	城麦有田
4	瀬	又関戸	54	深	城宮ノ脇
5	瀬	又下田	55	深	城道金坂
6	瀬	又辺田	56	風	戸前田
9	潤	井戸山王後	57	立	野谷
10	片	又木下大宮	58	上	高根南柳作
11	片	又木曾根	59	上	高根下有実
12	片	又木山王	60	佐	是山村
13	片	又木本郷上	61	寺	谷安養登
14	片	又木居山	62	栢	橋金久曾
15	不	入斗横向	63	西	国吉谷
16	不	入斗金口谷	64	川	在浅間
20	山	倉西辺田	65	奉	免辺田前
21	山	倉若宮	67	米	沢稲荷代
22	分	目作畑	69	真	ケ谷真ケ谷
23	安	須別府	70		宿西本木
24	安	須鷹の巣	71	堀	越丸山
25	安	須要害	72	堀	越大台
26	不	入斗上持長	73	市	場和田前
27	不	入斗持長	74	市	場東兔前
28	不	入斗名古田	75	島	田吹上
29	豊	成六反目	76	奥	野竹之台
30	喜	多山ノ下	77	石	川白幡台
31	喜	多大師堂	78	大	蔵沖
32	犬	成井戸谷	79	金	沢台山
33	喜	多辺田	80	金	沢上敷
34	犬	成竹ノ入	81	皆	吉天台下
35	古	都辺鳥越	82	奥	野米田
36	奈	良菅ノ沢	83	池	和田上関谷
37	東	国吉道師谷	84	田	尾一ノ作
38	東	国吉大向	86	水	沢向台
39	犬	成西宝山	87	水	沢中向台
40	犬	成後家坂	88	田	尾小滝台
41	大	作荷階	89	久	保永田谷
43	勝	間清水谷	90	久	保椎ケ谷
44	大	桶奉田谷	91	駒	込松ノ台
45	大	桶城跡山	92	山	小川谷
46	金	剛地富貴沢	93	新	井北ケ谷
47	金	剛地辺田山	94	新	井亀ケ谷
48	金	剛地関戸	95	新	井大坂
49	金	剛地川向	96	古	敷谷内代田
50	天	羽田坂口	97	平	敷蔵松山台

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
98	平 蔵	滝 口	148	久 保	熊 野 谷
99	万 田 野	竹 ノ 堀	149	岩	岩 ノ 谷
100	万 田 野	沢 田	150	山 倉	栗 山
101	飯 給	中 ノ 台	151	小 田 部	殿 ケ 谷
102	万 田 野	義 屋 貝	152	東 国 吉	大 門
103	柿 木 台	台 山	153	小 田 部	殿 ケ 谷 2
104	月 崎	津 津 戸	154	不 入 斗	永 藤
105	柳 川	恩 田	155	大 桶	三 谷
106	菅 野	小 関 谷	156	田 尾	井 戸 谷
107	古 敷 谷	関 谷	157	原 田	道 上
108	吉 沢	堰 端	158	椎 津	寺 の 腰
109	古 敷 谷	大 畑 峰	159	上 高 根	甚 ケ 由
110	古 敷 谷	中 谷	160	皆 吉	橘 山
111	古 敷 谷	丹 ケ 崎	161	藪	道
112	古 敷 谷	木 戸 脇	163	平 蔵	平 蔵 坂
113	古 敷 谷	古 宿	164	万 田 野	下 畑
114	古 敷 谷	白 主	165	万 田 野	表
116	徳 氏	入 ノ 代	166	徳 氏	辺 田 山
117	平 蔵	川 崎	167	奥 野	中 谷
118	平 蔵	岡 田	168	古 敷 谷	丹 ケ 崎 2
119	米 原	追 廻 し	169	古 敷 谷	西 正 ノ 田
120	米 原	寺 代	170	岩	岩 ノ 谷 2
121	米 原	石 田	171	田 淵	中 野 台
122	米 原	東 谷	172	月 出	稲 村 道
124	米 原	井 戸 向	174	戸 面	下 ノ 代
126	小 草 畑	仙 元 部 田	175	堀 越	上 赤 沢
127	小 草 畑	滝 ノ 上	176	平 蔵	天 神 前
128	小 草 畑	結 城 沢 上	177	万 田 野	義 屋 貝 2
129	月 出	宮 田	178	月 出	湯 ノ 沢
130	田 淵	下 野 久 沢	179	大 作	南
131	田 淵	中 野 代	180	月 崎	関 戸
132	田 淵	寺 ノ 後	181	佐 是	堀 ノ 内
133	田 淵	胡 麻 畑	182	奥 野	一 ノ 関
134	月 出	竹 ノ 堀	183	金 剛 地	根 田
135	月 出	上 西 堀	184	荻 作	上 ノ 台
136	月 出	三 石	185	不 入 斗	小 僧
137	月 出	稲 村 道	186	滝 口	谷
138	月 出	力 キ 力 ケ	187	天 羽 田	宮 ノ 下 割
139	月 出	伊 藤 谷 止	188	奉 免	花 井 戸
140	月 出	湯 ノ 沢	189	奥 野	房 前
141	国 本	松 郷	190	東 国 吉	南 田
142	大 久 保	山 乘	191	栢 橋	鞆 戸
143	折 津	後 山	192	勝 間	宮 ノ 台
144	折 津	東 郷	193	米 原	宮 田
145	戸 面	上 ノ 代	194	金 剛 地	田 麦
147	戸 面	下 ノ 代	195	椎 津	山 谷

資料5 山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出）

令和2年3月31日現在

地区番号	大字	字	地区番号	大字	字
1	柿木台	乙女	16	石神	日木ノ谷
2	柿木台	台山	17	朝生原	下夕田
3	柿木台	台山2	18	朝生原	門越
4	柿木台	台山3	19	戸面	ワシ川
5	柳川	下の代	20	朝生原	女ヶ倉
8	米原	井戸沢	21	朝生原	黒川谷
9	大久保	上仏沢	22	戸面石神	朝生原入会
10	石塚	栗木台	23	戸面	夕木
11	大久保	梅ヶ瀬	24	折津	鐘掛
12	大久保	梅ヶ瀬2	25	戸面石神	五郎津
13	大久保	舞見作		朝生原入会地	下畑
14	大久保	東舞見作	26	万田野	下畑
15	石神	信ノ峯	27	万田野	水足

資料6 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

（別表）被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が報告をする。	人的被害
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	人的被害
人的被害	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）		人的被害
人的被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	人的被害
人的被害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。	人的被害
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じ場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
			<p>4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p>	
住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。</p>		住家等被害
住家被害	半壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の</p>		住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。		
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	住家等被害
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	住家等被害
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		住家等被害
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又半壊の被害を受けたもののみを記入する。		住家等被害
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	住家等被害
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	住家等被害
非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	住家等被害
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。		住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うのとする。	住家等被害
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。		住家等被害
道路被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	交通規制・道路被害
道路被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		交通規制・道路被害
道路被害	がけくずれ			交通規制・道路被害
道路被害	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。		交通規制・道路被害
道路被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		交通規制・道路被害
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況	その他の被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	については報告すること。	
その他被害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。	その他の被害
その他被害	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	その他の被害
その他被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	その他の被害
その他被害	鉄道施設	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに 1 箇所として被害に計上する。	参考様式【交通計画課】
その他被害	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
その他被害	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式【水政課・水道局】
その他被害	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	参考様式【水政課・水道局】
その他被害	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
その他被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	その他の被害
その他被害	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	その他の被害
その他被害	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他の被害
その他被害	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
その他被害	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
その他被害	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式【農林水産政策課】
その他被害	畑の冠水			参考様式【農林水産政策課】
火災発生		火災発生件数については、地震又火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活動体制	庁内各部署 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。	

(様式1) 人的被害に関する状況

人的被害に関する状況

様式1

整理番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	千葉市	千葉市消防局	9:00	8:15	千葉県千葉市中央区市場町1-1	33	男	日本	軽傷	右足首捻挫	君津中央病院	地震に驚き自宅階段(2階から1階)から転落し負傷。		石塚	千葉県	043-223-2175
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※不明箇所は不明と記入して報告する。

※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

(様式2-1) 住家被害に関する状況 (損壊)

住家被害に関する状況(損壊)

様式2-1

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	千葉市中央区市場町1-1	共同住宅	121	200	一部破損	屋根のトタンが一部めくれ上がった。		石塚	千葉県	043-223-2175
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要 (一部破損ではない)

(様式3) 交通規制(道路被害) 状況

交通規制(道路被害) 状況														様式3			
整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始		迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定) (復旧見込み)		備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	(国)356号～(国)126号	銚子市唐子町(銚子中学校付近交差点)	不明	全面通行止め	路面冠水	2016/9/20	20:10	あり	0.40	2016/9/20	21:15		県(銚子土木事務所)		石塚	千葉県	043-223-2175
2	調査中	銚子市西小川町1146	なし	全面通行止め	路面冠水			不明		解除済							
3	調査中	銚子市笠上町6038-5	なし	全面通行止め	路面冠水			不明		解除済							
4	(一)南安房公園線	館山市波左間	不明	全面通行止め	海の家屋根が県道を塞いでいる	2016/9/20	22:00	あり		2016/9/21	0:15		県(安房土木事務所)				
5	市道	茂原市真名1532付近	不明	規制無し	なし			不明		規制無し			茂原市				
6	(県)犬成海士有木線	市原市福増	不明	全面通行止め	路面冠水	2016/9/19	22:00	あり	1.00	未定			県(市原土木事務所)				
7	市道	君津市(怒田第二隧道付近)	道路陥没	全面通行止め	土砂崩れ	2016/9/20	22:47	あり	-	(21日中に復旧見込み)			君津市				
8	(国)409号	袖ヶ浦市大鳥居	道路陥没	片側交互通行	法面からの土砂崩れ	2016/9/20	20:40	なし	0.03	未定			県(君津土木事務所)				
9	(県)八日市場山田線	香取市米野井地先	不明	片側交互通行	倒木	2016/9/20	22:30	なし		2016/9/21	0:05		県(香取土木事務所)				
10	町道	一宮町船頭給1782番地付近	なし	片側交互通行	路面冠水	2016/9/20	22:00	不明		2016/9/21	10:00		一宮町				
11	(一)夷隅瑞沢線	睦沢町大上	不明	全面通行止め	倒木	2016/9/20	23:00	あり		未定			県(長生土木事務所)				
12	(町)川畑上線	大多喜町川畑地区	不明	全面通行止め	土砂崩れ	2016/9/20	21:25	不明		(23日中に復旧見込み)			大多喜町				

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。(例) 道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。(例) 道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

(様式4) その他の被害に関する状況

その他の被害に関する状況										様式4
整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	学校裏山の土砂崩れ	9:00	8:15	千葉県千葉市中央区市場町1-1	千葉小学校の裏山で土砂崩れが発生。	直接の被害はないが、通学児童への安全配慮のため報告する。		石塚	千葉県	043-223-2175
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。

※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

(様式5) 避難勧告等発令状況

避難勧告等発令状況										様式5	
整理番号	避難勧告等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1		2017/2/20 10:15	2017/2/20 15:15	千葉市	中央区市場町	200	500		石塚	千葉県	043-223-2175
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

(様式 6-1) 保有備蓄物資一覧

保有備蓄物資一覧

様式6-1

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の 入数	1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
例	千葉市	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(様式 6-2) 集積地点候補地

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官／民
例	千葉市	〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	***-***-****	54,000	あり	あり	可		官
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

(様式 7-1) 避難所情報

避難所情報

様式7-1

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容 人数	指定 避難所	福祉 避難所	構造条件			立地条件				交通 条件	耐震性	耐火性	避難所 指定	備蓄物資																												
													出入口	トイレ	水道	※避難所 指定あり	※避難所 指定あり	※避難所 指定あり	※避難所 指定あり					食料(食)	飲料(L)	毛布(枚)	トイレ(基)	紙おむつ(枚)	生活用品(枚)	マスク(枚)	手洗液(瓶)	非常用発電機	非常用発電機	非常用発電機	衛星電話	燃料	生活用水															
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	〇〇市長	〇〇〇課	***-***-****	500	250	〇	〇	〇	〇	〇	×	×	×	×	〇	〇	〇	〇	1000	500	250	10	300	300	200																						
1																																																				
2																																																				
3																																																				
4																																																				
5																																																				
6																																																				
7																																																				
8																																																				
9																																																				
10																																																				

(様式 7-2) 避難所開設情報

避難所開設情報

様式7-2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	***-***-****	500	250	3	10	5	15	毛布	12/1 15:00	12/2 21:00
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

(様式 99) 消防庁様式

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市 町 村 (消防本部名)			
		報告者名			
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所			出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重傷 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理由		
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 世帯棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数				気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)		台	人	
	消防団		台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人	
災害対策本部等の 設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽症 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		その他		人	
	消防本部(署)		台		
	消防団		台		
	消防防災ヘリコプター		機		
	海上保安庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害								
発生場所									
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) 覚知方法								
事故等の概要									
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td rowspan="3"> { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td></td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		不明 人	
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)							
計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)								
不明 人									
救助活動の要否									
要救護者数(見込)	救助人員								
消防・救急・救助 活動状況									
災害対策本部 等の設置状況									
その他参考事項									

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	市 町 村			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円				災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	市 町 村
	第 報	(月 日 時現在)		冠 水	ha		公 共 土 木 施 設		千円	公 共 土 木 施 設	千円				
報 告 者 名						畑	流失・埋没	ha	小 計	千円	災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体	
	区 分	被 害					文 教 施 設	箇 所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数					団 体
人 的 被 害		死 者	人	病 院	箇 所	そ の 他		千円	林 業 被 害		千円	畜 産 被 害	千円	そ の 他	千円
	行 方 不 明 者	人	道 路		箇 所		被 害 船 舶 隻	被 害 総 額		千円	119番通報件数		件		
負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う	箇 所	水 道		戸	災 害 の 概 況						
	軽 傷	人	河 川		箇 所		電 話	回 線							
住 家 被 害	全 壊			棟	世 帯	港 湾		箇 所	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況
	半 壊		棟				世 帯								
一 部 破 損	棟		世 帯	人	砂 防	箇 所	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件				
	床 上 浸 水											棟	世 帯	清 掃 施 設	箇 所
床 下 浸 水	棟		世 帯	人	河 川	箇 所	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件				
	棟											世 帯	人	火 災 発 生	建 物 件
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他							
そ の 他	棟	そ の 他 件													

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料7 被災状況報告（庁内用）

取扱番号

受信日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
発信者	住所	受信者		課名	
	氏名			氏名	
	電話			電話	
被災場所 (付近の目標物)		市原市 ()			
住宅地図		姉崎版・五井版・八幡宿版・牛久養老版 頁			
被害種別	人的被害	死者 人・行方不明者 人・重傷者 人・軽傷者 人			
	住家被害	全壊 棟 ・半壊 棟 ・一部破損 棟 床上浸水 棟・床下浸水 棟			
	非住家被害	全壊 棟 ・半壊 棟 (建物名)			
	その他被害	文教施設・病院・道路・橋りょう・河川・港湾・砂防・清掃施設 がけくずれ・鉄道不通・被害船舶・水道施設(県水、市水)・ 断水(県水、市水)・電気・電話・ガス・ブロック、石堀・ 田(流失、冠水)・畑(流失、冠水)・火災・その他			
被災状況					
対応状況					
※県等への報告		有 無			
その他の (連絡事項等)		応急復旧担当課			

※は記入不要

資料 8 防災行政無線（同報系）・IP無線機 設置状況一覧表

1 防災行政無線（同報系）

姉崎地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
今津朝山公民館	今津朝山426	明神小学校	姉崎1850
今津稻荷神社	今津朝山779-1	姉崎支所	姉崎2150-1
姉崎公園	姉崎海岸23-2	姉崎高校	姉崎2632
姉崎消防署隣接地	姉崎海岸49	青葉台小学校	青葉台1-10-1
椎津第1公園	姉崎海岸132-1	青葉台みどりヶ丘公園	青葉台6-18-1
砂子公園	姉崎東2-12-1	椎津大手橋	椎津366-2
姉ヶ崎駅西口1号公園	姉崎西1-5-2	広栄化学竹栄寮	椎津615
姉崎駅西口4号公園	姉崎西3-14	姉崎運動広場	椎津1550
潮見通り	姉崎850	椎津台公民館	椎津838-10
山新公民館	姉崎1234	柏原持宝院	柏原291

有秋地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
紅葉通り	泉台1-39-1	有秋支所	有秋台西1-3-2
泉台中央公園	泉台3-46	有秋西小学校	有秋台西2-3
泉台東公園	泉台4-29	天羽田	天羽田315-1
有秋東小学校	不入斗753	桜台自治会館	桜台1-5
市道1120号線	豊成546-13	なかよし公園	桜台4-12-1
深城	深城826	高石山公園	椎の木台1-31-1
有秋台東公園	有秋台東3-5-77		

加茂地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
新井青年館	新井152-1	旧里見小学校	徳氏541-1
旧月出小学校	月出1045	田淵消防団詰所脇	田淵1165
旧富山小学校	古敷谷2252	月崎永昌寺	月崎1098-1
小谷田道路空地	小谷田805-4	久保青年館	久保597-1
旧白鳥小学校	大久保547-1	本郷山王神社裏	本郷249-1
朝生原小学校跡地	朝生原792-2	せせらぎ公園	養老1058-5
加茂学園	平野123	駒込やすらぎの家	駒込107

市原地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
草刈公民館	草刈964-1	門前公園	門前1-149-1
大厩駒形神社	大厩947	門前消防団詰所	門前2-290-2
辰巳通り沿い歩道	山木1156-2	国分寺台本郷公園	山田橋1-2
若宮小学校	若宮3-13	笹目公園	八幡石塚1-11
菊間備蓄庫	菊間508-2	石塚小学校	八幡石塚2-4
前畑公園	菊間998-30	市原教育センター	八幡20
菊間公民館	菊間1948-3	八幡公園	八幡440
普応山戒誓寺	菊間2367	八幡小学校	八幡530
天神社	古市場116	市原武道館	八幡1272-3
古市場原田みんなの広場	古市場640-10	観音町児童遊園	八幡1531
市原小学校	能満1320	大間田公園	東五所19
市原市老人ホーム	能満2089-157	五所公民館	五所1612
能満分区集荷場	能満2116-95	老川公園	八幡北町2-9

市津地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
沢田第二公園	瀬又550-133	こぶしのおか公園	うるいど南2-9-1
瀬又東公園	瀬又943-116	白幡神社	潤井戸684
市東第一小学校	瀬又1820	湿津中学校	潤井戸2297-2
市津公民館	下野90-1	滝口本妙寺	滝口117
旧市東第二小学校	高倉1-1	勝間道路空地	勝間838
市東中学校	東国吉356	葉木消防器具置場跡地	葉木553
古都辺神社	古都辺362-5	小田部道路空地	小田部69
犬成消防団詰所	犬成771	満光院	荻作282
サクラさくさく公園	うるいど南1-1-7	久々津公民館前	久々津554-4

ちはら台地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
水の江公園	ちはら台東1-24	水無月公園	ちはら台南3-17
長月公園	ちはら台東2-12	ちはら台南中学校	ちはら台南5-3
御影台公園	ちはら台東5-21	堂坂公園	ちはら台西1-2
霜月公園	ちはら台東7-19	大岬公園	ちはら台西5-16
乙月公園	ちはら台東9-13	卯月公園	ちはら台西6-1

牧園小学校	ちはら台南2-7	皐月公園	ちはら台西6-33
-------	----------	------	-----------

五井地区

設置場所の名称	住所	設置場所の名称	住所
市原市役所	国分寺台中央1-1-1	森の幼稚舎	五井中央西1-31-24
惣社戸隠神社	惣社4-14	新田・下宿5号公園	五井中央南1-19
国府小学校	村上1402-1	五井小学校	五井東1-6-3
東海小学校	廿五里558	後山公園	五井東3-40
野毛	野毛424-1	五井中学校	五井922-2
京葉高校	島野222	川岸市営住宅	五井2180-1
千葉鴨川線脇歩道	島野1064-4	五井新田	五井2603
島野七ツ町公民館	島野1196-1	五座目公園	五井3422-6
谷島野公民館	島野1950-2	若葉中学校	五井5308
松ヶ島公民館	松ヶ島202-1	椎ノ実公園	五井5800-1
松ヶ島西 <small>(市原緑地運動公園内)</small>	松ヶ島西緑地	上葭野公園	五井6503-24
飯沼龍昌寺	飯沼888	川岸公園	五井9096
出津中央公園	五井西1-8-2	潮見公園	五井金杉2-10
出津米山公園	五井西2-17	市原緑地運動公園	五井金杉4地先
京葉小学校	五井西3-9-2	白金公園	白金町1-31
玉前西 <small>(市原緑地運動公園内)</small>	玉前西緑地	白金公民館	白金町4-24
養老川臨海公園	五井南海岸1-12	白旗公園	白金町6-12
岩崎児童遊園	岩崎84	国分寺台西小学校	西国分寺台2-11-1
卯の起公園 <small>(市原緑地運動公園内)</small>	岩崎268	国分寺台小学校	南国分寺台3-2
市原市総合公園	更級5-1-1	東海中学校	今富477
更級	更級4-100	今富公民館	今富743-1
旧君塚小学校跡地	君塚1-26-2	海保消防団詰所	海保564-1
白金小学校	君塚3-19	北青柳公民館	青柳571-4
大宮公園	君塚4-3	千種小学校	青柳1801
西崎公園	君塚5-18	青柳北 <small>(市原緑地運動公園内)</small>	青柳北緑地
五井保育所	平田543-1	西青柳公民館	青柳1-6-14
大六天公園	五井中央東2-15-3	旧朝山小学校跡	千種3-17-8
北五井土地区画整理事業内近隣公園	北五井土地区画整理事業57街区		

辰巳地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
辰巳台中学校	辰巳台東2-2	辰巳公民館	辰巳台西3-14-1
辰巳台東小学校	辰巳台東4-13	辰巳台西県営住宅	辰巳台西4-1-1
県水辰巳高架水槽	辰巳台東5-7-2		

三和地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
光風台小学校	光風台4-546	三和中学校	磯ヶ谷1703
養老小学校	松崎820	光風台団地	光風台2-179
市西小学校	海士有木1130	新生備蓄庫	新生323
海士公民館	海士有木1690-2	新堀公民館	新堀215-1
山田公民館	山田166	土宇道路空地	土宇5番地地先
磯ヶ谷事務所	磯ヶ谷1257-3	川在ミニ運動広場	川在565-1
光風台分署	光風台2-464-5	北桜谷公園	光風台5-410
海上小学校	神代125		

南総地区

設置場所の名称	住 所	設置場所の名称	住 所
戸田小学校	馬立830	旧平三小学校	平蔵808
牛久小学校	皆吉933-2	南総消防署	米沢727
旧内田小学校	島田20	吉野台第二公園	西国吉1720-64
新田台公園	南岩崎627-34	岩藪公民館	岩26-1
新田青年館	馬立2103-1	上高根下区公民館	上高根540
妙香消防団詰所	妙香13-4	平蔵宿滝公民館	平蔵1952-5
大蔵屋団地内公園	石川306-96	矢田集会場	池和田1316-1
西国吉神社参道	西国吉213-5	平沢農村協同館	平蔵2909-1
下矢田公民館	下矢田700-1	鶴舞第二浄水場	鶴舞145-2
七日市場会館	中高根425-1	県道上高根北袖線	中高根1373
南総学校給食センター	牛久853	ときわ台中央公園	栢橋215-187
鶴舞公民館	鶴舞624	寺谷菅の谷	寺谷672-67
寺谷玉泉寺	寺谷17	山下公園	中312-33

2 IP 無線機

番号	部	課	地区	所在地
1	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
2	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
3	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
4	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
5	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
6	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
7	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
8	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
9	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
10	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
11	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
12	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
13	総務部	危機管理課	市役所本庁舎	第1庁舎4階
14	市民生活部	地域連携推進課	市役所本庁舎	第1庁舎 2階
15	市民生活部	姉崎支所	姉崎	姉崎 2150-1
16	市民生活部	市原支所	市原	八幡 1050-3
17	市民生活部	五井支所	五井	五井中央西 1-1-25
18	市民生活部	三和支所	三和	海士有木 232-1
19	市民生活部	市津支所	市津	下野 90-1
20	市民生活部	辰巳台支所	辰巳台	辰巳台西 3-14-1
21	市民生活部	南総支所	南総	牛久 500
22	市民生活部	加茂支所	加茂	平野 583-3
23	市民生活部	有秋支所	有秋	有秋台西 1-3-2
24	市民生活部	ちはら台支所	ちはら台	ちはら台南 6-1-3
25	市民生活部	菊間コミュニティセンター	市原	菊間 1870-4
26	市民生活部	三和コミュニティセンター	三和	海士有木 235-1
27	市民生活部	ちはら台コミュニティセンター	ちはら台	ちはら台南 6-1-3
28	市民生活部	千種コミュニティセンター	五井	千種 2-1-2
29	市民生活部	戸田コミュニティセンター	南総	馬立 733
30	市民生活部	サンプラザ市原	五井	五井中央西 1-1-25

番号	部	課	地区	所在地
31	保健福祉部	保健福祉課	市役所本庁舎	第1庁舎 2階
32	保健福祉部	保健センター	五井	更級 5-1-27
33	経済部	商工業振興課	市役所本庁舎	第2庁舎 4階
34	経済部	農林業振興課	三和	安須 980
35	経済部	農林業環境整備課	三和	安須 980
36	経済部	農林業環境整備課	三和	安須 980
37	経済部	農林業環境整備課	三和	安須 980
38	子ども未来部	いちほら子ども未来館	五井	更級 5-1-18
39	土木部	土木管理課	市役所本庁舎	第1庁舎 3階
40	土木部	南部土木事務所	南総	牛久 500
41	土木部	南部土木事務所	南総	牛久 500
42	都市部	市原市緑地運動公園	五井	岩崎 268
43	上下水道部	水道総務課	市役所本庁舎	第1庁舎 3階
44	上下水道部	給水課	市役所本庁舎	第1庁舎 3階
45	上下水道部	下水道計画課	五井	松ヶ島西 1-4
46	上下水道部	新井浄水場	加茂	新井 731
47	教育総務部	教育総務課	市役所本庁舎	第2庁舎 2階
48	教育振興部	生涯学習課	市役所本庁舎	第2庁舎 2階
49	地方創生部	市民会館	国分寺台	惣社 1-1-1
50	教育振興部	姉崎公民館	姉崎	姉崎 2150-1
51	教育振興部	有秋公民館	有秋	有秋台西 1-3-2
52	教育振興部	五井公民館	五井	五井 5472-1
53	教育振興部	国分寺公民館	国分寺台	南国分寺台 1-2-6
54	教育振興部	八幡公民館	市原	八幡 1050-1
55	教育振興部	辰巳公民館	辰巳台	辰巳台西 3-14-1
56	教育振興部	市津公民館	市津	下野 90-1
57	教育振興部	南総公民館	南総	牛久 520-1

番号	部	課	地区	所在地
58	教育振興部	加茂公民館	加茂	養老 949-1
59	小・中学校	姉崎小学校	姉崎	椎津 461
60	小・中学校	明神小学校	姉崎	姉崎 1850
61	小・中学校	姉崎中学校	姉崎	姉崎 2156
62	小・中学校	青葉台小学校	姉崎	青葉台 1-10-1
63	小・中学校	姉崎東中学校	姉崎	姉崎 3056-1
64	小・中学校	八幡小学校	市原	八幡 530
65	小・中学校	八幡中学校	市原	八幡 500
66	小・中学校	旧八幡東中学校	市原	菊間 428
67	小・中学校	石塚小学校	市原	八幡石塚 2-4
68	小・中学校	菊間小学校	市原	菊間 1620-1
69	小・中学校	菊間中学校	市原	菊間 1850
70	小・中学校	五所小学校	市原	五所 2154-1
71	小・中学校	若宮小学校	市原	若宮 3-13
72	小・中学校	白幡小学校	辰巳台	山木 108
73	小・中学校	市原小学校	市原	能満 1320
74	小・中学校	市原中学校	市原	能満 1450
75	小・中学校	五井小学校	五井	五井東 1-6-3
76	小・中学校	若葉小学校	五井	五井 5555-1
77	小・中学校	若葉中学校	五井	五井 5308
78	小・中学校	白金小学校	五井	君塚 3-19
79	小・中学校	国府小学校	国分寺台	村上 1402-1
80	小・中学校	国分寺台小学校	国分寺台	南国分寺台 3-2
81	小・中学校	国分寺台中学校	国分寺台	南国分寺台 2-1
82	小・中学校	国分寺台東小学校	国分寺台	東国分寺台 5-1
83	小・中学校	国分寺台西小学校	国分寺台	西国分寺台 2-11-1
84	小・中学校	国分寺台西中学校	国分寺台	国分寺台中央 5-1-1
85	小・中学校	京葉小学校	五井	五井西 3-9-2
86	小・中学校	五井中学校	五井	五井 922-2
87	小・中学校	東海小学校	五井	廿五里 558
88	小・中学校	東海中学校	五井	今富 477
89	小・中学校	千種小学校	五井	青柳 1801
90	小・中学校	千種中学校	五井	千種 6-1-1

番号	部	課	地区	所在地
91	小・中学校	海上小学校	三和	神代 125
92	小・中学校	市西小学校	三和	海士有木 1130
93	小・中学校	養老小学校	三和	松崎 820
94	小・中学校	三和中学校	三和	磯ヶ谷 1703
95	小・中学校	光風台小学校	三和	光風台 4-546
96	小・中学校	双葉中学校	三和	光風台 1-475
97	小・中学校	湿津小学校	市津	潤井戸 2299-14
98	小・中学校	湿津中学校	市津	潤井戸 2297-2
99	小・中学校	市東第一小学校	市津	瀬又 1820
100	小・中学校	旧市東第二小学校	市津	高倉 1-1
101	小・中学校	市東中学校	市津	東国吉 356
102	小・中学校	辰巳台西小学校	辰巳台	辰巳台西 4-16
103	小・中学校	辰巳台中学校	辰巳台	辰巳台東 2-2
104	小・中学校	辰巳台東小学校	辰巳台	辰巳台東 4-13
105	小・中学校	戸田小学校	南総	馬立 830
106	小・中学校	寺谷小学校	南総	寺谷 687-1
107	小・中学校	牛久小学校	南総	皆吉 933-2
108	小・中学校	旧内田小学校	南総	島田 20
109	小・中学校	南総中学校	南総	安久谷 140
110	小・中学校	鶴舞小学校	南総	鶴舞 708
111	小・中学校	加茂中学校（加茂学園）	加茂	平野 123
112	小・中学校	有秋東小学校	有秋	不入斗 753
113	小・中学校	有秋西小学校	有秋	有秋台西 2-3
114	小・中学校	有秋中学校	有秋	不入斗 1200
115	小・中学校	有秋南小学校	有秋	桜台 3-1-1
116	小・中学校	水の江小学校	ちはら台	ちはら台東 2-15-1
117	小・中学校	清水谷小学校	ちはら台	ちはら台南 5-2-1
118	小・中学校	ちはら台南中学校	ちはら台	ちはら台南 5-3-1
119	小・中学校	牧園小学校	ちはら台	ちはら台南 2-7-1
120	小・中学校	ちはら台西中学校	ちはら台	ちはら台西 5-1
121	小・中学校	ちはら台桜小学校	ちはら台	ちはら台東 5-13
122	小・中学校	旧平三小学校	南総	平蔵 808
123	小・中学校	旧月出小学校	加茂	月出 1045

番号	部	課	地区	所在地
124	小・中学校	旧富山小学校	加茂	古敷谷 2252
125	小・中学校	旧里見小学校	加茂	徳氏 541-1
126	小・中学校	旧白鳥小学校	加茂	大久保 547-1
127	その他	市原特別支援学校	市原	能満 1519-5
128	その他	姉崎高等学校	姉崎	姉崎 2632
129	その他	市原八幡高等学校	市原	八幡 1877-1
130	その他	市原緑高等学校	市原	能満 1531
131	その他	東海大学付属市原望洋高等学校	市原	能満 1531
132	その他	京葉高等学校	五井	島野 222
133	その他	市原中央高等学校	三和	土宇 1481-1
134	その他	市原高等学校	南総	牛久 655
135	その他	市原刑務所	三和	磯ヶ谷 11-1
136	その他	市原警察署	市原	八幡海岸通 1965-17
137	その他	本部無線班	市役所本庁舎	無線室

資料 9 備蓄倉庫・備蓄品一覧表

1 備蓄庫設置状況一覧表

小学校：38校、中学校：19校、閉校施設8施設、旧幼稚園：1箇所

コミュニティセンター：2箇所、保健センター：1箇所、文化財収蔵庫：1箇所

支所：10箇所、支援備蓄庫：4箇所、いちほら子ども未来館：1箇所

No.	地区	名称	所在地	設置年度	規模(m ²)
1	姉崎	姉崎支所	姉崎 2 1 5 0 - 1	昭和 5 6 年	40
2	姉崎	姉崎中学校	姉崎 2 1 5 6	平成 1 1 年	61
3	姉崎	姉崎小学校	椎津 4 6 1	平成 2 4 年	20
4	姉崎	青葉台小学校	青葉台 1 - 1 0 - 1	平成 2 4 年	27
5	姉崎	姉崎東中学校	姉崎 3 0 5 6 - 1	平成 2 5 年	30
6	姉崎	明神小学校	姉崎 1 8 5 0	令和元年	31
7	市原	菊間備蓄庫	菊間 5 0 8 - 2	昭和 5 3 年	60
8	市原	市原支所	八幡 1 0 5 0 - 3	昭和 6 0 年	40
9	市原	菊間コミュニティセンター	菊間 1 8 7 0 - 4	平成 3 年	35
10	市原	若宮小学校	若宮 3 - 1 3	平成 8 年	70
11	市原	八幡中学校	八幡 5 0 0	平成 1 1 年	106
12	市原	菊間小学校	菊間 1 6 2 0 - 1	平成 1 1 年	28
13	市原	石塚小学校	八幡石塚 2 - 4	平成 2 4 年	61
14	市原	市原中学校	能満 1 4 5 0	平成 2 4 年	62
15	市原	旧八幡東中学校	菊間 4 2 8	平成 2 4 年	65
16	市原	菊間中学校	菊間 1 8 5 0	平成 2 5 年	36
17	市原	市原小学校	能満 1 3 2 0	平成 2 5 年	11
18	市原	五所小学校	五所 2 1 5 4 - 1	平成 3 0 年	37
19	市原	八幡小学校	市原市八幡 5 3 0	令和 3 年	58
20	五井	本庁備蓄庫	国分寺台中央 1 - 1 - 1	昭和 5 3 年	30
21	五井	五井会館	五井中央西 2 - 3 - 1 3	昭和 5 5 年	20
22	五井	保健センター	更級 5 - 1 - 2 7	平成 8 年	30
23	五井	防災センター備蓄庫	山田橋 3 4 3	平成 1 4 年	300
24	五井	千種コミュニティセンター	千種 2 - 1 - 2	平成 2 0 年	40
25	五井	千種小学校	青柳 1 8 0 1	平成 2 3 年	13
26	五井	白金小学校	君塚 3 - 1 9	平成 2 4 年	60
27	五井	京葉小学校	五井西 3 - 9 - 2	平成 2 4 年	17
28	五井	五井中学校	五井 9 2 2 - 2	平成 2 5 年	12

No.	地区	名称	所在地	設置年度	規模(m ²)
29	五井	国府小学校	村上1402-1	平成25年	8
30	五井	東海中学校	今富477	平成25年	27
31	五井	東海文化財収蔵庫	廿五里534	平成26年	105
32	五井	千種中学校	千種6-1-1	平成30年	27
33	五井	若葉小学校	五井5555-1	平成30年	13
34	五井	五井小学校	五井東1-6-3	令和2年	7
35	五井	いちほら子ども未来館	市原市更級5-1-18	令和2年	10
36	三和	新生備蓄庫	新生323	昭和53年	60
37	三和	三和支所	海士有木232-1	昭和58年	40
38	三和	三和中学校	磯ヶ谷1703	平成24年	49
39	三和	光風台小学校	光風台4-546	平成25年	31
40	三和	双葉中学校	光風台1-475	平成25年	15
41	三和	養老小学校	松崎820	平成25年	4
42	三和	市西小学校	海士有木1130	平成30年	23
43	市津	市津支所	下野87-1	平成23年	57
44	市津	湿津小学校	潤井戸2299-14	平成24年	60
45	市津	市東第一小学校	瀬又1820	平成24年	22
46	市津	湿津中学校	潤井戸2297-2	平成24年	46
47	市津	市東中学校	東国吉356	平成25年	5
48	市津	旧市東第二小学校	高倉1-1	平成25年	32
49	辰巳台	辰巳台支所	辰巳台西3-14-1	昭和58年	40
50	辰巳台	辰巳台東小学校	辰巳台東4-13	平成11年	9
51	辰巳台	辰巳台西小学校	辰巳台西6-16	平成24年	23
52	辰巳台	辰巳台中学校	辰巳台東2-2	平成25年	4
53	辰巳台	白幡小学校	山木108	平成25年	18
54	南総	南総支所	牛久500	昭和63年	60
55	南総	牛久小学校	皆吉933-2	平成24年	14
56	南総	旧内田小学校	島田20	平成24年	10
57	南総	寺谷小学校	寺谷687-1	平成24年	27
58	南総	南総中学校	安久谷140	平成24年	29
59	南総	戸田小学校	馬立830	平成25年	32
60	南総	鶴舞小学校	鶴舞708	平成25年	31
61	南総	旧平三小学校	平蔵808	平成25年	27
62	南総	旧牛久幼稚園	牛久342	令和2年	255

No.	地区	名称	所在地	設置年度	規模(m ²)
63	加茂	加茂支所	平野 5 8 3 - 3	昭和 6 3 年	40
64	加茂	旧月出小学校	月出 1 0 4 5	平成 2 6 年	1
65	加茂	旧白鳥小学校	大久保 5 4 7 - 1	平成 2 6 年	13
66	加茂	旧富山小学校	古敷谷 2 2 5 2	平成 2 6 年	14
67	加茂	旧里見小学校	徳氏 5 4 1 - 1	平成 2 6 年	11
68	加茂	加茂学園	平野 1 2 3	令和元年	27
69	有秋	有秋支所	有秋台西 1 - 3 - 2	昭和 5 4 年	40
70	有秋	有秋西小学校	有秋台西 2 - 3	平成 2 4 年	85
71	有秋	有秋南小学校	桜台 3 - 1 - 1	平成 2 4 年	27
72	有秋	有秋中学校	不入斗 1 2 0 0	平成 2 4 年	64
73	有秋	有秋東小学校	不入斗 7 5 3	平成 2 5 年	15
74	ちはら台	ちはら台支所	ちはら台南 6 - 1 - 3	平成 1 4 年	51
75	ちはら台	ちはら台桜小学校	ちはら台東 5 - 1 3	平成 2 1 年	9
76	ちはら台	水の江小学校	ちはら台東 2 - 1 5	平成 2 4 年	13
77	ちはら台	ちはら台西中学校	ちはら台西 5 - 1	平成 2 4 年	51
78	ちはら台	ちはら台南中学校	ちはら台南 5 - 3	平成 2 5 年	14
79	ちはら台	牧園小学校	ちはら台南 2 - 7	平成 2 5 年	24
80	ちはら台	清水谷小学校	ちはら台南 5 - 2	平成 3 0 年	43
81	国分寺台	国分寺台西中学校	国分寺台中央 5 - 1 - 1	平成 2 4 年	28
82	国分寺台	国分寺台小学校	南国分寺台 3 - 2	平成 2 5 年	14
83	国分寺台	国分寺台西小学校	西国分寺台 2 - 1 1 - 1	平成 2 5 年	5
84	国分寺台	国分寺台中学校	南国分寺台 2 - 1	平成 2 7 年	15
85	国分寺台	国分寺台東小学校	東国分寺台 5 - 1	平成 3 0 年	7
合 計					3,231

2 備蓄品整備状況一覧

令和6年2月1日現在

物 品 名		規 格	単 位	数 量
食糧	サバイバルフーズ	保存 25 年、1 箱 60 食	食	95,160
	ファミリーセット	保存 25 年、1 箱 60 食	食	5,340
	クラッカー	保存 25 年、1 箱 60 食	食	52,860
	アルファ化米	保存 5 年、アレルギー対応	食	51,150
	調理不要米飯 (レトルト食品)	保存 5 年、アレルギー対応	食	58,850
	粉ミルク	保存 1.5 年	食	2,100
	粉ミルク	保存 1.5 年 (アレルギー対応)	食	270
	液体ミルク	保存 1.5 年 (アレルギー対応)	食	288
飲料水	水槽	5,000ℓ	台	1
		組立式(3,000ℓ)	台	17
		組立式(1,000ℓ)	台	5
		2,000ℓ車載式	台	11
		ローリー-500ℓ	台	2
		ナショナル®プラスチック組立槽	台	6
	非常用飲料水 (5 年保存)	500ml(1 箱 24 本)	本	187,320
	非常用飲料水 (7 年保存)	500ml(1 箱 24 本)	本	36,000
	飲料水用ポリタンク	20ℓ用	個	649
	非常用飲料水袋	10ℓ用	枚	37,290
		4ℓ用	枚	250
炊飯器具	大釜	アルミ製 φ60 cm、大和重工 EG800A	個	25
	かまど		台	32
	ハイゼックス袋		枚	285,600
	炭		俵	150
	薪		束	307

物 品 名		規 格	単 位	数 量
寝具衣料	毛布	1.4×2.0m、3.1～3.3 kg	枚	42,764
	アルミブランケット		枚	8,600
	乳幼児毛布		枚	30
	レスキューシート		枚	20
	寝袋		個	279
	下着		枚	680
衛生用品等	担架		台	112
	晒	9.1m	反	1,315
	脱脂綿	1包(A:100g、B:400g、C:500g)	包	146
	包帯	4.5m	本	6,320
	石鹼		個	1,099
	ちり紙	1箱44包(1包30枚)	包	1,171
	組立式トイレ		台	151
	簡易トイレ		台	217
	簡易トイレ処理セット		回	16,500
	自動ラップ式トイレ		台	52
	自動ラップ式トイレ用パイプアーム		台	52
	自動ラップ式トイレ用ハンディバッテリー		台	104
	自動ラップ式トイレ用消耗品セット		箇所	26
	携帯トイレ		箱	417
	簡易洋式便器		基	83
	トイレットペーパー	120ロール/箱	箱	41
		30ロール/箱	箱	8
		255ロール/箱	箱	21
	消毒液		ℓ	2,851

物 品 名		規 格	単 位	数 量
	哺乳ビン	1回使い切りタイプ	回	1,536
	おむつ	乳幼児用	枚	8,544
		大人用	枚	2,880
		尿取りパッド	枚	1,536
	防塵マスク		枚	2,000
	マスク		枚	83,599
設 営 用 機 材	燃料タンク	100、200、300	個	40
	懐中電灯	単2電池2本	個	636
	ヘルメット		個	150
	ヘッドランプ		個	27
	レインコート		着	419
運 搬 用 機 材	リヤカー	ノパンタイヤリヤカー、折りたたみ式リヤカー	台	31
	背負い梯子	レインカバー、ロープ付	台	80
通 信 機 器 ・ 避 難 所 運 営 用 機 材	ハンドマイク	サイレン付	個	39
	ブルーシート		枚	6,715
	マイルディシート		枚	336
	ラジオ		台	386
	発電機	避難所運営用	台	146
		井戸用発電機	台	38
		投光器付	台	4
	投光機		台	96
	投光器用三脚		台	94
	コードリール	30m	個	47
		50m	個	6
カセットコンロ		台	57	
カセットコンロガス		本	342	

物 品 名		規 格	単 位	数 量
	燃料携行缶		個	94
	プライベートテント	更衣室&授乳用	基	38
		トイレ用	基	70
	ワンタッチパーテーション		基	1,680
	ガソリン缶詰 (避難所 1 箇所につき 10缶を 2 缶)		箇 所	94
	災害時用電話		セット	94
	血栓防止ソックス		足	320
	防護服		セット	564
	メディカルエプロン		枚	1,190
	ゴム手袋		双	22,100
	フェイスシールド		枚	564
	液体石鹸		個	940
	消毒液		ℓ	2,851
	ウェットティッシュ	100 枚入り	個	104
	アルコールタオル	80 枚入り	個	104
	体温計		基	188
避難所運営キット		箇 所	94	
資 機 材 ・ 工 具 等	災害用救助工具セット	工具 23 点入り	セット	26
	レスキュー道具		セット	9
	バール		個	21
	掛矢		個	12
	チェーンソー		台	9
	テント		張	41
	簡易テント	キャピールクタンガラ	張	10
	冷水タンク		個	23

物 品 名		規 格	単 位	数 量
	やかん		個	57
	皿	プラスチック製、紙製、発泡スチロール製	枚	8,200
	土嚢		枚	10,150
	ランタン		本	20
	段ボールベッド		台	160
	仮設ベッド		台	55
	簡易ベッド		台	19
	ジャッキ		台	48

資料 10 指定緊急避難場所及び指定避難所の種類等

(1) 指定緊急避難場所

対象災害の種類	施設又は場所選定の考え方
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 高潮浸水想定区域外の施設又は場所 高潮浸水想定区域内において、想定される規模の高潮による予測浸水深が 50cm 未満の施設
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域外の施設又は場所 洪水浸水想定区域内において、想定される規模の洪水による予測浸水深が 50cm 未満の施設
土砂災害	土砂災害警戒区域等外の施設又は場所
地震	耐震性が確認された施設又は場所
津波	津波浸水想定区域外の施設又は場所 ※「津波避難ビル」は津波浸水想定区域内であるが、逃げ遅れた場合に 4 階又は 5 階に避難する施設

※対象災害については、上記のほかには、内水氾濫、大規模な火事についても災害危険区域の指定等があった場合に追加予定。

(2) 指定避難所

避難所の種類	避難所用途	施設選定の考え方
早期開設避難所	洪水、土砂災害の警戒時に早期に避難する方々が滞在する施設。	指定緊急避難場所（洪水、土砂災害において使用可能な施設）の公民館などを指定。 (市内 10 地区各地区 1 箇所程度)
一次避難所	災害で住居を失った方々が避難生活を送る施設。	指定緊急避難場所の小中学校・公民館などを指定。
二次避難所	避難生活者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合に、追加で開設。	指定緊急避難場所の小中学校・公民館等以外の高等学校などを指定。
福祉避難所	一般の避難所での避難生活が困難な高齢者等が避難生活をする施設。	社会福祉施設、特別支援学校などを指定。

指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

(凡例:●使用可 ×使用不可 -対象外)

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
1	姉崎	姉崎	姉崎小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	椎津 461	● ※	●	●	●	●	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
2	姉崎	明神	明神小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	姉崎 1850	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
3	姉崎	明神	姉崎中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	姉崎 2156	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
4	姉崎	明神	姉崎高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	姉崎 2632	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
5	姉崎	明神	姉崎公民館	屋内(体育館等)	姉崎 2150-1	●	●	●	●	●	帰宅困難者一時滞在施設	●	●	●	-	-
6	姉崎	青葉台	青葉台小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	青葉台 1-10-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
7	姉崎	青葉台	姉崎東中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	姉崎 3056-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
8	市原	八幡	八幡小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	八幡 530	●	●	●	●	×		●	-	●	-	-
9	市原	八幡	八幡中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	八幡 500	●	●	●	●	×		●	-	●	-	-
10	市原	八幡	旧八幡東中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	菊間 428	●	●	●	●	×		●	-	●	-	-
11	市原	八幡	八幡公民館	屋内(体育館等)	八幡 1050-1	● ※	●	●	●	×	帰宅困難者一時滞在施設 ※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	●	●	-	-
12	市原	石塚	石塚小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	八幡石塚 2-4	● ※	●	●	●	×	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
13	市原	石塚	市原八幡高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	八幡 1877-1	●	●	●	●	●※	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	-	●	-
14	市原	菊間	菊間小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	菊間 1620-1	●※	●	●	●	●	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
15	市原	菊間	菊間中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	菊間 1850	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
16	市原	菊間	菊間 コミュニティセンター	屋内(体育館等)	菊間 1870-4	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
17	市原	五所	五所小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五所 2154-1	●	●	●	●	×		●	-	●	-	-
18	市原	若宮	若宮小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	若宮 3-13	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
19	市原	白幡	白幡小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	山木 108	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
20	市原	市原	市原小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	能満 1320	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
21	市原	市原	市原中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	能満 1450	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
22	市原	市原	市原緑高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	能満 1531	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
23	市原	市原	東海大学付属 市原望洋高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	能満 1531	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
24	五井	五井	五井小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五井東 1-6-3	●※	●	●	●	●※	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
25	五井	五井	五井中川田公園	屋外	五井 1661	×	●	●	●	×		-	-	-	-	-
26	五井	五井	市原市総合公園	屋外	更級 5-1-1	×	●	●	●	×		-	-	-	-	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
27	五井	五井	いちほら子ども未来館	屋内	更級 5-1-18	●	●	●	●	●	帰宅困難者一時滞在施設	●	●	●	-	-
28	五井	五井	サンプラザ市原	屋内	五井中央西 1-1-25	● ※	●	●	●	×	帰宅困難者一時滞在施設 ※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	-	●	-
29	五井	若葉	若葉小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五井 5555-1	×	●	●	●	×		●	-	●	-	-
30	五井	若葉	若葉中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五井 5308	● ※	●	●	●	×	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
31	五井	若葉	五井公民館	屋内(体育館等)	五井 5472-1	×	●	●	●	×		●	-	●	-	-
32	五井	白金	白金小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	君塚 3-19	●	●	●	●	×		●	-	●	-	-
33	五井	白金	リオ白金ビル 【4階】	建物の4階以上に 避難	白金町 6-1-4	-	-	●	-	-	[津波避難ビル]	-	-	-	-	-
34	五井	白金	ビジネスホテル白金 【5階】	建物の5階以上に 避難	白金町 4-33-1	-	-	●	-	-	[津波避難ビル]	-	-	-	-	-
35	五井	白金	アーバン白金ビル 【4階】	建物の4階以上に 避難	白金町 4-36-5	-	-	●	-	-	[津波避難ビル]	-	-	-	-	-
36	五井	国府	国府小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	村上 1402-1	×	●	●	●	●		●	-	●	-	-
37	五井	国分寺台	国分寺台小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	南国分寺台 3- 2	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
38	五井	国分寺台	国分寺台中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	南国分寺台 2- 1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
39	五井	国分寺台	国分寺公民館	屋内(体育館等)	南国分寺台 1-2-6	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
40	五井	国分寺台	市民会館	屋内 屋外(駐車場)	惣社 1-1-1	●	●	●	●	●	※応援隊受入拠点	●	-	-	●	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
41	五井	国分寺台東	国分寺台東小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	東国分寺台 5-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
42	五井	国分寺台西	国分寺台西小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	西国分寺台 2-11-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
43	五井	国分寺台西	国分寺台西中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	国分寺台中央 5-1-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
44	五井	京葉	京葉小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五井西 3-9-2	×	●	●	●	×		●	-	●	-	-
45	五井	京葉	五井中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	五井 922-2	×	●	●	●	×		●	-	●	-	-
46	五井	京葉	市原緑地運動公園	屋内(体育館)	岩崎 292	● ※	●	●	●	×	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	-	●	-
47	五井	京葉	市原緑地運動公園	陸上競技場スタンド	岩崎 536	-	-	●	-	×	[津波避難場所]	-	-	-	-	-
48	五井	東海	東海小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	廿五里 558	● ※	●	●	●	●	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
49	五井	東海	東海中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	今富 477	● ※	●	●	●	●	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	●	-	-
50	五井	東海	京葉高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	島野 222	● ※	●	●	●	●	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	-	-	●	-
51	千種	千種	千種小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	青柳 1801	×	●	●	●	×		●	-	●	-	-
52	千種	千種	千種中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	千種 6-1-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
53	千種	千種	千種 コミュニティセンター	屋内	千種 2-1-2	● ※	●	●	●	×	※逃げ遅れ等の緊急時は 建物2階以上に避難	●	●	●	-	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
54	千種	千種	千種ふれあい公園	屋外	千種 2-2	×	●	●	●	×		-	-	-	-	-
55	三和	海上	海上小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	神代 125	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
56	三和	市西	市西小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	海士有木 1130	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
57	三和	市西	三和 コミュニティセンター	屋内(体育館等)	海士有木 235-1	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
58	三和	養老	養老小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	松崎 820	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
59	三和	養老	三和中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	磯ヶ谷 1703	×	●	●	●	●		●	-	●	-	-
60	三和	養老	市原中央高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	土宇 1481-1	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
61	三和	養老	市原刑務所	柔剣道場	磯ヶ谷 11-1	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
62	三和	養老	三和運動広場	屋外	磯ヶ谷 1606-2	●	●	●	●	●		-	-	-	-	-
63	三和	光風台	光風台小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	光風台 4-546	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
64	三和	光風台	双葉中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	光風台 1-475	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
65	市津	湿津	湿津小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	潤井戸 2299-14	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
66	市津	湿津	湿津中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	潤井戸 2297-2	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
67	市津	湿津	市津公民館	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	下野 90-1	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
68	市津	市東第一	市東第一小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	瀬又 1820	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
69	市津	旧市東第二	旧市東第二小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	高倉 1-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
70	市津	旧市東第二	市東中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	東国吉 356	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
71	辰巳台	辰巳台西	辰巳台西小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	辰巳台西 4-16	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
72	辰巳台	辰巳台西	辰巳台中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	辰巳台東 2-2	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
73	辰巳台	辰巳台西	辰巳公民館	屋内(体育館等)	辰巳台西 3-14-1	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
74	辰巳台	辰巳台東	辰巳台東小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	辰巳台東 4-13	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
75	南総	戸田	戸田小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	馬立 830	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
76	南総	戸田	戸田 コミュニティセンター	屋内	馬立 733	×	●	●	●	●		●	-	-	●	-
77	南総	寺谷	寺谷小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	寺谷 687-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
78	南総	牛久	牛久小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	皆吉 933-2	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
79	南総	牛久	市原高等学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	牛久 655	●	●	●	●	●		●	-	-	●	-
80	南総	牛久	南総公民館	屋内(体育館等)	牛久 520-1	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
81	南総	内田	旧内田小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	島田 20	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
82	南総	内田	南総中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	安久谷 140	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
83	南総	鶴舞	鶴舞小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	鶴舞 708	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
84	南総	旧平三	旧平三小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	平蔵 808	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
85	加茂	旧富山	旧富山小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	古敷谷 2252	●	×	●	●	●	土砂災害時建物使用不可	●	-	-	●	-
86	加茂	旧高滝	旧高滝小学校	屋外(グラウンド)	養老 1012	●	●	●	×	●		-	-	-	-	-
87	加茂	旧高滝	加茂公民館	屋内(体育館等)	養老 949-1	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
88	加茂	旧里見	旧里見小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	徳氏 541-1	●	●	●	×	●	地震時は屋外施設のみ利用	●	-	-	●	-
89	加茂	旧里見	加茂中学校 (加茂学園)	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	平野 123	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
90	加茂	旧月出	旧月出小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	月出 1045	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
91	加茂	旧白鳥	旧白鳥小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	大久保 547-1	●	●	●	×	●	地震時は屋外施設のみ利用	●	-	-	●	-
92	有秋	有秋東	有秋東小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	不入斗 753	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
93	有秋	有秋西	有秋西小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	有秋台西 2-3	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
94	有秋	有秋西	有秋中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	不入斗 1200	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-

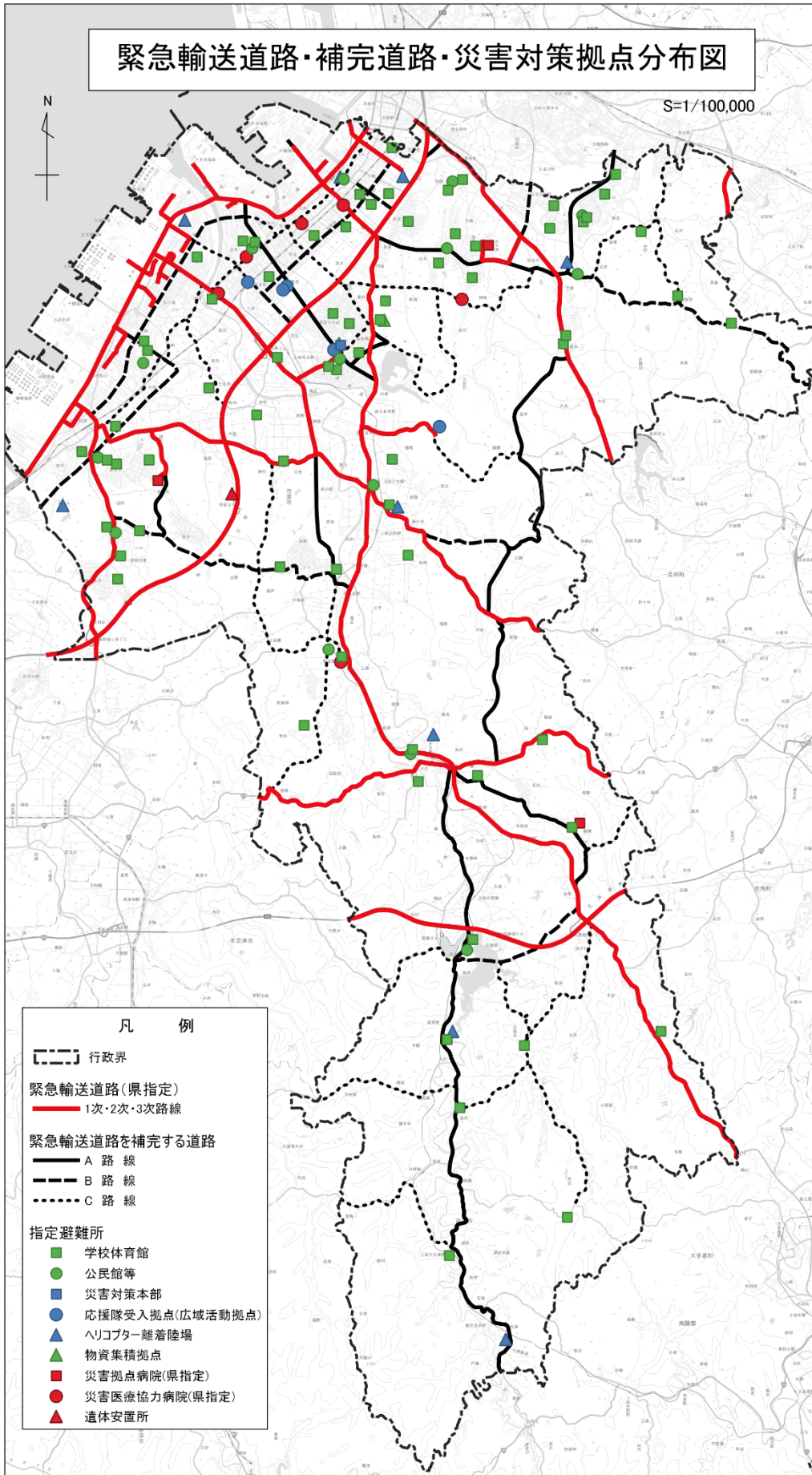
No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
95	有秋	有秋西	有秋公民館	屋内(体育館等)	有秋台西 1-3-2	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
96	有秋	有秋南	有秋南小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	桜台 3-1-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
97	ちはら台	水の江	水の江小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台東 2-15	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
98	ちはら台	清水谷	清水谷小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台南 5-2	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
99	ちはら台	清水谷	ちはら台南中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台南 5-3	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
100	ちはら台	清水谷	ちはら台 コミュニティセンター	屋内(体育館等)	ちはら台南 6-1-3	●	●	●	●	●		●	●	●	-	-
101	ちはら台	牧園	牧園小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台南 2-7	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
102	ちはら台	牧園	ちはら台西中学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台西 5-1	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
103	ちはら台	ちはら台桜	ちはら台桜小学校	屋内(体育館等) 屋外(グラウンド)	ちはら台東 5-13	●	●	●	●	●		●	-	●	-	-
104	姉崎	姉崎	グランモア和光苑		椎津 5-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
105	姉崎	姉崎	姉崎保健福祉センター		椎津 1131	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
106	市原	八幡	市原看護専門学校		八幡 1050	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
107	市原	八幡	春		菊間 262-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
108	市原	菊間	菊間保健福祉センター		菊間 1870-4	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
109	市原	白幡	ふるさと苑		能満 1925-282	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
110	市原	白幡	第二ふるさと苑 里休		能満 2073-25	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●

No.	地区	小学校区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所				
					洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉	
111	市原	市原	希望苑		能満 2089-157	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
112	市原	市原	市原特別支援学校		能満 1519-5	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
113	五井	五井	ぬくもりの郷 ウエルビー市原		平田 1428	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
114	五井	若葉	ふる里学舎五井		五井 5375	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
115	五井	国分寺台東	老人福祉センター		国分寺台中央 1-1-23	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
116	五井	千種	日夕苑		柏原 271-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
117	五井	千種	青柳園		青柳 3-6-6	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
118	三和	市西	あじさい苑		新堀 947-3	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
119	三和	市西	三和保健福祉センター		海士有木 225-4	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
120	三和	市西	ジョイサポート三和		海士有木 259	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
121	三和	養老	向日葵		二日市場 774-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
122	市津	湿津	清流園		勝間 337-2	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
123	市津	湿津	辰巳萬緑苑		神崎 263-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
124	市津	湿津	辰巳彩風苑		神崎 263-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
125	市津	湿津	グリーンホーム		喜多 893-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
126	南総	牛久	市原市 南部保健福祉センター		牛久 377-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
127	南総	鶴舞	トータス		鶴舞 559-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
128	加茂	旧高滝	高滝神明の里		駒込 196-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●

No.	地区	小学校区	施設名		所在地	指定緊急避難場所					備考	重複指定	指定避難所			
						洪水	土砂	津波	地震	高潮			早期	一次	二次	福祉
129	加茂	旧高滝	緑祐の郷		養老 998-1	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
130	加茂	旧里見	溪泉荘		万田野 732-6	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
131	加茂	旧里見	市原園		万田野 732-6	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
132	有秋	有秋南	ゆうしゅう園		天羽田 1500-3	-	-	-	-	-	要配慮者避難用	-	-	-	-	●
133	姉崎	姉崎	椎津第1公園		姉崎海岸 132-1	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-
134	姉崎	明神	姉崎公園		姉崎海岸 23-2	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-
135	五井	京葉	市原緑地運動公園	1号緑地	玉前 480-2	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-
136	五井	京葉	市原緑地運動公園	中央緑地	岩崎 268	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-
137	五井	京葉	市原緑地運動公園	2号緑地	五井 6746-1	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-
138	五井	千種	権現森公園		青柳 2-4	-	-	-	-	-	石油コンビナート区域避難用	-	-	-	-	-

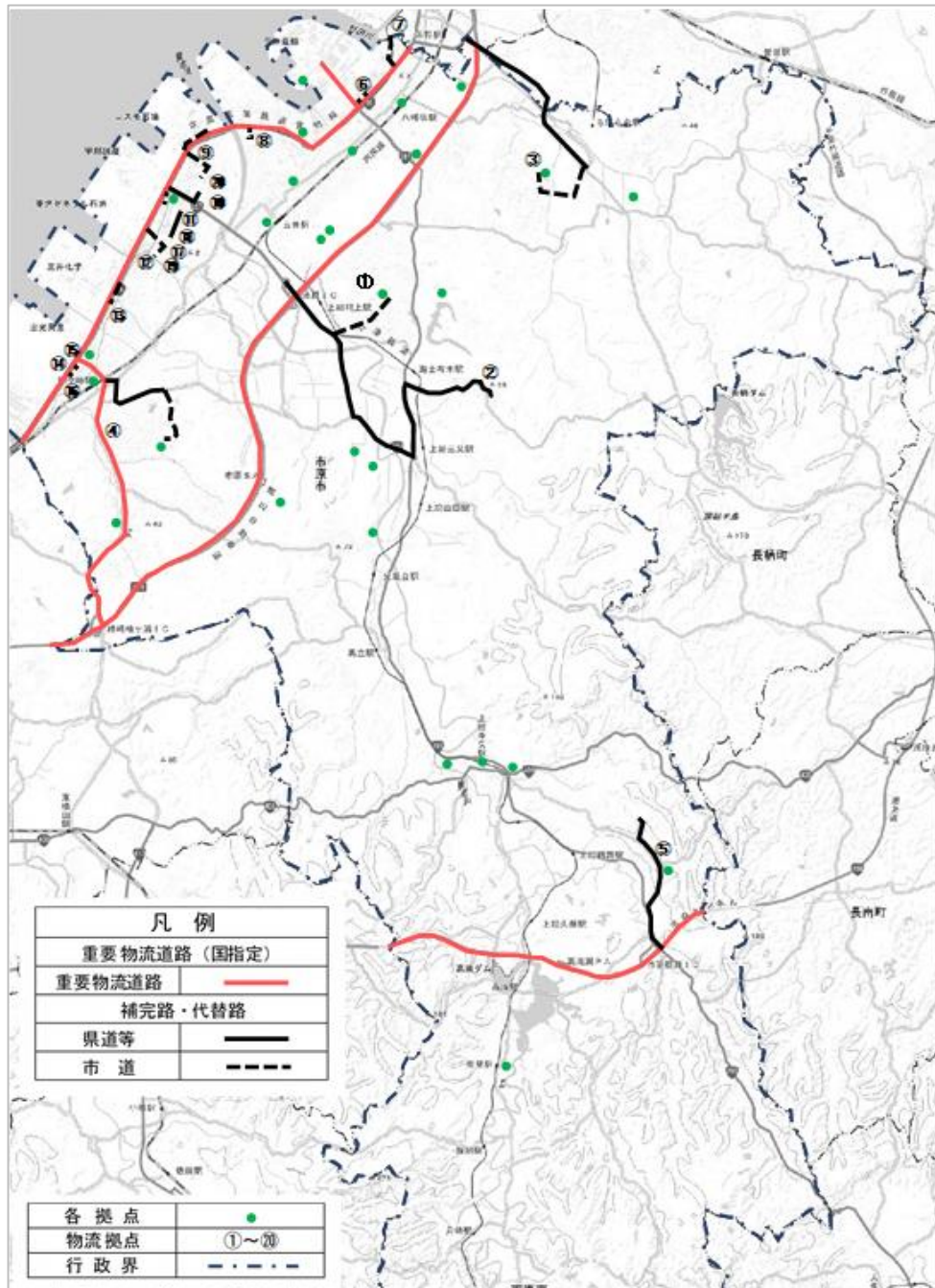
(注)「重複」は指定緊急避難場所かつ指定避難所に指定するものを示す。

資料 1 1 緊急輸送道路・補完道路・災害対策拠点分布図



No.	路線名
1	東関東自動車道館山線
2	首都圏中央連絡自動車道
3	国道16号
4	国道297号
5	国道409号
1次路線	
6	主要地方道市原茂原線 (姉崎～船橋)
7	主要地方道千葉鴨川線 (姉崎～船橋市境)
8	主要地方道生寒本納線
2次路線	
9	国道297号BP (国道16号～(主)市原茂原線) 市道35号
10	主要地方道市原茂原線 (姉崎～長柄町境)
11	主要地方道千葉茂原線
12	県道鶴舞牛久線 市道6216号線
13	市道103号線 市道3005号線 市道ニ-20号線 市道106号線 市道2466号線
14	市道107号線 市道1010号線 市道116号線 市道24号線 市道22号線
15	市道14号線 市道2191号線
16	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
17	市道2191号線
18	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
19	市道107号線 市道1010号線 市道116号線 市道24号線 市道22号線
20	市道14号線 市道2191号線
21	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
22	市道107号線 市道1010号線 市道116号線 市道24号線 市道22号線
23	市道14号線 市道2191号線
24	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
25	市道107号線 市道1010号線 市道116号線 市道24号線 市道22号線
26	市道14号線 市道2191号線
27	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
28	市道107号線 市道1010号線 市道116号線 市道24号線 市道22号線
29	市道14号線 市道2191号線
30	市道12号線 市道2180号線 市道3055号線 市道2003号線 市道2007号線 市道2008号線 市道2189号線 市道2190号線 市道2191号線 市道2195号線 市道2197号線 市道2179号線 市道2178号線 市道2183号線 市道103号線 市道3024号線
3次路線	
31	主要地方道市原天津小湊線
32	主要地方道五井本納線
33	県道茂原五井線
34	県道八幡若間線
35	市道1号線
36	市道2号線
37	市道13号線
38	市道22号線
39	市道24号線
40	市道29号線
41	市道34号線
42	市道48号線
43	市道51号線
44	市道52号線
45	市道53号線
46	市道54号線
47	市道80号線
48	市道81号線
49	市道110号線
50	市道117号線
51	市道4398号線
52	市道5047号線
A路線	
53	主要地方道五井本納線
54	県道南総姉崎線
55	県道鶴舞馬菜田停車場線
56	市道6号線
57	市道7号線
58	市道8号線
59	市道16号線
60	市道22号線
61	市道23号線
62	市道45号線
63	市道126号線
64	市道6493号線
65	市道6494号線
B路線	
66	主要地方道大多喜君津線
67	主要地方道千葉鴨川線
68	主要地方道五井本納線
69	県道日吉菅田停車場線
70	県道菅田停車場酒井戸線
71	県道犬成海士有木線
72	県道上高根北袖線
73	県道南総昭和線
74	県道加茂長南線
75	県道南総月出線
76	県道加茂木更津線
77	県道鶴舞馬菜田停車場線
78	市道2号線
C路線	
79	市道5号線
80	市道8号線
81	市道12号線
82	市道13号線
83	市道35号線
84	市道112号線
85	市道113号線
86	市道114号線
87	市道115号線
88	市道123号線
89	市道2921号線
90	市道2954号線
91	市道6072号線
92	市道6738号線

資料 1 2 重要物流道路分布図



凡例	
重要物流道路 (国指定)	
重要物流道路	— (Red line)
補完路・代替路	
県道等	— (Black line)
市道	- - - (Dashed line)

各拠点	● (Green dot)
物流拠点	①~⑳ (Numbered circle)
行政界	- - - (Dashed line)

番号	拠点施設	重要物流道路	市道	県道・その他	番号	拠点施設	重要物流道路	市道	県道・その他
①	市原市役所	国道16号	35号線	国道297号バイパス	⑩	千葉港運倉庫(株)	国道16号	2178号線	国道297号バイパス
②	市原市文化の森	東関東館山線		国道297号バイパス 国道297号 犬成海士有木線		五井第2営業所		2179号線	
③	千葉労災病院	国道16号	22号線 24号線	千葉茂原線(千葉市区間) 千葉茂原線(千葉県区間)		五井1号・2号・3号倉庫		2183号線	
④	帝京大学ちば総合医療センター	千葉鴨川線	110号線 1428号線	市原茂原線	⑪	ケイヒン(株)	国道16号	2189号線	
⑤	千葉県循環器センター	首都圏中央連絡自動車道	6216号線	国道297号 加茂長南線 鶴舞牛久線		千葉流通センター		2190号線	
⑥	山九㈱市原八幡流通センター	市原埠頭線	3055号線		⑫	㈱日陸千葉物流センター	国道16号	14号線	
⑦	京葉臨海鉄道(株)	国道16号	103号線	村田町1号線(千葉市)		第2倉庫		2191号線	
	千葉倉庫営業所千葉倉庫		3005号線		⑬	千葉三港運輸㈱姉崎倉庫L,K棟	国道16号	2003号線	
	千葉港運倉庫(株)	国道16号	106号線		⑭	丸全京葉物流(株)	国道16号	1007号線	
⑧	五井第二倉庫		2446号線 コ-20号線			市原第一倉庫	市原茂原線	1010号線	
⑨	山九㈱市原流通センター	国道16号	2007号線 2008号線		⑮	千葉三港運輸(株)	国道16号	1007号線	
						姉崎倉庫ABC棟 DEFG棟	市原茂原線		
					⑯	丸全京葉物流(株)	国道16号	1007号線	
						市原第二倉庫	市原茂原線	1010号線	
					⑰	トライネット・ロジスティクス(株)	国道16号	2191号線	国道297号バイパス
						市原支店五井B号倉庫		2195号線	
					⑱	トライネット・ロジスティクス(株)	国道16号	2191号線	国道297号バイパス
						市原支店五井C号倉庫			
					⑲	トライネット・ロジスティクス(株)	国道16号	2191号線	国道297号バイパス
						市原支店五井A号倉庫		2197号線	
					⑳	日本通運(株)	国道16号	12号線	
						千葉南支店玉前倉庫		2180号線	

資料 1 3 気象観測及び水位観測施設一覧

1 気象観測

名称	設置場所	所在地	地震計	風向	風速	温度	湿度	降水量	日射量
五井	旧環境監視センター	五井5500-1		○	○			○	
五井	市原市役所	国分寺台中央1-1-1	○						
五井	市原市役所（注1）	国分寺台中央1-1-1	○						
五井	市原市消防局（注2）	国分寺台中央1-1-1		○	○	○	○	○	
五井	市原市消防局	国分寺台中央1-1-1	○						
姉崎	明神小学校	姉崎1850		○	○			○	
姉崎	姉崎公民館（注3）	姉崎2150-1	○						
八幡	市有地	八幡831-2		○	○			○	
辰巳台	辰巳三山公園	辰巳台西5-10		○	○				
廿五里	東海小学校	廿五里558		○	○				
有秋	有秋西小学校	有秋台西2-3		○	○				
松崎	養老小学校	松崎820		○	○			○	
牛久	南総消防署（注4）	米沢727-1		○	○	○		○	○
奉免	南総運動広場	奉免166-1		○	○			○	
潤井戸	湿津小学校	潤井戸2299-14		○	○			○	
平野	加茂学園	平野123		○	○			○	
郡本	県・郡本浄水場	北国分寺台3-5-1		○	○	○	○	○	○

注1 設置者：千葉県

注2 設置者：(株)ウェザーニューズ

注3 設置者：独立行政法人防災科学技術研究所

注4 設置者：気象庁

※ 上記、注1～4以外は全て市が設置

2 水位観測所（千葉県水防テレメータ）

[市原市内]

河川名	局名	設置場所	零点高 (m)	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)
村田川	草刈	草刈字堰の下 961 先官有地	TP+ 2.309	1.50	3.10	4.20	5.40
村田川	押沼橋	押沼 354	TP+ 11.016	0.90	2.50	3.20	4.70
養老川	霞橋	五井字上川原 1116-2	TP- 0.123	1.50	3.00	-	5.00
養老川	牛久	牛久	TP+ 13.779	3.20	5.50	6.20	7.10
養老川	安須橋	山田 473-3	TP+ 6.466	2.00	3.40	-	5.70
養老川	妙香	妙香字河田乙 588-3	AP+ 10.631	2.00	4.00	-	-
椎津川	椎津	姉崎 162-2	TP+ 0.139	2.00	2.40	2.80	3.10

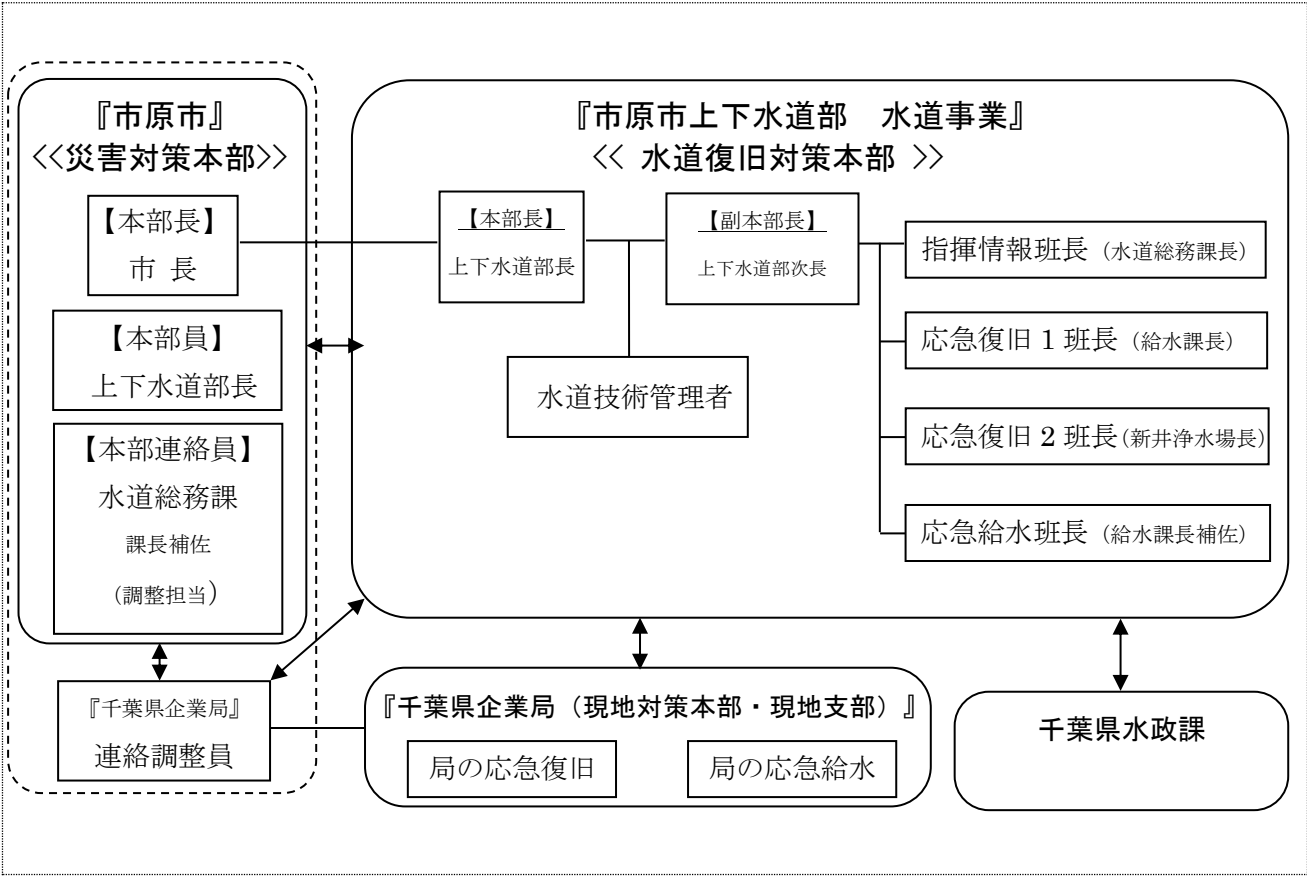
3 危機管理型水位計設置箇所

[市原市内]

No.	河川名	観測所名等	所在地	設置者
1	(二) 村田川	草刈 (上)	市原市草刈	千葉県
2	(二) 村田川	押沼橋 (上)	市原市押沼	千葉県
3	(二) 養老川	牛久 (上)	市原市牛久	千葉県
4	(二) 養老川	安須橋 (上)	市原市山田	千葉県
5	(二) 椎津川	椎津 (上)	市原市姉崎	千葉県
6	(二) 椎津川	勾当橋	市原市椎津	千葉県
7	(二) 前川	青柳橋 (上)	市原市青柳	千葉県
8	(準) 三枝川	下沢橋	市原市馬立	市原市
9	(準) 今津川	朝山橋	市原市今津朝山	市原市
10	(準) 戸田川	新水神橋	市原市馬立	市原市

No.	河川名	観測所名等	所在地	設置者
11	(普) 白幡川	白幡小学校前	市原市山木	市原市
12	(普) 深城川	日渡橋	市原市不入斗	市原市

資料 1 4 市原市水道復旧体制

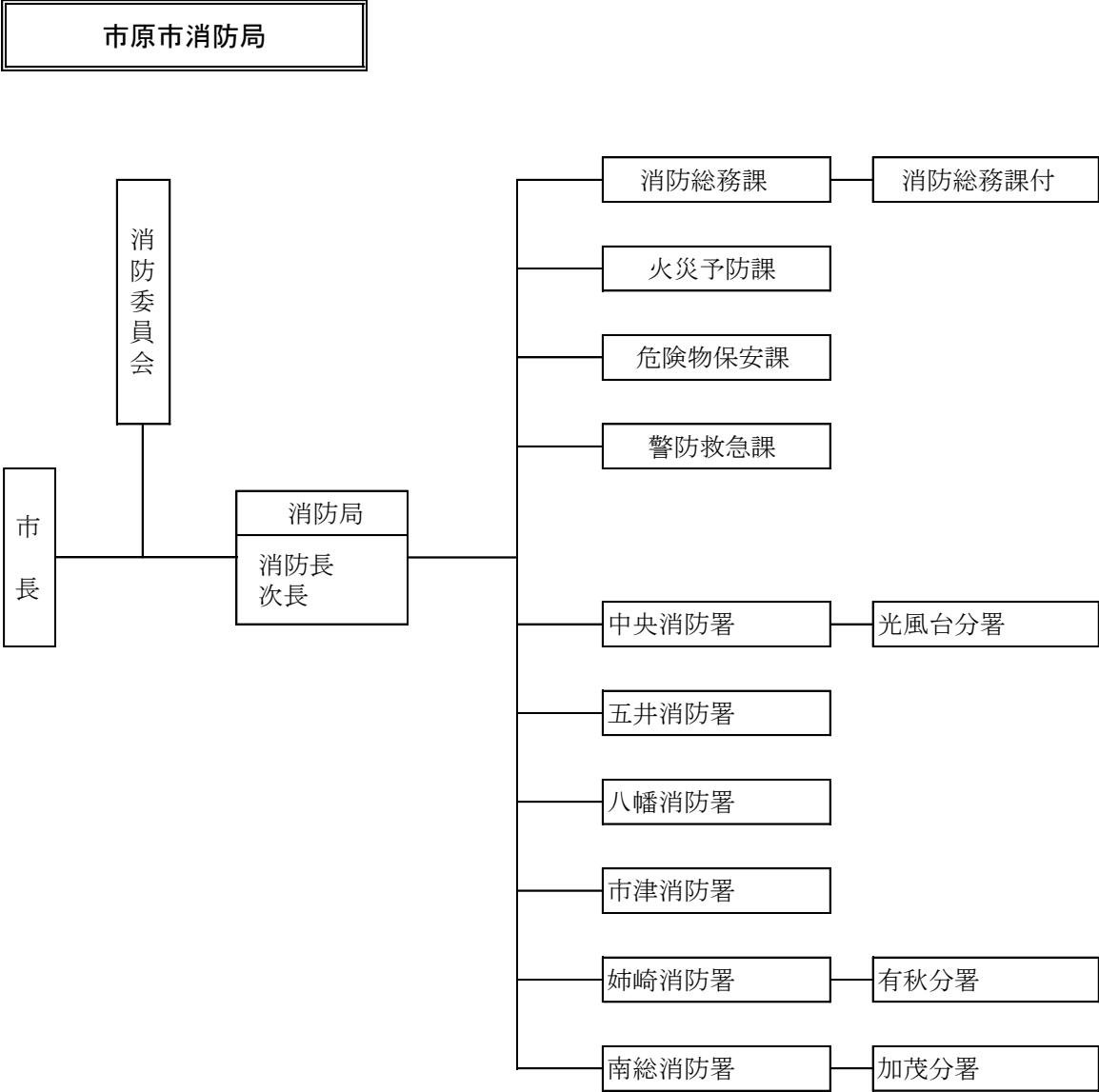


別図1 現地対策班所管地域図

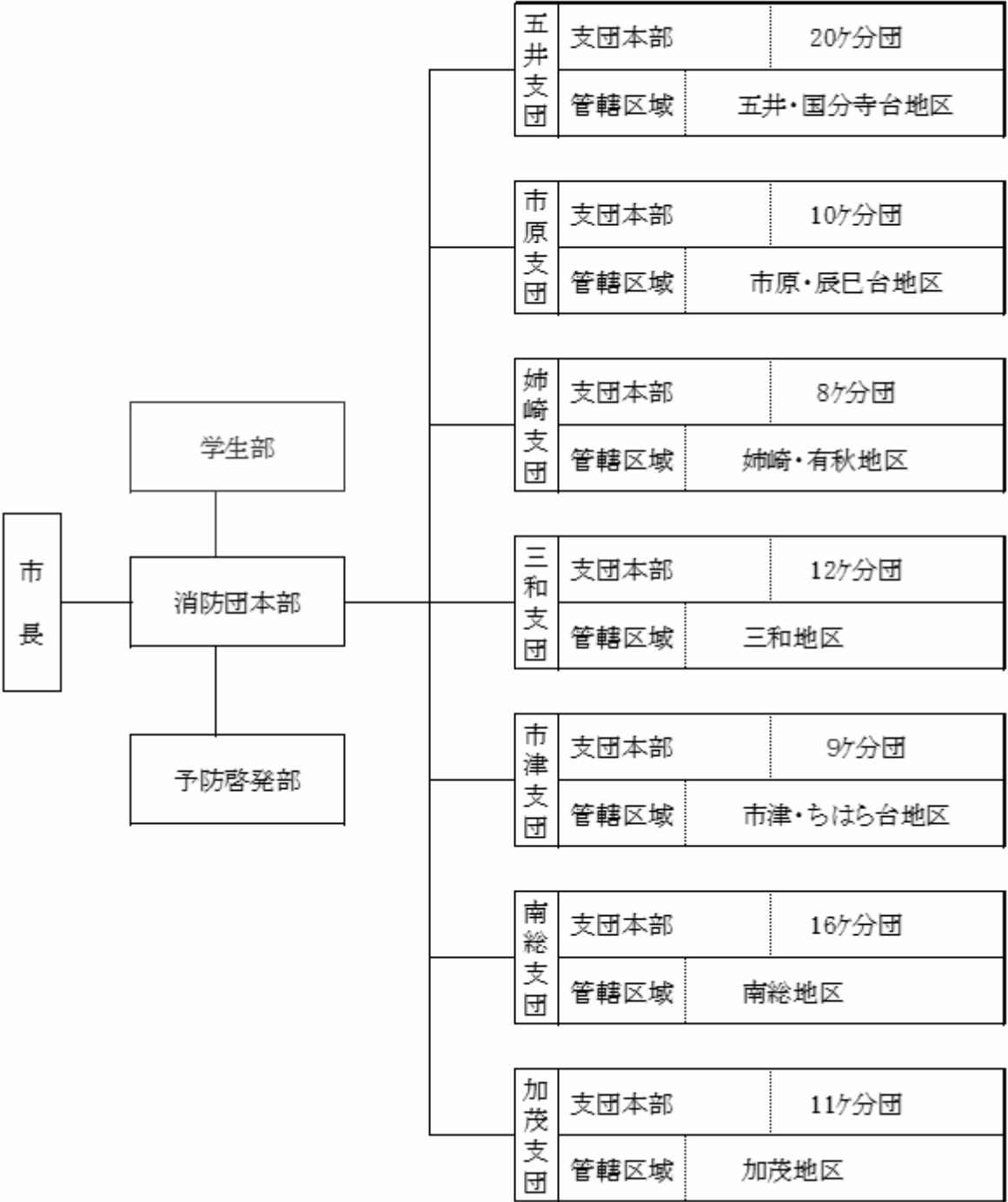


事業体名		所管する給水区域
千葉県営水道 給水区域	五井、国分 寺台地区	青柳、青柳北、飯沼、今富の一部、岩崎、岩崎西、岩野見 海保、加茂、北国分寺台、君塚、五井、五井海岸、五井金杉、 五井中央西、五井中央東、五井中央南、五井西、五井東、五井 南海岸、国分寺台中央、西広、更級、島野、白金町、諏訪、惣 社、玉前、玉前西、千種海岸、廿五里、出津、出津西、西国分 寺台、根田、野毛、平田、東国分寺台、町田、松ヶ島、松ヶ島 西、南国分寺台、村上、山田橋
	市原地区	旭五所、市原、大厩、菊間、草刈、郡本、五所、西五所、西野 谷、能満、東五所、藤井、古市場、門前、山木、山田橋、八幡、 八幡石塚、八幡浦、八幡海岸通、八幡北町、若宮
	姉崎、有秋 地区他	青葉台、姉崎、姉崎海岸、姉崎西、姉崎東、天羽田、泉台、今 津朝山、不入斗、大坪の一部、柏原、片又木、桜台、椎津、椎 の木台、白塚、辰巳台西、辰巳台東、千種、ちはら台西、ちは ら台東、ちはら台南、畑木、深城、迎田、有秋台西、有秋台東、
市原市営水道 給水区域	五井地区	今富の一部、神代、小折、十五沢、西野、引田、柳原
	有秋地区	立野、豊成
	市津地区	犬成の一部、潤井戸、うるいど南、大作、荻作、押沼、小田部、 勝間、神崎、喜多、久々津、古都辺、金剛地、下野、瀬又、高 倉、高田、中野、永吉、奈良、葉木、番場、東国吉、山之郷飛 地、
	三和地区	相川、浅井小向、安須、海士有木、新生、新巻、磯ヶ谷、糸久、 大桶、大坪の一部、川在、高坂、光風台、権現堂、武士、土宇、 櫃狭、福増、二日市場、新堀、松崎、宮原、山倉、山田、分目
	南総地区	安久谷、池和田、石川、市場、岩、上原、牛久、馬立、江子田、 大蔵、奥野、風戸、金沢、上高根、栢橋、小草畑、佐是、島田、 下矢田、宿、真ヶ谷、田尾、鶴舞、寺谷、中、中高根、西国吉、 原田、平蔵、奉免、堀越、水沢、南岩崎、皆吉、妙香、矢田、 藪、山小川、米沢、米原
	加茂地区	朝生原、新井、石神、石塚、飯給、大久保、大戸、大和田、折 津、柿木台、吉沢、久保、国本、古敷谷、駒込、小谷田、菅野、 高滝、田淵、田淵旧日竹、月崎、月出、徳氏、戸面、外部田、 平野、不入、本郷、万田野、柳川、山口、養老、
長生郡市広域市町村圏組合 給水区域	犬成の一部、滝口	

資料 15 消防機関一覽表



市原市消防団



資料 16 消防車軸配置状況

所属名 車両名	合計	消防 総務課	火災 予防課	危険 物保安課	警 防 救 急 課	中 央 消 防 署	光 風 台 分 署	五 井 消 防 署	八 幡 消 防 署	市 津 消 防 署	姉 崎 消 防 署	有 秋 分 署	南 総 消 防 署	加 茂 分 署
水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ型)	4				1			1	1(1)	1				
水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)	3					1(1)					1		1	
消防ポンプ自動車	10					1	1	1	1	1	1	1	2	1
救助工作車(Ⅲ型)	1							1(1)						
救助工作車(Ⅱ型)	2									1(1)	1			
梯子付消防自動車	1							1(1)						
梯子付ポンプ自動車	1									1				
小型動力ポンプ付積載車	3						1					1		1
大型化学消防車	1										1(1)			
化学消防車	1							1(1)						
大型高所放水車	1										1(1)			
大型化学高所放水車	1								1					
泡原液搬送車	2								1		1(1)			
電源照明車	1					1(1)								
資機材搬送車	1									1(1)				
高規格救急車	12				3	1	1	1	1	1(1)	1	1(1)	1(1)	1
指揮統制車	1				1(1)									
原調車	1		1											
広報車	7		1	3				1		1			1	
検査車	3					1			1		1			
連絡車	2	1			1									
指揮車	6					1		1	1	1	1		1	
防火指導車	1		1											
起震車	1		1											
人員輸送車	1	1												
空気充填車	1									1(1)				
大容量送水ポンプ車	1				1(1)									
大型放水砲搭載ホース延長車	1				1(1)									
指揮支援車(支援車Ⅰ型)	1				1(1)									
消防ロボットシステム搬送車	1								1(1)					
燃料補給車	1				1									

※()内は、緊急消防援助隊登録車両数

資料 17 消防水利の状況

種別 管轄 区域	合計	消 火 栓			防 火 水 槽						
		双 口	単 口	小 計	40 m ³ 以上		40 m ³ 未満 20 m ³ 以上		耐震性		小 計
					有 蓋	無 蓋	有 蓋	無 蓋	100 m ³	40 m ³	
中 央 消 防 署	849	65	694	759	75		2		3	10	90
光 風 台 分 署	538		441	441	77				1	19	97
五 井 消 防 署	1,497	64	1,325	1,389	86		1		6	15	108
八 幡 消 防 署	1,509	91	1,262	1,353	130		6		6	14	156
市 津 消 防 署	1,026	26	825	851	129		26		3	17	175
姉 崎 消 防 署	822	53	691	744	68				4	6	78
有 秋 分 署	510	40	393	433	64			2	1	10	77
南 総 消 防 署	938		719	719	174	1	1	1		42	219
加 茂 分 署	455		292	292	97	3	9	3		51	163
合 計	8,144	339	6,642	6,981	900	4	45	6	24	184	1,163

資料 18 消防通信設備状況

区分 所属別	消防無線配置状況		
	基地局	移動局	携帯局
市庁舎	1		
消防局		13	8
中央消防署		8	4
光風台分署		3	3
五井消防署		9	7
八幡消防署		6	6
市津消防署		6	7
姉崎消防署		8	7
有秋分署		4	4
南総消防署		6	4
加茂分署		3	3
石尊山中継所	1		
消防団		9	
合計	2	75	53

資料 19 消防団員配置状況

分団数	種別	人員 (人)	団本部車 支団本部車 (台)	小型ポンプ付 積載車 (台)
団本部		4	2	-
予防啓発部		24	-	-
学生部		67	-	1
五井支団	20	290	1	20
市原支団	10	172	1	10
姉崎支団	8	149	1	8
三和支団	12	177	1	12
市津支団	9	84	1	9
南総支団	16	219	1	16
加茂支団	11	166	1	11
合計	86	1,352	9	87

資料 20 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成16年	3月26日	消防震第 19号
改正	平成17年	3月30日	消防震第 14号
改正	平成18年	2月14日	消防応第 15号
改正	平成18年	6月22日	消防応第 94号
改正	平成20年	7月2日	消防応第109号
改正	平成20年	8月27日	消防応第152号
改正	平成24年	11月28日	消防広第 95号
改正	平成26年	3月26日	消防広第 75号
改正	平成27年	3月31日	消防広第 74号
改正	平成28年	3月30日	消防広第 80号
改正	平成29年	3月28日	消防広第 93号
改正	平成31年	3月8日	消防広第 35号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号
改正	令和3年	3月22日	消防広第 89号
改正	令和4年	6月24日	消防広第211号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。第39条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定

めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備える

こと。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。

- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
 - (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
 - (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
 - (5) 被災地における通信の確保に関する事。
 - (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
 - (7) 航空消防活動の支援に関する事。
 - (8) 宿営場所の設営に関する事。
 - (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

- (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本

部長の役割を担うものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。

4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して

活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。

- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
 - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
 - (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
 - (5) 情報連絡体制に関すること。
 - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
 - (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関する事。
 - (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

（消防本部等の訓練）

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗）

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

（その他）

第42条 の要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日消防広第211号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第32条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@sojmu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件		件	件	人
	救助・搬送人数	人		人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件	件	人
	人		人	人		
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名		応援都道府県		ヘリベース		残時間		時間分											
報告者等	所属	氏名			活動人員	パイロット名		整備士名		隊員名									
	TEL	年 月 日 () 時 分現在				その他名		計名											
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所(空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗人員数	出動種別件数					搬送人員数		活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)			
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急		輸送		
隊員	隊員以外																		
合計																			
備考																			

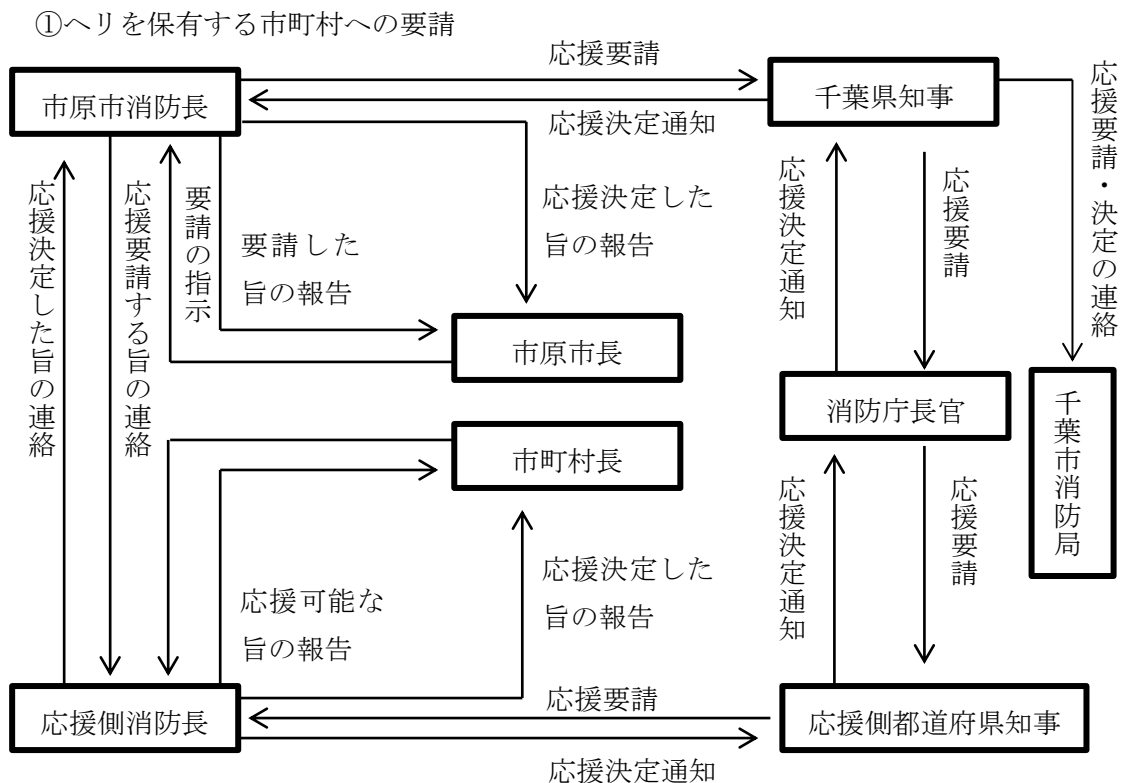
資料 2 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援市原市事前計画

1 目的

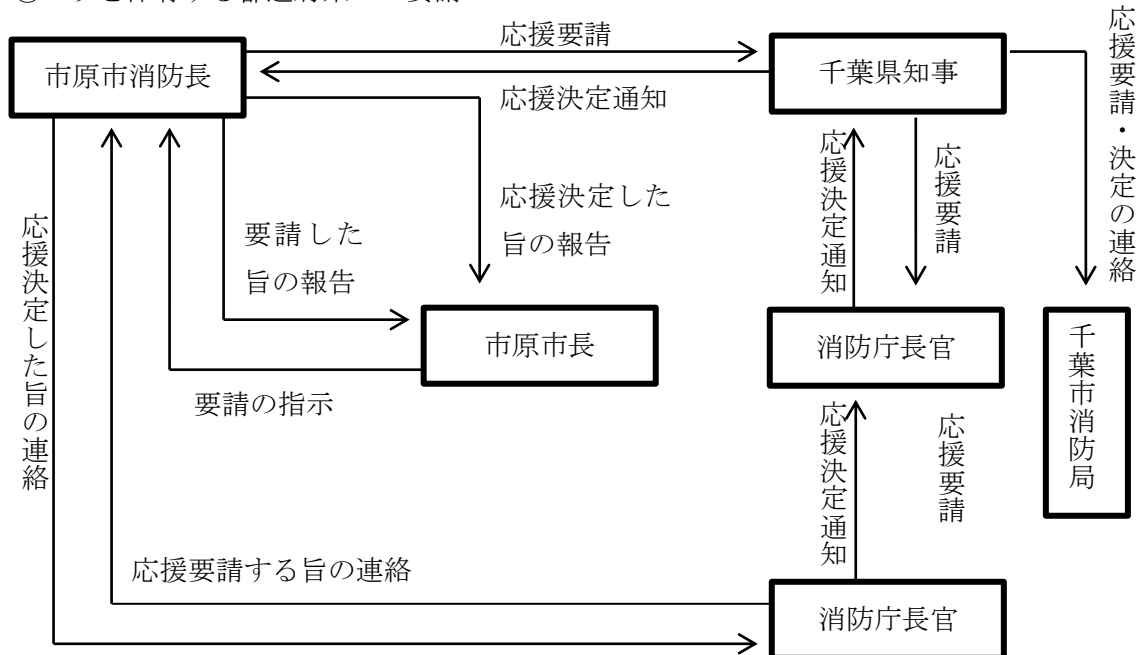
この計画は、市原市の区域内の大規模特殊災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を用いた消防に関する応援（以下、「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「同細則」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知、以下「要綱」、「細則」という。）に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

2 要請手続き

- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定したときは、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表（以下「連絡表」という。）に掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、第1項の要請を行った場合には、速やかに連絡表に掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。なお、全体の連絡系統図は次のとおりである。



②ヘリを保有する都道府県への要請



3. 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本県及びその他関係機関の連絡体制について、次のとおり定める。

(1) 市原市

<表略>

(2) 千葉県

<表略>

(3) 千葉市消防局

<表略>

(4) 消防庁

<表略>

(5) 応援市町村の消防本部

<表略>

(6) 応援側都道府県

<表略>

4 空中消火資機材・救急救助資機材等の補完措置

(1) 県は、空中消火資機材（大型ヘリ用散布装置）8基を保有しており、その全てを陸上自衛隊木更津駐屯地（第1ヘリコプター団）に管理を委託する。

吹流しについては、県で管理し防災センターに保管する。

(2) 県は、空中消火資機材に不足が生じた場合、他都道府県等との調整により調達する。

(3) 救急救助資機材等については、千葉県地域防災計画に定めるところにより調達する。

5 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合の市原市のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプターの活動拠点とするものである。〈中略〉

6 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料（Jet A-1）の補給については、マイナミ空港サービス株式会社との協力体制に基づき、発災地市町村から指定のあった場所または成田国際空港内で行う。

なお、空港内で燃料の補給を行う場合は、発災地市町村の消防長はあらかじめ成田国際空港株式会社空港運用本部長へ成田国際空港使用届（様式2）を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

(1) 燃料補給会社（マイナミ空港サービス株式会社）連絡先

No.	事業所	電話番号	FAX番号	搬送方法	備考
1	羽田事業所 (給油課)	03-5757-9055	03-5757-9085	・ドラム ・ローリー車	・ドラム燃料 約50本保管
2	成田事業所 (給油課)	0476-32-6901 24時間 090-3206-7568	0476-32-6902	・ローリー車 (機上給油)	・要成田国際空港施設使用届 ・機上給油：要成田国際空港 (株)許可

(2) 成田国際空港(株)及び国土交通省成田空港事務所連絡先

時間帯	部署名	電話番号	備考
9:00 ~ 17:00	安全推進部	0476-34-5633	
17:00 ~ 9:00	運用管理部	0476-32-2246	FAX 0476-30-1586
24時間	国土交通省成田空港事務所	0476-32-1064	

附 則

この計画は、昭和62年3月23日から施行する。

〈中略〉

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

資料 2 2 消防組織法第 4 3 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 消防広域応援体制の確立
- 第三章 費用負担
- 第四章 教育訓練
- 第五章 その他

第一章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 2 2 年 1 2 月 2 3 日法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 4 3 条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2) 「被災地」とは、法第 4 3 条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3) 「被災地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4) 「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5) 「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6) 「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成 1 5 年政令第 3 7 9 号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第 3 条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

- 2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第 4 5 条第 4 項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が

別に定める。

- 3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

- 2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の市町村長及び被災地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
 - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
 - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
 - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
 - (5) 被災地及び被災地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。
ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。
 - 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
 - 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
 - 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の市町村長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなると判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の市町村長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

カ 旅費

キ 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料

ク 役務費

ケ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

コ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

(1) 公務災害補償に要する経費

(2) 被災地等への移動中及び被災地等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 被災地が負担とするもの

(1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。

(2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として被災地の負担とする。

第四章 教育訓練

(教育訓練)

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機

関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章 その他

(関係行政機関との連絡調整)

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。(別表2)

(千葉県消防広域応援隊旗)

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

(その他)

第11条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

<中略>

付 則

この要綱は、令和 2年5月19日から施行する。

資料 2 3 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援事前計画

1. 目的

この計画は、市原市の区域内で大規模災害、産業災害、その他の災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、千葉市による回転翼航空機（以下、「ヘリコプター」という。）を用いた消防に関する応援（以下、「航空特別応援」という。）を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱（平成4年4月1日施行、以下、「要綱」という。）に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

2. 要請手続

- (1) 消防長は、航空特別応援が必要と認めたときは、航空特別応援要請連絡表に掲げる事項を明らかにして、応援側消防本部消防長に要請するものとする。

3. 応援側消防本部の連絡先

消防本部名	連絡先住所	電話番号	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区 長洲1丁目2番1号	(043) 223-1831 FAX (043) 202-1676	消防局警防部 指令課

4. 通信連絡

特別航空応援隊と市原市との連絡方法は、県内共通波（152.81MHz）とし、無線の運用統制については、市原市が統制する。

5. 次に掲げる事項については、大規模特殊災害時における広域航空消防応援市原市事前計画を準用する。この場合において、広域航空消防応援を航空特別応援と読み替える。

- (1) ヘリコプター離発着場
- (2) 職員の派遣
- (3) 資機材の調達

資料 2 4 災害協定一覧表

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
1	S39. 9. 17	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	千葉県警察本部	通信協力に関する協定
2	S63. 12. 9	市原市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人市原市医師会	医療救護班の派遣に関する協定
3	H7. 6. 5	災害時における医薬品等の供給に関する協定	一般社団法人市原市薬剤師会	物資供給に関する協定
4	H7. 7. 18	水道施設災害応急工事等に関する協定	市原市管工事協同組合	災害応急工事の協力に関する協定
5	H7. 7. 19	災害応急工事等に関する協定	市原市建設連合協同組合	災害応急工事の協力に関する協定
6	H7. 11. 2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県	水道災害の相互応援に関する協定
7	H8. 2. 23	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県・県内市町村	市町村間の相互応援に関する協定
8	H8. 3. 22	千葉県防災用資機材の管理に関する協定	千葉県	防災用資機材の管理に関する協定
9	H8. 4. 1	災害時における食糧及び生活必需品の供給に関する協定	市原市農業協同組合	食料等生活必需品の供給に関する協定
10	H8. 4. 1	災害時における燃料等の供給に関する協定	市原市石油商業協同組合	燃料等の優先供給に関する協定
11	H8. 4. 1	災害時における食糧及び生活必需品の供給に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	食料等生活必需品の供給に関する協定
12	H8. 5. 24	災害時相互応援に関する協定	埼玉県 所沢市	市内で災害が発生し、市単独では十分な措置が行えない場合の相互応援協定
13	H8. 8. 26	市原市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療活動についての協定	一般社団法人市原市歯科医師会	歯科医療班の派遣に関する協定
14	H8. 9. 11	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	市原市ゴルフ場連絡協議会	緊急避難場所スペースの提供に関する協定
15	H8. 12. 25	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	応急生活物資の優先供給及び運搬に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
16	H9. 6. 30 【改定】 H15. 4. 1	災害時における市原市内郵便局と市原市間の協力に関する契約	市原市内郵便局 (日本郵便局株式会社 市原・姉崎・市原南郵便局)	物資及び設備等利用に関する相互協力協定
17	H9. 7. 31	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県・県内市町村	廃棄物処理施設の相互援助に関する協定
18	H10. 2. 25	災害時における市原市と市原市農業協同組合の協力に関する協定	市原市農業協同組合	災害時の協力に関する協定
19	H10. 5. 18	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時総合応援に関する協定	社団法人日本水道協会	水道災害の応援に関する協定
20	H10. 10. 12	災害時における災害活動拠点等の電気工事等の支援に関する協定	市原市電業会	電気施設の修繕、復旧工事及び仮設設備の設置等に関する協定
21	H12. 4. 28	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉支部	各種物資の輸送協力に関する協定
22	H12. 5. 17	大規模停電時における市原市防災行政無線の活用に関する覚書	東京電力株式会社市原営業所 (現：東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社)	防災行政無線の活用に関する協定
23	H13. 11. 28	市原市防災行政無線の活用に関する覚書	大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	防災行政無線の活用に関する協定
24	H14. 7. 30 【改定】 H18. 7. 31	災害時における遺体の収容、安置等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会・一般社団法人全国霊柩車自動車協会・有限会社大翔・千葉中央葬祭業協同組合	遺体の収容等に関する協定
25	H14. 12. 13	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	株式会社アクティオ・株式会社レ	仮設トイレの優先提供に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
			ンタルのニッケン※(株)レンタルのニッケンは H27.3.26 に締結した「災害時における資機材調達に関する協定」に統合	
26	H15.9.11	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	千葉県産業廃棄物協会	災害廃棄物の処理等に関する協定
27	H15.9.11	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	千葉県解体工事業協同組合	被災建物の解体撤去等に関する協定
28	H18.10.25	災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定	市原市造園緑化協同組合	倒木等の処理の協力に関する協定
29	H19.8.3	大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	環境保全センター	し尿等の収集運搬に関する協定
30	H19.8.31	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	飲料水等の無償ないし有償供給に関する協定
31	H19.11.1	災害時における物資の供給協力に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	物資供給に関する協定
32	H20.2.29	市原後楽園ゴルフ&スポーツに関する協定	株式会社セントレジャー・オペレーションズ株式会社東京ドーム	災害時の協力に関する協定
33	H20.3.31	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定	千葉県	防災行政無線の設置に関する協定
34	H20.7.22	市原市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力株式会社千葉営業所(現：東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社)	防災行政無線の活用に関する協定
35	H20.8.6	緊急応援給水に関する協定	千葉県水道局長(現：千葉県企業局)	給水応援に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
36	H20. 8. 28	災害時における接骨師会の協力に関する協定	一般社団法人千葉県接骨師会千葉東支部	応急手当等に関する協定
37	H21. 10. 27	避難誘導標識の設置及び維持管理に関する協定	NPO 法人都市環境標識協会	避難場所の誘導標識の設置及び維持管理に関する協定
38	H22. 1. 20	災害時における災害情報の緊急放送に関する協定	市原 FM 放送株式会社	災害緊急放送への協力に関する協定
39	H23. 2. 8	災害時における断熱シート及び応急活動等の協力に関する協定	市原塗装協同組合	断熱シート供給及び応急活動に関する協定
40	H23. 2. 28	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	情報交換に関する協定
41	H23. 7. 12	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体56市町	コンビナート事故等により被災した場合の災害相互応援協定
42	H23. 10. 11	災害時における応急対策の協力に関する協定	千葉県土建一般労働組合市原支部	応急対策への協力に関する協定
43	H24. 6. 7	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	千葉県タクシー協会市原支部	避難者及び災害対策要員の輸送協力に関する協定
44	H24. 6. 7	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	小湊鐵道株式会社	避難者及び災害対策要員の輸送協力に関する協定
45	H24. 6. 7	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	東京湾岸交通株式会社	避難者及び災害対策要員の輸送協力に関する協定
46	H25. 3. 25	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定	一般社団法人市原市医師会(市原看護専門学校)	福祉避難所の設置及び運営協力に関する協定
47	H25. 3. 25	災害発生時における避難所等としての施設利用等に関する協定	市内県立高等学校(市原・京葉・市原緑・姉崎・市原八幡高等学校)	避難施設の提供及び避難所運営の協力に関する協定
48	H25. 3. 27	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市原市高齢者福祉施設連絡協議	福祉避難所スペースの提供に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
			会を構成する 17 施設	
49	H25. 3. 28	災害時における物資の提供等に関する協定	株式会社三晃・株式会社三和コーポレーション	物資供給・避難スペース及び情報提供に関する協定
50	H25. 6. 1	千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定	千葉県	防災無線の維持管理等に関する協定
51	H25. 6. 27	災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	情報発信の協力に関する協定
52	H26. 1. 23	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	株式会社伊藤園	飲料水及び清涼飲料水の供給に関する協定
53	H26. 3. 4	災害時における LP ガス等の供給に関する協定	一般財団法人千葉県 LP ガス協会市原支部	LP ガス等の供給に関する協定
54	H26. 7. 16	津波時又は水害時における一時避難施設としての使用に関する協定	リオ白金ビル(有限会社光任)・ビジネスホテル白金ビル(有限会社ホテル白金)	一時避難施設スペースの提供に関する協定
55	H26. 11. 26	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社せんどう	物資供給に関する協定
56	H26. 12. 26	災害発生時における相互協力に関する協定	市原刑務所※ R5. 12. 8に締結した「災害発生時における相互協力に関する協定」に統合	一部施設の利用に関する協定
57	H27. 1. 28	除雪等業務の協力に関する基本協定	市原市営工事協同組合・市原市建設連合協同組合・市原市造園緑化協同組合	除雪等の協力に関する協定
58	H27. 2. 18	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社	避難誘導標識に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
59	H27. 3. 26	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社タカサ・一般社団法人日本福祉用具供給協会	市内で災害が発生した場合の物資供給
60	H27. 3. 26	障がい者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立市原特別支援学校	福祉避難所スペースの提供に関する協定
61	H27. 3. 26	災害時における資機材調達に関する協定	株式会社レンタルのニッケン千葉営業所	資機材の調達・供給に関する協定
62	H27. 3. 26	災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定	株式会社アクティオ	資機材の優先提供に関する協定
63	H27. 5. 29	津波時又は水害時における一時避難施設としての使用に関する協定	アーバン白金管理組合	一時避難施設スペースの提供に関する協定
64	H27. 7. 17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人市原うぐいす会グリーンホーム	福祉避難所の設置及び運営に関する協定
65	H27. 7. 17	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブーンイレブン・ジャパン	物資供給・情報提供及び店舗営業による災害対策に関する協定
66	H27. 10. 13	災害時における応急対策の協力に関する協定	千葉県クレーン建設重機協同組合	人員、資機材の提供及び応急対策の協力に関する協定
67	H28. 1. 28	災害時における緊急物資輸送に関する協定	千葉県トラック協会市原支部	緊急物資輸送の協力に関する協定
68	H28. 1. 28	災害応急工事等に関する協定	市原市管工事協同組合	水道施設に対する応急工事等に関する協定
69	H28. 6. 10	災害時における食糧等の供給協力に関する協定	市原市料飲調理師会・市原市食品衛生協会	食料の調理及び供給に関する協定
70	H28. 6. 10	災害発生時における福祉避難所の介護活動に関する協定	生活協同組合コープみらい	介護員の派遣に関する協定
71	H28. 9. 27	災害時における食糧等の供給協力に関する協定	株式会社千葉うまかつ部屋	物資供給(食料品・飲料水・生活必需品・燃料等)に関する協定
72	H28. 9. 29	災害時における応急対策の協力	一般社団法人市	災害時の応急対策へ

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
		に関する協定	原 鷲工業協同組 合	の協力に関する協定
73	H28. 11. 18	災害時における応急対策の協力 に関する協定	市原瓦工事業組 合	災害時の応急対策へ の協力に関する協定
74	H28. 12. 1	災害時における浄水装置等の優 先提供に関する協定	アクアデザイン システム株式会 社	浄水器の優先提供に 関する協定
75	H29. 1. 12	応急給水用仮設給水栓等による 応急給水の実施等に関する覚書	千葉県水道局 (現：千葉県企業 局)	応急給水用資機材の 貸与に関する協定
76	H29. 2. 3	災害発生時における避難所等と しての施設利用等に関する協定	東海大学付属市 原望洋高等学校	避難施設の提供及び 避難所運営の協力に 関する協定
77	H29. 3. 22	災害発生時における避難所等と しての施設利用等に関する協定	学校法人君津学 園市原中央高等 学校	避難施設の提供及び 避難所運営の協力に 関する協定
78	H29. 3. 27	災害時における生活物資の供給 協力に関する協定	株式会社カイン ズ	物資供給に関する協 定
79	H29. 3. 27	災害時における家屋被害認定調 査等に関する協定	千葉県土地家屋 調査士会	家屋調査及び各種相 談への協力に関する 協定
80	H29. 5. 10	災害時における支援協力に關す る協定	千葉県行政書士 会	災害応急支援業務に 関する協定
81	H31. 3. 20	災害時等における消防用水の供 給支援に関する協定	千葉中央生コン クリート協同組 合	消防用水の供給支援 に関する協定
82	R1. 6. 13	災害時における廃棄物の収集運 搬に関する協定	市原市一般廃棄 物処理業協業組 合及び市原市一 般廃棄物処理業 協業組合員	大規模災害時に損壊 家屋の撤去等で発生 するごみの収集に關 する協定
83	R1. 6. 13	災害時における仮設トイレのし 尿の収集運搬に関する協定	市原市環境清掃 協同組合	大規模災害時に避難 所等に設置した仮設 トイレのし尿の収集 に関する協定
84	R1. 8. 26	災害時等における消防用水の供 給支援に関する協定	千葉アクア生コ ンクリート協同	消防用水の供給支援 に関する協定

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
			組合	
85	R2. 3. 27	災害時における施設の利用に関する協定	株式会社グランバー東京ラスク (現：HAMIRU 高滝湖グランピングリゾート)	災害時における避難施設の利用に関する協定
86	R2. 4. 30	災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定	市原緑地整備協同組合※現在は市原市造園緑化組合に統合 (R3. 4. 1 時点)	街路樹等の倒木処理等に関する協定
87	R2. 5. 26	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書災害時における電源車の配備に関する覚書災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	停電復旧の連携等に関する基本協定
88	R2. 6. 11	電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定	日産自動車株式会社千葉日産自動車株式会社日産プリンス千葉販売株式会社株式会社日産サテリオ千葉	電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定
89	R2. 8. 25	災害時等における段ボールベッド等物資供給に関する協定書	レンゴー株式会社千葉工場	段ボールベッド等物資供給に関する協定
90	R2. 10. 22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン東京第二支社	地図供給に関する協定
91	R2. 10. 29	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ききょう会	福祉避難所の設置及び運営に関する協定
92	R3. 2. 15	災害時における物資調達に関する協定	コストコホールセールジャパン株式会社	物資供給に関する協定
93	R3. 2. 15	災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定	一般社団法人千葉ドローン協会	無人航空機による災害協力に関する協定
94	R3. 7. 12	災害時における電動車両等の支	三菱自動車工業	電動車両からの電力

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
		援に関する協定	株式会社千葉三菱コルト自動車販売株式会社	供給に関する協定
95	R3. 7. 12	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	物資供給に関する協定
96	R3. 8. 30	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険(株)千葉支店	損害調査結果の提供及び利用に関する協定
97	R3. 9. 22	四日市市と市原市との間の災害時相互応援等に関する協定	三重県 四日市市	市内で災害が発生し、市単独では十分な措置が行えない場合の相互応援協定
98	R3. 12. 9	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	災害時におけるコンテナモジュール(移動式宿泊施設等)の供給に関する協定
99	R3. 12. 9	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア株式会社	災害時におけるユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の供給に関する協定
100	R4. 3. 28	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定
101	R4. 4. 19	災害時等における無人航空機による活動協力に関する協定	株式会社住まいあんしん倶楽部	無人航空機による災害協力に関する協定
102	R4. 4. 19	災害情報の放送に関する協定	株式会社いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ(現:株式会社いちはらケーブルテレビ)	災害緊急放送への協力に関する協定
103	R5. 3. 14	災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	福山通運株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定
104	R5. 3. 14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガワ	災害時におけるユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)

番号	締結年月日	協定等の名称	協定締結先	協定内容
				の供給に関する協定
105	R5. 3. 31	災害時等における福祉避難所としての設置運営に関する協定	社会福祉法人佑啓会(ふるさと学舎五井・ふるさと学舎五井地域活動支援センター)	福祉避難所の設置及び運営に関する協定
106	R5. 5. 16	市原市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	市原市社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定
107	R5. 7. 26	災害時等におけるエアマット等物資供給に関する協定	親和パッケージ株式会社	物資供給に関する協定
108	R5. 12. 8	災害発生時における相互協力に関する協定	市原刑務所・市原青年矯正センター	一部施設の利用に関する協定
109	R6. 2. 5	災害時の法律相談等に関する協定	千葉県弁護士会	被災者支援のために実施する法律相談等に関する協定

資料 25 市原市防災会議条例

昭和38年5月1日条例第38号
改正 昭和44年9月30日条例第41号
昭和60年3月16日条例第5号
平成12年3月17日条例第26号
平成24年6月29日条例第29号
平成24年9月24日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、市原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市原市水防計画その他水防に関する事項について調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市原市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、40人以内とし次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員（以下「指定地方行政機関職員」という。）のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 千葉県の職員（以下「県職員」という。）のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 千葉県警察の警察官（以下「県警察官」という。）のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長が市の職員（以下「市職員」という。）のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 法第2条第5号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）又は法第2条第6号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて委嘱する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関職員、県職員、県警察官、市職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則 (昭和44年9月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月16日条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市原市水防協議会条例の廃止)

2 市原市水防協議会条例(平成元年市原市条例第40号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成24年7月31日までの間に委嘱された防災会議の委員(以下「委員」という。)の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委員である者の任期の末日までとする。

(市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

4 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例(昭和38年市原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成24年9月24日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成24年10月31日までの間に委嘱された防災会議の委員(以下

「委員」という。)の任期は、市原市防災会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委員である者の任期の末日までとする。

資料 2 6 市原市防災会議委員名簿

令和 5 年 1 2 月現在

区 分	機 関 名 及 び 役 職 名
会 長	市原市長
1 号委員	千葉海上保安部長
	銚子地方気象台長
	関東農政局千葉県拠点地方参事官
2 号委員	千葉県防災危機管理部次長
	千葉県市原健康福祉センター長（市原保健所長）
	千葉県市原土木事務所長
	千葉県企業局千葉水道事務所長
	千葉県千葉港湾事務所長
	千葉県千葉農業事務所長
	千葉県高滝ダム管理事務所長
	千葉工業用水道事務所長
3 号委員	千葉県警察市原警察署長
4 号委員	市原市副市長
	市原市副市長
	市原市総務部長
	市原市土木部長
	市原市上下水道部長
	市原市経済部長
	市原市都市部長
5 号委員	市原市教育長
6 号委員	市原市消防長
	市原市消防団長
7 号委員	東日本電信電話株式会社取締役千葉事業部千葉支店長
	東日本旅客鉄道株式会社五井駅長
	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社長
	大多喜ガス株式会社千葉事業所長
	小湊鉄道株式会社代表取締役社長
	日本放送協会千葉放送局長
	日本赤十字社千葉県支部事務局長
8 号委員	市原市社会福祉協議会会長

区 分	機 関 名 及 び 役 職 名
	市原市男女共同参画社会を進める市民の会副会長
9号委員	市原市医師会会長
	市原市歯科医師会会長
	市原市薬剤師会理事長
	市原市町会長連合会会長
	千葉県看護協会市原地区部会長
	市原市建設連合協同組合理事長
	陸上自衛隊高射学校 高射教導隊第3高射中隊長

資料 27 市原市災害対策本部条例

昭和38年5月1日条例第39号

改正 平成24年6月29日条例第30号

平成24年9月24日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。ただし、必要に応じて、災害対策本部指揮官に災害対策本部の指揮を行わせることができる。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部指揮官は、災害対策本部長及び災害対策副本部長に助言を行うとともに、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部員を指揮する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 28 市原市災害対策本部規則

(昭和39年9月3日規則第27号)

最終改正 昭和40年9月30日規則第26号
昭和40年10月30日規則第30号
昭和47年9月27日規則第35号
昭和50年8月16日規則第35号
平成2年3月31日規則第12号
平成4年3月31日規則第20号
平成9年3月31日規則第21号
平成12年3月31日規則第30号
平成19年3月30日規則第21号
平成24年6月29日規則第40号
平成28年3月29日規則第21号
平成29年3月29日規則第24号
平成30年3月30日規則第18号
平成31年3月29日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、市原市災害対策本部条例（昭和38年市原市条例第39号）第4条の規定に基づき、市原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部室)

第2条 災害対策本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。

(本部室の構成)

第3条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部指揮官（以下「指揮官」という。）
- (4) 災害対策本部付（以下「本部付」という。）
- (5) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- (6) 災害対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(指揮官)

第5条 指揮官は、総務部長をもって充てる。

(本部付及び本部員)

第6条 本部付は、常勤の監査委員、水道事業の管理者及び教育長をもって充てる。

2 本部員は、市原市行政組織条例（昭和42年市原市条例第31号）に定める部の長、消防長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

3 本部付及び本部員の編成は、市原市地域防災計画の定めるところによるものとする。
(本部連絡員)

第7条 災害対策本部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、市原市地域防災計画の定める職員をもってこれに充てる。

3 本部連絡員は、本部員の命を受けて各種情報収集又は相互連絡調整の事務を担当する。

4 本部連絡員は、特に本部員の指示のあった場合のほか、原則として本部室において執務するものとする。

(組織編成及び事務分掌)

第8条 災害対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌は、市原市地域防災計画の定めるところによるものとする。

2 部に班を置き、その編成及び事務分掌は、本部長の承認を得て、部長が定める。

3 本部長は、必要と認めるときは、災害特別調査班を編成し、被災地の専門的な調査にあたらせるものとする。

(現地本部の編成及び任務)

第9条 本部長は、必要と認めるときは、被災地又は災害が予想される地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設けることができる。

2 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が副本部長その他本部員等から指名する。

3 現地本部は、被害の情報等を本部に通報するとともに急を要する場合は、その対策について適切な措置を講ずるものとする。

(職員の配備)

第10条 災害対策本部設置後の職員の配備は、4号配備又は5号配備とし、それぞれの配備要領は、別に定める。

(本部員会議)

第11条 本部長、副本部長、指揮官、本部付及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図る。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、災害対策本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

附 則（昭和40年9月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月30日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月27日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月16日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第12号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第20号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、改正前の規則の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、改正前の規則の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第21号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する収入役に係る市原市一般職の職員の管理職手当支給に関する規則、市原市災害対策本部規則、市原市町会に関する規則、市原市下水道使用料徴収委託に関する規則、市原市墓園の設置等に関する条例施行規則、市原市下水道条例施行規則、市原市下水道事業受益者負担金条例施行規則、市原市市営住宅設置及び管理条例施行規則、市原市農業集落排水事業受益者分担金条例施行規則、市原市下水道事業受益者分担金条例施行規則、市原市農業集落排水処理施設条例施行規則、市原市職員の旅費に関する条例施行規則、市原市庁用自動車管理規則、市原市財産規則及び市原市政策会議の設置及び運営に関する規則の適用については、第1条、第2条、第4条、第6条、第7条、第10条、第11条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 29 市原市災害対策本部規程

(昭和39年9月3日訓令第2号)

改正 昭和47年9月27日訓令甲第18号

平成2年3月31日訓令甲第4号

平成24年6月29日訓令(甲)第9号

平成31年3月29日訓令(甲)第9号

(目的)

第1条 この要綱は、市原市災害対策本部規則(昭和39年市原市規則第27号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、市原市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の活動に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(災害対策本部設置の通知)

第2条 指揮官は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認められた者に災害対策本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 部長及び班長
- (2) 防災関係機関

2 災害対策本部を廃止した場合も前項に準ずる。

(係の設置等)

第3条 各班長は、班の分掌事務を処理するため、本部長の承認を得て必要な係を設置することができる。

2 各班長は、前項の規定により係を設置しようとするときは、あらかじめ担当係長及び係員を指名しておくものとする。

(本部室)

第4条 災害対策本部が設置され、本部長又は副本部長が必要と認めるときは直ちに指揮官は、本部室の用に供するための室の確保をし、本部室の開設に必要な通信その他の施設の整備をしなければならない。

(構成員の招集)

第5条 本部長は、必要に応じて規則第3条の構成員を招集するものとする。

2 本部員は、必要により本部連絡員その他所要の職員を伴って出席する。

(防災関係機関の出席)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、各防災関係機関の関係者を出席させることができる。

(非常配備編成計画の提出)

第7条 各班長は、非常配備編成計画(以下「編成計画」という。)を作成し、これを班員に徹底させるとともに毎年4月1日までに本部長に提出するものとする。

2 各班長は、編成計画に異動を生じた場合は直ちに修正し本部長に報告するものとする。

(非常配備下の活動)

第8条 本部長は、非常配備下の活動について次の区分により指令するものとする。

- (1) 4号配備

ア 指揮官は、防災関係機関と連絡態勢を強化し、気象情報等を収集し災害対策本部に報告するとともに関係部班に伝達する。

イ 本部長は、必要に応じ、各関係本部員を招集し、各種の情報に対応する緊急措置を検討する。

ウ 4号配備につく職員は、各自の所属する班の所在場所に待機し、災害対策本部からの情報又は連絡に即応して所要の人員を非常配備につかせるとともに5号配備に切り替えられるような態勢を整える。

(2) 5号配備

5号配備が指令された場合は、各部班長は災害対策活動に全力を集中させるとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(非常配備の特例)

第9条 本部長は、災害の状況により、特定の部班に対してのみ非常配備の指令を発することができる。

(非常配備の解除)

第10条 各部班における非常配備態勢の解除は、本部長が指令するものとする。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部の活動に関する細部事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

附 則

この要綱は、昭和39年9月1日から適用する。

附 則 (昭和47年9月27日訓令甲第18号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日訓令(甲)第9号)

この訓令は、令達の日から施行する。

資料30 市原市災害復旧対策本部設置規程

○市原市災害復旧対策本部設置規程

昭和45年7月22日

訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の各執行機関が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第87条の規定により実施する災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、市原市災害復旧対策本部（以下「復旧対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平2訓令甲5・一部改正)

(設置及び廃止)

第2条 市長は、市の地域において災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合であって、復旧事業を実施する必要があると認めるときは、復旧対策本部を設置するものとする。

2 市長は、復旧対策本部を設置した後において後日事業が終了し、又は復旧対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、復旧対策本部を廃止するものとする。

(平2訓令甲5・平23訓令(甲)8・一部改正)

(所掌事務)

第3条 復旧対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の各執行機関の行う復旧事業の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (2) 法第88条に規定する災害復旧事業費の決定に係る市の提出する資料等の取りまとめに関すること。

(平2訓令甲5・一部改正)

(組織)

第4条 復旧対策本部は、本部長、副本部長、指揮官、本部付、本部員、幹事及び本部連絡員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 指揮官は、総務部長とする。
- 4 本部付は、常勤の監査委員及び教育長とする。
- 5 本部員、幹事及び本部連絡員は、別表に掲げる者及び本部長が特に必要と認めた職員をもって充てる。

(昭45訓令甲14・昭48訓令甲12・昭50訓令甲31・平2訓令甲5・平12訓令(甲)5・平

19訓令（甲）5・平23訓令（甲）8・平24訓令（甲）10・平28訓令（甲）3・平30訓令（甲）3・令4訓令（甲）11・一部改正）

（職務）

第5条 本部長は、復旧対策本部の所掌事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 指揮官は、本部長及び副本部長に助言を行うとともに、本部員を指揮する。
- 4 本部付、本部員及び幹事は、市原市行政組織規則（昭和42年市原市規則第46号）等に規定する事務分掌の範囲の復旧対策本部の所掌事務を処理するものとする。
- 5 本部連絡員は、復旧対策本部で決定した事項等についての部内各係の連絡調整を担当する。

（平2訓令甲5・平23訓令（甲）8・平24訓令（甲）10・一部改正）

（関係各機関に対する協力要請）

第6条 本部長は、第3条の所掌事務を執行するために必要と認めるときは、関係機関に対して資料の提出等の協力を要請するものとする。

（雑則）

第7条 復旧対策本部の庶務は、防災主管課において処理する。

- 2 この訓令に定めるもののほか、復旧対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（平2訓令甲5・一部改正）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月25日訓令甲第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則（昭和47年6月30日訓令甲第11号）

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月30日訓令甲第12号）

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年8月16日訓令甲第31号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日訓令甲第23号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（昭和58年8月15日訓令甲第7号）

この訓令は、昭和58年8月16日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日訓令甲第15号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日訓令甲第5号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日訓令甲第10号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日訓令甲第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日訓令（甲）第8号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令（甲）第5号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月5日訓令（甲）第14号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令（甲）第4号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日訓令（甲）第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令（甲）第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行後において、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する収入役に係る市原市一般職職員服務規程、市原市文書管理規程、市原市災害復旧対策本部設置規程及び市原市行政改革推進本部設置要綱の適用については、第1条及び第3条から第5条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日訓令（甲）第8号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令（甲）第8号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日訓令（甲）第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令（甲）第3号）抄

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日訓令（甲）第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令（甲）第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（甲）第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令（甲）第11号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条第4項）

（平2訓令甲5・全改、平4訓令甲7・平5訓令甲10・平6訓令甲5・平9訓令（甲）
8・平12訓令（甲）5・平15訓令（甲）14・平16訓令（甲）4・平17訓令（甲）7・平
20訓令（甲）8・平23訓令（甲）8・平28訓令（甲）3・平29訓令（甲）2・平30訓令
（甲）3・平31訓令（甲）8・令2訓令（甲）5・令4訓令（甲）11・一部改正）

部	本部員	幹事	本部連絡員
企画部	部長	総合計画推進課長	課長補佐
総務部	部長	総務課長	課長補佐
財政部	部長	財政課長	課長補佐
地方創生部	部長	地方創生課長	課長補佐
市民生活部	部長	地域連携推進課長	課長補佐
保健福祉部	部長	保健福祉課長	課長補佐
子ども未来部	部長	子ども福祉課長	課長補佐
環境部	部長	環境管理課長	課長補佐
経済部	部長	商工業振興課長	課長補佐
土木部	部長	土木管理課長	課長補佐

部	本部員	幹事	本部連絡員
都市部	部長	都市計画課長	課長補佐
上下水道部	部長	水道総務課長	課長補佐
消防局	局長	消防総務課長	課長補佐
教育総務部	部長	教育総務課長	課長補佐
議会事務局	局長	庶務課長	課長補佐

資料 3 1 市原市防災行政無線管理運用規程

(昭和55年 3月31日訓令甲第8号)

改正 昭和57年 4月24日訓令甲第6号

<中略>

令和5年3月30日訓令(甲)第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害対策及び平常時における行政の諸施策を迅速かつ能率的に推進するために設置する総務省が割り当てた周波数帯を利用する市原市防災行政無線(同報系)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害をいう。
- (2) 無線通信 防災、応急救助及び災害復旧並びに平常時における行政の事務を迅速かつ能率的に処理するために行う通信及び放送をいう。
- (3) 無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備を含む電氣的設備をいう。
- (4) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (5) 固定局 特定の2以上の子局及び戸別受信機に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定局通信所 固定局の無線設備を有線により遠隔操作するため、消防局通信指令課に設置された装置をいう。
- (7) 子局 固定局から送信された電波を受信して、拡声装置によって住民に情報を伝達するため屋外に設置された装置をいう。
- (8) 戸別受信機 固定局から送信された電波を受信するため、屋内に設置された設備をいう。
- (9) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- (10) 主任無線従事者 電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する主任無線従事者をいう。

(無線局の呼出名称、設置場所等)

第3条 無線局の種別及び設置場所は、別表のとおりとする。

(無線局の職員)

第4条 無線局に総括管理者、管理責任者、運用責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督す

る。

- 2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者に事故があるときは、防災主管部次長の職にある者がその職務を代理する。
- 4 災害対策基本法第23条第1項の規定により市原市災害対策本部を設置した場合の無線局の運用及び統制管理は、前項の規定にかかわらず、市原市災害対策本部長が総括する。
(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の運用状況を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう管理するとともに、運用責任者及び通信担当者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者に事故があるときは、防災主管課長があらかじめ指定する上席の職員がその職務を代理する。

(運用責任者)

第7条 運用責任者は、管理責任者の命を受けて、所掌する無線局及び固定局通信所の運用状況を把握し、通信担当者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

- 2 運用責任者は、無線局にあっては配置した部署の課長（出先機関は、当該出先機関の長）の職にある者を、固定局通信所にあっては消防局通信指令課の課長の職にある者をもって充てる。
- 3 運用責任者に事故があるときは、運用責任者があらかじめ指定する上席の職員がその職務を代理する。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、運用責任者の指揮監督の下に、無線設備の操作を行うとともに、無線局の管理及び運用の業務に従事する。

- 2 通信担当者は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条の規定に基づく資格を有する無線従事者のうちから、市長が指名した者とする。
- 3 市長は、管理運用上必要と認める場合は、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行わせるため、又は電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第33条に規定する簡易な操作を行わせるため、無線従事者以外の者を併せて指名することができる。

(通信の原則)

第9条 無線局の運用は、固定局の管理の下に行うものとする。

(無線通信の種類)

第10条 無線通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、緊急通信は普通通信に優先して行うことができる。

- (1) 緊急通信 災害発生時等において特に緊急を要する無線通信をいう。
- (2) 普通通信 緊急通信以外の平常時に行う通信をいう。
- (3) 通信訓練 緊急通信及び普通通信の効率的運用を図るため行う無線通信をいう。

(普通通信の制限)

第11条 総括管理者は、緊急通信を行う場合、その他特に必要があると認める場合は、普通通信を中止し、又は制限する。

2 総括管理者は、前項の規定により普通通信を中止し、又は制限しようとするときは、その内容、開始時刻、解除予定時刻その他必要な事項を、管理責任者をして放送依頼課の長に通知させなければならない。

3 総括管理者は、第1項の規定による普通通信の中止又は制限を行う必要がなくなったときは、普通通信の制限を解除するとともに、管理責任者をして直ちにその旨を当該制限に係る放送依頼課の長又は運用責任者に通知させなければならない。

(災害時等の通信体制)

第12条 総括管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、及び総括管理者が特にその必要を認めるときは、直ちに管理責任者に通信の確保に必要な措置を執らせなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する措置を執る必要がなくなったときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。

3 勤務時間外における固定局の通信は、固定局通信所に設置された無線装置により行うものとする。

(無線局の運営及び戸別受信機の取扱等)

第13条 無線局の運営及び戸別受信機の取扱等について必要な事項は、別に運営要領で定める。

(無線設備の利用)

第14条 職員は、機器の操作及び無線業務を遂行するときは、主任無線従事者の指示に従って無線設備を利用するものとする。

(無線業務日誌)

第15条 運用責任者は、無線業務日誌(別記第1号様式)を備え、通信担当者に施行規則第40条第1項第3号に規定する事項を記入させなければならない。

(事故時の措置)

第16条 通信担当者は、無線設備の故障、損傷、忘失等の事故のため通信を行うことができなくなったときは、運用責任者に報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに無線設備の故障、損傷、忘失等の事故の内容及び発生原因を記載した文書により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該無線設備の復旧に必要な措置を執るとともに、総括管理者にその旨を報告しなければならない。

4 通信担当者は、異常の状況を無線業務日誌に記録しなければならない。

(無線設備の現況報告)

第17条 管理責任者は、無線局の無線設備の現況を総括管理者に報告しなければならない。

(運用状況の報告)

第18条 運用責任者は、所掌する無線局の運用状況について、管理責任者を通じ総括管理者に報告しなければならない。ただし、総括管理者が指示する場合は、この限りでない。

(管理責任者等の報告)

第19条 管理責任者は、運用責任者及び通信担当者の現況を総括管理者に報告しなければな

らない。

(業務書類等の備付け)

第20条 無線局には、法その他の法令に基づく業務書類及び総括管理者が定める書類等を備えておかなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により備え付けられた業務書類等を適正に保管しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第21条 管理責任者は、無線設備の正常な機能を維持するため、定期的に無線設備の保守点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

(無線従事者の配置及び養成)

第22条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の氏名、免許証番号等を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(別記第2号様式)を作成するものとする。

(研修)

第23条 総括管理者は、毎年1回以上、管理責任者、運用責任者及び通信担当者に対して無線局の管理及び運用についての研修を行うものとする。

(通信訓練)

第24条 総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び無線設備の操作の習熟を図るため、随時通信訓練を行うものとする。

(雑則)

第25条 総括管理者は、この規程に定めるもののほか、市原市防災行政無線の管理運用に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月24日訓令甲第6号)

この訓令は、令達の日から施行する。

<中略>

附 則(令和5年3月30日訓令(甲)第5号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条) <略>

別記第1号様式(第15条) <略>

別記第2号様式(第22条第3項) <略>

資料32 市原市防災行政無線管理運用規程細目

(趣旨)

第1条 市原市防災行政無線管理運用規程（以下「規程」という。）第25条に基づき、次のとおり実施細目（以下「細目」という。）を定める。

(通信の種類)

第2条 規程第10条の通信の種類のうち同報系子局の運用は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 緊急通信

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の広報
- (2) 災害発生時の広報計画に基づく広報
- (3) 特殊気象の情報提供（火災警報、津波警報、台風等）
- (4) 大火災が発生し、延焼拡大の恐れがある場合で消防局から要請があったもの
- (5) 有毒ガス等が発生し、付近住民の身体に影響を及ぼす恐れのある場合で消防局等から要請があったもの
- (6) 光化学スモッグ注意報、警報及び重大緊急報の発令及び解除
- (7) 行方不明者及び徘徊者の捜索で、家族等の承認に基づき警察署から要請があったもの
- (8) 犯罪捜査等で警察署から要請があったもの
- (9) 献血の依頼（緊急で医師等から要請があったもの）
例：RHマイナス型血液、事故等で輸血者が多数必要な場合
- (10) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による国からの緊急情報
- (11) その他総括管理者が認めた場合

2 普通通信

- (1) 市が実施する主な行事で多くの市民が参加する行事の中止又は延期の広報
例：総合防災訓練、花火大会、市民体育祭、いちほら市民まつり、市内清掃デー等
- (2) 選挙日における投票啓発
- (3) 市民の安全に関する啓発
例：交通事故防止、子どもの安全等
- (4) その他総括管理者が認めた場合

(通信の制限等)

第3条 前条第1項第6号から第9号及び第2項の放送時間帯は、日の出から日没までとする。

2 前条第2項の通信については、1日当たり1回、1週間当たり3日以内で、2週間以内を限度とする。

(生活安心メール等の活用)

第4条 第2条の通信内容については、原則として生活安心メール及び市ウェブサイト等を併用した情報の伝達を図る。

(施行期日)

- 1 この細目は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 この細目は、平成18年10月1日から施行する。
- 3 この細目は、平成19年4月1日から施行する。

4 この細目は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3 3 市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成元年 3 月 31 日告示第 81 号

改正 平成元年 9 月 6 日告示第 225 号

平成 2 年 12 月 25 日告示第 217 号

平成 3 年 12 月 6 日告示第 220 号

平成 4 年 9 月 5 日告示第 120 号

平成 6 年 3 月 31 日告示第 38 号

平成 7 年 5 月 16 日告示第 72 号

平成 8 年 6 月 7 日告示第 100 号

平成 9 年 7 月 29 日告示第 171 号

平成 17 年 3 月 23 日告示第 100 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、危険住宅に居住する者が行うがけ地近接危険住宅移転事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「危険住宅」とは、建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 号）第 4 条に規定する基準に適合しない昭和 47 年 10 月 19 日以前に建築された住宅をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助を受けることができる者は、市内の危険住宅に居住している者であつて、市税を滞納していないものとする。

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、危険住宅除却等事業及び住宅建設（購入）事業とする。

3 補助事業の名称、内容及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の 5 月 31 日までに市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 危険住宅及び移転先住宅の位置図
- (2) 危険住宅の配置図及び断面図
- (3) 危険住宅とがけ地の状況写真及び移転先の敷地の写真
- (4) 当該事業に係る見積書の写し
- (5) 当該事業に係る金融機関の融資予定証明書
- (6) 現に市税を滞納していないことの証明書

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、及び現

地を調査の上補助金の額を決定して、市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要な条件を付することができる。

（補助金交付決定の変更）

第6条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受理した後に補助金交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金変更申請書（別記第3号様式）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、及び現地を調査の上市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 申請者は、市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金状況報告書（別記第5号様式）により、市長の指定する日現在の補助事業の遂行状況を、その日から15日以内に市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事請負契約書及び移転建物の工事請負契約書の写し
- (2) 当該事業に係る融資証明書
- (3) 危険住宅除却状況の写真及び除却後の写真
- (4) 移転住宅の完成写真

（補助金交付の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、及び現地を調査の上、補助事業が完了したと認めるときは、市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受理した後、補助金の交付を請求しようとするときは、市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長の指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消し、交付すべき補助金の一部若しくは全部を交付せず、又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月6日告示第225号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の市原市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月25日告示第217号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成3年12月6日告示第220号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年9月5日告示第120号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日告示第38号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月16日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年6月7日告示第100号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年7月29日告示第171号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年3月23日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の告示に基づき作成した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、使用することができる。

別表（第3条第3項） <略>

別記 第1号様式（第4条） <略>

第2号様式（第5条第1項） <略>

第3号様式（第6条第1項） <略>

第4号様式（第6条第2項） <略>

第5号様式（第7条） <略>

第6号様式（第8条） <略>

第7号様式（第9条） <略>

第8号様式（第10条） <略>

別紙 がけ地近接危険住宅移転事業費内訳 <略>

資料 3 4 市原市自主防災組織補助金交付要綱

平成19年 3 月 30 日 告示第136号

改正 平成30年 3 月 30 日 告示第149号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民による地域の自主的な防災活動を行う団体（以下「自主防災組織」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に規定するもののほか必要な事項を定めることにより、自主防災組織の結成及び活動を支援し、もって地域における災害による被害の防止及び軽減を図るものとする。

(補助金の交付の基準)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織の活動等であって、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の防災訓練及び災害時における被害の軽減活動
- (2) 別表に定める資機材等の購入

2 前項第 1 号に規定する補助対象事業に係る補助金の額は、当該補助対象事業に要した費用の 3 分の 2 に相当する額（当該額が10万円を超える場合にあっては、10万円とする。）とし、当該補助金の交付は、自主防災組織ごとに、1 の年度につき 1 の補助対象事業に係るものに限る。

3 第 1 項第 2 号に規定する補助対象事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、当該補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、当該補助金を受けようとする年度から起算して前 5 年度の間当該補助金の交付を受けていないものとする。

- (1) 自主防災組織の設立時に購入した場合 当該補助対象事業に要した費用の額。ただし、20万円に当該自主防災組織を組織する世帯の数に1,000円を乗じて得た額を加えた額と50万円のいずれか低い額を限度とする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該補助対象事業に要した費用の 3 分の 2 に相当する額（当該額が10万円を超える場合にあっては、10万円）

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、市原市自主防災組織補助金交付申請書（別記第 1 号様式。以下「補助金申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに規定する書類のうち、既に市長に提出した内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。

- (1) 補助対象事業に係る収支予算書
- (2) 資機材等の購入に係る見積書
- (3) 自主防災組織の規約
- (4) 地区防災計画書
- (5) 市原市自主防災組織役員等（変更）届（別記第 2 号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による補助金申請書の提出があったときは、申請事項を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、市原市自主防災組織補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

2 前項の規定による決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、速やかに市原市自主防災組織補助に係る事業完了報告書(別記第4号様式)に補助対象事業に係る収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、市原市自主防災組織補助金確定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定による確定の通知を受けた自主防災組織から、当該確定に係る補助金について文書による交付の請求を受けた場合は、当該請求を受けた日から30日以内に当該補助金を交付するものとする。

(役員等の変更)

第5条 自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市原市自主防災組織役員等(変更)届(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織の名称を変更したとき。

(2) 自主防災組織の代表者を変更し、又は代表者の住所を変更したとき。

(3) 自主防災組織の役員の変更をしたとき。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に結成されている自主防災組織であって、この告示の施行前に、市長からこの告示の規定による助成に相当する物品の譲与を受けているものについては、当該物品の譲与を受けた年度においてこの告示の規定による助成の決定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により助成の決定を受けたものとみなされた自主防災組織に係る第7条第3項の適用については、この告示の施行前に、同条第1項第2号に規定する活動等に相当する活動等に対し、市長から物品の譲与その他の支援を受けている場合にあっては、当該支援を受けた年度において同号に規定する活動等に係る補助金の交付を受けたものとみなす。

(見直し)

4 市長は、この告示の施行後10年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成23年 9 月 6 日告示第369号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の市原市自主防災組織に対する助成の実施及び補助金の交付に関する要綱の規定による助成又は補助金（第 7 条第 1 項第 2 号に係るものに限る。）の交付を受けているものについては、当該助成及び補助金の交付を受けた年度においてこの告示による改正後の市原市自主防災組織補助金交付要綱第 2 条第 3 項の規定による補助金の交付を受けたものとみなす。

附 則（平成30年 3 月30日告示第149号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条第 1 項第 2 号）	<略>
別記第 1 号様式（第 3 条）	<略>
第 2 号様式（第 3 条第 5 号、第 5 条）	<略>
第 3 号様式（第 4 条第 1 項）	<略>
第 4 号様式（第 4 条第 2 項）	<略>
第 5 号様式（第 4 条第 3 項）	<略>

資料 3 5 市原市自主防災組織の訓練に関する指導要領

第 1 この要領は、自主的な防災体制を図るため、自主防災組織の訓練に関する指導等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 訓練の種別は、次のとおりとする。

- 1 個別訓練
- 2 総合訓練
- 3 合同訓練

第 3 訓練の内容

1 個別訓練の項目は、次のとおりとする。

(1) 情報収集・伝達訓練

- ア 被災状況の情報収集
- イ 防災関係機関への通報
- ウ 住民への連絡
- エ その他

(2) 初期消火訓練

- ア 消火器取扱い
- イ バケツ等による消火方法
- ウ その他

(3) 避難誘導訓練

- ア 避難誘導要領
- イ 避難路の確認
- ウ その他

(4) 応急救護訓練

- ア 応急手当
- イ 搬送要領
- ウ その他

(5) 炊き出し・給水訓練

- ア 食糧、飲料水の調達
- イ 炊き出し
- ウ その他

(6) 起震車体験

(7) その他の訓練

- ア その他必要と認めた訓練

2 総合訓練は、2 以上の個別訓練について総合的に行なうものをいう。

3 合同訓練は、2 以上の組織が合同で実施する訓練をいう。

第 4 訓練は、次に定める事項に留意するものとする。

1 訓練計画は、自主防災組織が策定するものとし、危機管理課及び消防局（署）は、必要

な指導、助言を行なう。

2 市は、訓練を実施する自主防災組織に対して、次の訓練資機材を提供する。

- (1) 訓練用消火器
- (2) その他訓練に必要な資機材

第5 訓練の指導を申請する自主防災組織は、実施前に日時等の調整を行ない自主防災訓練依頼書（別記第1号様式。以下「訓練依頼書」という。）を提出するものとする。

2 危機管理課は、前項の訓練依頼書を受理したときは、消防局（署）と協議の後、自主防災訓練決定通知書（別記第2号様式）により申請した自主防災組織に通知するとともに、消防局長に自主防災訓練指導依頼書（別記第3号様式）に訓練依頼書を添付して送付する。

3 消防局（署）は、指導を終了したときは、自主防災訓練指導報告書（別記第4号様式）を危機管理課に提出するものとし、危機管理課は、自主防災訓練指導台帳（別記第5号様式）に記録しておくものとする。

第6 自主防災組織が実施した防災訓練に参加した者（参加名簿登録者）が、万一、不慮の事故により被害を受けた場合は、市民生活部が所管する賠償責任保険（市民活動保険）の適用申請を行なう。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（市原市自主防災会指導育成要領の廃止）

2 市原市自主防災会指導育成要領（平成元年）は廃止する。

資料 3 6 市原市災害時における協力井戸の登録に関する事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、『市原市地域防災計画』に基づき、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時における協力井戸（以下「災害協力井戸」という。）の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第 2 条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸であって、第 5 条第 1 項の規定により申し込みのあった井戸を災害協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (3) 災害時に付近の市民等へ井戸水の提供ができるよう所有者等において継続的かつ適正に管理されること。
- (4) 洗面、洗濯及びトイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 災害協力井戸が所在する旨の標識を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等の近隣の住民から認識しやすい場所に表示することについて、当該所有者等の承諾が得られること。
- (6) 本市のウェブサイト、広報紙等に災害協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。
- (7) 災害協力井戸の所有者等及び所在地を町会及び自主防災組織の長等の市民に情報提供することについて、所有者等の承諾が得られること。

(登録情報の管理)

第 3 条 市長は、市原市個人情報保護条例（平成 1 0 年市原市条例第 2 号）に基づき、災害協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

2 市長は、災害協力井戸に関する現状把握に努め、災害協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを市民に公表するものとする。

(利用条件の周知)

第 4 条 市長は、震災等の災害時に災害協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 所有者等から災害協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手続)

第 5 条 災害協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、市原市災害協力井戸登録申込書（別記第 1 号様式）により申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、申し込みをした者に対し、市原市災害協力井戸登録可

否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（登録期間）

第6条 災害協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する前に所有者等に対し更新の意思の有無を確認するものとする。

（登録解除）

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 所有者等から市原市災害協力井戸登録解除申請書（別記第3号様式）による申請があったとき。

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 登録期間が満了し、所有者等から更新の意思を確認できないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が災害協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第1号、第2号又は第4号の場合においては、市原市災害協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

資料 3 7 市原市災害見舞金支給に関する要綱

昭和62年 3 月 23 日 告示第 20 号
 改正 昭和62年 12 月 25 日 告示第 297 号
 平成 6 年 3 月 31 日 告示第 35 号
 平成 16 年 3 月 31 日 告示第 116 号
 平成 24 年 7 月 6 日 告示第 308 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象及び火災（以下「災害」という。）により被害を受けた世帯又は世帯員に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 見舞金は、災害により住家に被害を受けた世帯又は死亡若しくは傷害を受けた住民（以下「被災世帯等」という。）を対象とし、当該世帯主（世帯主死亡の場合はその遺族）に支給するものとする。

2 前項に定める世帯の世帯員及び住民は、現に本市に住所を有し本市の住民基本台帳に記録された者でなければならない。

(決定)

第 3 条 市長は、被災世帯等があると認めるときは、遅滞なく必要な調査をし、被災世帯等被害状況調査書（別記様式）を作成するとともに、当該調査に基づき見舞金支給の可否を決定するものとする。

(支給額)

第 4 条 見舞金の支給額は、次の表に定めるところによる。

被害の状況		見舞金額	
		一般世帯	一人世帯
住家の全壊		50,000円	30,000円
住家の半壊		30,000円	20,000円
住家の全焼		50,000円	30,000円
住家の半焼		30,000円	20,000円
床上浸水		20,000円	10,000円
死亡		1人につき 100,000円	
傷害	1月以上の入院を要すると診断された傷害	1人につき 50,000円	
	2週間以上1月未満の入院を要すると診断された傷害	1人につき 20,000円	
備考 一般世帯とは一人世帯以外の世帯をいう。			

(支給の制限)

第5条 市長は、災害による被害が次の各号の一に該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (3) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県総合事務組合条例第1号）の適用を受けたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日告示第297号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の市原市災害見舞金支給に関する要綱の規定は、昭和62年12月17日から適用する。

附 則（平成6年3月31日告示第35号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第116号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の告示の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成24年7月6日告示第308号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別記様式(第3条) <略>

資料38 市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱

平成20年5月1日

告示第179号

改正 平成25年4月4日告示第183号

令和4年4月1日告示第117号

令和5年3月30日告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の災害時に電話回線の利用が不能又は著しく困難な場合に市原市が行う被災地域への救援活動を支援するための通信活動を行う通信ボランティアについて必要な事項を定めることにより、市原市内におけるきめ細かな災害情報を迅速に収集・伝達することを図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常通信事態 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第52条第4号に規定する非常通信を行う必要がある状況をいう。
- (2) 防災行政無線 市が設置している固定系及び移動系の無線をいう。

(活動内容)

第3条 市長は、次条に規定する要件を満たす者（以下「登録対象者」という。）のうち、希望する者を通信ボランティアとして登録し、通信ボランティアは、次に掲げる活動に従事することが可能な場合に当該活動に従事する。

- (1) 非常通信事態において、市内の災害情報の収集・伝達をすること。
- (2) 非常通信事態において、市長の要請により災害対策拠点（別表第1に掲げる市の災害対策拠点をいう。以下同じ。）等に参集し、アマチュア無線による通信に協力すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、登録対象者の操作の範囲に属する操作で、特に市が指示すること。
- (4) 通信訓練等

(登録要件)

第4条 登録対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、18歳以上であること。
- (2) 法第4条に規定する無線局の免許を有すること。
- (3) 法第40条第1項に規定する無線従事者の資格のうち、第4級アマチュア無線技士の操作の

範囲に属する操作を行うことのできるものを有すること。

(令4告示117・一部改正)

(登録手続)

第5条 通信ボランティアに登録しようとする登録対象者は、市原市災害時における通信ボランティア登録申込書(別記第1号様式)に、法第14条第1項に規定する無線局の免許状の写し及び第4条第3号に規定する資格の免許証(以下「無線従事者免許証」という。)の写しを添えて市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに登録の可否を決定するとともに、申込みをした者に対し、市原市災害時における通信ボランティア登録可否決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 通信ボランティアの登録期間は、登録した日の属する年度の初日から起算して3年を経過する日までとする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する前に通信ボランティアの登録者(以下「登録者」という。)に対し更新の有無を確認するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、通信ボランティアの登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から市原市災害時における通信ボランティア登録解除申出書(別記第3号様式)による申出があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録期間が満了し、登録者の登録の更新の意思を確認できないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が通信ボランティアとして適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第2号及び第4号の規定により登録を解除した場合においては、市原市災害時における通信ボランティア登録解除通知書(別記第4号様式)により登録者へ通知するものとする。

(登録証明)

第8条 市長は、登録者に対し市原市通信ボランティア登録証明書(別記第5号様式)及び腕章(別図)を交付する。

2 登録者は、第3条各号に掲げる活動に従事する場合には、無線従事者免許証とともに、前項の登録証明書及び腕章(以下「証明書等」という。)を携帯し、及び着用しなければならない。

3 登録者は、証明書等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したとき

は、市原市災害時における通信ボランティア登録証明書等紛失等届（別記第6号様式）に当該証明書等を添えて、速やかに届け出るものとする。ただし、紛失その他の理由により証明書を添付できないと市長が認めるときは、当該証明書等の添付を要しないものとする。

- 4 市長は、前項の場合において、証明書等を再交付するものとする。
- 5 登録者は、その身分を失ったときは証明書等を速やかに市長に返納しなければならない。
- 6 登録者は、証明書等を他人に譲渡又は貸与してはならない。

（令5告示70・旧第9条線上）

（日常の備え）

第9条 登録者は、第3条各号に掲げる活動を円滑に行えるよう日頃から機器の操作習熟、機材の整備等に努めるとともに、市が主催する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（令5告示70・旧第10条線上）

（開局及び通信）

第10条 登録者は、市内に震度5強以上の地震が発生し、電話回線の利用が不能又は著しく困難な場合において、防災行政無線又は別表第2に掲げる情報収集用の周波数（以下「情報収集系」という。）により市長から活動要請を受けたときは、自己の責任において無線局を開局し、情報収集系を用いて第3条第1号に規定する活動に従事するよう努めるものとする。この場合において、市へ伝達すべき情報はおおむね次のとおりとする。

- (1) 負傷者情報（住所、人数）
 - (2) 火災情報（出火場所の住所、延焼棟数又は面積、延焼方向等）
 - (3) 建物倒壊情報（住所、倒壊棟数）
 - (4) 生き埋め情報（住所、人数）
 - (5) 道路障害情報（落橋、道路崩壊、交通渋滞、がけ崩れ等による道路閉そく等の場所又は区域）
 - (6) ライフライン情報（ガス（特に漏えい区域の情報）・電気・水道・電話の障害）
 - (7) 避難情報（各避難場所ごとの避難者数等）
- 2 避難場所の設置及び詳細な情報収集の必要がある等の理由により、各現地災害対策本部が所管区域内において通信を行う場合には、登録者は、市長の要請により、第3条第1号及び第2号に規定する活動に従事するため、無線設備一式をもって災害対策拠点等へ参集し、各現地対策本部長の定めた無線局の配置に従い、別表第3に掲げる区域内連絡用の周波数（以下「地域系」という。）により通信を実施する。
- 3 登録者は、前項の通信を行ったときは、通信票（別記第7号様式）にその内容を記録し、閉局後各現地災害対策本部等を通じて市長へ提出するものとする。

（令5告示70・旧第11条線上）

(閉局)

第11条 前条第1項の規定による無線局の閉局は、防災行政無線又は情報収集系による市長の閉局宣言によって行うものとする。

2 前条第2項の規定による無線局の閉局は、各現地災害対策本部長の閉局宣言によるものとする。

(令5告示70・旧第12条繰上)

(報告)

第12条 第10条の規定により非常通信を行った場合における法第80条の規定による総務大臣への報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 第10条第1項の場合における非常通信 登録者個人が報告を行う。
- (2) 第10条第2項の場合における非常通信 提出された通信票をもとに市長が報告を行う。

(令5告示70・旧第13条繰上・一部改正)

(庶務)

第13条 災害時における通信ボランティアに関する事務は、防災担当課で行う。

(令5告示70・旧第14条繰上)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年4月4日告示第183号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成25年5月7日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第117号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第70号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条による改正前の市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱及び第2条による改正前の市原市空き家バンク実施要綱の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1 (第3条第2号)

(平25告示183・一部改正)

災害対策拠点名	所在	配置無線機
---------	----	-------

市原市役所本庁舎	市原市国分寺台中央1丁目1番地1	固定系1台、移動系1台、アマ3台
姉崎支所	市原市姉崎2150番地1	移動系
市原支所	市原市八幡1050番地3	移動系
五井支所	市原市五井中央西1丁目1番地25	移動系
三和支所	市原市海士有木232番地1	移動系
市津支所	市原市下野90番地1	移動系
辰巳台支所	市原市辰巳台西3丁目14番地1	移動系
南総支所	市原市牛久500番地	移動系
加茂支所	市原市平野583番地3	移動系
有秋支所	市原市有秋台西1丁目3番地2	移動系
ちはら台支所	市原市ちはら台南6丁目1番地3	移動系

備考 「固定系」は固定系防災行政無線、「移動系」は移動系防災行政無線、「アマ」はアマチュア無線を指す。

別表第2（第10条第1項）

（平25告示183・令5告示70・一部改正）

区分	周波数
情報収集用の周波数	50.15MHz
	145.44MHz
	438.20MHz

備考 混信の防止その他の必要により前後の周波数を使用する。

別表第3（第10条第2項）

（平25告示183・令5告示70・一部改正）

区分	地区	周波数
区域内連絡用の周波数	姉崎地区	438.52MHz
	市原地区	438.44MHz
	五井地区	438.48MHz
	三和地区	438.32MHz
	市津地区	438.36MHz
	辰巳台地区	438.40MHz
	南総地区	438.28MHz
	加茂地区	438.24MHz
	有秋地区	438.56MHz

	ちはら台地区	438.60MHz
	予備	438.64MHz

備考 混信の防止その他の必要により前後の周波数を使用する。

資料 39 市原市防災ラジオ等の配布に関する要綱

平成 20 年 9 月 25 日

告示第 348 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な防災情報をより確実に伝達するため、固定系防災行政無線放送(以下「防災無線放送」という。)を受信することができる防災ラジオ等を予算の範囲内において配布することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ AM(中波)放送及びFM(超短波)放送を受信することが可能であって、かつ、市原市の防災無線放送の自動強制受信機能を備えたラジオをいう。
- (2) 外付アンテナ 防災ラジオに付属するアンテナとは別に、受信状況改善のため端子を介して防災ラジオへ接続するアンテナをいう。

(責務)

第 3 条 この要綱により防災ラジオ又は外付アンテナの配布を受けた者は、この要綱の趣旨に沿ってこれらを適正に使用しなければならない。

(配布対象者)

第 4 条 市長は、防災ラジオ及び外付アンテナ(以下「防災ラジオ等」という。)を次項に掲げる者には有償で、第 3 項に掲げる者には無償でそれぞれ 1 台ずつ配布することができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、2 台以上配布することができる。

2 有償配布の対象とする者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する世帯主
- (2) 市内に事業所を有する事業主

3 無償配布の対象とする者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市が設置する公共施設の管理者
- (2) 市長が防災対策上特に必要と認める者又は施設の管理者

(申込み)

第 5 条 前条第 2 項に該当する者であって、防災ラジオ等の配布を希望する者は、防災ラジオ等配布申込書(別記様式)に、次条に規定する額を添えて配布の申込みを行うものとする。

2 前項の申込みは、町会長その他の地域を代表する者が配布の対象となる者の氏名等を列記した上で当該配布の対象となる者の分を取りまとめて行うことができる。

(負担金)

第 6 条 前条の申込みを行う者は、防災ラジオ等 1 台当たり、市が 1 台の防災ラジオ等の購入に要した費用の 3 分の 1 の額を基準として市長が別に定める額(防災ラジオにあつては 3,000 円を、外付アンテナにあつては 1,000 円を上限とする。以下「負担金」という。)を負担しなければならない。

2 納入された負担金は、還付しない。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオ等の配布について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年11月7日告示第387号)

この告示は、平成20年11月10日から施行する。

附 則(平成23年9月13日告示第382号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式(第5条第1項) <略>

資料 4 0 災害時連絡先一覧表（防災関係機関）

機 関 名	連絡先・電話番号等	所 在 地
千葉県		
市原健康福祉センター (市原保健所)	(TEL) 0436-21-6391 (FAX) 0436-22-8068	市原市五井中央南 1-2-11
市原土木事務所	(TEL) 0436-41-1300 (FAX) 0436-43-9654	市原市八幡海岸通 1969
千葉農業事務所	(TEL) 0436-21-0127 (FAX) 0436-21-8962	市原市五井 5500-4
市原警察署	(TEL) 0436-41-0110	市原市八幡海岸通 1965-17
千葉水道事務所 市原支所	施設管理課 (TEL) 0436-41-1362 (FAX) 0436-41-9944	市原市五所 1445-4
千葉港湾事務所	(TEL) 043-243-9172 (FAX) 043-243-1939	千葉市中央区中央港 1-11-2
高滝ダム管理事務所	(TEL) 0436-98-1411 (FAX) 0436-98-1414	市原市養老 468
千葉工業用水道事務所	(TEL) 043-264-7321 (FAX) 043-261-4349	千葉市中央区末広 3-4-16
指定地方行政機関		
農林水産省関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 (TEL) 043-224-5611 (FAX) 043-227-7135	千葉市中央区本千葉町 10-18
第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	警備救難課 (TEL) 043-242-7238 (FAX) 043-242-7253	千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内
銚子地方气象台	防災管理官 (TEL) 0479-23-7705 (FAX) 0479-23-4460	銚子市川口町 2 丁目 6431 銚子港湾合同庁舎内
自衛隊		
陸上自衛隊下志津駐屯地 (高射学校)	広報室 (TEL) 043-422-0221 (FAX) 043-422-0221	千葉市若葉区若松町 902
陸上自衛隊習志野駐屯地 (第 1 空挺団)	第 1 空挺団 本部 (TEL) 047-466-2141 (FAX) 047-466-2141	船橋市薬円台 3-20-1
指定公共機関		
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対 策室 (TEL) 043-211-8652 (FAX) 043-213-6065	千葉市美浜区中瀬 1-3

機 関 名	連絡先・電話番号等	所 在 地	
日本赤十字社千葉県支部	(TEL)043-241-7531 (FAX)043-248-6812	千葉市中央区千葉港 5-7	
日本放送協会千葉放送局	(TEL)043-203-1001 (FAX)043-203-0395	千葉市中央区千葉港 5-1	
成田国際空港(株)	総務人事部 総務グループ (TEL)0476-34-5400	千葉県成田市古込 1-1	
東日本旅客鉄道(株) 五井駅	(TEL)0436-21-6773	市原市五井中央西 2-1-11	
日本通運(株)千葉支店	(TEL)045-307-3761	千葉県美浜区中瀬 1-3 幕張テ クノガーデン B 棟 3 階	
東京電力パワーグリッド(株)千 葉総支社	(TEL)0120-99-5552	千葉市中央区富士見 2-9-5	
日本郵便(株)市原郵便局	(TEL)0436-24-7171 (FAX)0436-24-7177	市原市白金町 4-1	
東日本高速道路(株) 市原管理所	総務担当 (TEL)0436-21-0091	千葉県市原市村上 815	
(独)水資源機構 千葉用水総合管理所	房総導水路 事業所 (TEL)0475-72-4121	千葉県大網白里市池田 455	
指定地方公共機関			
大多喜ガス(株) 千葉事業所	(TEL)0436-24-8300 (緊急)0436-24-1225	市原市五井東 3-12-5	
(公社)千葉 県LPガス 協会	市原支部	(TEL)0436-41-2041	市原市藤井 3-231
	長夷支部	(TEL)0470-73-2128	勝浦市新官 333-1
京成電鉄 (株)	ちはら台駅	(TEL)0436-75-4910	市原市ちはら台西 1-1
	学園前駅	(TEL)043-245-2673	千葉市緑区 おゆみ野中央 1-14-2
小湊鐵道(株)五井駅	(TEL)0436-21-6773	市原市五井中央東 1-1-2	
京葉臨海鐵道(株)	(TEL)043-265-2530 (FAX)043-302-7022	千葉県中央区新町 18-14	
(公社)千葉県看護協会 市原地区部会(千葉労災病 院)	(TEL)0436-74-1111	市原市辰巳台東 2-16	
公共的団体			

機 関 名	連絡先・電話番号等	所 在 地
(一社)市原市医師会	(TEL)0436-23-1711 (FAX)0436-23-3080	市原市更級 5-1-48 (市原市急病センター2F)
(一社)市原市歯科医師会	(TEL)0436-23-7755 (FAX)0436-23-6033	市原市更級 5-1-48 (市原市急病センター内)
(一社)市原市薬剤師会	(TEL)0436-23-0808 (FAX)0436-24-6290	市原市更級 5-1-48 (市原市急病センター内)
(公社)千葉県柔道整復師 会 千葉東支部	(TEL)0436-61-0758	市原市姉崎 2140-14
(社福)市原市社会福祉協議 会	(TEL)0436-24-0011 (FAX)0436-22-3031	市原市南国分寺台 4-1-4
市原市農業協同組合	(TEL)0436-23-8555 (FAX)0436-23-8666	市原市国分寺台中央 1-7-3
市原市商工会議所	(TEL)0436-22-4305 (FAX)0436-22-4356	市原市五井中央西 1-22-25
市原市建設連合協同組合	(TEL)0436-21-8891	市原市国分寺台中央 1-4-1 2
千葉県石油商業協同組合 (市原支部)	(TEL)0436-22-2270 (FAX)0436-22-2763	市原市五井 5945-1

資料 4 1 洪水・高潮浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

・災害危険区域の欄における記載の説明は以下のとおり。

洪水：記載のある河川の浸水想定区域内（想定最大）にかかる施設

高潮：「○」高潮浸水想定区域内にかかる施設

土砂災害：「◎」土砂災害特別警戒区域、

「○」土砂災害警戒区域、

「△」今後指定が予定される区域にかかる施設

・所在地に「※」があるものは、重複所在地あり。

災害危険区域

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
1	高齢者	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム青柳園	青柳 3-6-6 ※	養老川		○
2	高齢者	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームしらつか	白塚 603-1 ※	養老川		
3	高齢者	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームしらつかⅡ	白塚 603-1 ※	養老川		
4	高齢者	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームトータス	鶴舞 559-1		◎	
5	高齢者	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム高滝神明の里	駒込 196-1		○	
6	高齢者	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	介護老人福祉施設春	菊間 262 ※			○
7	高齢者	介護老人保健施設	介護老人保健施設リハパークきくま	菊間 1136-6 ※	村田川		
8	高齢者	介護老人保健施設	介護老人保健施設メディアケア 5 1	町田 176 ※	養老川		
9	高齢者	介護老人保健施設	介護老人保健施設アーネスト	五井 1846-1 ※	養老川		○
10	高齢者	有料老人ホーム	南風ホーム姉崎	姉崎西 1-9-6	養老川		○
11	高齢者	有料老人ホーム	パシックケアハウス	今津朝山 55-1 ※	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
12	高齢者	有料老人ホーム	なかよしホーム八幡	八幡 763-2	村田川		○
13	高齢者	有料老人ホーム	なかよしホーム五所	五所 1666	養老川 村田川		○
14	高齢者	有料老人ホーム	ケアレジデンス五井	五井 5911	養老川		○
15	高齢者	有料老人ホーム	なかよしホーム五井	五井 5936	養老川		○
16	高齢者	有料老人ホーム	ひなたぼっこ	五井 2559-13	養老川		○
17	高齢者	有料老人ホーム	あずみ苑 ラ・テラス市原	五井西 7-4-1	養老川		○
18	高齢者	有料老人ホーム	二日市場友乃家	二日市場 559	養老川		
19	高齢者	有料老人ホーム	ケアレジデンス グラン市原	五井中央西 2-24-60 ※	養老川		○
20	高齢者	有料老人ホーム	ナーシングホームメディカライフ市原	五井中央東 1-16-5	養老川		
21	高齢者	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームゆい	草刈 53-1, 54	村田川		
22	高齢者	認知症対応型共同生活介護	グループホームピウ八幡	八幡 125-1 ※			○
23	高齢者	認知症対応型共同生活介護	グループホームピウあさひ五所	旭五所 7-1			○
24	高齢者	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム市原五井西	五井西 6-2-1	養老川		○
25	高齢者	認知症対応型共同生活介護	グループホームぬくもりの家君塚	君塚 3-22-1 ※			○
26	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	楽心	姉崎 996-1 ※	養老川		○
27	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	アットホーム八幡	八幡 1978-2	村田川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
28	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅南風 菊間ホーム A 棟	菊間 360			○
29	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅南風 菊間ホーム B 棟	菊間 361			○
30	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	やさしえ五井	五井 1669-6	養老川		○
31	高齢者	サービス付高齢者向け住宅	ラヴィータカサ壱番館	五井 14-1	養老川		○
32	高齢者	軽費老人ホーム（ケアハウス）	日夕苑	柏原 271-1 ※	養老川		
33	高齢者	軽費老人ホーム（ケアハウス）	向日葵	二日市場 774-1 ※	養老川		
34	高齢者	短期入所生活介護	ショートステイゆうしゅう園八幡	八幡北町 3-6-34	村田川		○
35	高齢者	短期入所生活介護	ショートステイサービス青柳園	青柳 3-6-6 ※	養老川		○
36	高齢者	短期入所生活介護	ショートステイサービス三和の里	山田 798-1 ※	養老川		
37	高齢者	短期入所生活介護	特別養護老人ホームしらつか	白塚 603-1 ※	養老川		
38	高齢者	短期入所生活介護	特別養護老人ホームしらつかⅢ	白塚 603-1 ※	養老川		
39	高齢者	通所介護	ヤックスデイサービスセンター姉崎	姉崎 2101 ヤックストラック 姉崎店内	椎津川		
40	高齢者	通所介護	ツクイいちほら姉ヶ崎	姉崎西 2-3-8	養老川 椎津川		○
41	高齢者	通所介護	日夕苑デイサービスセンター	柏原 271-1 ※	養老川		
42	高齢者	通所介護	ちぐさ身体機能回復ホーム	今津朝山 55-1 ※	養老川		○
43	高齢者	通所介護	ピウ八幡	八幡 125-1 ※			○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
44	高齢者	通所介護	粹生デイセンター八幡	八幡 1627-3			○
45	高齢者	通所介護	指定通所介護事業所春	菊間 262 ※			○
46	高齢者	通所介護	相川クリニック	五井中央東 2-23-15 ※	養老川		○
47	高齢者	通所介護	らいおんハートリハビリ温泉 デイサービス五井	五井東 2-13-6 カンパイン五井 1F			○
48	高齢者	通所介護	ツクイいちばら五井	五井西 4-10-1	養老川		○
49	高齢者	通所介護	デイサービス友乃家君塚	君塚 4-4-8※	養老川		○
50	高齢者	通所介護	恵ケアセンター市原	君塚 5-3-14※	養老川		○
51	高齢者	通所介護	あい家族和楽の家	権現堂 29-1	養老川		
52	高齢者	通所介護	デイサービスセンター向日葵	二日市場 774-1 ※	養老川		
53	高齢者	通所介護	グラン市原デイサービス	五井中央西 2-24-60 ※	養老川		○
54	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービス楽心	姉崎 996-1 ※	養老川		○
55	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービス友乃家白金事業所	五所 1352-3 ※	養老川		○
56	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスセンター一すくと八幡宿	東五所 6-8 第十南場ハイツ 1階 1号室			○
57	高齢者	地域密着型通所介護	あいず五井デイサービス	郡本 1-213		○	
58	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスセンター青柳園	青柳 3-6-6 ※	養老川		○
59	高齢者	地域密着型通所介護	五井リハビリデイサービス	玉前 338-2 号室	養老川		○
60	高齢者	地域密着型通所介護	ここみデイサービス	平田 721-2	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
61	高齢者	地域密着型通所介護	レコードブック五井	平田 1157	養老川		○
62	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスきたえるーむ市原五井	五井中央東 2-17-18	養老川		○
63	高齢者	地域密着型通所介護	デあサービスきみつかのむら	君塚 1-23-4			○
64	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスセンターぬくもり君塚	君塚 3-22-1 ※			○
65	高齢者	地域密着型通所介護	浅井小向デイサービスえん	浅井小向 125	養老川		
66	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスセンター三和の里	山田 798-1 ※	養老川		
67	高齢者	地域密着型通所介護	デイサービスなのはな	中高根 699-2	養老川		
68	高齢者	地域密着型通所介護	恵リハビリデイサービス市原	君塚 5-3-14 ※	養老川		○
69	高齢者	通所リハビリテーション	介護老人保健施設リハパークきくま	菊間 1136-6 ※	村田川		
70	高齢者	通所リハビリテーション	こいで脳神経外科クリニック	青柳字天王前 2036-1	養老川		○
71	高齢者	通所リハビリテーション	介護老人保健施設メディケア 5 1	町田 176 ※	養老川		
72	高齢者	通所リハビリテーション	介護老人保健施設アーネスト	五井 1846-1 ※	養老川		○
73	高齢者	通所リハビリテーション	市原デイケアセンター	五井 5155 ※	養老川		○
74	高齢者	通所リハビリテーション	相川クリニック	五井中央東 2-23-15 ※	養老川		○
75	高齢者	通所リハビリテーション	白金整形外科クリニック	白金町 1 丁目 70	養老川 村田川		○
76	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム姉崎西	姉崎西 2-10-14	養老川 椎津川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
77	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	うみがめホーム八幡1号館	八幡 2146-19	村田川		○
78	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	うみがめホーム八幡2号館	八幡 2146-20	村田川		○
79	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家	五所 1352-3 ※	養老川		○
80	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホームはじめ	古市場 502-7	村田川		○
81	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	ポプラホーム	村上 2365-1	養老川		
82	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家五井(休止中)	五井 6411-10	養老川		○
83	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	みんなのレジデンス2(休止中)	五井 2326-3	養老川		○
84	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	うみがめホーム君塚	君塚 3-21-12			○
85	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホームフォーロー	君塚 4-2-4 ※	養老川		○
86	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家白金	白金町 2-24-2	養老川 村田川		○
87	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家君塚1号館	君塚 4-4-3 ※	養老川		○
88	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家君塚2号館	君塚 4-4-3 ※	養老川		○
89	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	ぽびあホームさくらの家	姉崎西 3-8-3 1F	養老川 椎津川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
90	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホームたんぽぽ	新生 529-1	養老川		
91	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家西五所1号館	西五所 30-1 ※			○
92	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム友乃家西五所2号館	西五所 30-1 ※			○
93	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホームぐらっと姉崎	姉崎 2097-1	椎津川		
94	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	Le pont	古市場 153- 5	村田川		○
95	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	Le coton	五井 1229-5	養老川		
96	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム WITH	五井西 7-10-10	養老川		○
97	障がい者(児)	共同生活援助(グループホーム)	グループホームくらしの家	姉崎 1041-33	養老川		○
98	障がい者(児)	自立援助ホーム	みんなのいえ	青柳 568-1	養老川		○
99	障がい者(児)	障害者支援施設	ふる里学舎	今富 1110-1		◎	
100	障がい者(児)	障害者支援施設	吉沢学園	吉沢 117 ※		○	
101	障がい者(児)	児童発達支援事業所	運動遊びと療育支援 こどもプラス市原五井教室	五井 2442-1 2階 ※	養老川		○
102	障がい者(児)	児童発達支援事業所	ダイアキッズ	五井中央西 1-23-1 T'SBOX101 号 ※	養老川		○
103	障がい者(児)	児童発達支援事業所	コペルプラス五井教室	五井 5119-1 エルシエナ店舗 1階A号室	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
104	障がい者(児)	児童発達支援事業所	児童デイサービス・発達ラボ市原八幡教室	八幡 1010-2 ハイシールビル1階 ※	村田川		○
105	障がい者(児)	児童発達支援事業所	こぼんはうすさくら市原五井駅前教室	五井中央東2-3-9 栗城ビル2階 ※	養老川		○
106	障がい者(児)	児童発達支援事業所	てらびあぽけっと姉ヶ崎駅前教室	姉崎西 2-2-6 水田ビル1階101号室	養老川 椎津川		○
107	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	ココカラ西五所	西五所 5-19 第一佐和ビル1F			○
108	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	ふる里学舎アネッサ デイセンター	椎津 1131 ※	椎津川		
109	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	ふる里学舎五井 デイセンター	五井 5375 ※	養老川		○
110	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	運動遊びと療育支援 こどもプラス市原五井教室	五井 2442-1 2階 ※	養老川		○
111	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	わいわいプラス五井 教室	五井中央東1-13-6号西畑ビル1階	養老川		○
112	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	ダイアキッズ	五井中央西1-23-1 T'SBOX101号 ※	養老川		○
113	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	にじ五井	五井中央西2-21-6号	養老川		○
114	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	ダイアキッズ ネスト	五井西4-15-8	養老川		○
115	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	児童デイサービス・発達ラボ市原八幡教室	八幡 1010-2 ハイシールビル1階 ※	村田川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
116	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	こぼんはうすさくら市原五井駅前教室	五井中央東2-3-9 栗城ビル2階 ※	養老川		○
117	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	Kids Links KOKORO	海士有木555-1	養老川		
118	障がい者(児)	放課後等デイサービス事業所	Kids Links SORA	五所1667 ヤマヘイ第二ビル2F	養老川 村田川		○
119	障がい者(児)	就労移行支援	就労移行支援事業所 エール	東五所9-4 ※			○
120	障がい者(児)	就労移行支援	いろえんびつ市原	五井中央西2-8-33 小宮ビル303 ※	養老川		○
121	障がい者(児)	就労移行支援	就労移行支援事業所 コネクト	八幡794-4 フレンド東1階	村田川		○
122	障がい者(児)	就労継続支援A型	スマイルカンパニー	五井2442-1	養老川		○
123	障がい者(児)	就労継続支援A型	flap	君塚1-8-3			○
124	障がい者(児)	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 ふわふわB	八幡821-9 ※			○
125	障がい者(児)	就労継続支援B型	ふる里学舎五井	五井5375 ※	養老川		○
126	障がい者(児)	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 フォロー	五井中央東1-15-25 大野ビル1F	養老川		○
127	障がい者(児)	就労継続支援B型	総活躍 市原	五井中央西2-2-6 2階			○
128	障がい者(児)	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 フォロー 第二事業所	五井金杉1-10-2	養老川		○
129	障がい者(児)	就労継続支援B型	就労継続支援B型BB団の箱	八幡1030-2	村田川		○
130	障がい者(児)	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 フォロー第3事業所	君塚4-2-4※	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
131	障がい者(児)	就労継続支援B型	多機能型事業所エール	東五所9の4			○
132	障がい者(児)	就労継続支援B型	ぐりーんぴーす	五井中央西2-8-33 小宮ビル303	養老川		○
133	障がい者(児)	就労継続支援B型	友乃家就労支援B型リバイバル	君塚3-2-10			○
134	障がい者(児)	就労定着支援	就労移行支援事業所エール	東五所9-4 ※			○
135	障がい者(児)	就労定着支援	いろは	五井中央西2-8-33 小宮ビル303 ※	養老川		○
136	障がい者(児)	身体障害者福祉センター(B型)	ふる里学舎五井	五井5375 ※	養老川		○
137	障がい者(児)	生活介護	ふる里学舎アネッサデイセンター 重心多機能型	椎津1131 ※	椎津川		
138	障がい者(児)	生活介護	特定非営利活動法人晃智会 ROHAS	菊間577-1 ※			○
139	障がい者(児)	生活介護	吉沢学園	吉沢117 ※		○	
140	障がい者(児)	生活介護	デイサービス友乃家君塚	君塚4-4-8※	養老川		○
141	障がい者(児)	地域活動支援センター	ふる里学舎アネッサデイセンター	椎津1131 ※	椎津川		
142	障がい者(児)	地域活動支援センター	福祉ハウスふわふわ	八幡821-9 ※			○
143	障がい者(児)	地域活動支援センター	市原地域生活支援センターはばたき	五井中央東1-15-10	養老川		○
144	障がい者(児)	地域活動支援センター	TRYあんぐる	八幡584-3			○
145	障がい者(児)	地域活動支援センター	特定非営利活動法人ゆう ふわふわ	八幡821-9 ※			○
146	障がい者(児)	地域活動支援センター	ふる里学舎五井	五井5375 ※	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
147	障がい者(児)	地域活動支援センター	NPO 法人みちこすもす工房	五井中央東 2-27-2 大野東ビル 1F	養老川		○
148	障がい者(児)	日中一時支援	ふる里学舎アネッサデイセンター	椎津 1131 ※	椎津川		
149	障がい者(児)	日中一時支援	日中一時支援事業所 エール	東五所 9-4 ※			○
150	障がい者(児)	日中一時支援	ROHAS	菊間 577-1 ※			○
151	障がい者(児)	日中一時支援	ふる里学舎五井	五井 5375 ※	養老川		○
152	障がい者(児)	日中一時支援	おしごと体験塾	五井中央西 2-8-33 ※	養老川		○
153	障がい者(児)	日中一時支援	吉沢学園	吉沢 117 ※		○	
154	乳幼児	幼稚園	心花幼稚園	八幡 144	養老川		○
155	乳幼児	幼稚園	玉泉幼稚園	門前 2-220		○	
156	乳幼児	幼稚園	やまと幼稚園	五井 1925	養老川		○
157	乳幼児	幼稚園	五井ひまわり幼稚園	五井 6469	養老川		○
158	乳幼児	幼稚園	鹿島台幼稚園	上高根 1202-1		○	
159	乳幼児	保育所	白塚保育園	白塚 448	養老川		○
160	乳幼児	保育所	桜保育園	五所 1986-5	養老川 村田川		○
161	乳幼児	保育所	つぼみの森保育園	島野 475	養老川		○
162	乳幼児	保育所	杏保育園	根田 878	養老川		
163	乳幼児	保育所	春保育園	五井中央東 1-11-19	養老川		○
164	乳幼児	保育所	森の幼稚舎	五井中央西 1-31-24	養老川		○
165	乳幼児	保育所	スクルドエンジェル保育園 五井園	五井中央南 1-7-4	養老川		○
166	乳幼児	保育所	スクルドエンジェル保育園 古市場園	古市場 288-16	村田川		○
167	乳幼児	小規模保育事業所	きらきら保育園	八幡 1245-1			○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
168	乳幼児	小規模保育事業所	きらきら第二保育園	八幡 1258			○
169	乳幼児	小規模保育事業所	ふるいちば保育園	古市場 288-1	村田川		○
170	乳幼児	小規模保育事業所	めぐみ第二保育園	平田 681-6	養老川		○
171	乳幼児	小規模保育事業所	ぶれあ保育園・市原	五井 5119-1	養老川		○
172	乳幼児	小規模保育事業所	あおぞら保育園	五井西 6-38-22※	養老川		○
173	乳幼児	小規模保育事業所	森の保育園第1	五井中央西 1-31-42 -105	養老川		○
174	乳幼児	小規模保育事業所	森の保育園第2	五井 2412-1	養老川		○
175	乳幼児	小規模保育事業所	ほのぼの保育園	青柳 676	養老川		○
176	乳幼児	小規模保育事業所	鹿島台幼稚園ルックアップ保育	上高根 1201-1※		○	
177	乳幼児	企業主導型保育事業所	保育園めろでい	姉崎東 2-9-4	椎津川		
178	乳幼児	企業主導型保育事業所	八幡宿駅前保育園	八幡 794-1	村田川		○
179	乳幼児	企業主導型保育事業所	ごいっこ保育園	五井 5800-69	養老川		○
180	乳幼児	企業主導型保育事業所	よつば保育園	五井中央南 1-13-8	養老川		○
181	乳幼児	企業主導型保育事業所	よつば第2保育園	五井中央西 1-20-13	養老川		○
182	乳幼児	企業主導型保育事業所	保育園 moa	君塚 2-22-23			○
183	乳幼児	企業主導型保育事業所	まごころ保育園	潤井戸 1831-1※		○	
184	乳幼児	家庭的保育事業所	小宮保育	五井	養老川		○
185	乳幼児	家庭的保育事業所	家庭的保育事業 関	君塚 5 丁目	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
186	乳幼児	事業所内保育所	ヤクルト五井保育園	五井西 2-10-1	養老川		○
187	乳幼児	認可外保育所	Acorns International School	西野谷 262-13			○
188	乳幼児	認可外保育所	保育園ひよこのおうち	岩崎 1-17-17	養老川		○
189	乳幼児	認可外保育所	五井病院 院内保育所	五井 5155※	養老川		○
190	乳幼児	認可外保育所	帝京大学ちば総合医療センター	姉崎 3426-3※		◎	
191	乳幼児	認可外保育所	保育園はーもにい	五井 2723	養老川		○
192	乳幼児	認可外保育所	三井化学保育園「いちはら・夢広場」	千種 2-8-5	養老川		○
193	乳幼児	認可外保育所	鎗田病院 保育所	五井 1846-1※	養老川		○
194	乳幼児	認可外保育所	Chappy Room おひさま保育園	五井西 6-38-23※	養老川		○
195	乳幼児	認可外保育所	千葉労災病院 菜の花保育室	辰巳台東 2-14		△	
196	乳幼児	幼保連携型認定こども園	姉崎認定こども園	姉崎 2150 - 1		○	
197	乳幼児	幼保連携型認定こども園	八幡認定こども園	八幡 1050-1	養老川 村田川		○
198	乳幼児	幼保連携型認定こども園	辰巳台認定こども園	辰巳台東 2-21-1		○	
199	乳幼児	幼保連携型認定こども園	五井認定こども園	五井 5470	養老川		○
200	乳幼児	幼保連携型認定こども園	牛久認定こども園	皆吉 959	養老川		
201	乳幼児	幼保連携型認定こども園	高滝認定こども園	養老 952		◎	
202	乳幼児	幼保連携型認定こども園	五井幼稚園	五井 5146	養老川		○
203	乳幼児	幼保連携型認定こども園	ちぐさ蒼空こども園	青柳 2040-3	養老川		○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
204	乳幼児	児童養護施設	平和園	島野 733-1	養老川		○
205	乳幼児	小型児童館	姉崎保健福祉センター児童館	椎津 1131 ※	椎津川		
206	小学校		姉崎小学校	椎津 461 ※	椎津川	○	
207	小学校		八幡小学校	八幡 530※			○
208	小学校		石塚小学校	八幡石塚 2-4 ※	村田川		○
209	小学校		菊間小学校	菊間 1620-1※	村田川		
210	小学校		五所小学校	五所 2154-1※			○
211	小学校		五井小学校	五井東 1-6-3 ※	養老川		○
212	小学校		若葉小学校	五井 5555-1※	養老川		○
213	小学校		市西小学校	海士有木 1130 ※		○	
214	小学校		白幡小学校	山木 108 ※		○	
215	小学校		辰巳台西小学校	辰巳台西 6-16 ※		○	
216	小学校		白金小学校	君塚 3-19※			○
217	小学校		国府小学校	村上 1402-1※	養老川		
218	小学校		京葉小学校	五井西 3-9-2 ※	養老川		○
219	小学校		東海小学校	廿五里 558※	養老川		
220	小学校		千種小学校	青柳 1801※	養老川		○
221	小学校		牧園小学校	ちはら台南 2-7※		○	
222	小学校		有秋東小学校	不入斗 753※		○	
223	放課後児童クラブ		姉崎小学校第1	椎津 461 ※	椎津川	○	
224	放課後児童クラブ		姉崎小学校第2	椎津 461 ※	椎津川	○	
225	放課後児童クラブ		八幡小学校第1	八幡 530※			○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
226	放課後児童クラブ		八幡小学校第2	八幡 530※			○
227	放課後児童クラブ		石塚小学校第1	八幡石塚 2-4※	村田川		○
228	放課後児童クラブ		石塚小学校第2	八幡石塚 2-4※	村田川		○
229	放課後児童クラブ		菊間小学校	菊間 1620-1※	村田川		
230	放課後児童クラブ		五所小学校	五所 2154-1※			○
231	放課後児童クラブ		五井小学校第1	五井東 1-6-3※	養老川		○
232	放課後児童クラブ		五井小学校第2	五井東 1-6-3※	養老川		○
233	放課後児童クラブ		五井小学校第3	五井東 1-6-3※	養老川		○
234	放課後児童クラブ		五井小学校第4	五井東 1-6-3※	養老川		○
235	放課後児童クラブ		若葉小学校第1	五井 5555-1※	養老川		○
236	放課後児童クラブ		若葉小学校第2	五井 5555-1※	養老川		○
237	放課後児童クラブ		市西小学校	海士有木 1130※		○	
238	放課後児童クラブ		白幡小学校	山木 108 ※		○	
239	放課後児童クラブ		辰巳台西小学校第1	辰巳台西 6-16※		○	
240	放課後児童クラブ		辰巳台西小学校第2	辰巳台西 6-16※		○	
241	放課後児童ク		白金小学校第1	君塚 3-19※			○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
	ラブ						
242	放課後児童クラブ		白金小学校第2	君塚 3-19※			○
243	放課後児童クラブ		国府小学校	村上 1402-1※	養老川		
244	放課後児童クラブ		京葉小学校第1	五井西 3-9-2※	養老川		○
245	放課後児童クラブ		京葉小学校第2	五井西 3-9-2※	養老川		○
246	放課後児童クラブ		京葉小学校第3	五井西 3-9-2※	養老川		○
247	放課後児童クラブ		東海小学校	廿五里 558※	養老川		
248	放課後児童クラブ		千種小学校第1	青柳 1801※	養老川		○
249	放課後児童クラブ		千種小学校第2	青柳 1801※	養老川		○
250	放課後児童クラブ		千種小学校第3	青柳 1801※	養老川		○
251	放課後児童クラブ		牧園小学校第1	ちはら台南 2-7※		○	
252	放課後児童クラブ		牧園小学校第2	ちはら台南 2-7※		○	
253	放課後児童クラブ		牧園小学校第3	ちはら台南 2-7※		○	
254	放課後児童クラブ		有秋東小学校第1	不入斗 753※		○	
255	放課後児童クラブ		有秋東小学校第2	不入斗 753※		○	
256	中学校		姉崎中学校	姉崎 2156		◎	
257	中学校		八幡中学校	八幡 500			○

番号	施設区分	種類	施設の名称	所在地	洪水	土砂災害警戒区域等	高潮
258	中学校		若葉中学校	五井 5308	養老川		○
259	中学校		五井中学校	五井 922-2	養老川		○
260	中学校		東海中学校	今富 477	養老川		
261	中学校		千種中学校	千種 6-1-1	養老川		○
262	中学校		三和中学校	磯ヶ谷 1703	養老川		
263	中学校		有秋中学校	不入斗 1200		○	
264	病院・診療所等	病院・診療所	帝京大学ちば総合医療センター	姉崎 3426-3 ※		◎	
265	病院・診療所等	病院・診療所	長谷川病院	八幡 115-1			○
266	病院・診療所等	病院・診療所	千葉労災病院	辰巳台東 2-16		△	
267	病院・診療所等	病院・診療所	鎗田病院	五井 899	養老川		○
268	病院・診療所等	病院・診療所	五井病院	五井 5155※	養老川		○
269	病院・診療所等	病院・診療所	リハビリテーション病院さらしな	更級 1-5-3	養老川		○
270	病院・診療所等	病院・診療所	白金整形外科病院	白金町 1-75-1	養老川		○
271	病院・診療所等	病院・診療所	市原整形外科	八幡 1836-3	村田川		○
272	病院・診療所等	病院・診療所	原村医院	玉前 76	養老川		○
273	病院・診療所等	病院・診療所	五井レディースクリニック	五井 2290	養老川		○
274	病院・診療所等	保健福祉センター	姉崎保健福祉センター	椎津 1131 ※	椎津川		

資料42 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表

離着陸場名称	所在地	座標 (世界測地系)		施設管理者 又は占有者	広さ 巾×長さ (m)	最寄り 消火署 からの 距離 (km)	避難所 の指定
市原市総合公園 (上総更級公園)	更級 5-1-1	N: E:	35° 30' 38.90" 140° 05' 55.72"	(株)日比谷アメ ニス東関東支店	40×32	0.32	無
養老川臨海公園 養老川臨海第1球場	五井南海岸 1-12	N: E:	35° 32' 30.22" 140° 03' 52.95"	市原市地域 振興財団	60×75	4.30	無
玉前公園 玉前球場	玉前西 3-1	N: E:	35° 31' 11.91" 140° 04' 05.64"	市原市地域 振興財団	60×75	2.60	無
八幡公園 八幡球技場	八幡 440	N: E:	35° 31' 51.76" 140° 07' 17.41"	市原市地域 振興財団	100×70	0.90	無
姉崎公園 姉崎サッカー場	姉崎海岸 23-2	N: E:	35° 29' 17.86" 140° 02' 37.55"	市原市地域 振興財団	100×70	0.80	無
ちはら台公園 ちはら台 多目的スポーツ広場	ちはら台西 3-3	N: E:	35° 31' 49.52" 140° 10' 27.03"	市原市地域 振興財団	100×70	2.50	無
加茂運動広場	本郷 370-1	N: E:	35° 20' 35.63" 140° 08' 56.58"	市	90×90	0.80	無
市原市緑地運動公園 ゼットオーオリプスタジアム	岩崎 536	N: E:	35° 31' 43.86" 140° 04' 17.05"	市原市地域 振興財団	100×70	3.10	無
三和運動広場	磯ヶ谷 1606-2	N: E:	35° 27' 37.51" 140° 07' 57.33"	市	80×50	4.70	無
旧平三小学校	平蔵 808	N: E:	35° 20' 06.28" 140° 12' 28.13"	市	65×30	10.00	無
姉崎運動広場	椎津 1550	N: E:	35° 27' 39.31" 140° 02' 03.66"	市	85×80	3.20	無
市原スポレクパーク	菊間 775	N: E:	35° 32' 22.16" 140° 07' 59.52"	市原市 スポーツ協会	250×150	2.30	無
市津運動広場	潤井戸 11-2	N: E:	35° 31' 02.79" 140° 10' 52.33"	市	150×85	0.05	無
南総運動広場	奉免 166-1	N: E:	35° 24' 20.96" 140° 08' 38.99"	市	95×80	1.50	無
加茂支所北側空地	平野 583-3	N: E:	35° 20' 06.81" 140° 08' 52.87"	市	60×35	0.50	無
明神小学校	姉崎 1850	N: E:	35° 28' 41.50" 140° 02' 58.70"	市教育委員会 (学校長)	80×65	1.20	無
京葉高等学校	島野 222	N: E:	35° 29' 58.95" 140° 04' 58.75"	千葉県教育庁 (学校長)	130×100	3.20	有

離着陸場名称	所在地	座標 (世界測地系)		施設管理者 又は占有者	広さ 巾×長さ (m)	最寄り 消火器 からの 距離 (km)	避難所の 指定
		N:	E:				
五井小学校	五井東 1-6-3	N: 35° 30' 49.51"	E: 140° 05' 42.95"	市教育委員会 (学校長)	100×75	1.50	有
八幡中学校	八幡 500	N: 35° 31' 51.46"	E: 140° 07' 31.30"	市教育委員会 (学校長)	90×75	1.00	有
辰巳台中学校	辰巳台東 2-2	N: 35° 31' 18.21"	E: 140° 09' 15.03"	市教育委員会 (学校長)	150×90	3.10	有
湿津中学校	潤井戸 2297-2	N: 35° 29' 57.13"	E: 140° 10' 50.61"	市教育委員会 (学校長)	120×75	2.20	有
三和中学校	磯ヶ谷 1703	N: 35° 27' 34.62"	E: 140° 07' 43.80"	市教育委員会 (学校長)	100×80	4.70	有
市原高等学校	牛久 657	N: 35° 24' 06.29"	E: 140° 08' 13.37"	市教育委員会 (学校長)	60×120	1.70	有
加茂学園 加茂中学校	平野 123	N: 35° 19' 58.97"	E: 140° 08' 42.98"	市教育委員会 (学校長)	100×90	0.50	有
有秋中学校	不入斗 1200	N: 35° 27' 20.75"	E: 140° 02' 58.91"	市教育委員会 (学校長)	110×55	0.60	有
国分寺台中学校	南国分寺台 2-1	N: 35° 29' 35.07"	E: 140° 06' 46.32"	市教育委員会 (学校長)	75×95	0.80	有
ちはら台南中学校	ちはら台南 5-3-1	N: 35° 31' 44.28"	E: 140° 11' 19.35"	市教育委員会 (学校長)	105×80	2.40	有
市東中学校	東国吉 356	N: 35° 30' 34.19"	E: 140° 12' 48.15"	市教育委員会 (学校長)	100×70	4.10	有
寺谷小学校	寺谷 687-1	N: 35° 24' 30.37"	E: 140° 06' 20.83"	市教育委員会 (学校長)	65×70	4.70	有
牛久小学校	皆吉 933-2	N: 35° 23' 40.79"	E: 140° 08' 14.25"	市教育委員会 (学校長)	50×70	1.80	有
旧内田小学校	島田 20	N: 35° 24' 14.37"	E: 140° 10' 25.22"	市教育委員会	45×65	2.80	有
鶴舞小学校	鶴舞 708	N: 35° 23' 00.74"	E: 140° 10' 57.15"	市教育委員会 (学校長)	55×80	4.00	有
旧富山小学校	古敷谷 2252	N: 35° 19' 55.26"	E: 140° 10' 09.49"	市教育委員会	70×30	3.80	有
旧里見小学校	徳氏 541-1	N: 35° 19' 00.10"	E: 140° 08' 59.27"	市	35×60	2.50	有

離着陸場名称	所在地	座標 (世界測地系)		施設管理者 又は占有者	広さ 巾×長さ (m)	最寄り 消防署 からの 距離 (km)	避難所 の指定
		N: E:	35° 16' 56.51" 140° 08' 48.35"				
旧白鳥小学校	大久保 547-1	N: E:	35° 16' 56.51" 140° 08' 48.35"	市	40×65	6.90	有

資料 4 3 市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧

事業所名	住所	電話番号	F A X 番号
(株)八幡八幡埠頭事業所	八幡海岸通 2-3	0436-41-8800	0436-41-9145
三菱ケミカル物流(株) 東日本エリア営業部五井営業所	八幡海岸通 13	0436-41-6821	0436-40-8302
千葉港運倉庫(株)	八幡海岸通 8	0436-41-0231	0436-43-8493
ティー・エム・ターミナル(株) 市原事業所	八幡海岸通 74-1	0436-41-8730	0436-41-5724
源総業(株)	玉前西 1-5-1	0436-21-5401	0436-21-9536
シーエスジャパン(株)	玉前西 2-2-18	0436-23-0511	0436-23-1611
丸栄輸送(株)	五井南海岸 43	0436-22-3593	0436-21-8334
ケイヒン(株) 関東営業部千葉流通センター	五井南海岸 44-3	0436-22-2341	0436-22-2344
三和倉庫(株)千葉事業所	五井南海岸 12-57	0436-22-3340	0436-21-4707
ビューテック(株)千葉営業所	五井 8934-3	0436-22-8550	0436-22-5464
センコー(株)千葉支店	五井 9014	0436-22-3321	0436-22-3322
山九(株)千葉支店	白金町 4-63	0436-21-1151	0436-21-1152
一宮運輸(株)関東支社	姉崎海岸 126	0436-62-0138	0436-61-1055
千葉三港運輸(株)	姉崎海岸 12	0436-61-2338	0436-62-5241
(株)ダイトーコーポレーション 千葉支店市原事業所	姉崎海岸 29	0436-62-9171	0436-61-0991
三井物産グローバルロジスティクス (株) 市原支店	青柳北 1-3	0436-23-1301	0436-23-1845
前田運輸(株)	岩崎 839-8	0436-22-7705	0436-23-4066
鈴江コーポレーション(株) 千葉支店	千種海岸 16	0436-23-1300	0436-23-2288
(株)日陸	千種海岸 8-3	0436-22-2535	0436-21-9308
丸全京葉物流(株)	姉崎海岸 56	0436-61-4681	0436-62-1139
サンネット物流(株)	千種 1-16-13	0436-21-9172	0436-23-6061

資料 4 4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和 4 年 4 月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内</p> <p>高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から 7 日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から 20 日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は 2 年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる。</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1 1 人 1 日当たり 1,180 円以内</p>	災害発生の日から 7 日以内	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)</p>
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	<p>1 輸送費、人件費は別途計上</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服・寝 具、その他生活必需品 の喪失等により、直ち に日常生活を営むこ とが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬 季（10月～3月）の季節は 災害発生の日をもって決 定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日 から10日以内	1 備蓄物資の価格は年 度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、別途計 上					
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者（出産のみ ならず、死産及び流産 を含み現に助産を要 する状態にある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日 から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上					
被災者の救 出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上					
被災した住 宅の応急修 理	1 住家が半壊、半焼 若しくはこれらに 準ずる程度の損傷 を受け、自らの資力 により応急修理を することができな い者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊した者	1 半壊又は半焼に準ずる程 度の損害により被害を受け た世帯 1世帯当たり318,000円 2 1に掲げる世帯以外の世 帯 1世帯あたり655,000円	災害発生の日 から1ヵ月以 内						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金の貸与	<p>1 業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>2 業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。</p>	<p>1 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。</p> <p>1 件当たり 生業業 30,000円 就職支度費 15,000円</p> <p>2 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。</p> <p>貸与期間 二年以内 利子 無利子</p>	災害発生の日から2年以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円</p>	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内</p> <p>検案 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	救助の実施が認められる期間及び災害救助費を精算する事務を行う期間内	救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		へ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 4 5 気象警報・注意報発表基準一覧

令和 5 年 6 月 8 日現在 [発表官署 銚子地方気象台]

市原市	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		北西部		
	市町村等をまとめた地域		千葉中央		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	19	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	養老川流域=34.7, 村田川流域=14, 前川流域=9.8 平蔵川流域=9.1, 戸田川流域=7.5, 椎津川流域=7.6		
		複合基準※	養老川流域=(8, 24), 村田川流域=(8, 11.9) 前川流域=(8, 9.6)		
		指定河川洪水予想による基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	20m/ s	
			海上	25m/ s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う	
			海上	25m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 c m		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	3.1m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	86	
洪水		流域雨量指数基準	養老川流域=25, 村田川流域=11.2, 前川流域=7.8 平蔵川流域=7.2, 戸田川流域=5.6, 椎津川流域=4		
		複合基準※	養老川流域=(7, 21.6), 村田川流域=(8, 10.2) 前川流域=(5, 7.8), 平蔵川流域=(5, 7.2) 戸田川流域=(9, 4.5), 椎津川流域=(7, 3.6)		
		指定河川洪水予想による基準※	-		
強風		平均風速	陸上	13m/ s	
			海上	13m/ s	
風雪		平均風速	陸上	13m/ s 雪を伴う	
			海上	13m/ s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m		
波浪		有義波高	1.5m		
高潮		潮位	1.8m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥		最小湿度 30%で実効湿度 60%			
なだれ					
低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で -3℃以下、千葉県特別地域気象観測所で -5℃以下				
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm			

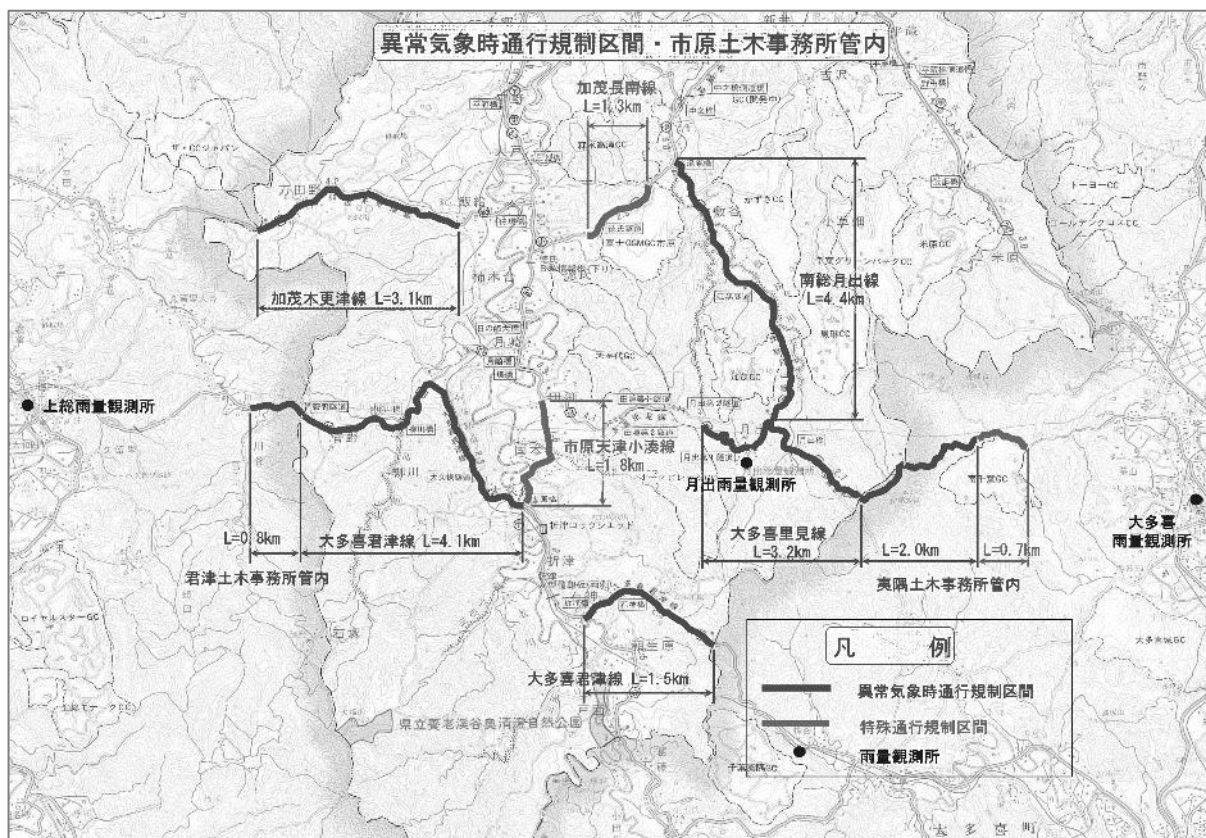
※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 4 6 異常気象時通行規制区間及び基準雨量

(千葉県市原土木事務所ホームページより)

NO	路線名 (L=規制区間長)	危険 内容	規制基準	備考
5	(主) 大多喜君津線 L=4.1km(君津管内 0.8km)	土砂崩落 路肩決壊 等	月出雨量観測所で 1 時間雨量 30mm 以上 又は 24 時間雨量 150mm 以上 を観測したとき。	上総雨量観測所で基準を超えた場合も規制を実施
6	(主) 大多喜君津線 L=1.5km			
9	(一) 加茂木更津線 L=3.1km			
11	(一) 大多喜里見線 L=3.2km(夷隅管内 2.0km)			大多喜雨量観測所で基準を超えた場合も規制を実施
12	(一) 南総月出線 L=4.4km			
29	(主) 市原天津小湊線 L=1.8km	土砂崩落 等	パトロールにより危険と判断したとき。	
40	(一) 加茂長南線 L=1.3km			

・ NO は、千葉県全体における規制区間の番号です



資料 4 7 令和元年における一連の災害に係る主な支援制度

(市原市役所ホームページ掲載一部抜出)

内容		担当部署																			
被災者生活再建支援制度																					
<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の判定で居住する住宅が全壊又は大規模半壊となった世帯、解体世帯に支援金を支給します。 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊・解体世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100 万円 (75 万円)</td> <td>50 万円 (37.5 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※解体世帯は半壊・大規模半壊の判定で住居を解体する世帯。 ※()内は単身世帯の支給額になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200 万円 (150 万円)</td> <td>100 万円 (75 万円)</td> <td>50 万円 (37.5 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は単身世帯の支給額になります。</p>			住宅の被害程度		全壊・解体世帯	大規模半壊	支給額	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200 万円 (150 万円)	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)	保健福祉課
	住宅の被害程度																				
	全壊・解体世帯	大規模半壊																			
支給額	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)																			
	住宅の再建方法																				
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																		
支給額	200 万円 (150 万円)	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)																		
災害救助法																					
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理（半壊・大規模半壊） 一世帯あたり 59.5 万円以内（※現物支給） 対象：以下の全ての要件を満たす者（世帯） <ol style="list-style-type: none"> 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと 被災時に被害を受けた住宅に居住しており、かつ、修理後に引き続き居住し続けること 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること (災害救助法上の) 応急仮設住宅を利用しないこと 住宅の応急修理（一部損壊のうち、損害割合が 10%以上 20%未満） 一世帯あたり 30 万円以内（※現物支給） 修理費が 150 万円を超える場合は、工事費の 20%（20 万円）を県単独事業により別途加算します。 障害物の除去（大規模半壊、半壊）（※現物支給） 対象：大規模半壊、半壊の住家被害を受けた者のうち、当該住家での日常生活に必要な最低限な場所を確保するための土砂等の撤去が必要で、自らの資力では障害物を除去できない方 		都市計画課																			
<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の給与 布団、石鹸、トイレットペーパーなどの給与（※現物支給） 対象：住家が全半壊、床上浸水により、生活上必要は被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な方 		商工業振興課																			
<ul style="list-style-type: none"> 学用品の給与（教科書、副読本、学用品）（※現物支給） 対象：住家の全半壊、全半焼、流出又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学生等児童、中学生等生徒、高等学校等生徒 		指導課																			

内容	担当部署
<p>・ 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） 住宅に甚大な被害を受けた者に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します。 入居期間：2年間 対象者：○住宅の全壊・全焼又は流出により居住する住家がない方 ○半壊（大規模半壊を含む）であっても、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方 ○二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶えている、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ○応急修理制度や障害物の除去制度を利用していない方 対象住宅：耐震性確保、貸主同意、家賃・礼金・敷金等の上限などを満たすもの</p>	住宅政策課
防災・安全交付金	
<p>・ 一部損壊のうち、損害割合が10%未満 一世帯あたり30万円以内（工事費の20%） 概要：被災した住宅の瓦屋根の補修への支援について、災害救助法の応急修理の対象となる「半壊」に該当しない「一部損壊」の住宅のうち、耐震性の向上等に資する補修について、防災・安全交付金の効果促進事業の対象として支援を受けられます。 修理費が150万円を超える場合は、工事費の20%（上限20万円）を県単独事業により別途加算します。 【2020年3月現在、台風第15号による被害のみ対象】</p>	都市計画課
市原市借上住宅制度	
<p>・ 被災者への借上住宅 住宅に大きな被害を受けた者に、民間賃貸住宅を借り上げて提供 入居期間：1年間 対象者：○住宅の全壊又は半壊の被害認定を受けた者 ○通行規制されたことにより住宅への出入りが困難な者 対象住宅：貸主同意、家賃・礼金（無し）・敷金等の上限などを満たすもの</p>	住宅政策課
住宅の応急修理（県単独事業）	
<p>・ 住宅の応急修理（半壊、一部損壊のうち、災害救助法、防災・安全交付金の対象外となったもの） 被災時に被害を受けた住宅に居住しており、かつ、修理後に引き続き居住し続ける世帯に対し、当該住家での日常生活に必要な最低限な箇所を修繕するための工事で、自らの資力では応急修理できない方が対象です。 一世帯あたり50万円以内（工事費の20%）</p>	都市計画課
被災した宅地に係る工事費用の補助	
<p>・ がけ地崩壊により被災した宅地の二次被害防止工事（擁壁設置など）に係る対象経費の一部補助 ・ 対象 (1) 被災宅地の危険度判定が危険宅地又は要注意宅地 (2) 被災した時に危険区域内に住居があり、引き続き居住する者 (3) 市税の滞納がない者 (4) 千葉県のがけ地の条例や建築基準法などの法令に適合する事業</p>	<p>☆宅地課（被災宅地の危険度判定に関すること） ☆建築指導課（手続・工事に関するこ</p>

内容		担当部署	
(5) 国、県又は市の類似の事業の対象でないこと ・金額 (1) 対象経費(50万円以上)の2分の1の額 (2) 一団の崩壊したがけ地につき、限度額300万円		と)	
市原市災害見舞金			
・罹災証明書の判定で住家が半壊以上か床上浸水となった世帯、死亡された方のご遺族、傷害を受けた方に見舞金を支給します。		保健福祉課	
被害の状況	見舞金額		
	一般世帯		一人世帯
住家の全壊	15・19号・10/25 : 500,000円 50,000円		15・19号・10/25 : 400,000円 30,000円
住家の大規模半壊	15・19号・10/25 : 250,000円 半壊に準じる		15・19号・10/25 : 200,000円 半壊に準じる
住家の半壊	30,000円		20,000円
床上浸水	20,000円		10,000円
死亡	1人につき100,000円		
傷害	1月以上の入院を要すると診断された傷害	1人につき50,000円	
	2週間以上1月未満の入院を要すると診断された傷害	1人につき20,000円	
※一般世帯とは一人世帯以外の世帯になります。また、太字は、令和元年台風第15号、第19号、10月25日大雨の罹災に伴い増額及び新設し、同災害に適用されるものとなります。			
千葉県災害見舞金・千葉県災害弔慰金			
・罹災証明書の判定で住家が全壊となった世帯、死亡された方のご遺族、1か月以上の治療を要する見込みの重傷を受けた方に、見舞金等を支給します。		保健福祉課	
被害の状況	見舞金等の額		
死者	1人につき100,000円		
行方不明者	1人につき100,000円		
重傷者	1人につき30,000円		
住家の全壊	1世帯につき100,000円		
災害弔慰金			
・災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 生計維持者の死亡 500万円 その他の者の死亡 250万円		保健福祉課	
災害障害見舞金			
・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円		保健福祉課	

内容		担当部署																																										
災害援護資金の貸付																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合は除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年1.5%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 但し、住居が滅失した場合は1,270万円。</td> </tr> </tbody> </table>		貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合は除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）		世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 但し、住居が滅失した場合は1,270万円。	保健福祉課
貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																											
	ア 当該負傷のみ		150万円																																									
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																																									
	ウ 住居の半壊		270万円																																									
	エ 住居の全壊		350万円																																									
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																											
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																																									
	イ 住居の半壊		170万円																																									
	ウ 住居の全壊（エの場合は除く）		250万円																																									
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																										
貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）																																											
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																																											
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																																											
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																																											
1人	220万円																																											
2人	430万円																																											
3人	620万円																																											
4人	730万円																																											
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 但し、住居が滅失した場合は1,270万円。																																											
市県民税の減免																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・居住する家屋や家財などの価格の10分の3以上の損害（保険金などで補てんされる額を除く）を受けたとき、前年の所得に応じて減免します。 		市民税課																																										
固定資産税・都市計画税の減免																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・課税されている物件が、り災（被災）証明書の判定で半壊以上の課税されている家屋（住宅、物置など）は、被害の程度により一定の割合で減免します。 		固定資産税課																																										
市税、国民健康保険料の徴収猶予																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・被災により納付が困難なとき、生活状況に応じて納付の一定期間猶予か分割納付に対応します。 		債権管理課																																										
義援金の支給																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県及び市原市において募集した義援金を千葉県災害義援金配分委員会が定めた配分基準及び市原市災害義援金配分委員会において決定した配分案に従い配分します。 ・対象となる世帯には、12月25日以降に「災害義援金配分申請書」を郵送しますので必要事項を記入の上返送してください 		出納室 財政課																																										

内容				担当部署
◎義援金配分額				
	対象区分	説明	金額	
人的被害	死亡	災害弔慰金または災害見舞金の死亡者に該当する方	33万円	
	重傷者	災害で1ヵ月以上の治療が必要な負傷をされた方	17万円	
住家被害	全壊	「全壊」と判定された世帯 または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	33万円	
	半壊・大規模半壊	「半壊」または「大規模半壊」と判定された世帯	17万円	
	床上浸水	床上浸水により「一部損壊」と判定された世帯	4万円	
	一部損壊	「一部損壊」と判定された世帯	1万円	
り災証明書の受付				
<ul style="list-style-type: none"> ・台風15号により被害があり、既にり災証明書等交付願を市に提出された方のうち、台風19号により被害状況が拡大し、被害程度の再認定が必要と思われる方については、再度、り災証明書等交付願を受け付けます。 ・台風19号、10月25日大雨により新たに家屋などに被害が生じた場合には、新規に、り災証明書等交付願を受け付けます。 				固定資産税課
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限の適用除外				
<ul style="list-style-type: none"> ・所有する住宅、家財等の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、特例的に前年の所得による所得制限の適用を除外し、手当を支給します。 				障がい者支援課
国民年金保険料の免除				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により居住する家屋等が5割以上の被害を受け、保険料の支払いが困難な場合、保険料を全額免除します。 ・免許証などの本人確認書類と、り災証明書を持参するか、被害状況届を記入して、国民年金室又は支所の窓口で申請してください。 				国民年金室
住民票の写し等の証明書手数料免除				
<ul style="list-style-type: none"> ・台風15号及び台風19号並びに10月25日の大雨の被害を受けられた方で、復旧のための諸手続などに各種証明書が必要なとき、発行する際の手数料を免除します。 <p>① 対象となる証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（広域交付住民票も対象） ・印鑑登録証明書 ・所得証明書 ・納税証明書 ・完納証明書 ・固定資産評価額証明書 				市民課

内容	担当部署
<p>② 申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証などの本人確認書類と、り災証明書か被災証明書を持参して、市民課又は支所の窓口で申請。 ・代理人が申請するときは委任状、印鑑登録証明書を申請するときは、印鑑登録証が必要。 <p>※自動交付機及びコンビニ交付での対応は不可。</p>	
国民健康保険料の減免	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、居住する家屋等が30%以上の被害（保険金、損害賠償等により補填されるべきものを除く）を受けて、保険料の納付が困難な場合、被害状況に応じ保険料を減免します。（所得要件等あり） 	国民健康保険課
後期高齢者医療保険料の減免	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、居住する家屋等が20%以上の被害（保険金、損害賠償等により補填されるべきものを除く）を受けて、保険料の納付が困難な場合、被害状況に応じ保険料を減免します。（所得要件等あり） 	国民健康保険課
国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の免除	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた場合は、一部負担金の支払いを免除します。 <p>【台風15号・19号、10月25日大雨が対象】</p>	国民健康保険課
浸水被害を受けた住宅の消毒作業	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の防止を図るため、床上・床下浸水を受けた住宅に対し、無料で消毒液の散布を実施します。 	保健福祉課
介護保険料の減免	
<ul style="list-style-type: none"> ・居住する家屋などが損害を受け、保険料の納付が困難なとき、損害の程度と前年の所得に応じて減免します。 	高齢者支援課
介護保険等に係る利用者負担額の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住家の全半壊、全半焼又は床上浸水をした場合、並びに主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合は、これらに該当したときから令和2年1月までに利用した介護サービス等に係る利用者負担額の全額を市が負担します。 	高齢者支援課
児童扶養手当の所得制限の適用除外	
<ul style="list-style-type: none"> ・所有する住宅、家財等の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、特例的に前年の所得による所得制限の適用を除外し、手当を支給します。 	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予	
<p>(1)各資金の返済を猶予 (2)住宅に被害を受けた人へ住宅資金などの返済開始までの期間を延長 (3)寡婦への貸付の所得制限の適用を除外 (4)住宅資金による修繕費の貸付相談を実施しています。</p>	子ども福祉課
生活福祉金の貸し付け	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災により緊急で一時的に生活費が必要なとき、原則10万円以内を無利子で貸し付けいたします。（所得制限あり） 	社会福祉協議会
開発行為許可等申請手数料の免除	
<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行を受けた建築物の建替え等に伴う開発許可等申請手数料を免除します。 <p>期間及び対象：災害の発生した日から1年以内に受付した開発許可等の申請</p>	宅地課

内容	担当部署
建築確認申請等手数料の免除	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用を受けた地域内において、災害により滅失又は損壊した建築物の建築等に伴う建築確認、中間検査及び完了検査申請手数料を免除します。 期間：災害の発生した日から1年以内	建築指導課
損壊家屋等の公費撤去	
<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明が半壊以上（10月25日の大雨については全壊）の被災家屋の所有者等を対象に、所有者の意向を確認の上、市による撤去等を実施します。所有者等が自ら撤去した場合についても、費用償還等の支援を行います。 	クリーン推進課
土砂混じりがれき撤去の支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・今般の災害により、人の居住する宅地内に堆積した、土砂混じりがれきについて、所有者の意向を確認の上、市による撤去を実施します。 ・所有者等が自ら撤去した場合に一部費用償還等の支援を行います。 	環境管理課
特別相談窓口の設置	
【設置場所】 市原商工会議所 【時間】 9時～17時（休日対応は事前に問い合わせ） 【相談内容】 (1) 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に災害復旧貸付の相談 (2) 災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が別枠保証をする制度の相談 (3) 既往債務の返済条件緩和等の対応など	商工業振興課
セーフティネット保証4号の適用	
<ul style="list-style-type: none"> ・今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、千葉県信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。 	商工業振興課
令和元年台風第15号による災害に関して追加の支援措置（経済産業省）	
1. 日本政策金融公庫による災害復旧貸付・金利引下げ 2. 信用保証協会によるセーフティネット保証4号、災害関係保証（上記、再掲） 3. 政府系金融機関・信用保証協会に対する配慮要請 4. 被災小規模事業者向け小規模事業者持続化補助金 5. ものづくり補助金（平成30年度補正事業2次公募）の被災地向け公募期間再延長と激甚地域の被災事業者の優先採択 6. 商店街のにぎわい回復支援の実施 7. 被災事業者への専門家派遣 【台風15号・19号のみ対象】	商工業振興課
被災農業施設等の復旧への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災した農業用ハウス等（畜舎を含む）の復旧及び撤去に要する経費に対し、支援を行います。 （補助対象）農業用ハウス・機械等の再建・修繕・撤去 （補助率） 共済加入者 国 3～5/10 県 2～4/10 市町村 2/10 被災者 1/10 共済未加入者 国 3/10 県 4/10 市町村 2/10 被災者 1/10 （補助対象）事業費 20万円以上	農林業振興課

内容	担当部署
鳥獣被害防止用の防護柵の再整備	
・国や市の補助金を活用して整備した防護柵の再整備を支援します。	農林業振興課
被災した農業用ハウスの廃ビニール等の受け入れ	
<p>・被災した農業用ハウスの廃ビニール等を受け入れます。</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風 15 号等により農業用ハウス等が被災したことがわかる写真、証明書等をお持ちの方 ・受入場所まで持ち込みできる方 <p>(受入品目) 廃ビニール、廃ポリ、防災網などのネット類、廃ガラス、金属パイプ類</p> <p>(申込方法) 持ち込む前日までに、農林業振興課へ電話予約。</p>	農林業振興課
水道料金の減免	
<p>・今回の災害が原因で漏水被害を受けた方の水道料金を減額します。</p> <p>【対象月】 被災後の直近請求月分（1 か月分のみ）</p>	給水課
下水道使用料の減免	
<p>・今回の災害が原因で漏水被害を受けた方の下水道使用料を減額します。</p> <p>【対象期別】 令和元年度内の漏水被害を受けていた期間に係る期別分（最大 2 か月） 今回の災害で半壊以上の建物被害を受けた方の下水道使用料を免除します。</p> <p>【対象期別】 令和元年度内の 1 期別分（り災証明書の建物で居住可能な場合は、申請直後の期別、不可能な場合は、発災直前又は直後の期別）</p>	下水道管理課
下水道受益者負担金の徴収猶予	
<p>・今回の災害で半壊以上の建物被害を受けた方の下水道受益者負担金の徴収猶予を行います。</p> <p>【猶予期間】 申請日から令和 4 年 3 月 31 日まで（ただし、令和元年 10 月 31 日までに申請したものは、平成 31 年度第 2 期分(9/30 納期分)から適用する。）</p>	下水道管理課
消防法危険物関係事務手数料の免除について	
<p>・台風 15 号及び台風 19 号により被災した危険物施設における修繕等を目的とした危険物関係事務手数料に関しましては免除することとします。</p> <p>① 免除となる手数料 市原市手数料条例第 2 条第 1 6 号に規定する消防法危険物事務手数料（設置許可申請、変更許可申請等）</p> <p>② 免除する申請期間 令和元年 11 月 13 日から令和 2 年 3 月 31 日まで</p> <p>③ 申請時に添付するもの 「り災証明書」または「被災証明書」</p> <p>【台風 15 号・19 号のみ対象】</p>	危険物保安課
農地等の災害復旧に対する支援	

内容	担当部署
<p>・台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨により、被災した農地や共同利用施設等の復旧に係る支援を行います。</p> <p>(1) 資材支給 自力復旧する場合に、市が土地改良区等に対して、資材を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材支給材・・・木柵、山砂、土のう等 ・支給対象事業・農地の法面、畦畔復旧等 ・支給申請者・・・土地改良区、農家組合、水利組合、農業者で組織する団体又は町会 ・支給申請期間・随時受付中 <p>(2) 補助金の交付 業者に委託して復旧する場合に、市が改良区等に対して、補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象・・・復旧に 10 万円以上かかる農地等 ・補 助 率・・・工事費の 2 分の 1 (1 筆毎)。 ただし、20 万円を限度とする。 ・復旧対象事業・農地内に堆積した土砂等の撤去浸水等により被災した揚水機の交換等 ・最小申請単位・農地は、筆毎(地番) 揚水機等は、施設毎 ・補助申請者・・・土地改良区、農家組合、水利組合、農業者で組織する団体又は町会 <p>※資材支給・補助を適用する際は、申請書が必要になります。 ※個人での申請は受付出来ません。団体での申請をお願いします。</p>	<p>農林業環境整備課</p>
災害復興住宅資金利子補給	
<p>・住宅に損害を被った方の住宅復興を支援するため、被災者又はその親族の方が金融機関から住宅復興のための資金を借り入れた場合に、その利子の一部を補助します</p> <p>◇利子補給の対象者 次のいずれにも該当する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災したことの証明を受けた住宅を被災者又はその親族が所有していた方(被災時に居住していた方) ・被災者が居住するために、住宅の建設若しくは購入を市内で行う方、又は市内の被災住宅の補修を行う方 ・令和元年 9 月 9 日以降に金融機関と契約を締結し、令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに融資の実行を受けた方 ・他から同様の利子補給を受けず、かつ、受けようとしていない方 <p>◇利子補給の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給対象限度額：借入金の額が 1 0 万円以上 5 0 0 万円以下 ・利子補給の額(率)：月単位で算出した借入金の残金に対し、年利 2. 0 % を乗じて得た額 ・利子補給期間：借入金の返済開始日から 5 年以内 <p>◇申請書等の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に融資の申込みを行った日から原則として 1 か月以内 	<p>住宅政策課</p>

資料 4 8 千葉県知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う指定河川・海岸 水防

1. 千葉県知事が行う水防警報

水防法 16 条に基づき、千葉県知事が行う指定河川、海岸の基準水位（潮位）観測所、水防警報区域及び通報責任者、受報者は次のとおり。

河川・海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	水防警報区域	発表者	伝達者	受報者
(二)養老川	牛久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50	(左右岸) 自 市原市養老（高滝ダム） 至 東京湾（養老大橋）	市原土木事務所長	市原土木事務所長 (鶴舞出張所)	市原市長
※ 八幡浦海岸, 五井姉崎海岸, 長浦海岸	千葉港	市原市	AP±0	2.50	2.80	自 市原市 至 市原市	市原土木事務所長	市原土木事務所長	市原市長
※ 千葉港海岸(市原地区)	千葉港	市原市	AP±0	2.10	2.50	自 市原市 至 袖ヶ浦市	千葉港湾事務所長	千葉港湾事務所長	市原市長

AP(東京湾中等潮位 -1.1344m) ※高潮のみ ±

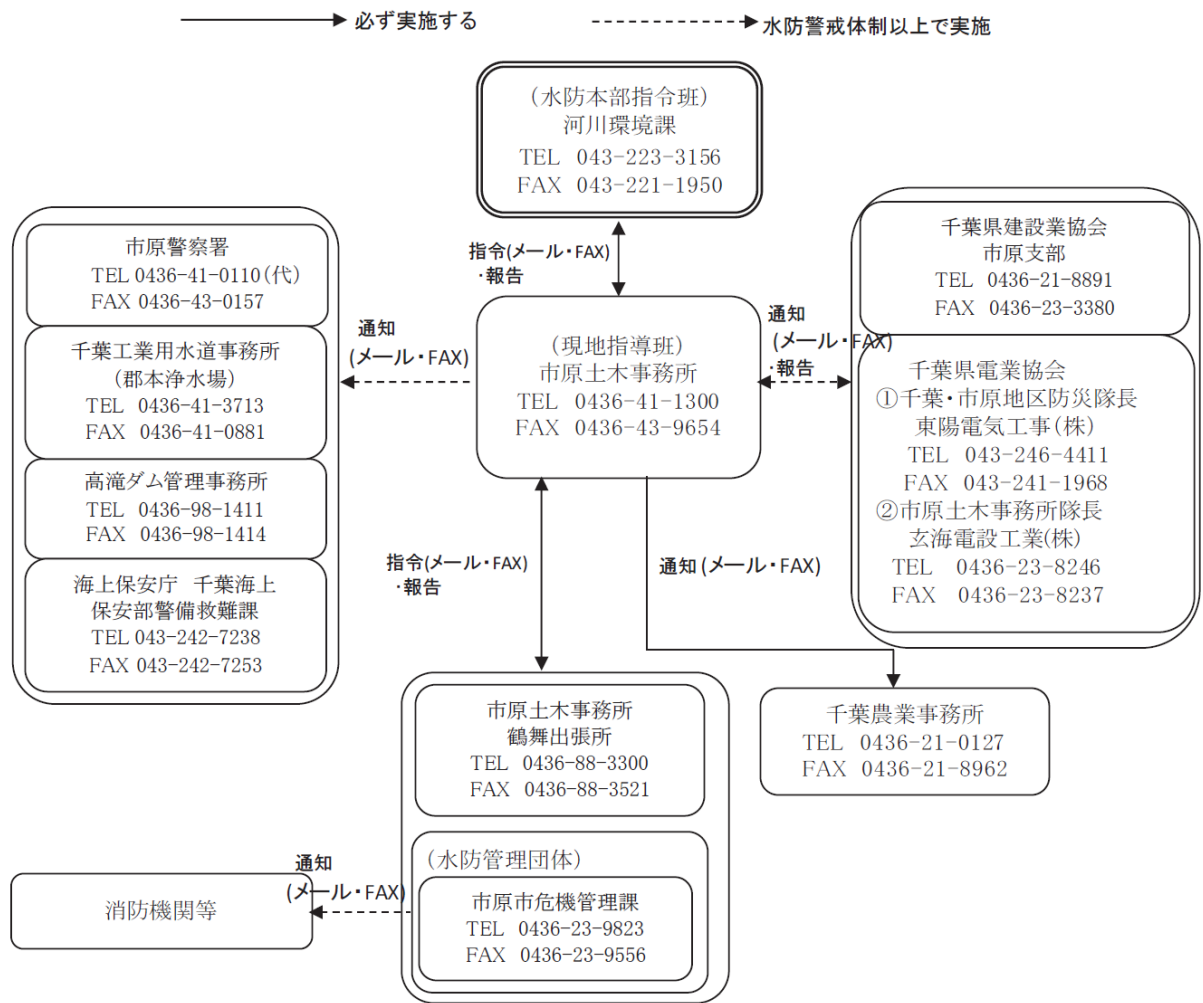
2. 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知

水防法 13 条第 2 項に基づき、千葉県知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川の水位観測所、区間、避難判断水位（特別警戒水位）および通知先は次のとおり。

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位(m)	区間			受報者	
							基点～終点	上流端(kp) ～下流端(kp)	延長 (km)	現地指導班	水防管理者
(二)養老川	牛久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50	6.20	市原市養老（高滝ダム） ～東京湾（養老大橋）	30.0 ～ 0.0	30.0	市原土木事務所	市原市長
(二)椎津川	椎津	市原市姉崎 162-2	TP+0.139	2.00	2.40	2.80	市原市不入斗～東京湾	4.1 ～ 0.0	4.1	市原土木事務所	市原市長
(二)村田川	草刈	市原市草刈字堰の下 961 官有地	TP+2.309	1.50	3.10	4.20	市原市潤井戸～東京湾	7.6 ～ 0.0	7.6	千葉土木事務所 市原土木事務所	千葉市長 市原市長
	押沼橋	市原市押沼 354	TP+11.016	0.90	2.50	3.20	千葉市緑区板倉町 ～市原市潤井戸	17.5 ～ 7.6	9.9	千葉土木事務所 市原土木事務所	千葉市長 市原市長

資料 4 9 水防本部の連絡系統 水防

水防本部指令情報伝達系統（市原土木事務所） 水防

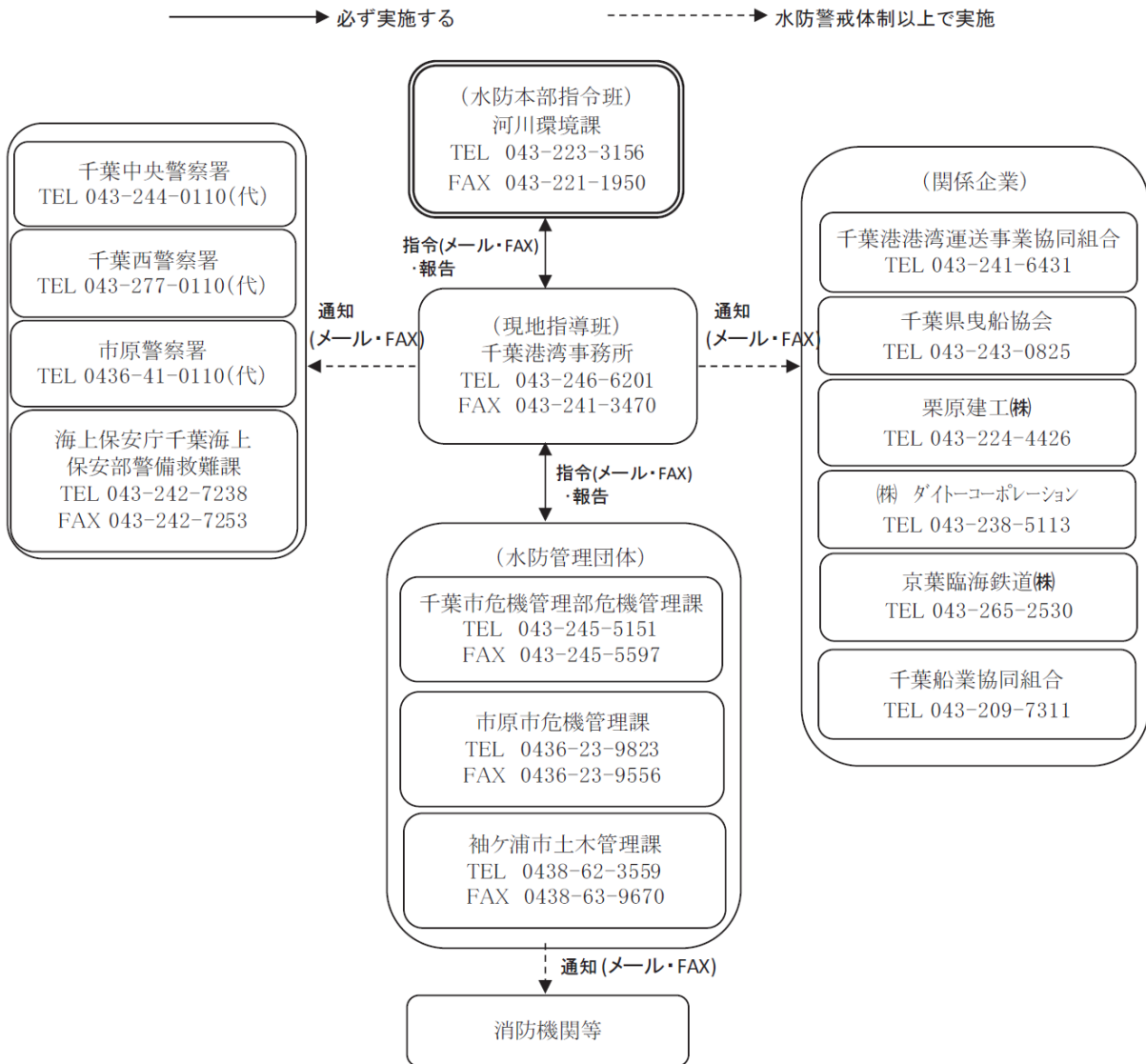


水防警報伝達系統 市原土木事務所

指令・報告
 情報提供

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
養老川	うしく 牛久	氾濫危険 6.20m 氾濫注意 5.50m 水防団待機 3.20m	市原土木事務所 ↓ 市原警察署、海上保安庁 高滝ダム管理事務所、千葉農業事務所 千葉工業用水道事務所(郡本浄水場)
八幡浦海岸 五井姉崎海岸 長浦海岸	千葉港	氾濫注意 2.80m 水防団待機 2.50m	市原土木事務所 ↓ 市原警察署、海上保安庁 千葉農業事務所

水防本部指令情報伝達系統（千葉港湾事務所） 水防



水防警報(高潮)伝達系統 千葉港湾事務所 ◀ 指令・報告

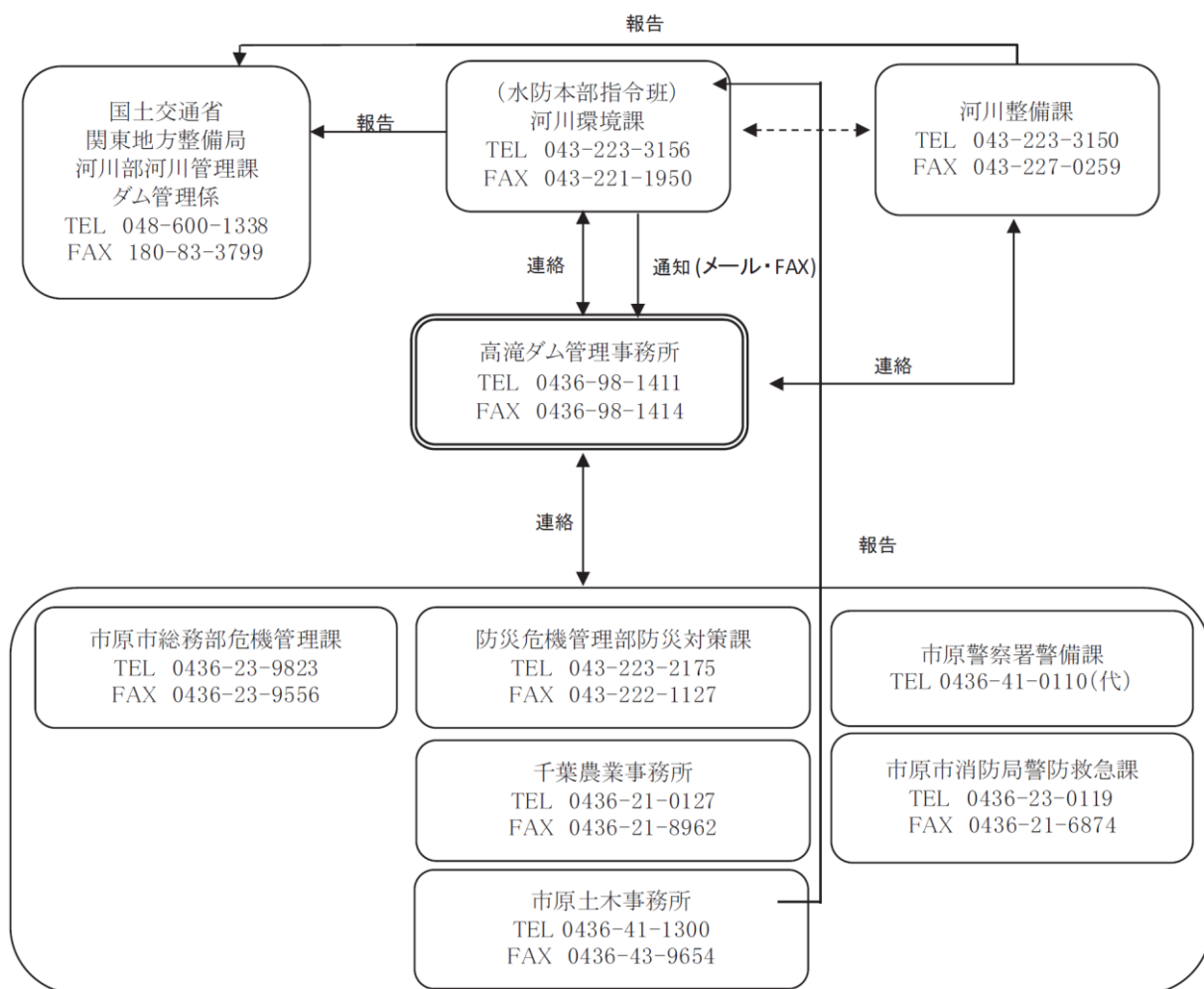
海岸名	観測所	潮位基準	伝達系統
千葉港 海岸 千葉地区	千葉港	氾濫注意 2.50m	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">千葉港湾事務所</div> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川環境課 ▶ 港湾課 ▶ 施設操作担当者 ▶ 千葉市 ▶ 市原市
		水防団待機 2.10m	
千葉港 海岸 市原地区	千葉港	氾濫注意 2.50m	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 千葉中央警察署、千葉西警察署 ▶ 市原警察署 ▶ 千葉土木事務所、市原土木事務所 ▶ 海上保安庁 ▶ 関係企業
		水防団待機 2.10m	

-----▶ 情報提供

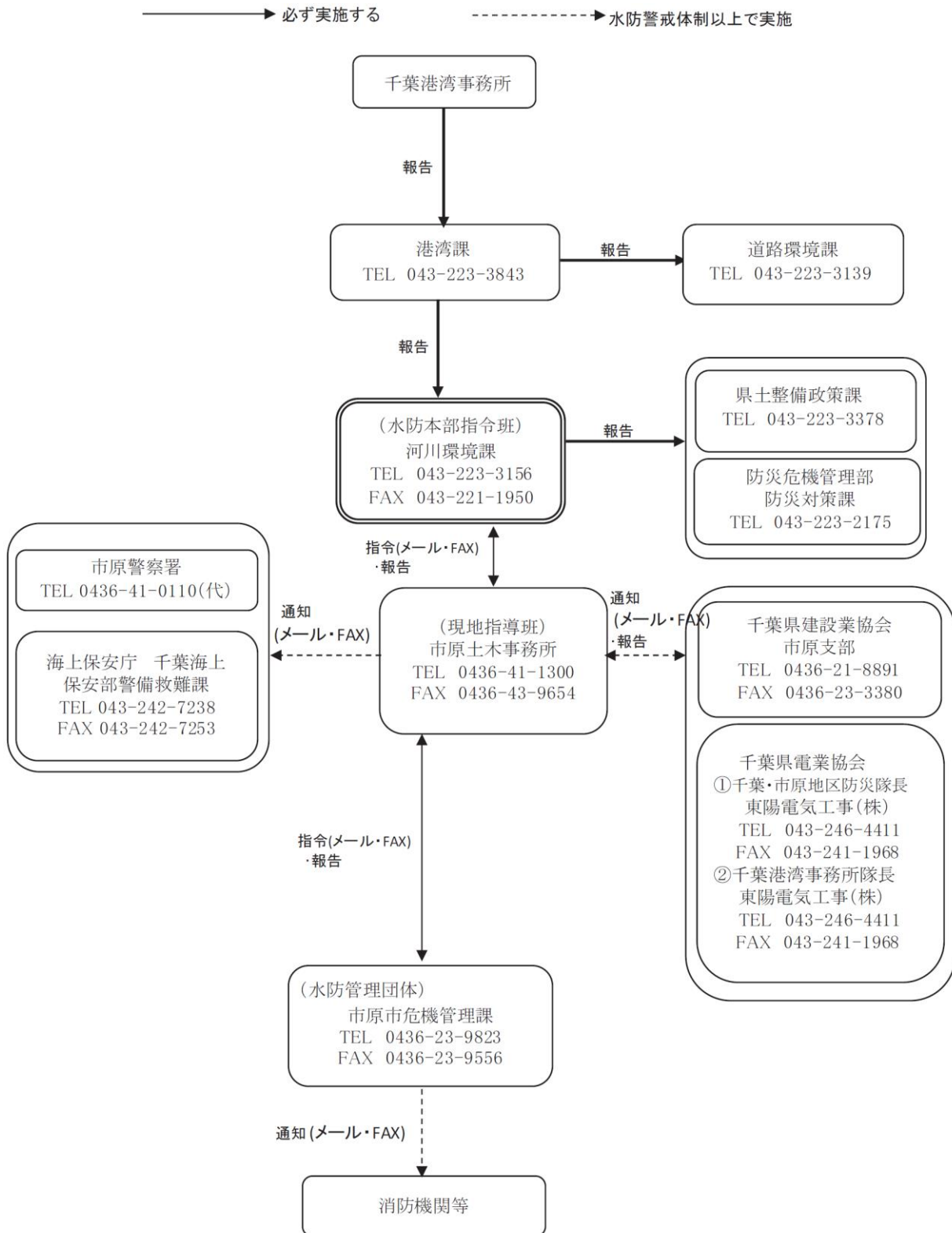
- ▶ 防災危機管理部 防災対策課
- ▶ 銚子地方気象台
- ▶ 気象庁本庁

高滝ダム洪水警戒体制発令情報伝達系統 水防

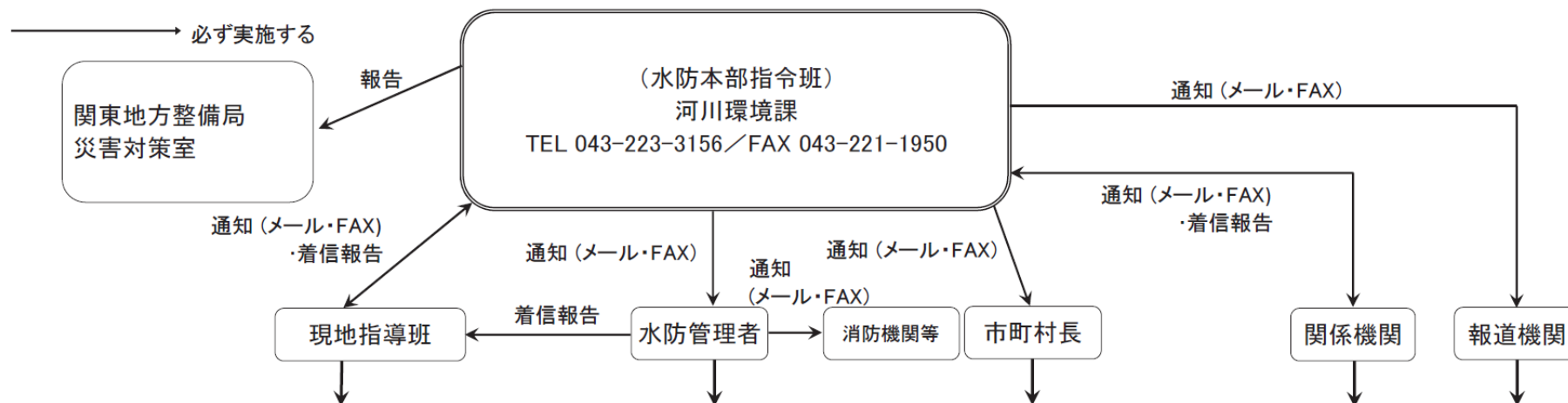
→ 必ず実施する



千葉港湾事務所所管の施設に異常が発生し、後背地の浸水被害が予測される場合の
伝達系統 **水防**

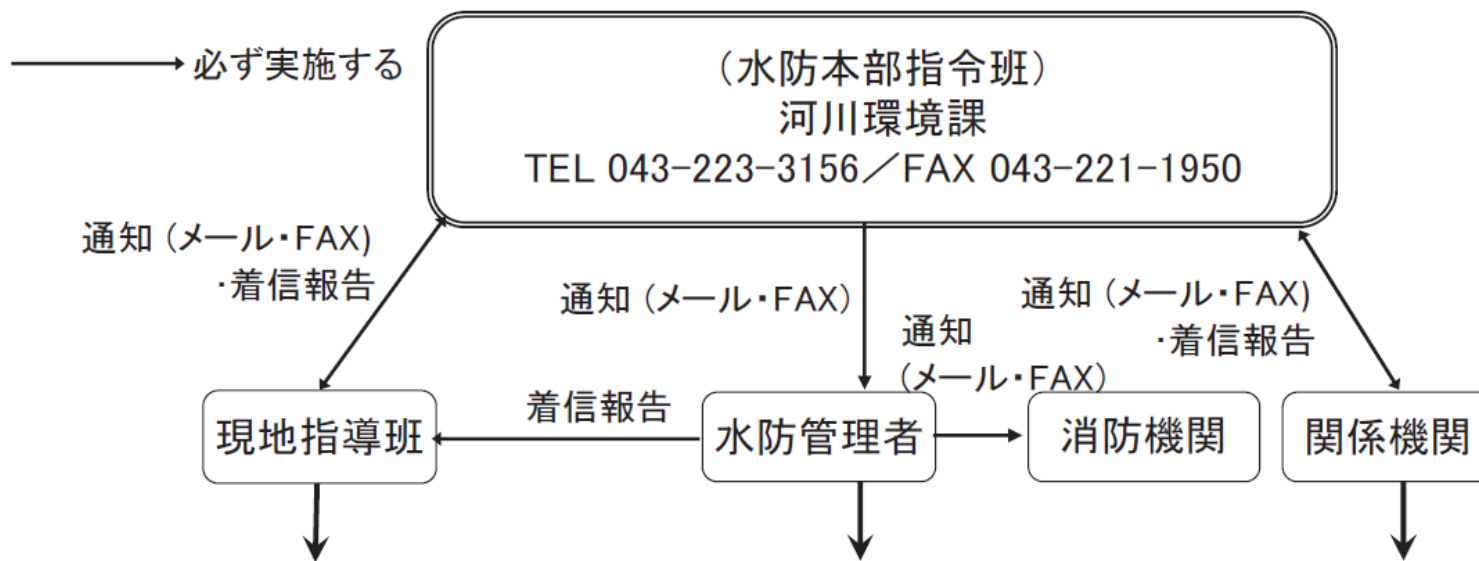


水位周知河川における氾濫危険水位に到達した場合の伝達系統 水防



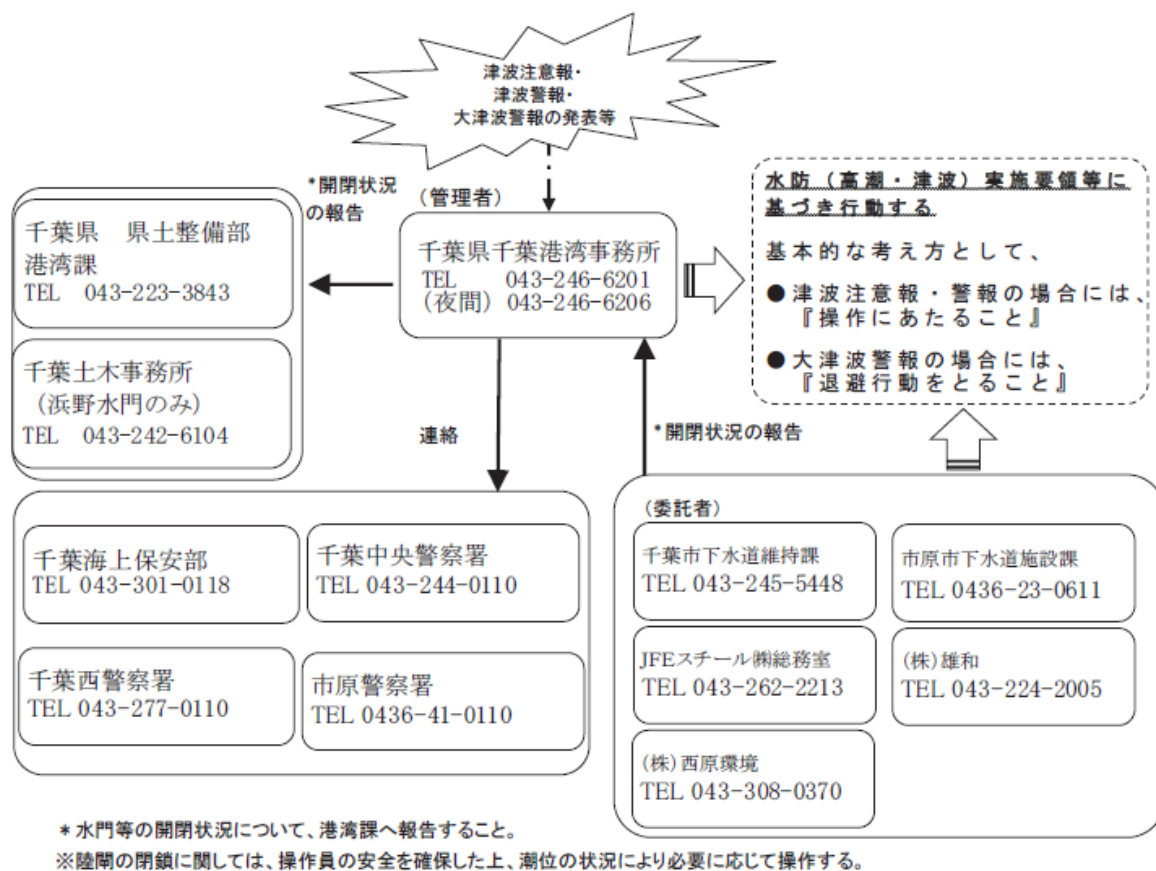
河川名	水位観測所	現地指導班	市原市	関係機関	報道機関等
養老川	牛久	市原土木事務所 TEL 0436(41)1300 FAX 0436(43)9654	市原市 総務部 危機管理課 TEL 0436-23-9823 FAX 0436-23-9556	千葉県災害対策本部 (防災対策課) 千葉県警察本部 →所轄 陸上自衛隊 第1空挺団 銚子地方気象台	千葉県 報道広報課 →報道各社
椎津川	椎津				
村田川	草刈 押沼橋				

千葉沿岸域水防警報の伝達系統図(東京湾内湾) 水防



沿岸名	現地指導班	市原市	関係機関
東京湾内湾	市原土木事務所 TEL 0436 (41) 1300 FAX 0436 (43) 9654	市原市 総務部 危機管理課 TEL 0436-23-9823 FAX 0436-23-9556	千葉県災害対策本部 (防災対策課) 千葉県警察本部 →所轄 陸上自衛隊第1空挺団 銚子地方気象台

津波にかかわる水門等を開閉操作した場合の伝達系統 水防



津波に関係のある水門一覧表 千葉港湾事務所 (市原地区)

港湾名	地区名	施設名	排水機・門扉諸元		操作に要する時間	管理者	管理体制	操作再委託先
			型式	規格(寸法・排水量)				
千葉港	市原地区	市原水門	鋼製ローラーゲート (電・手)	12.0m×5.5m	約20分	千葉県港湾課	委託 市原市	アイテック(株)
千葉港	市原地区	白旗水門	鋼製ローラーゲート (電・手)	8.0×5.0m (2門)	約20分	千葉県港湾課	委託 市原市	アイテック(株)
千葉港	市原地区	白旗排水路水門	鋼製ローラーゲート (手動)	W=3.4m H=3.7m	約20分	千葉県港湾課	委託 市原市	アイテック(株)
千葉港	市原地区	五井排水路水門	鋼製ローラーゲート (手動)	W=3.4m H=2.6m	約20分	千葉県港湾課	委託 市原市	アイテック(株)

資料50 水防指令様式集 **水防**

様式1 水防指令

千葉県水防本部水防指令情報伝達表

(発信)

水防本部指令班
(河川環境課)

(TEL 043-223-3156)
(FAX 043-221-1950)
送信者:

指令
通知
→

←
着信確認
報告

(あて)

現地指導班等

指令
通知
→

←
着信確認
報告

(発信)

水防管理団体等

(あて)

(月 日 時 分 発信)

(月 日 時 分 発信)

(月 日 時 分 受信)

種類	水防本部 第 号	指令・情報
発令日時	平成 年 月 日 時 分	
決 裁	県土整備部長 次長	河川環境課長 副課長 河川整備課長 副課長 室長 室員
	水防本部指令班→現地指導班	
主文	現地指導班→水防管理団体等	
(例) ○○土木事務所は○○体制をとってください。		
解説	(例) 台風○○号が接近しています。日が変わる頃から朝方にかけて、多い所で時間○○mmの雨が予測されますので、注意してください。	

指令情報確認表(あて)

機関名	着信確認		指令情報番号										
	受信者名	時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
千葉土木事務所													
市原土木事務所													
葛南土木事務所													
東葛南土木事務所													
柏土木事務所													
印旛土木事務所													
成田土木事務所													
香取土木事務所													
海匝土木事務所													
銚子土木事務所													
山武土木事務所													
長生土木事務所													
夷隅土木事務所													
安房土木事務所													
君津土木事務所													
千葉港湾事務所													
葛南港湾事務所													
木更津港湾事務所													
亀山・片倉ダム													
高滝ダム													

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
県土整備政策課		
道路計画課		
道路環境課		
道路整備課		
港湾課		
市街地整備課		
公園緑地課		
下水道課		
住宅課		

機関名	着信確認		
	受信者名	時刻	
農林水産政策課			準:準備体制
耕地課			注:注意体制
漁港課			警:警戒体制
防災危機管理課			非1:非常第1体制
県警本部			非2:非常第2体制
陸上自衛隊第1空挺団			解:解除
			パ:パトロール指令
			活:活動人員報告

○○川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第_____号
基準水位観測所		

発表日時	令和 年 月 日() 時 分
------	-----------------

番号	発表内容
1	_____局の雨量は、_____日 _____時まで_____mmです。
2	_____局の水位は、_____日 _____現在、_____mです。
3	_____は、 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ①水防団待機水位 (通報水位) ②氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;"> ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。 </div>
4	水防機関は、 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ⑥待機 ⑦準備 ⑧出動 ⑨警戒 </div> してください。
5	水防警報を解除します。

↑
○印を付ける

伝達先機関（着信確認チェック）

機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム事務所	○○用水管理所	県河川環境課
着信確認						

機関名	○○警察署	△△地域振興事務所				
着信確認						

○○海岸 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第____号
基準水位観測所		

発表日時	令和 年 月 日() 時 分
------	-----------------

番号	発表内容
1	台風____号の、 <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> ①接近により、 ②通過により、 ③影響は無くなりましたので、 </div>
2	____は、 <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> ④水防団待機水位 (通報水位) ⑤氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> ⑥を上回る恐れがあります。 ⑦程度です。 ⑧を下回る見込みです。 </div>
3	水防機関は、 <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> ⑨待機 ⑩準備 ⑪出動 ⑫警戒 </div> してください。
4	水防警報を解除します。

↑
○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○市	△△町	○○村	○○土木 事務所	県港湾課	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

千葉県沿岸域 水防警報

種類	出動・解除	第____号
----	-------	--------

発表日時	令和 年 月 日()	時 分
------	-------------	-----

番号	発表内容	
1	千葉県 九十九里・外房	〔 ①津波警報 ②大津波警報 〕 が発表されました。
	千葉県 内房	〔 ①津波警報 ②大津波警報 〕 が発表されました。
	東京湾 内湾	〔 ①津波警報 ②大津波警報 〕 が発表されました。
2	水防機関は、出動レベルに達しました。 ※津波到達時間を考慮し、安全に水防活動を行って下さい。	
3	水防警報を解除します。	

↑
○印を付ける

伝達先機関（着信確認チェック）

機関名	〇〇市	△△町	〇〇村	〇〇土木 事務所	県港湾課	県河川 環境課
着信確認						

機関名	〇〇警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

○○港海岸（○○地区） 水防情報提供・施設操作指令
水防警報

※水防警報の発令でない時は、「水防警報」を2重線で消す。

基準水位観測所	千葉港	第 ○ 号
---------	-----	-------

発表日時	令和 年 月 日 () 時
------	----------------

種類	発表内容
水防警報	待機 準備 出動 警戒 解除 台風○号の接近に伴う高潮の影響により、（水防団待機水位・氾濫注意水位）（A.P.+○○m）を超えると予測されるため、水防警報を発令します。 水防機関は（待機・準備・出動・警戒）してください。
	発表内容 台風○号の接近に伴う高潮の影響により、（水防団待機水位・氾濫注意水位）（A.P.+○○m）を超えると予想されるため、情報提供します。
施設操作指令	発表内容 待機 準備 出動 警戒 解除 台風○号の接近に伴う高潮の影響により、令和 年 月 日 () 時分に操作体制「第○段階」を指示します。 関係機関は、下記の各排水機場・水門、陸閘の操作体制を執ってください。 ●「○○」、「○○」、「○○」の各排水機場並びに水門の操作をお願いします。 ●「○○」、「○○」、「○○」の各横引きゲートの操作をお願いします。

↑
○印を付ける
水防警報発令時には、「水防警報」に○を付け、「情報提供」、「施設操作指令」を2重線で消す。
水防警報の発令でない時は、「水防警報」を2重線で消す。

※着信後、○○○-○○○-○○○○ までご連絡願います。

伝達先機関（着信確認チェック）

機関名	○○市 ○○課	○○市 ○○課	○○市 ○○課	㈱○○社	㈱○○社	㈱○○社	㈱○○社	㈱○○社	㈱○○社
着信確認									

機関名									
着信確認									

機関名	○○土木 事務所	○○土木 事務所	○○土木 事務所	○○ 警察署	○○ 警察署	○○ 警察署	○○市 消防局	○○市 消防局	○○市 消防局
着信確認									

○○川氾濫危険情報

【警戒レベル4相当情報[洪水]】

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。
(水防法 13 条で規定される特別警戒水位)
市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の
状況確認や避難準備をお願いします。

通知時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
河川名 ○○川
観測所名 ○○○○ (○○市△△)
到達時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
観測水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) ○. ○○m
氾濫注意水位 (警戒水位) ○. ○○m
氾濫危険水位 (特別警戒水位) ○. ○○m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 气象台
着信確認						

(様式 4 : ○○川氾濫危険情報)

○○川氾濫危険情報 第○号

下記の水位観測所において、氾濫危険水位を下回りました。

通知時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分

河川名 ○○川

観測所名 ○○○○ (○○市△△)

現在水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) ○. ○○m

氾濫注意水位 (警戒水位) ○. ○○m

氾濫危険水位 (特別警戒水位) ○. ○○m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 气象台
着信確認						

(様式 4-2 : ○○海岸高潮氾濫発生情報)

○○海岸 高潮氾濫発生情報

【警戒レベル5相当情報[高潮]】

下記の水位観測所において、高潮特別警戒水位に
到達しました。(水防法 13 条の 3 で規定される特別警戒水位)
市町長が発表する避難情報に注意するとともに、堅牢な
建築物内の浸水が及ばない高い場所で安全確保を図るなど、適切な防災
行動をとってください。

通知時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
海岸名 ○○海岸
観測所名 ○○○○
到達時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
観測水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

高潮特別警戒水位 ○. ○○m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 气象台
着信確認						

(様式 4-2 : ○○海岸高潮氾濫発生情報)

○○海岸 高潮氾濫発生情報解除

下記の水位観測所において、高潮特別警戒水位を下回りました。

通知時刻 令和○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
海岸名 ○○海岸
観測所名 ○○○○
現在水位 ○. ○○m

参考

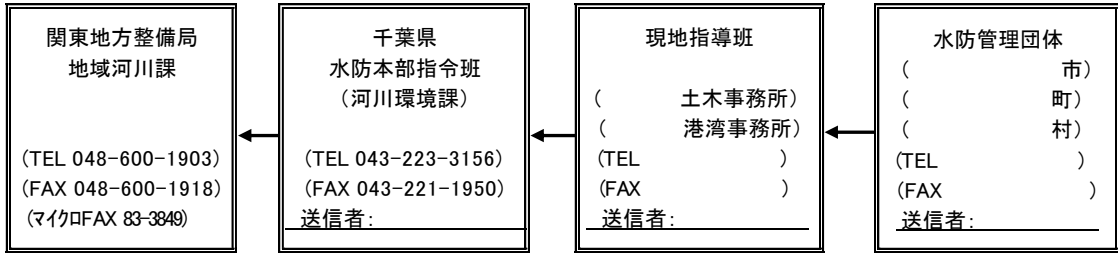
通知基準水位
高潮特別警戒水位 ○. ○○m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 气象台
着信確認						



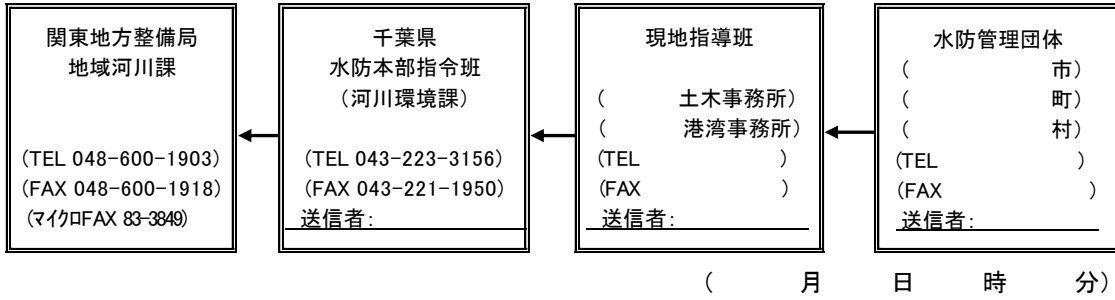
(月 日 時 分発信)

出水様式-2 (1)

被害情報 (千葉県)

出水名	(第 報)			
水系名	級河川	川水系	河川名	川
出水状況 現状 (見込み)				
被害状況 現状 (予測)	発生日時		発生場所	市町村 地先
	原因	破堤 : 超水 : 溢水 内水 : 未確認	距離標	左 : 右 ~ Km
	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >			
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)			
(1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
市・町・村 ha (予測 ha)				
(2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
市・町・村 死者 人 行方不明 人				
(3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
市・町・村 床下浸水 戸 (予測 戸)				
床上浸水 戸 (予測 戸)				
軒下浸水 戸 (予測 戸)				
家屋流出 戸				
(4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >				
市・町・村				

注) ・平面図を添付(破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)
 ・現地状況写真を添付



出水様式-2 (2)

被害情報 (千葉県)

被害への 対応状況	月 日 時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況 等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 市・町・村 地先 ① 水防工法 ② 延長等 ③ 進捗状況 ④ 災害対策車稼動状況

資料 5 1 重要水防区域 **水防**

1. 県管理河川等の危険度評定基準

(平成 9 年制定)

種 別	重 要 度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤防高 (河川)	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河岸高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。 近年に出水及び津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河岸高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。 近年の出水及び津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所。
堤体強度 (河岸)	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に特に天端幅が狭いか、又は法面勾配が急なため、堤防断面が小さく破堤等により甚大な被害が予想される所。 築堤後、1年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事（樋門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から法崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことがある所。 特殊堤又は護岸等の老朽化が著しい箇所、近接して住家、道路等の公共施設がある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。 築堤後、3年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事の施工後、3年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から、法崩壊、すべり沈下等が予想される所。 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。
漏 水	<ol style="list-style-type: none"> 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 従来漏水の実績があるが、これに対して処置が講じられた所。
水 衝	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生したことがある所。 越水により背後の住家等に被害が発生したことがある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で護岸はあるが、老朽化により効用が著しく減じているなど安全なものとは考えられない所。 越水の恐れがあり背後に住家等がある所。
洗 掘 (深掘)	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は護岸基礎部分の洗掘が著しい所で、根固工又は水制工等が十 	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は護岸基礎部分の洗掘の恐れがある所。

れ)	分でないと考えられる所。	
工事施工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない樋門、樋管等の工事で堤防を開削している所。 2. 工事施工に伴い一時的であるが、危険が予想される所。	1. 樋管、橋台等の施工箇所では堤防護岸が未施工の所。

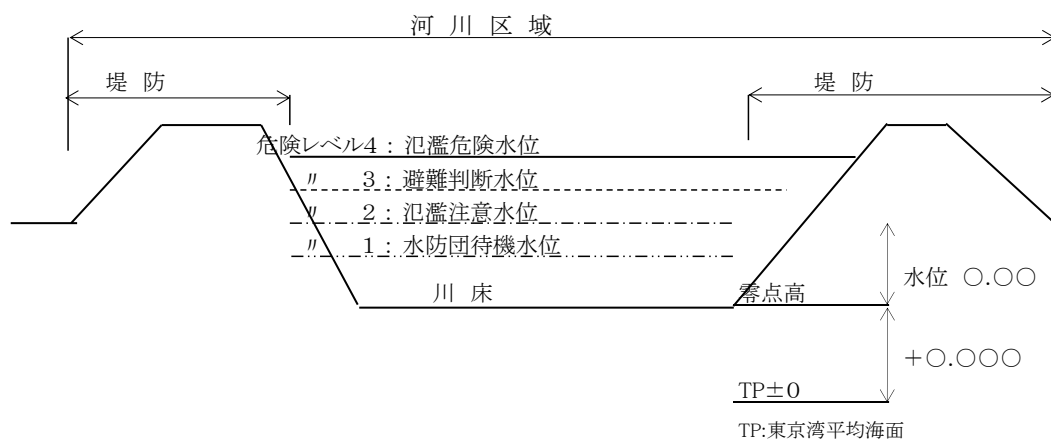
種 別	重 要 度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
工作物	1. 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。 2. 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。 3. 排水ポンプ場の稼働停止により氾濫の実績があり、住家等に被害が発生した所。	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じやすい所。

2. 水位観測所

河川名	観測所	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
養老川	○牛久	TP+13.779	3.20	5.50	6.20	7.10
	安須橋	TP+ 6.466	2.00	3.40	/	5.70
	霞橋	TP- 0.123	1.50	3.00		5.00
村田川	押沼橋	TP+11.016	0.90	2.50	3.20	4.70
	草刈	TP+ 2.309	1.50	3.10	4.20	5.40
椎津川	椎津	TP+ 0.139	2.00	2.40	2.80	3.10

※○印は水防警報河川の観測所であり、その他の観測所は水位若しくは流量から設定した参考値である。

3. 水位断面基準図



危険レベル	水位名称	内 容
1	水防団待機水位	水防団が出動のために待機する水位
2	氾濫注意水位	避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報の注意喚起、水防団の出動の目安
3	避難判断水位	避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
4	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の恐れがある水位

4. 市内の重要水防区域

(1) 県管理河川・海岸の重要水防区域

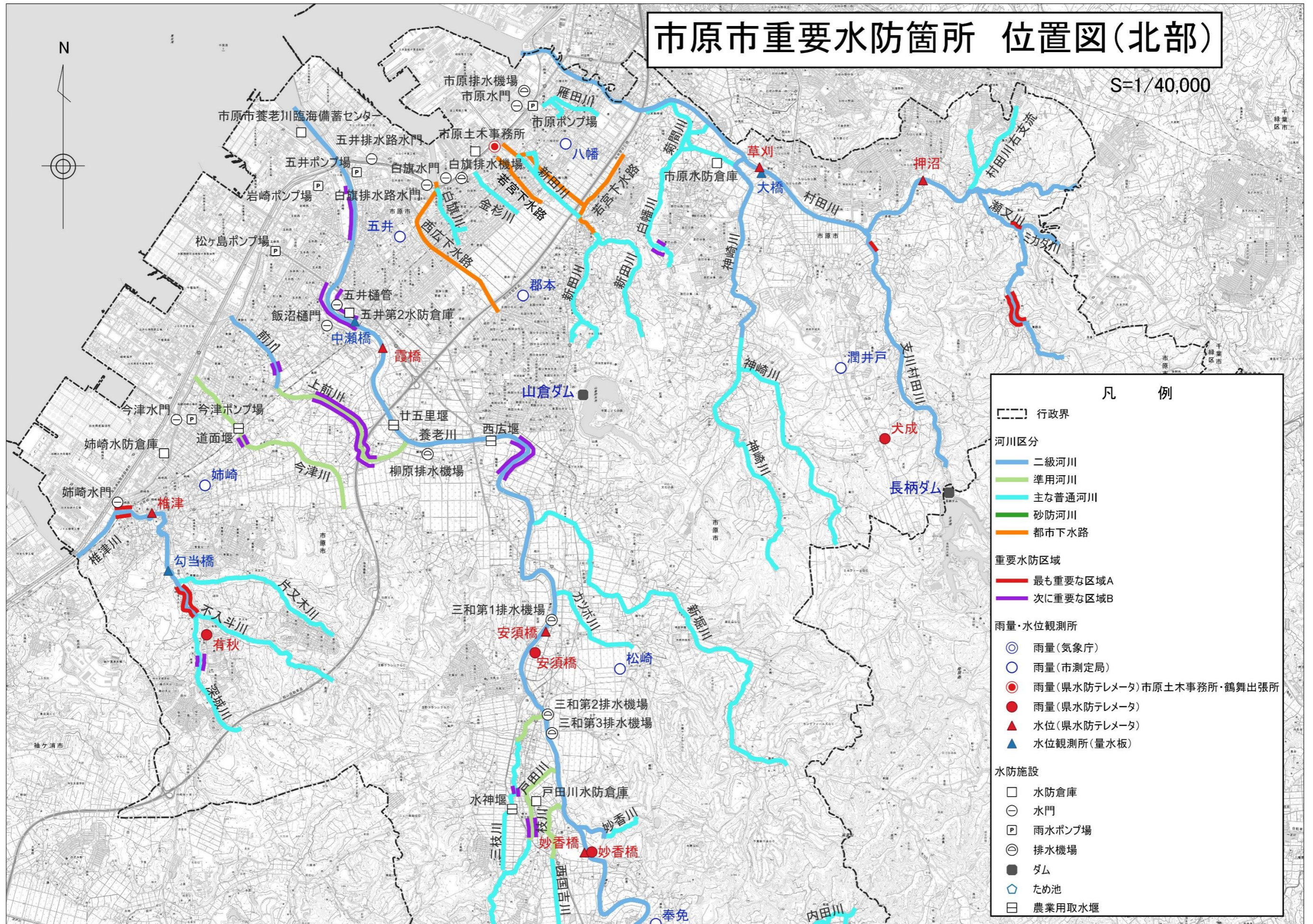
河川名	重要度		箇所名	延長 (m)		重要な理由	想定される水防 工法又は対策
	種別	階級		右岸	左岸		
二級養老川	水衝	B	西広	1,000	1,000	水衝部 (B1)	積み土のう工
二級支川 村田川	堤防高	A	喜多		90	(A2)	〃
二級椎津川	堤防高	A	不入斗	440	440	(A1)	〃
二級瀬又川	堤防高	A	高田	100	100	(A2)	〃
二級内田川	〃	B	牛久	800		(B2)	〃

(2) 市管理河川の重要水防区域

河川名	重要度		箇所名	延長 (m)		重要な理由	想定される水防 工法又は対策
	種別	階級		右岸	左岸		
準用上前川	堤防高	B	廿五里～ 町田	870	870	(B1)	積み土のう工
準用戸田川	堤体強度	B	馬立	100	100	(B2)	〃
普通白幡川	〃	B	山木	100	100	(B1)	〃
普通内田川	堤防高	A	宿～原田	300	300	(A2)	〃
普通無名河 川	堤防高	A	東国吉	300	300	(A2)	〃

市原市重要水防箇所 位置図(北部)

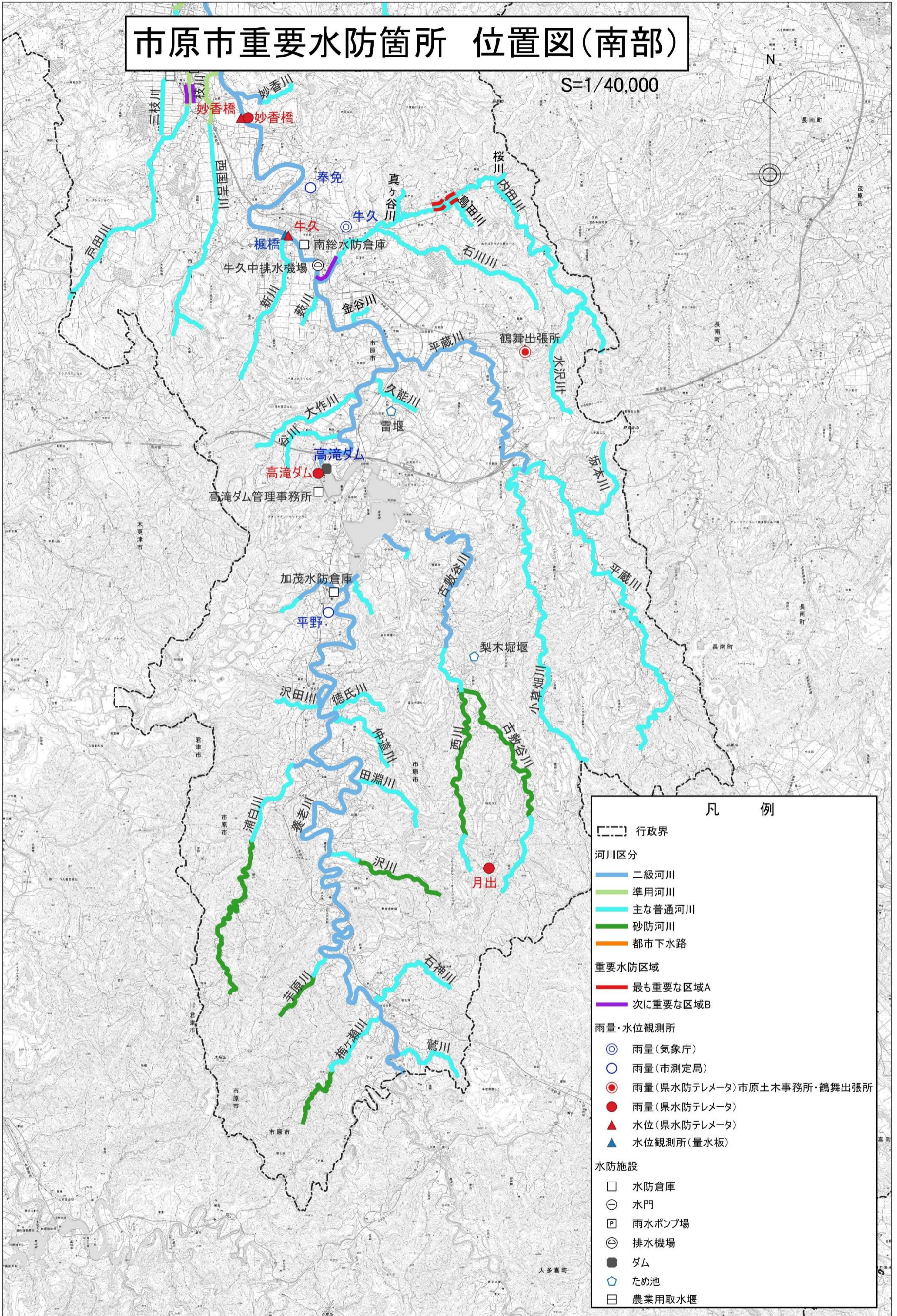
S=1/40,000



- ### 凡 例
- 行政界
 - 河川区分
 - 二級河川
 - 準用河川
 - 主な普通河川
 - 砂防河川
 - 都市下水道
 - 重要水防区域
 - 最も重要な区域A
 - 次に重要な区域B
 - 雨量・水位観測所
 - 雨量(気象庁)
 - 雨量(市測定局)
 - 雨量(県水防テレメータ)市原土木事務所・鶴舞出張所
 - 雨量(県水防テレメータ)
 - 水位(県水防テレメータ)
 - 水位観測所(量水板)
 - 水防施設
 - 水防倉庫
 - 水門
 - 雨水ポンプ場
 - 排水機場
 - ダム
 - ため池
 - 農業用取水堰

市原市重要水防箇所 位置図(南部)

S=1/40,000



凡 例

- 行政界
- 河川区分
 - 二級河川
 - 準用河川
 - 主な普通河川
 - 砂防河川
 - 都市下水路
- 重要水防区域
 - 最も重要な区域A
 - 次に重要な区域B
- 雨量・水位観測所
 - 雨量(気象庁)
 - 雨量(市測定局)
 - 雨量(県水防テレメータ)市原土木事務所・鶴舞出張所
 - 雨量(県水防テレメータ)
 - 水位(県水防テレメータ)
 - 水位観測所(量水板)
- 水防施設
 - 水防倉庫
 - 水門
 - 雨水ポンプ場
 - 排水機場
 - ダム
 - ため池
 - 農業用取水堰

資料5 2 水防工法 水防

水防工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし時には、数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い水防に努めなければならない。工法の選定にあたっては、堤防の組成材料、流速、法面・護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

水防作業を必要とする異常状態を大別して次の5項とし、その各々に適する工法は、概ね次のとおりである。

(1) 漏水

ア 吐口が堤腹のとき

吐口の下にむしろ張りなどを行い堤腹が洗われないようにし、吐口が大きい場合は、「月の輪工」を施す。

イ 裏法（堤防斜面の居住地側）、犬走り又は堤内平堤のとき

「釜段工」を施すが、噴水・洩水が少量の時は、「土管」や底抜きの「たる」「おけ」を伏せるか「導水むしろ張り工」を行う。

ウ 表法（堤防斜面の川側）の吸込口の手当

吸込口を突き止めることが出来ればその口に「詰め土のう工」をし、この浮きどめの押竹を施す。吸込口が発見出来ないときはその付近一体に「木流し工」又は「むしろ（シート）張り工」を行う。しかし吸込口が塞がれない間は、決して漏水口を塞いではならない。

(2) 表法（堤防斜面の川側）の欠け崩れ

ア 堤防が欠け崩れるときは、「木流し工」「むしろ（シート）張り工」で保護し、もし欠け崩れが拡大して以上の工法で不安と思われる場合には、「築きまわし工」を行って補強する。

イ 堤脚や護岸の決壊のときは、「蛇籠入」「捨石」「砕入れ」「木流し工」「むしろ（シート）張り工」を行って崩壊の拡大を防止する。

(3) 天端（堤防の上面）及び裏法（堤防斜面の川側）の亀裂、又は欠け崩れ

ア 亀裂が浅いときは、亀裂箇所を掘り返して埋め戻し、十分に締め固めを行う。

イ 亀裂が深いときは、「折返し工」「控取り工」「繋ぎ縫い工」「五徳縫い工」などの地縛り工法を施す。

ウ 欠け崩れに対しては、「五徳縫い工」「杭打積土のう工」「土のう羽口工」「力杭打工」「籠止め工」などで防止する。

(4) 溢水（堤防から水があふれる）

「積土のう工」「せき板工」などで積土のうが三段以上の場合は、止め杭（SBパイル）を使用する。

(5) 樋門（水門）等の漏水

樋門の表に「月の輪締切」の詰土のうを施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい位の場合は、裏法側に「月の輪工」を行うものとする。

資料 5 3 水防標識・信号 **水防**

1 水防信号

	警 鐘 信 号	サイレン信号
警戒信号	○-休止-○-休止-○-休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○
消防団員 出動	○-○-○-休止 ○-○-○-休止 ○-○-○-休止	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○
居住者の 出動	○-○-○-○-休止 ○-○-○-○-休止 ○-○-○-○-休止	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○
避難信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○

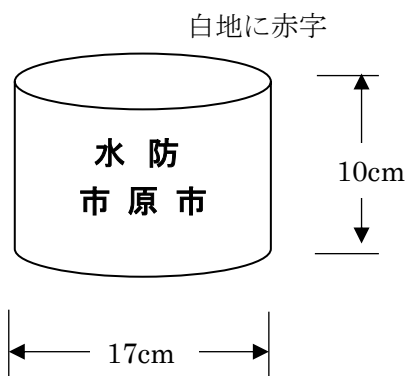
備考 (1) 信号は適宜の時間継続すること。

(2) 必要があれば警鐘信号又はサイレン信号を併用することも差支えない。

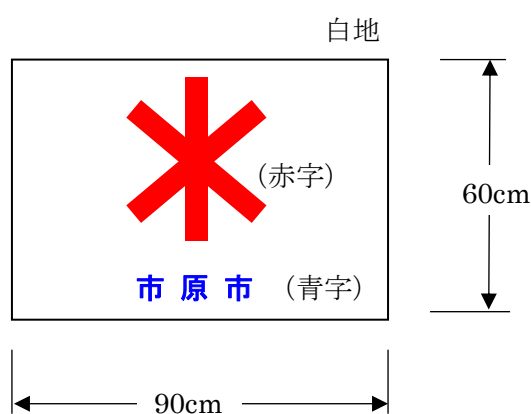
2 水防標識

水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため次の標識を定める。

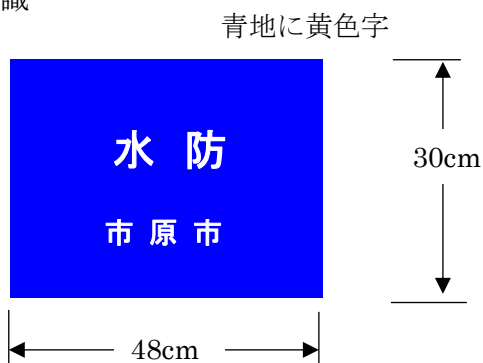
(1) 腕章



(2) 屯所の標識



(3) 車両標識



資料 5 4 水防用資材計画一覧表 水防

令和 6 年 1 月 31 日現在

水防用資材名	単位	水防倉庫名								合計
		五井	五井第 2	南総	姉崎	市原	加茂	戸田	廿五里	
土のう袋	袋	9,000	4,800	400	150		150	0	600	15,100
ブルーシート	枚	1,470		20	40		301	20	1,420	3,271
縄	束	6	6	4	2		2	3	8	31
鉄線	kg	150	200	100	100		75	100		725
木杭 (丸太)	本	45			30				20	95
木杭	本	66	10							76
SB パイル	本	154	500	450	220		200	47	300	1,871
掛矢 (かけや)	丁	9	5	7	9		6	6	3	45
鉄ハンマー	丁	30			5		3			38
ハンマー	丁		7	2	2			3		14
つるはし	丁	6	1	1			5	1		14
鋸 (のこぎり)	丁	5	7	7	7			7	5	38
スコップ	丁	154	59	50	65		46	30	30	434
鍬 (くわ)	丁	3	4	3	2		3	3		18
鉋 (なた)	丁	2	2	2	0			2		8
ペンチ	丁	3	3	3	5			3		17
鎌 (かま)	丁	21	5	5	3			3	10	47
斧 (おの)	丁	5	2	2	2			2	5	18
発電機	台	2	2	2	2		2			10
投光機	台	6	2	6	7		4	2		27
三脚	脚	4	2	6	8		6	2	2	30
コードリール	台	2	2	6	8		9	2		29
救難用ボート	艇	4								4
救命胴衣	着	33			3					36

資料55 水門・ため池・排水機場等一覧 **水防**

(1) 水門

河川・海岸名	施設名	所在地	排水機・門扉緒元		通報水位	操作水位	管理者	操作管理者			摘要
			型式	寸法・排水量				氏名	住所	電話	
千葉港海岸	市原水門 (市原排水機場)	八幡海岸通	鋼製ローラーゲート (電・手)	12.0m×5.5m	AP+2.00	AP+2.20	千葉県 (港湾課)	市原市 下水道施設課	市原市 松ヶ島西1-4	0436 (23)0611	千葉県と市原市にて保守管理委託契約を締結し市原市が管理している。
〃	白旗水門 (白旗排水機場)	五井海岸	鋼製ローラーゲート (電・手)	8.0m×5.0m(2門)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	白旗排水路水門	〃	鋼製ローラーゲート (手動)	W=3.4m H=3.7m	〃	AP+2.30	〃	〃	〃	〃	
〃	五井排水路水門	〃	鋼製ローラーゲート (手動)	W=3.4m H=2.6m	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
五井・姉崎海岸	姉崎水門	姉崎	鋼製ローラーゲート (電・手)	W=13.0m H= 4.1m		AP+1.90	市原市	〃	〃	〃	
〃	今津水門	〃	鋼製ローラーゲート (電・手)	W=13.0m H= 4.1m		〃	〃	〃	〃	〃	
養老川	飯沼樋門	飯沼	ステンレス製ローラーゲート	W=2.0m H=1.6m		AP+3.7	〃	市原市農林業課 調整係	市原市 安須980	0436 (36)5661	
〃	国分寺台 第1排水区樋門	西広	鋼製ローラーゲート (手動)	W=2.5m H=1.5m		TP+7.586	〃	市原市 下水道管理課	市原市 松ヶ島西1-4	0436 (23)9043	
〃	国分寺台 第2排水区樋門	西広	鋼製ローラーゲート (手動)	W=3.0m H=1.5m		TP+7.426	〃	〃	〃	〃	
〃	五井樋管	玉前	フラップゲート、 水中ポンプ	1.0m×1.0m(1門)			〃	〃	〃	〃	
神崎川	潤井戸第1排水区 樋門	神崎	鋼製ローラーゲート (手動)	W=2.0m H=3.5m		TP+17.317	〃	〃	〃	〃	
村田川	潤井戸第2排水区 樋門	潤井戸	鋼製ローラーゲート (手動)	W=2.8m H=2.8m		TP+11.530	〃	〃	〃	〃	
〃	村田川右岸第1排水 区樋門	八幡	鋼製ローラーゲート (手動)	W=2.0m H=1.6m		TP+2.303	〃	〃	〃	〃	

(2) 排水機場・ポンプ場

河川・海岸名	施設名	所在地	排水機・門扉諸元		通報水位	操作水位	管理者	操作管理者			摘要
			型式	寸法・排水量				氏名	住所	電話	
千葉港海岸	市原排水機場 (市原水門)	八幡海岸通	立軸軸流(ディーゼルエンジン)	11.50m ³ /s(3台)	AP+2.00	AP+2.20	千葉県(港務課)	市原市 下水道施設課	市原市 松ヶ島西1-4	0436 (23)0611	
〃	白旗排水機場 (白旗水門)	五井海岸	立軸軸流(ディーゼルエンジン)	10.0m ³ /s(3台)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
養老川	牛久ポンプ場	中	水中ポンプ	84m ³ /min(2台)			市原市	市原市 下水道施設課	市原市 松ヶ島西1-4	0436 (23)0611	
〃	五井ポンプ場	五井	主軸斜流ポンプ	1,204m ³ /min			〃	〃	〃	〃	
千葉港海岸	市原ポンプ場	八幡海岸通	スクレーポンプ	567m ³ /min			〃	〃	〃	〃	
五井・姉崎海岸	松ヶ島ポンプ場	松ヶ島西1丁目	立軸斜流ポンプ	1,574m ³ /min			〃	〃	〃	〃	
〃	岩崎ポンプ場	岩崎	立軸斜流ポンプ	390m ³ /min			〃	〃	〃	〃	
養老川	柳原排水機場	柳原	横軸斜流ポンプ	455m ³ /min			〃	海上土地改良区	別冊による	別冊による	
〃	三和第1排水機場	山田	横軸斜流ポンプ	135m ³ /min(2台)			〃	三和土地改良区	〃	〃	
〃	三和第2排水機場	二日市場	横軸斜流ポンプ	71m ³ /min(2台)			〃	〃	〃	〃	
〃	三和第3排水機場	土宇	横軸斜流ポンプ	39m ³ /min(2台)			〃	〃	〃	〃	
五井・姉崎海岸	今津ポンプ場	姉崎	立軸軸流ポンプ	390m ³ /min(2台)			〃	市原市 下水道施設課	市原市 松ヶ島西1-4	0436 (23)0611	

(3) ため池・ダム C：洪水調整 I：農業用水 S：都市用水 N：不特定用水、河川維持用水

河川・海岸名	施設名	所在地	堤体緒元			貯水池緒元		管理者	操作管理者		
			型式	目的	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	貯水調節容量 (m ³)		氏名	住所	電話
養老川	山倉ダム	山田橋	アースフィル	S	22	4,500,000		千葉県 (工業用水部)	別冊による	別冊による	別冊による
〃	高滝ダム	養老	重力コンクリート ダム	CSN	24.5	14,300,000	5,650,000	千葉県 (河川環境課)	〃	〃	〃
〃	ため池 (雷堰)	久保	均一型アースダ ム	I	11.6	66,000		加茂土地改良区	〃	〃	〃
古敷谷川	ため池 (梨木堰堰)	古敷谷	均一型アースダ ム	I	10.3	65,000		古敷谷水利組合	古敷谷 水利組合	〃	〃

(4) 農業用取水堰 C：洪水調整 I：農業用水 S：都市用水 N：不特定用水、河川維持用水

河川・海岸名	施設名	所在地	堤体緒元			貯水池緒元		管理者	操作管理者		
			型式	目的	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	貯水調節容量 (m ³)		氏名	住所	電話
養老川	西広堰	西広	フローディングタ イプ全可動	I	4.00			五井連合土地改良区	別冊による	別冊による	別冊による
〃	廿五里堰	廿五里	フローディングタ イプ全可動	I	2.12			東海千種土地改良区	〃	〃	〃
今津川	道面堰	今津川	鋼製ローラーゲート (電動)	I	1.45			〃	〃	〃	〃
戸田川	水神堰	馬立	鋼製ローラーゲート (手動)	I	1.10			水神水利組合	〃	〃	〃

資料56 水防顛末報告 水防

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m								
	雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m								
	右岸								
日時	自 月 日 時			至 月 日 時					
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m								
	工法								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 自己評価 備考									

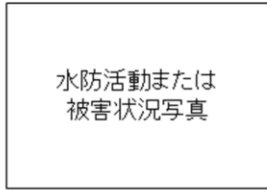
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

**令和〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)**

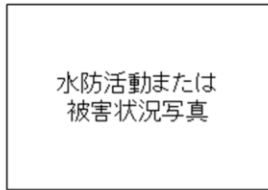
○概 要

〇〇市消防団は、〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

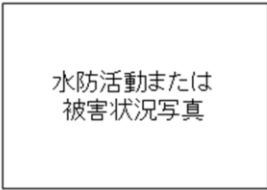
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)



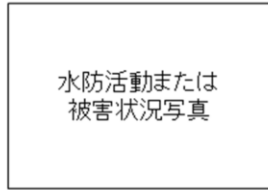
〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視



〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工



〇〇地区の浸水被害

